

令和8年3月6日

宇部市議会予算決算委員会  
前期全体会議録

宇 部 市 議 会



|                                         |
|-----------------------------------------|
| 予 算 決 算 委 員 会      前 期 全 体 会      会 議 録 |
|-----------------------------------------|

- 1 日 時 令和8年3月6日（金）  
午後零時58分から午後1時57分まで
- 2 場 所 議 場
- 3 事 件 1 補正予算議案等審査（概要説明聴取）
- （1）議案第11号 令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）
  - （2）報告第1号 専決処分を報告し、承認を求める件（令和7年度宇部市一般会計補正予算（第6回））
  - （3）議案第12号 令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第3回）
  - （4）議案第13号 令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
  - （5）議案第14号 令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
  - （6）議案第15号 令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第2回）
  - （7）議案第16号 令和7年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）
  - （8）議案第17号 令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第2回）
  - （9）議案第18号 令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第4回）
  - （10）議案第19号 令和7年度宇部市交通事業会計補正予算（第2回）
- 2 後期全体会の審査要領及び日程について

4 出席委員（24名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 猶 克 実 君   | 副委員長 | 岩 村 誠 君   |
| 委員  | 青 谷 和 彦 君 | 委員   | 芥 川 貴久爾 君 |
| 委員  | 浅 田 徹 君   | 委員   | 射 場 博 義 君 |
| 委員  | 笠 井 泰 孝 君 | 委員   | 唐 津 正 一 君 |
| 委員  | 河 崎 運 君   | 委員   | 甲 谷 理 温 君 |
| 委員  | 木 原 大 介 君 | 委員   | 鴻 池 博 之 君 |
| 委員  | 重 枝 尚 治 君 | 委員   | 城 美 暁 君   |
| 委員  | 真 宅 宣 昭 君 | 委員   | 時 田 洋 輔 君 |

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 委 員 | 新 村 秀 雄 君 | 委 員 | 西 村 享 平 君 |
| 委 員 | 林 豊 廣 君   | 委 員 | 早 野 敦 君   |
| 委 員 | 松 岡 伸 一 君 | 委 員 | 三 好 保 雄 君 |
| 委 員 | 山 下 則 芳 君 | 委 員 | 吉 松 剛 君   |

#### 5 欠席委員（3名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 委 員 | 荒 川 憲 幸 君 | 委 員 | 五十嵐 仁 美 君 |
| 委 員 | 志 賀 光 法 君 |     |           |

#### 6 その他の出席者（1名）

議 長 山 下 節 子 君

#### 7 説明のため出席した者

総合政策部

|         |           |         |           |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 部 長     | 古 林 学 君   | 次 長     | 上 田 優 作 君 |
| 財 政 課 長 | 入 江 慎 一 君 | 財政課財政係長 | 貞 永 武 士 君 |

健康福祉部

部 長 中 村 淳 一 君

産業経済部

部 長 林 孝 之 君

土木建設部

部 長 宗 野 行 展 君

水道局

水道事業管理者 秋 田 浩 二 君

交通局

交通事業管理者 大 谷 唯 輝 君

#### 8 事務局職員出席者

|        |           |          |           |
|--------|-----------|----------|-----------|
| 局 長    | 谷 寛 子 君   | 次 長      | 岩 崎 勝 君   |
| 議事総務課長 | 重 村 一 郎 君 | 議事総務課副課長 | 橋 本 佳 子 君 |
| 議事調査係長 | 木 村 美 紀 君 | 書 記      | 真 鍋 幸 恵 君 |

——— 午後零時58分開議 ———

委員長（猶 克実 君） ただいまから、予算決算委員会前期全体会を開きます。

なお、荒川委員、五十嵐委員、志賀委員については、欠席の旨の届出がありました。

次に、本委員会の傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

**委員長（猶 克実 君）** 初めに、前期全体会の審査日程（案）についてお諮りします。

本日の審査は、お手元の日程（案）に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、本委員会に付託された議案等のうち、補正予算議案であります第11号から第19号まで及び報告第1号の10件を一括議題とします。

各議案等について、執行部から、順次概要説明を求めます。

まず、議案第11号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）、報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件（令和7年度宇部市一般会計補正予算（第6回））の2件について、概要説明を求めます。

古林総合政策部長。座ったまま説明をお願いします。

**執行部** それでは、まず、議案第11号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）の補正内容について、説明させていただきます。

お手元の参考資料の2ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計全体で、歳入、歳出それぞれ19億7,829万6,000円を減額し、補正後の予算総額を813億2,701万9,000円とするものです。

最初に、款別の補正状況について、主なものを御説明いたします。

まず、2ページの歳入でございますが、一番上の市税につきましては、法人市民税の法人税割等が減となる見込みであることから、3億9万2,000円減額しています。その4行下、株式等譲渡所得割交付金、その2行下の地方消費税交付金、さらにその4行下の地方交付税、これらについては、収入見込額に合わせ、それぞれ補正するものです。地方交付税の4行下の国庫支出金につきましては、補助金の確定や事業進捗に連動し、21億9,583万円減額しています。その2行下の財産収入については、市有地の売払収入などを補正し、1億4,449万4,000円を増額するものです。その2行下の繰入金につきましては、普通交付税の増等に伴い、財政調整基金繰入金を減額するなど5億4,491万6,000円を減額しています。その2行下の諸収入については、国庫支出金から諸収入への予算の組み替え等に伴い、6億6,889万5,000円を増額するものです。その1行下の市債でございますが、国庫補助金の内示減に合わせた事業費の減額調整などに伴い、7億7,530万円を減額しています。

続いて、3ページへお進みください。

歳出の状況になります。例年、3月補正予算では決算を見据えた不用額整理となるため、ほとんどの科目で減額となります。の中で、増額となる主なものでございますが、上から2行目の総務費については、減債基金積立金や退職手当など6億4,341万円を増額しています。そ

の3行下の農林水産業費、さらにその4行下の教育費、これらについては、国の補正予算を活用した農業における中核経営体育成支援経費や小中学校施設長寿命化事業費などの増によるものです。

次に、部局ごとに事業または節・細節単位で補正内容を御説明いたします。

まず、歳出から増額しているものを中心に御説明いたしますので、19ページをお開きください。総務部でございます。上から2段目の職員給与費等経費は、退職見込者数の増に伴い、2億6,369万1,000円増額するものです。その2つ下の公共施設マネジメント推進経費は公共施設保全管理の財源を確保するため、公共施設等保全管理基金を積み増すなど1億9,967万8,000円増額しています。その下の電算システム管理経費は、ガバメントクラウド利用料の減額に伴い、7,870万8,000円減額するものです。ここで、財源のところを見ていただきたいのですが、財源は諸収入のデジタル基金改革支援補助金収入となっております。後ほど、歳入のところでも少し触れます。

次に、20ページに進んでいただいて、真ん中の欄、総合政策部でございますが、総合政策部の一番上の段の財政管理経費は、普通交付税の再算定で基準財政需要額に措置された臨時財政対策債償還基金費相当額を減債基金に積み立てるなど4億1,926万2,000円増額しています。

続いて、23ページにお進みください。健康福祉部でございます。最初の段の低所得者支援及び定額減税補足給付金経費は、支給見込みに合わせて、2億4,904万4,000円減額するものです。

24ページに進んでいただいて、下半分のこども未来部でございます。一番下の段の常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業費は、後ほど土木費にも登場してまいります。国庫補助金の獲得に向け追加要望を行うため、12月の補正予算（第4回）で大型の補正予算措置を認めていただきました。しかしながら、このたび、国庫補助金の大きな内示減がありましたので、それに合わせて補正するもので、子育て支援拠点分として12億1,196万円減額しています。これに伴いまして、この減額となった必要な予算額は改めて令和8年度当初予算に計上しております。

続いて、25ページの上から2段目、私立保育園保育実施経費の9,722万1,000円増額、26ページに進んでいただきまして、こども未来部の一番最後でございますが、私立幼稚園事業補助経費の4,818万9,000円増額、これらいずれも公定価格の改定等に合わせて補正するものです。

28ページへお進みください。都市政策部でございます。上から4つ目の常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業費は先ほど申しましたが、こちらはくつろぎ交流機能分でございます。国庫補助金の内示減に合わせ、7億5,891万4,000円減額するものです。こちらに必要な予算額を改めて令和8年度当初予算に計上しています。その下のまちなかウォークブル推進事業費、

一番下の市役所周辺地区整備事業費及び次の２９ページの一番上の島地区環境整備事業費についても、国庫補助金の内示減に合わせて、減額補正するものです。

歳出については、以上でございます。

次に、４ページに戻っていただいて、歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、今御説明しました歳出に連動するものがほとんどでございます。その他のものとして主なものは、一番上の段でございますが、総務部の市税については、法人市民税の均等割や法人税割が減となる見込みであることから、３億９万２，０００円減額するものです。その下の段のデジタル基盤改革支援補助金についてですが、先ほど財源で少し触れましたが、国庫支出金から諸収入への予算の組み替えと収入見込額に合わせて、国庫支出金を減額しております。一方で、その５つ下の総務部の一番下、諸収入を組み替え等により７億８，０１８万７，０００円増額しています。

続いて、その下の欄の総合政策部でございますが、上から３段目までは、収入見込額に合わせてそれぞれ補正するものです。

また、５ページに進んでいただきまして、上から３つ目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は歳出の執行見込額に合わせ、補正するものです。その２つ下の財政調整基金繰入金は、普通交付税が再算定により増額交付されることを受け、６億１，０５１万９，０００円減額するものです。

次に、１４ページにお進みください。上の欄でございます。産業経済部の一番上の段の土地売却収入については、企業の進出に伴う市有地の売り払いにより、５，３２９万５，０００円増額しています。

歳入については、以上です。

続いて、国補正予算の活用について、少しまとめていますので、３４ページをお開きください。

今回の補正については、「強い経済」を実現する総合経済対策である国の補正予算を活用して、令和８年度当初予算と一体的に編成・執行する増額補正が含まれています。国補正を活用した増額補正分は、減額を主とする通常の３月補正に溶け込んで分かりにくくなっていますので、御覧いただいている３４ページに歳出を、３５ページ及び３６ページに歳入の一覧表を添付しています。

３４ページにお示ししている１２予算事業、総額１０億１，８７８万６，０００円ですが、令和８年度に繰り越して、執行していくこととしています。国の補正予算の内容については、後ほど御参照ください。

続いて、３７ページをお開きください。第２表、継続費補正でございます。見初ふれあいセンター建設事業など６事業について、契約や進捗状況にあわせて、変更を行うものです。

３９ページへお進みください。第３表、債務負担行為補正でございます。港湾整備事業に係る

県債償還費の負担に伴い、宇部港東見初地区埠頭用地造成事業1件を追加し、支出見込額等に合わせて、まちライブラリー運営業務など6件を変更しています。

40ページに進んでいただきまして、第4表、繰越明許費補正でございます。電算システム管理事業など41事業について、国の補正予算を活用して、前倒して予算措置するものも含め、令和7年度中の完了が見込めないものについて、予算を繰り越して、令和8年度に執行するために追加しています。

43ページに進んでいただいて、第5表、地方債補正でございます。事業費の確定や財源の振替、国の補正予算に対応した財源措置などに合わせて、過年災害復旧事業1件の追加、ふれあいセンター整備事業など25事業の変更を行うものです。

以上で、令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）の概要説明を終わらせていただきます。続いて、報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件（令和7年度宇部市一般会計補正予算（第6回））の説明をさせていただきます。

こちらでも事前にお配りしております参考資料を見ていただきたいと思います。

これは令和8年1月23日の衆議院解散により、第51回衆議院議員総選挙、第27回最高裁判所裁判官国民審査が令和8年2月8日に執行されることが決定したことに伴い、地方自治法179条第1項の下、議会を招集するいとまがないと判断し、必要な経費を計上した第6回補正予算を専決処分しました。

この専決処分について、本定例会に報告し、承認を求めるものでございます。

資料にありますように必要経費は、委託料ほか、そこに示しているものです。事業費につきましては、8,790万3,000円で、下に書いてあるように財源は全額が県委託金となっております。

専決処分年月日は衆議院解散日の令和8年1月23日でございます。

説明は以上でございます。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、議案第11号及び報告第1号の概要説明は終わりました。

次に、議案第12号令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第3回）、議案第13号令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）、議案第14号令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）の3件について、概要説明を求めます。

中村健康福祉部長。座ったまま説明をお願いします。

**執行部** それでは、議案第12号令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について、御説明いたします。

まず、予算書5ページを御覧ください。今回の補正は、歳入・歳出に、それぞれ1億582万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ190億464万9,000円とするものです。

歳出から御説明いたしますので、予算書 22 ページにお進みください。総務費の一般管理費 34 万 4,000 円及びその下段の介護認定審査会費 17 万 6,000 円につきましては、決算見込額に合わせ、それぞれ減額補正をするものです。

次に、24 ページにお進みください。保険給付サービス等諸費 1 億 4,760 万 4,000 円の増額につきましては、介護サービス給付費の所要見込額に合わせ補正を行うものです。

次に、26 ページにお進みください。介護給付費準備基金積立金 84 万 3,000 円の増額につきましては、基金預託先の利率改定に伴う利子収入の増に合わせ、補正を行うものです。

次に、28 ページにお進みください。地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業諸費については、予算額の補正ではありませんが、歳入・総合事業調整交付金の補正に連動し、財源の更正を行うものです。その下段の一般介護予防事業諸費 37 万 8,000 円及び、さらにその下段の包括的支援事業・任意事業諸費 154 万 6,000 円につきましては、所要見込額に合わせ、それぞれ減額補正を行うものです。

次に、30 ページにお進みください。予備費 4,018 万 1,000 円につきましては、収支調整として、減額補正を行うものです。

歳出については、以上です。

歳入について御説明いたしますので、12 ページにお戻りください。国庫支出金の項 10 国庫負担金 2,591 万 7,000 円の増額及びその下段の頭のところの項 15 国庫補助金 441 万 1,000 円の増額、続いて 14 ページに進んでいただいて、款 25、項 10 支払基金交付金 3,975 万 2,000 円の増額、さらに 16 ページに進んでいただいて、県支出金の項 10 県負担金 2,205 万 4,000 円の増額及びその下段の頭のところの項 15 県補助金 34 万 4,000 円の減額については、保険給付費や地域支援事業費などの歳出補正に連動して、目、細節ごとにそれぞれの補助率、負担割合に応じた収入見込額に合わせ、補正を行うものです。

続いて、18 ページにお進みください。財産収入の利子及び配当金 84 万 3,000 円の増額については、基金預託先の利率改定に伴う利子の収入増に合わせ、補正を行うものです。

最後、20 ページにお進みください。繰入金の項 10 一般会計繰入金 1,318 万 9,000 円の増額については、保険給付費や地域支援事業費の歳出補正等に連動して、目、細節ごとに、それぞれの負担割合に応じて補正を行うものです。

以上で、令和 7 年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)の概要説明を終わります。

続きまして、議案第 13 号宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 回)について、御説明をいたします。

予算書 35 ページをお開きください。今回の補正は、歳入・歳出から、それぞれ 2,289 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 177 億 8,358 万 7,000 円とするものです。

歳出から御説明いたしますので、５０ページにお進みください。

総務費の一般管理費４５６万７，０００円の減額につきましては、決算見込額に合わせ、補正をするものです。

続いて、５２ページにお進みください。国民健康保険事業費納付金の上段のところの一般被保険者医療給付費分、その下の一般被保険者後期高齢者支援金等分、その下の介護納付金分、いずれも予算額の補正はありませんが、歳入の国民健康保険料の《増額》（《》については１３ページで修正）補正等に連動し、財源の更正を行うものです。

続きまして、５４ページにお進みください。保健事業費の上段のところの特定健康診査等事業費１，６５０万円、その下段の保健事業費１８２万３，０００円につきましては、決算見込額に合わせ、それぞれ減額補正を行うものです。

続きまして、歳入について御説明をいたしますので、４２ページにお戻りください。国民健康保険料の一般被保険者国民健康保険料につきましては、保険料の区分ごとに、４３ページ右側の説明欄のとおり決算見込額に合わせ増減し、トータルで４，８６９万８，０００円を減額補正するものです。

続いて、４４ページにお進みください。国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金の５８５万６，０００円の増額につきましては、当初、県支出金で予算計上しておりましたが、国庫支出金での対応となることが判明したため、振替計上を行うものです。

続いて、４６ページにお進みください。県支出金の保険給付費等交付金１，９４９万５，０００円の減額につきましては、ただいま御説明しました国庫支出金との振替えや歳出の補正と連動する収入見込みを補正するものです。

続いて、４８ページにお進みください。一般会計繰入金につきましては、節、細節ごとに決算見込額に合わせて増減し、トータルで４，５４０万１，０００円を減額補正するものです。

続いてその下段のところ、支払準備基金繰入金８，４８４万８，０００円につきましては、保険料や一般会計繰入金の減額などに伴い、その補填財源として増額補正をするものです。

以上で、宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３回）の概要説明を終わります。

続きまして、議案第１４号宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３回）について、御説明いたします。

予算書５９ページをお開きください。今回の補正は、歳入・歳出に、それぞれ８，２０５万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ３７億６，７０８万４，０００円とするものです。

歳出から御説明いたしますので、７２ページにお進みください。総務費の一般管理費３５１万１，０００円の減額につきましては、決算見込みに合わせ、補正を行うものです。

続いて、７４ページにお進みください。後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、区分

ごとに決算見込みに合わせ増減をし、トータルで8,556万8,000円を増額補正するものです。

次に歳入について御説明いたしますので、66ページにお戻りください。後期高齢者医療保険料の普通徴収保険料1億1,431万8,000円の増額につきましては、決算見込みに合わせ、補正を行うものです。

続いて、68ページにお進みください。国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金の93万5,000円の増額につきましては、国の内示額に合わせ補正を行うものです。

続いて、70ページにお進みください。一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金691万1,000円、保険基盤安定繰入金2,628万5,000円を決算見込みに合わせ、それぞれ減額補正を行うものです。

以上で、宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）の概要説明を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、議案第12号から第14号までの概要説明は終わりました。

次に、議案第15号令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第2回）、議案第16号令和7年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）の2件について、概要説明を求めます。

林産業経済部長。座ったままお願いします。

**執行部** それでは、議案第15号令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第2回）について、御説明いたします。

これは、歳入・歳出をそれぞれ147万6,000円減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,879万5,000円とするものです。

まず、歳出について御説明いたします。

特別会計補正予算書の94ページ、95ページを御覧ください。一般管理費の需用費について、光熱水費を所要見込額に合わせ、185万円減額するものです。

続きまして、96ページを御覧ください。予備費についてですが、これは、特別会計の歳入歳出の予算総額を同額とするため、37万4,000円増額するものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

86ページ、87ページを御覧ください。中央卸売市場使用料についてですが、これは、中央卸売市場敷地の一部を臨時的に賃貸したことに伴い、土地使用料を14万6,000円増額するものです。

続きまして、88ページ、89ページを御覧ください。一般会計繰入金についてですが、これは、3月補正後の歳出予算額に合わせて、総務省が示す基準に基づき算出した結果、9万8,000円減額するものです。

続きまして、９０ページ、９１ページを御覧ください。雑入についてですが、これは、電気使用料収入について収入見込み額に合わせ、１８０万円減額するものです。

続きまして、９２ページ、９３ページを御覧ください。総務費負担金の地方卸売市場給与費負担金について、業務見込み量に合わせ、２７万６，０００円増額するものです。

以上で、令和７年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第２回）の説明を終わります。

続きまして、議案第１６号令和７年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１回）について、御説明いたします。

これは、歳入・歳出をそれぞれ９万３，０００円増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ２，１６９万３，０００円とするものです。

まず、歳出について御説明いたします。

特別会計補正予算書の１１２ページ、１１３ページを御覧ください。一般管理費の負担金補助及び交付金について、地方卸売市場業務給与費負担金として、業務見込み量に合わせ、２７万６，０００円増額するものです。同じく、一般管理費の積立金について、地方卸売市場基金の利子積立金として１万円を増額するものです。同じく、一般管理費の公課費について、消費税の納税が不要になったことから４０万円減額するものです。

続きまして、１１４ページを御覧ください。予備費についてですが、これは、特別会計の歳入歳出の予算総額を同額とするため、２０万７，０００円増額するものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

１０８ページ、１０９ページを御覧ください。一般会計繰入金についてですが、これは、３月補正後の歳出予算額に合わせて、総務省が示す基準に基づき算出した結果、８万３，０００円増額するものです。

続きまして、１１０ページ、１１１ページを御覧ください。利子及び配当金の利子収入について、地方卸売市場基金の利子収入として、１万円を増額するものです。

以上で、令和７年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１回）の説明を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、議案第１５号及び第１６号の概要説明は終わりました。

次に、議案第１７号令和７年度宇部市下水道事業会計補正予算（第２回）について、概要説明を求めます。

宗野土木建設部長。座ったままお願いします。

**執行部** それでは、議案第１７号令和７年度宇部市下水道事業会計補正予算（第２回）について、御説明いたします。

今回の補正は、収入及び支出額を実施見込みに合わせて補正するものです。

お手元の令和７年度宇部市下水道事業会計補正予算（第２回）の予算書の３ページを御覧ください。第２条の業務の予定量についてですが、公共下水道処理区域面積、年間総処理水量、一日

平均処理水量及び主要な建設改良事業の予定量をそれぞれ補正するものです。

次に、第3条の収益的収入及び支出についてですが、収入については、固定資産売却益の増額等により、第1款の下水道事業収益を5,958万9,000円増額し、68億1,966万6,000円とし、支出については、減価償却費、資産減耗費の減額等を行った結果、第1款の下水道事業費用を1億6,648万6,000円減額し、64億6,669万2,000円とするものです。

次に、4ページを御覧ください。第4条の資本的収入及び支出についてですが、収入については、企業債、国庫補助金の減額等により、第1款の資本的収入を2億2,203万5,000円減額し、31億1,262万3,000円とし、支出については、建設改良費、企業債償還金の減額を行った結果、第1款の資本的支出を2億7,615万8,000円減額し、55億656万2,000円とするものです。その結果、23億9,393万9,000円の財源不足となる見込みですが、これについては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,562万8,000円、減債積立金2億円、建設改良積立金1億円、過年度分損益勘定留保資金6,705万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金19億9,125万2,000円で、補填することとしました。

次に、第5条の債務負担行為については、契約の締結に伴い、限度額を補正するものです。

次に、5ページを御覧ください。第6条の企業債については、建設改良費の見直しに伴い、限度額を1億340万円減額し、15億9,190万円とするものです。

次に、第7条の他会計からの補助金については、一般会計から受ける補助金を7,180万円減額し、22億9,166万1,000円とするものです。

これらの補正の結果、19ページの予算説明の中ほどに記載しているとおり、当年度純利益は、2億7,734万6,000円となる見込みです。

以上で、令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第2回）の説明を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、議案第17号の概要説明は終わりました。

次に、議案第18号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第4回）について、概要説明を求めます。

秋田水道事業管理者。座ったままお願いします。

**執行部** それでは、議案第18号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第4回）について、御説明をいたします。

今回の補正は、収入及び支出額を実施見込みに合わせて、予算全般にわたり補正をするものでございます。

まず、3ページ、第2条の業務の予定量については、給水戸数、年間総給水量、一日平均給水量及び主要な建設改良事業の予定量をそれぞれ補正するものです。

次に、第3条の収益的収入及び支出について、収入については施設整備納付金の減額など、支出においては、動力費、委託料及び工事請負費の減額などを行った結果、水道事業収益は676万1,000円減額の《38億3,538万8,000円》（《》は13ページで修正）とし、水道事業費用は2,772万2,000円減額の36億9,856万5,000円とするものでございます。

次に、4ページになりますが、第4条の資本的収入及び支出について、収入においては工事負担金の減額等、支出については建設改良費等の減額を行った結果、資本的収入は1,018万7,000円減額の4億2,233万9,000円とし、資本的支出は7,866万1,000円減額の19億2,594万9,000円とするものです。その結果15億361万円の財源不足となる見込みでございますが、これについては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億809万3,000円、建設改良積立金4億5,000万円、過年度分損益勘定留保資金8億3,561万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億989万9,000円で補填することといたしました。

次に、第5条については、他会計からの補助金を《31万円》（《》は13ページで修正）増額し、4億7,458万4,000円とするものです。

次に、第6条については、たな卸資産の購入限度額を1,318万円減額し、1億5,040万7,000円とするものです。

以上により、17ページの予算説明にあるとおり、当年度純利益は1,504万7,000円となる見込みでございます。

以上で、宇部市水道事業会計補正予算（第4回）の説明を終わります。

よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、議案第18号の概要説明は終わりました。

次に、議案第19号令和7年度宇部市交通事業会計補正予算（第2回）について、概要説明を求めます。

大谷交通事業管理者。座ったままお願いします。

**執行部** それでは、議案第19号令和7年度宇部市交通事業会計補正予算(第2回)について、御説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告等による職員給与費の増額並びに収入及び支出額を実施見込みに合わせて補正するものです。

まず、3ページの第2条の業務の予定量については、乗合事業及び貸切事業の予定量を補正するものです。

次に、4ページの第3条の収益的収入及び支出について、収入においては、営業外収益の他会計補助金の増額等、支出においては、営業費用の人件費の増額等を行った結果、自動車事業収益

は6,015万2,000円増額の10億5,862万6,000円とし、自動車事業費用は1,675万3,000円増額の10億5,879万9,000円とするものです。

次に、第4条の資本的収入及び支出について、収入においては、国・県補助金等の減額、支出においては、建設改良費の減額です。これにより、資本的収入は100万8,000円減額の160万1,000円となり、5ページの資本的支出は816万5,000円減額の1億9,026万7,000円とするものです。その結果、1億8,866万6,000円の財源不足となる見込みですが、これについては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額673万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1億8,192万9,000円で補填することとしました。

次に、第5条については、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を2,895万1,000円増額し、6億9,509万円とするものです。

次に、第6条については、他会計からの補助金を4,606万7,000千円増額し、2億6,551万2,000円とするものです。

以上により、25ページの予算説明のとおり、当年度純損失は1,348万7,000円となり、当年度末処分利益剰余金は9,448万7,000円となる見込みです。

以上で、令和7年度宇部市交通事業会計補正予算（第2回）の説明を終わります。

よろしく御審査を賜りますようお願いいたします。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、議案第19号の概要説明は終わりました。

中村健康福祉部長。

**執行部** 先ほどの国民健康保険特別会計の説明のところで、歳出の国民健康保険事業費納付金については、いずれも予算額の補正はありませんが、歳入の国民健康保険料の増額補正等に連動しと、御説明をいたしました。正しくは、国民健康保険料の減額補正に連動しということです。おわびして訂正をいたします。

**委員長（猶 克実 君）** 秋田水道事業管理者。

**執行部** 先ほど御説明をした中で、訂正が2か所ございます。申し訳ございません。

まず、3ページの収益的収入及び支出についてですが、676万1,000円減額の38億3,538万7,000円と申したところ、38億3,537万8,000円が正しいこととなります。申し訳ございません。

それと、もう1点、4ページの第5条の他会計からの補助金のところですが、増額金額を31万円と申しましたが、3万1,000円の誤りでございます。

おわびして訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、補正予算議案等についての概要説明は終わりました。

この際、お諮りします。

ただいま議題となっています補正予算議案9件及び報告1件について、お手元の予算決算委員

会分科会分担表（案）のとおり各分科会に送付し、審査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、参考として、お手元の予算決算委員会分科会担当事項一覧を補正予算参考資料と、あわせて御参照ください。

また、各分科会は、１０日（火曜日）または１１日（水曜日）の常任委員会終了後に引き続いて開催することとなりますので、念のため申し添えます。

---

**委員長（猶 克実 君）** 続きまして、後期全体会の審査要領及び日程についてお諮りします。

お手元の審査要領（案）を御説明します。

後期全体会では、当初予算議案及び補正予算議案等の審査を行います。

まず、１日目の１６日は、一般会計、特別会計及び企業会計当初予算の総括説明、一般会計及び特別会計当初予算の概要説明、企業会計当初予算に係る説明をそれぞれ受けた後、一般会計及び特別会計当初予算の総括説明並びに概要説明に対する質疑を一括して行います。

当該質疑は、総括説明等について大所高所の見地から疑義をただすものとします。

２日目以降の一般会計当初予算歳出、一般会計当初予算歳入及び一般会計当初予算継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用に対する質疑並びに特別会計当初予算に対する質疑は、それぞれ個別・具体的な事業、経費等について疑義をただすものとします。

２日目の１７日は、一般会計当初予算歳出に対する質疑を款ごとに行います。

３日目の１８日は、まず、一般会計当初予算歳入に対する質疑を市税、市税を除くその他の収入の順で行い、次いで、一般会計当初予算継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用に対する質疑を一括して行い、次いで、特別会計当初予算に対する質疑を会計ごとに行います。

続いて、４日目の１９日は、まず、企業会計当初予算に対する質疑を会計ごとに行います。

次いで、各会計当初予算の留保事項に対する質疑を行ったのち、各会計当初予算議案に対する討論、表決を行います。

当初予算議案審査に係る質疑は通告制とし、通告書の受付時間は、日程表の備考欄に記載のとおりとします。

特に、１７日に行います一般会計当初予算歳出に対する質疑は、１６日の委員会終了後から同日の午後５時まで及び１７日の午前８時３０分から午前９時３０分までの間に受付を行いますので、御留意ください。

なお、通告に当たりましては、一般会計当初予算歳出については、款ごとに、一般会計当初予

算歳入については、市税又は市税を除くその他の収入の区分ごとに、一般会計当初予算継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用については、一括して一区分、特別会計当初予算及び企業会計当初予算については、会計ごとに、通告書を提出していただきますようお願いいたします。

質疑の回数は、款ごと、市税又は市税を除くその他の収入の区分ごと、会計ごとに1人1回限りとし、1回当たりの質疑時間は、答弁を含めて30分以内とします。

ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、質疑時間を延長することができるものとします。その場合、委員のほうから延長の申出をしていただくようになります。

また、関連質疑がある場合には、通告なしで行うものとし、質疑中の委員の質疑終了後、発言を行うものとします。

関連質疑の質疑時間は、答弁を含め15分以内とし、質疑は、質問席で行うものとします。

ただし、関連質疑は執行部の入れ替えが生じない範囲で行うものとします。執行部の入れ替えがある場合は認めません。

なお、既に関連質疑を含め、質疑が終結した項目についても、委員の申出により、委員長が重要案件と認めた場合は、関連質疑を認めるものとします。この場合は、休憩を取って、執行部を呼ぶこともあります。

また、留保事項に対する質疑についても通告なしで行うものとします。1人当たりの質疑時間は答弁を含め10分以内とします。

要望事項は、審査最終日の委員会終了時まで、委員長あてに、文書で御提出くださるようお願いいたします。質疑の最中に言葉で言うのではなく、文書でお願いします。なお、要望事項とするか否かは、正副委員長に御一任願います。

続いて、当初予算議案の審査終了後に引き続いて行います補正予算議案等の審査についてです。

補正予算議案等の審査は、各分科会に送付した議案等に対する審査の概要について、分科会ごとに会長報告及び会長報告に対する質疑を行った後、各補正予算議案等に対する討論、表決を行います。

その際、分科会会長報告は、演壇で行い、会長報告に対する質疑については、自席で行うものとします。

後期全体会の審査の要領及び日程は、以上のとおりですが、日程については、審査の進行状況に応じて変更することができるものとします。

また、委員長報告の内容は、正副委員長に一任するものとします。

この際、お諮りします。

ただいま御説明した審査要領（案）に従って審査を進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） 御異議なしと認め、そのように進めてまいります。

皆様の御協力をお願いします。

以上で、本日の日程は終了しました。

次回の委員会は、16日（月曜日）午前10時からの後期全体会となります。

---

委員長（猶 克実 君） 本日は、これで散会します。

—— 午後1時57分散会 ——

令和8年3月10日

宇部市議会予算決算委員会  
総務財政分科会会議録

宇 部 市 議 会



宇部市議会予算決算委員会総務財政分科会 会議録

**1 日 時** 令和8年3月10日（火）

午前10時52分から午前11時40分まで

**2 場 所** 第1委員会室

**3 事 件**

（1）議案第11号 令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）

（2）報告第1号 専決処分を報告し、承認を求める件（令和7年度宇部市一般会計補正予算（第6回））

**4 出席分科員（9名）**

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 会 長   | 時 田 洋 輔 君 | 副 会 長 | 林 豊 廣 君   |
| 分 科 員 | 射 場 博 義 君 | 分 科 員 | 唐 津 正 一 君 |
| 分 科 員 | 木 原 大 介 君 | 分 科 員 | 鴻 池 博 之 君 |
| 分 科 員 | 猶 克 実 君   | 分 科 員 | 新 村 秀 雄 君 |
| 分 科 員 | 早 野 敦 君   |       |           |

**5 欠席分科員（0名）**

**6 その他の出席者（0名）**

**7 説明のため出席した者**

（1）議案第11号 令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）

① 総合政策部

|            |           |            |           |
|------------|-----------|------------|-----------|
| 部 長        | 古 林 学 君   | 次 長        | 馬 場 葉 子 君 |
| 次 長        | 上 田 優 作 君 | 政策企画課長     | 正 司 優 子 君 |
| 政策企画課副課長   | 石 原 紀 子 君 | 政策企画企画調整係長 | 西 岡 優 君   |
| 移住定住推進課長   | 久 保 恵美子 君 | 移住定住推進課副課長 | 山 下 進 君   |
| 行革推進課長     | 鹿 崎 淳 一 君 | 連携共創推進課長   | 藤 田 美佐子 君 |
| 連携共創推進課副課長 | 宗 像 香 織 君 | 財 政 課 長    | 入 江 慎 一 君 |
| 財政課財政係長    | 貞 永 武 士 君 | 北部地域振興課長   | 荒 武 則 弘 君 |
| 北部地域振興課副課長 | 福 井 崇 弘 君 |            |           |

② 総務部

|         |           |          |           |
|---------|-----------|----------|-----------|
| 部 長     | 大 畑 秀 幸 君 | 次 長      | 田 中 弓 子 君 |
| 防災危機管理監 | 弘 中 秀 治 君 | 職 員 課 長  | 吉 岡 徹 君   |
| 職員課副課長  | 棟 久 直 行 君 | 防災危機管理課長 | 坂 田 雅 之 君 |

デジタル推進課長 大 西 義 紀 君      財産管理課長 羽 根 伸 宏 君  
財産管理課副課長 東 原 裕 美 君      市民税課長 林 和 彦 君

③ 選挙管理委員会

事務局長 橋 本 勝 知 君      選挙課長 浦 田 佳 宏 君  
選挙課副課長 森 嶋 崇 朗 君

(2) 報告第 1 号 専決処分を報告し、承認を求める件（令和 7 年度宇部市一般会計補正予算（第 6 回））

事務局長 橋 本 勝 知 君      選挙課長 浦 田 佳 宏 君  
選挙課副課長 森 嶋 崇 朗 君

**8 事務局職員出席者**

書 記 高 木 徹 也 君

---

————— 午前 10 時 53 分開会 —————

**会 長（時田 洋輔 君）**      ただいまから、予算決算委員会総務財政分科会を開きます。

これより、本分科会に送付された補正予算議案等の審査を行います。分科会においては議案等に対する質疑のみを行い、討論及び採決は行わないこととなっておりますので、あらかじめ御了承をお願いします。

それでは、議案第 11 号令和 7 年度宇部市一般会計補正予算（第 7 回）のうち、本分科会が担当する部分を議題といたします。

一般会計補正予算については、担当部局ごとに説明を聴取し質疑を行います。

それでは、初めに総合政策部の担当部分を議題とします。総合政策部の説明を求めます。

**執行部**      それでは、総合政策部の所管分について、事前にお配りしております参考資料に沿って御説明いたします。

まず、歳入から御説明をさせていただきます。

参考資料の 4 ページをお開きください。4 ページの下欄が総合政策部でございますが、主な内容を掲載しています。

まず上から 2 つ、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金は、交付見込額に合わせて補正を行っております。

3 段目の地方交付税（普通交付税）は、再算定による追加交付決定額に合わせて増額するものです。

次のページに進んでいただいて、参考資料 5 ページです。

上から 3 つ、国庫支出金の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）と、その次の（デジタル実装型 T Y P E 1）、そして物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、交付

金の認定結果や充当事業の実施見込みに合わせて補正を行うものでございます。

その下の段、総務費寄附金のふるさと応援寄附金は、収入見込額に合わせて減額するものです。

続きまして、その下の繰入金でございますが、財政調整基金繰入金を普通交付税の増額に伴い減額しています。また、ふるさと応援基金繰入金、その下の合併特例基金繰入金、そしてその下の若者幸せ基金繰入金は、充当事業の実施見込みなどに合わせて補正を行うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

参考資料20ページをお開きください。真ん中の欄が総合政策部でございます。

主な内容といたしまして、一番上の財政管理経費の減債基金積立金4億1,850万円については、普通交付税の再算定で、基準財政需要額に措置された臨時財政対策債償還基金費相当額などを減債基金に積み立てるものでございます。

また、その下の政策推進経費の国庫返還金2,234万3,000円は、令和6年度の物価高騰対応地方創生臨時交付金の精算に伴い、所要見込額に合わせて補正をするものでございます。

次に、参考資料39ページにお進みください。

39ページに第3表、債務負担行為補正がございます。2変更のほうの欄を見ていただきたいのですが、一番上のまちライブラリー運営業務は契約額の確定により、また、その次の2段目、奨学金返還支援補助金については、所要見込額に合わせて計上するものでございます。奨学金は当初30人を見込んでおりましたが、令和7年度の受付認定は19人にとどまっております。この19人に係る債務負担行為額になります。

説明は、以上となります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

**会 長（時田 洋輔 君）** 以上で、説明は終わりました。

総合政策部の担当部分について、質疑はありませんか。猶分科員。

**分科員（猶 克実 君）** 最後の奨学金返済の件で、19人が認定されたということですね。申込者が19人だったということですか。それとも、もっと申請があったということでしょうか。

**執行部** 申請者が19人ということでございます。

**分科員（猶 克実 君）** 当初の予定よりも少なかった原因は何でしょうか。

**執行部** 今年度の令和7年が申請を始めた初年度になります。30人で見込んでおりましたが、30人に到達することができなかった。

令和6年から周知はやっておりましたが、やはりなかなか目標の30人に達することができなかったということで、今後、周知をしっかりとやっていこうと考えております。

**執行部** この30人は目標というか、他市の例も参考にしながら、どのくらいの数字になるのか、なかなか見込みも非常に難しくございました。

当初予算では、30人であればその後の追加補正もないであろうと思っておりましたが、実際のところは19人の申請認定にとどまりました。

この結果の中には、まだまだ周知不足というのものもあるかもしれませんから、しっかりやっていきたいのですが、実際にどれだけの人数の方が対象としておられるかというのは、なかなか当初予算段階では難しかったところがありました。

**分科員（猶 克実 君）** では、もう1点。単純に周知かもしれないとは思ったのですけれども、もう一つ他市と比べてこの奨学金の金額や返済の魅力、それらを比較してどうだったのか、よくなかったのか。それとも、この状態で来年も続けて効果があるというふうに考えておられますか。

**執行部** 返還金額100万円というのは他市町でも行っております。ただ、その100万円を5年で返還するということが多いと思います。宇部市に関しましては10年にしております。この10年というのは、10年をかけて返還をしていただく中で、宇部市に10年いらっしゃる——宇部市の居住要件を設けておりますので、10年間宇部市にいらっしゃっていただく——その後、10年いらっしゃいましたら、やはり家庭を持たれる方も多いと思いますので、定住につながるかと考えております。ここが宇部市の特徴としてあります。

**分科員（猶 克実 君）** 大体分かりました。

今、宇部市に居住するということの条件もあれば、宇部から出ていく人が多かったということかもしれないですね。それはいかがですか。

**執行部** これを基に宇部から出ていったというふうには……。

**会 長（時田 洋輔 君）** もう一度、猶分科員、お願いします。

**分科員（猶 克実 君）** 結果的に、将来、宇部市にいないかもしれないという人が申し込めなかったということかもしれない。目的は本当に宇部市に戻って住んでほしいのですよ。

結構、その縛りというのは、都会に出たい人が多いから、大学に行った段階で戻るかどうかというのは確定しないので、申し込みにくかったということかもしれないと今思ったのですが。

東京に出て大学に行ったりするときは、世界に羽ばたく気持ちで出ていますから、最初から宇部に戻ってくるよという人というのは、例えば医学部で地元で家業を継ぐとか、そういう難しい限定された条件が最初から大学に行く前に決まっている人というのは少ないですからね。そういうのがあるのかなと今思ったのですけれども。

原因をもうちょっと、普及啓発だけではないような気がするのです。

**執行部** おっしゃるとおり、これだけで宇部市に戻ろうという、何かこれを一つの呼び水にしてほしいというのが狙いです。例えば、よそに出て行って、地元の山口県内で働きたいと思ったときに、「これがあるなら宇部市で働こう」と思っていたきたいし、もし高校生を持った保護者の方々が都会に送り出して、今度は戻ってくるときに、一旦都会で働いたとしても、これがあ

るうちに戻っておいでよという形の呼び水になってくれたらなと思っています。

県内他市と比べても、この100万円というのは決して見劣りするものではないと思っています。初めに、そういった住み続けるという意味は確認していきますけれども、何かの段階で出て行かざるを得ないという、こういったものにもこれは対応するものでございます。だから、例えば、初めは10年間ここで住んでいくという意味を持って、奨学金の返還の支援を受けていて、3年、4年たったところで、いろいろな自分の生き方の問題でちょっと宇部を離れるとなったとき、それ以降のものというのはもちろん支援はしませんけれども、それまでいただいた分を返してくれという形は取りません。

ですから、これがずっといらないといけないからという、すごくそれがハードルになっているともあまり考えてないところです。

**分科員（猶 克実 君）** もうちょっと借りるときの気持ちとして、例えば、3年、4年、5年ならいいのだけど、普通、大学を卒業して七、八年たってから帰ってくると、まあ10年たって帰ってくる、理想的ですね。都会でしっかり学んで、大学を卒業した後も社会人としてもまれて、成長した人材が帰ってくるといえば、今、地方で育てて都会の納税者になってしまうというのを、逆に都会でベテランになって田舎に戻すというメリットもあるわけで、10年たって帰ってくるケースもあると思います。

そのときに補助金を出すのか、奨学金の返済を免除するのか。10年という期間ではなくてもうちちょっと長くしてね、それ以降帰ってきた後は返さなくていいですよというのもありかなと。だから柔軟な形で申し込みを——今、結構、借りられるか借りられないかと、大学に入るときはめちゃくちゃお金がかかりますからね——そういう人たちを助けるシステムが、5年か10年で返すとなると、10年たって帰ってくる人もいるわけで、それはめちゃくちゃかえってありますからね。都会に対するもう仕返し、リベンジのようなもので、都会へ流出した人材を取り返すわけですから。いかがですか。

**執行部** もう1点、宇部市の奨学金制度の特徴としましては、他市町に関しましては、大学を卒業する年度のうちに申請をされるような条件が入っておりますが、宇部市の場合は満30歳未満としております。ですから、分科員がおっしゃったように、一度都会のほうで就職をされて、満30歳未満であれば、その方は申請が可能になります。そこから10年間、うちは返還金の支援を行っていきますので、そのあたりも含めて考えております。

**分科員（猶 克実 君）**すごいメリットだと思うので、しっかり周知していただきたいと思います。

**執行部** このあたりは人口減少・少子化対策調査特別委員会の中でもいただいた意見で、一旦離れたとしても、その後戻ってもらうというところで、そのの枠のところをぐっと広げるような、そういった制度設計をしたところです。

会 長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。射場分科員。

分科員（射場 博義 君） ちょっと1点ほど教えていただければと思います。

歳入のところなのですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですけれども、これは2億5,600万円近く補正されているのですが、この大きな金額になった理由について。せっかくの物価高騰対策の経費なので、こちらの説明をしていただければと思います。

執行部 こちらの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですが、最も大きな部分が、この交付金は2つのパターンがありまして、市民や事業者の方へ支援を行う推奨メニュー部分と、もう1つ、低所得者世帯の方々への給付金という2つのメニューがありまして、この大きな要因としましては、最も大きいところで低所得者への支援及び定額減税補足給付金に関わる事務費がほとんどかからなくて、暫定的に頂いていた交付金をお返しするというものになるのですが、これが2億4,900万円かかっていたというところになっております。

執行部 参考資料の23ページの歳出の欄で、一番上のところの健康福祉部を見ていただきたいのですが、今、政策企画課長が申し上げました低所得者支援及び定額減税補足給付金経費、2億49,04万4,000円減額というのがございます。その下のところに補正前で5億9,057万円とあります。これは定額減税——6月補正で5億9,000万円上げさせていただいたものなのですが——この定額減税ができない補足給付金の追加分、令和6年度分の所得の確定等に伴って、6月補正で5億9,000万円、国の試算の仕方に沿ってこれを計上したのですが、実際、執行が2億4,900万円減って、右側の3億4,152万6,000円になったと。この2億4,900万円が先ほどの——これは全て10分の10ですから——先ほどの2億5,600万円の減額の大きなところでございます。

後の差額の分は、推奨事業メニューとしてあった事業の実績額に合わせて、この歳入も落ちていたと、このような形になります。

分科員（射場 博義 君） 確認ですみません。この物価高騰対策の交付金は、いつ決まったのですか。このタイミング。

この臨時交付金が今から配布されるというふうな通知が来たということです。

執行部 これは本当に今、分科員がおっしゃるように、なかなかややこしいのです。最近こういったものが続いていまして。

先ほどの参考資料5ページの2億5,637万4,000円のマイナスのところを見ていただいて、補正前のところが17億8,100万円でございます。この内訳としては令和7年度当初予算のところに約2億8,000万円を計上しております。これは物価高騰対策の推奨事業メニューとして令和6年度末ぐらいにそういったものが出て、令和6年度の3月と合わせて令和7年度の当初のところで一旦2億8,000万円を計上させていただいております。これは物価高騰対策として宇部市がやりたい推奨事業メニューですから、何をやってもいいのですけれども、必要性の

高いものに2億8,000万円を使ってやっていく。そのところに、今度は先ほどの6月補正、この段階で国から定額減税の補足給付というのを、これはやっていきますよという、年度内にそういったことがあって、約5億9,000万円、またこれを足していったと。

その後、今度はちょっとややこしいのですけれども、その後の第2回補正のところで、もう1回そういった物価高騰の対策をしていくという形で、歳入を使って約6,000万円ぐらい、もう1回計上しております。これは、そもそも物価高騰としてお金を出しますよという、国がもう令和7年度当初ぐらいのところで示したものを使っていくような形。

ここからややこしいのが、令和7年度の12月補正で——今回、令和8年度の予算でもやっていきますけれども——令和7年度の12月補正で約8億5,000万円、新たに今回物価対策というのが来るという形で、約8億5,000万円をこれに上乗せしています。これというのは今やっていく分ですから、今回まだこの減額とかそういった話ではないのです。ですから、この補正前のところには、当初予算で置いたもの、そして6月頃にまた定額減税補足とかそういったもので追加したもの、そして12月の段階で改めて物価高騰対策が示された、その分が計上して補正前の17億8,000万円までいっていると。

ただ、今回のこの減額補正は、今回来た12月の分ではなくて、それまでの物価高騰対策と定額減税補足給付の分が、実績額が確定してきたから減額をしましたという形です。

すみません、これは非常にややこしいです。

分科員（射場 博義 君） 分かりました。要は2回目ではなくて、1回目の交付金の補正をかけている。

執行部 そういうことです。

分科員（射場 博義 君） はい、分かりました。

会 長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（時田 洋輔 君） ないようですので、総合政策部の担当部分についてはこれで終わります。

総合政策部の皆さん、お疲れさまでした。

---

会 長（時田 洋輔 君） 次に、総務部の担当部分を議題といたします。

総務部の説明を求めます。

執行部 それでは、総務部の補正箇所につきまして、令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）の参考資料に沿って、御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

資料の4ページを御覧ください。上から1段目の市税の欄でございます。市税につきましては、

収入見込額に合わせ、法人市民税の均等割と法人税割を3億9万2,000円減額するものでございます。

その下の段でございます。上から2段目の国庫支出金及び総務部の一番下の欄で、諸収入の欄でございますが、これらは関連がございますので、一括して御説明させていただきます。

まず、2段目の国庫支出金のデジタル基盤改革支援補助金でございますけれども、これは各自自治体のシステムを国の標準仕様によるシステムに切り替える自治体情報システム標準化対応の費用に対して、国が支援する補助金でございます。当初予算では、当該補助金を国庫支出金として計上しておりましたけれども、当該補助金については、地方公共団体情報システム機構から支出され、国庫から支出されるものではないということになりましたので、国庫支出金を皆減し、8億5,001万5,000円の減額補正とし、一番下の段の諸収入の総務関係雑入を7億8,018万7,000円増額する、いわゆる組替えを行うものでございます。

なお、この国庫支出金と諸収入の差額6,982万8,000円については歳出になりますけれども、大変恐縮ですが資料19ページを御覧いただければと思います。資料19ページの一番下のところですが、ここにICT推進費のうち電算システム管理経費7,870万8,000円の減額補正がございます。この中に当該補助対象事業が含まれているということで、歳入が減額になったという経緯でございます。

それでは、資料の4ページにお戻りいただけたらと思います。

では、資料の4ページの上から3段目の財産収入でございますが、これは市有地の売払い収入見込額に合わせ、土地売払い収入を7,997万1,000円増額補正するものでございます。

次に上から4段目、総務費寄附金でございます。これは、日本たばこ産業株式会社様からの御寄附額50万円を、防災対策事業費寄附金に増額補正するものでございます。

次に、上から5段目の繰入金でございますが、これは退職金基金繰入金を退職者の見込みに合わせて2億6,369万1,000円増額。また、公共施設等保全管理基金繰入金を事業実施見込額に合わせ695万6,000円減額補正するものでございます。

以上が、歳入の内容となっております。

引き続き、歳出について御説明させていただきます。

資料の19ページをお開きいただければと思います。

それでは、この19ページの一番上の段で、一般管理費です。このうち職員代替経費につきましては、正規職員の育休あるいは病気休暇等に伴う代替職員数が、35人から27人に減少する見込みとなることから、給与費を4,059万7,000円減額補正するものでございます。また、職員給与費等経費につきましては、退職見込者数の増に伴い、所要見込額に合わせ、退職手当を2億6,369万1,000円増額補正するものでございます。

次に、2段目の財産管理費でございますが、庁舎管理経費については、庁舎管理に係る経費を

実施見込額に合わせ８６５万３，０００円減額補正するものでございます。また、公共施設マネジメント推進経費につきましては、民間会議等室利用助成金を実施見込額に合わせ３２万２，０００円減額し、公共施設等保全管理基金積立金を２億円増額し、総額で１億９，９６７万８，０００円を増額補正するものでございます。

なお、この補正によりまして、令和７年度末の公共施設等保全管理基金積立金の残高見込みにつきましては、１７億１，１７４万８，０００円となる見込みでございます。

次に、一番下の段のＩＣＴ推進費でございますが、これは電算システム管理経費については、ガバメントクラウドの利用実績に合わせ７，８７０万８，０００円を減額補正するものです。また、情報通信基盤維持管理経費については、市民交流棟のネットワーク業務の業務内容見直し等により８８７万９，０００円を減額補正するものでございます。

次に、資料の２０ページをお開きいただければと思います。

一番上の段の消防施設費でございます。これは消防水利整備事業費について、消火栓の新設や補修に伴う負担金を実施見込額に合わせ８９５万円増額補正するものでございます。

続きまして、継続費の御説明をさせていただきます。資料の３７ページをお開きいただければと思います。

資料の３７ページ、一番下の段の宇部西消防署整備事業についてですが、これは、宇部西消防署新築工事の入札減に合わせ、総額を８億４，７２９万円から、８億４，３３９万８，０００円とし、３８９万２，０００円総額を減額するというものでございます。

続いて、債務負担行為の御説明をいたします。資料の３９ページをお開きいただければと思います。

資料の３９ページの資料中段にございます宇部市行政事務用リモートアクセス回線サービス契約についてですが、これは職員の事務用テレワーク回線サービスの使用見込額に合わせ、限度額を４３万４，０００円減額するものでございます。

続いて、繰越明許費補正の御説明をいたします。資料の４０ページをお開きいただければと思います。

一番上の段の総務費でございますが、総務管理費の電算システム管理事業費については、令和７年度内に標準システムに移行できない部分の業務９，２１０万円を、令和８年度に繰り越すものでございます。

次に、資料の４１ページをお開きいただければと思います。

中段にございます消防費の東部消防出張所整備事業については、工事費等の協議、調整に不測の日数を要したため１，４９０万円を令和８年度に繰り越しするというものでございます。

以上が、総務部の補正の内容となります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

会 長（時田 洋輔 君） 以上で、説明は終わりました。

総務部の担当部分について、質疑はありませんか。猶分科員。

分科員（猶 克実 君） 資料１９ページです。公共施設等保全管理基金積立金２億円で、今この期末残高見込は約１７億円あるのですけれども、これはどういうときに使う予定の基金でしょうか。

執行部 財産管理課です。こちらの基金につきましては、公共施設マネジメントに伴いまして、改築や大規模改修、修繕などに使うための公共施設の維持管理するための目的基金となっております。

当初予算で大体８億円ぐらい今年度は積ませていただいて、その後、公共施設に関する補正等に伴いまして、増額、減額というところにさせていただいて、今回は実施見込みに合わせて減額等させていただくものでございます。

分科員（猶 克実 君） ちょっと早くて聞き取れなかったのですけれども、当初予算で８億円。それで、２億円の補正で、１０億円ということですかね。ちょっと聞き取りにくかった。

会 長（時田 洋輔 君） もう一度ゆっくりと丁寧に、それと額とかもお願いします。

執行部 大変申し訳ございません。８億円と言いましたのは、基金から取り崩しまして、令和８年度の事業費に充てる分が８億円というところでございまして、今回の２億円といいますのは基金に積み立てるほうの形になります。こちらにつきましては、令和７年度におきましては、まず９月補正で決算に伴いまして、６億円を基金に積むという９月補正をさせていただきました。その後に、今回３月補正で２億円ということで、合わせて８億円を今年度積み立てるという形になって、ほぼ出と入りが同じぐらいになっている状況でございます。

分科員（猶 克実 君） それで、出入りが一緒と聞いて、貯める目的とかその辺は聞かなくてよかったのですけれども。

出る金額は幾ら、入る金額は幾ら、一回基金に置いて支出しなければいけない理由というのがちょっと意味はよく分からないのですけれども。出るときに補正予算でそのまま組めばいいものを、一旦基金のほうに丸い数字で入れて支出する理由は何でしょうか。

執行部 こちらは、まず公共施設の維持管理なりマネジメントするための目的の基金ですので、財源が決算時ですとか、３月補正で余ったときにそちらに積ませていただいて、今度は当初予算の編成とか、出が要るときにそこから出すというところになりますので、今、分科員がおっしゃったように、出と入りが全く一緒であればそういうこともないのかもしれないのですけれども、積む時期と使う時期がちょっと決算時期に積み立てるとか、当初予算のときには引き落として使うとかということになろうかと思います。

分科員（猶 克実 君） 大体イメージは分かったのですけれども。つまり公共事業の管理費として使える特定財源の引き出しですね。そこからその引き出しは公共施設マネジメントのた

めに使える引き出しをひとつ用意したと、そういう意味ですね。

**執行部** そのとおりでございます。

**分科員（猶 克実 君）** 分かりました。

**会 長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。射場分科員。

**分科員（射場 博義 君）** 歳入の財産収入ですが、7,990万円。ちなみに、どういう市有地なのか説明いただけませんか。

**執行部** 土地の売却収入で、約8,000万円増額をさせていただいております。こちら大きい要素としましては、小羽山地区に旧大和がありました建物の横に、アスファルト舗装があつて駐車場のよう用地がございます。そちらが大体3,700平米ぐらいある大きな土地でして、そこが今年度入札をさせていただいて、約7,850万円で売却ができたというのが大きな要因でございます。

**会 長（時田 洋輔 君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（時田 洋輔 君）** ないようですので、総務部の担当部分についてはこれで終わります。総務部の皆さん、お疲れさまでした。

---

**会 長（時田 洋輔 君）** 次に、選挙管理委員会の担当部分を議題とします。

選挙管理委員会の説明を求めます。

**執行部** 選挙管理委員会事務局です。着座にて御説明させていただきます。

議案第11号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）のうち、担当部分につきまして、課長から御説明させていただきます。

**執行部** それでは、お手元の参考資料で御説明させていただきます。

まず初めに、歳出から御説明させていただきます。

予算参考資料の33ページを御覧ください。

目、参議院議員選挙費1,232万1,000円の減額について御説明いたします。参議院議員選挙経費ですが、これは選挙に向けた準備に要する経費等が一部不用になったことから、当初予算見込み額9,897万3,000円から1,209万9,000円を減額するものです。減額となった費目及び金額はお示しのとおりとなります。

次に、目、県知事選挙費767万9,000円の減額について御説明いたします。県知事選挙経費ですが、これは選挙公報の配布方法の見直し等による郵便代やポスター掲示用に要する経費等が一部不用になったことから、当初の所要見込額9,116万1,000円から、716万8,000円を減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

参考資料の１８ページを御覧ください。

目、県支出金２，０００万円の減額についてです。参議院議員選挙費委託金１，２３２万１，０００円の減額についてですが、これは参議院議員選挙の歳出執行額が予算に比べ減額となったことから、これに伴い財源である参議院議員選挙費委託金を減額補正するものです。

次に、県知事選挙費委託金７６７万９，０００円の減額についてですが、これは山口県知事選挙の歳出執行額が予算に比べ減額となったことから、これに伴い財源である県知事選挙費委託金を減額するものとなります。

選挙管理委員会の補正予算の概要説明は、以上です。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

**会 長（時田 洋輔 君）** 以上で、説明は終わりました。

選挙管理委員会の担当部分について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（時田 洋輔 君）** ないようですので、選挙管理委員会の担当部分については、これで終わります。

以上で、議案第１１号令和７年度宇部市一般会計補正予算（第７回）のうち、本分科会が担当する部分の審査は終了しました。

---

**会 長（時田 洋輔 君）** 次に、報告第１号専決処分を報告し、承認を求める件（令和７年度宇部市一般会計補正予算（第６回））を議題とします。

説明を求めます。

**執行部** それでは、引き続きまして、報告第１号専決処分を報告し、承認を求める件（令和７年度宇部市一般会計補正予算（第６回））について、課長から御説明させていただきます。

**執行部** それでは令和８年１月２３日に行った専決処分について御説明をさせていただきます。  
お手元の参考資料に沿って御説明をいたします。

令和８年１月２３日に衆議院が解散され、２月８日に衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなり、緊急に予算措置をする必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき、やむなく対応したものとなります。

歳出予算についてですが、専決処分に要する歳出総額は７，２８７万７，０００円で、歳出で計上いたしました主なものといたしまして、期日前投票所等の選挙事務従事者派遣業務、選挙公報、特集チラシ配付業務、帳票処理、電算機器保守、投票所、開票所の設営業務等の委託料に要する経費として３，３５６万９，０００円。選挙事務従事者・立会人等に要する人件費として２，０５６万円。投票所入場券等の郵便代に要する経費として１，００９万４，０００円。投票箱送致等に伴う自動車、開票所各投票所の会場、投票所や開票所で使用する物品の借り上げ等に要する経費と

して258万2,000円。その他の経費として、投票所、開票所で使用する機器の点検等に要する手数料や投票所、開票所等で使用する業務用消耗品、エフエムきらら、市内デジタルサイネージ、市営バス車内放送等の選挙啓発に要する経費として607万2,000円を計上しております。

なお、1月27日の公示日までに期間が非常に短く、専決処分ではポスター掲示場の設置や選挙特集チラシ、投票所入場券、氏名掲示の作成が間に合わないことから、1,502万6,000円を予備費として対応しております。

内訳といたしましては、ポスター掲示場の設置に要する経費として1,398万6,000円、選挙特集チラシの作成に要する経費として72万9,000円、投票所入場券の作成に要する経費として28万6,000円、氏名掲示の作成に要する経費として2万5,000円、合計104万円となります。

歳入は、専決処分及び予備費に要した8,790万3,000円全額補助対象となり、県委託金の衆議院議員選挙費県委託金として増額補正とするものです。

スケジュールについては、御覧のとおりとなります。

説明は、以上となります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

会 長（時田 洋輔 君） 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（時田 洋輔 君） ないようですので、報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件（令和7年度宇部市一般会計補正予算（第6回））の審査は終了しました。

選挙管理委員会の皆さん、お疲れさまでした。

---

会 長（時田 洋輔 君） これで本分科会の審査は全て終了しました。

以上で、予算決算委員会総務財政分科会を散会します。お疲れさまでした。

————— 午前11時41分散会 —————

---

令和8年3月10日

総務財政分科会会長 時 田 洋 輔

令和8年3月10日

宇部市議会予算決算委員会  
文教民生分科会会議録

宇 部 市 議 会



宇部市議会予算決算委員会文教民生分科会 会議録

1 日 時 令和8年3月10日（火）  
午後1時56分から午後2時53分まで

2 場 所 第3委員会室

3 事 件

- (1) 議案第11号 令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）
- (2) 議案第12号 令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第3回）
- (3) 議案第13号 令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
- (4) 議案第14号 令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）

4 出席委員（9名）

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 会 長   | 城 美 暁 君   | 副 会 長 | 青 谷 和 彦 君 |
| 分 科 員 | 五十嵐 仁 美 君 | 分 科 員 | 笠 井 泰 孝 君 |
| 分 科 員 | 重 枝 尚 治 君 | 分 科 員 | 西 村 享 平 君 |
| 分 科 員 | 松 岡 伸 一 君 | 分 科 員 | 三 好 保 雄 君 |

5 欠席委員（1名） 分科員 浅田 徹 君

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

(1) 議案第11号 令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）

① 教育委員会

|                   |           |           |           |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 教 育 長             | 野 口 政 吾 君 | 部 長       | 濱 原 貴 宏 君 |
| 次 長               | 中 村 大 吾 君 | 教育総務課長    | 大 石 宗 孝 君 |
| 教育総務課副課長          | 島 谷 和 典 君 | 教育総務課総務係長 | 上 田 和 志 君 |
| 学校教育課長            | 叶 屋 良 太 君 | 学校教育課副課長  | 長 嶺 茂 雄 君 |
| 教育支援課長            | 藤 井 伸 君   | 教育支援課副課長  | 井 上 浩 之 君 |
| 学校給食課長            | 岡 田 伊都子 君 | 学校給食課副課長  | 神 田 真 一 君 |
| 学びの森くすのき・地域文化交流課長 | 植 野 麗 子 君 | 図 書 館 長   | 水 津 正 実 君 |
| 図書館副館長            | 吉 武 智 子 君 |           |           |

② 観光スポーツ文化部

|          |           |            |           |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 部 長      | 青 山 佳 代 君 | 次 長        | 森 本 哲 也 君 |
| スポーツ振興課長 | 明 徳 義 和 君 | スポーツ振興課副課長 | 宮 村 毅 君   |
| 文化振興課長   | 中 祖 敏 文 君 | 文化振興課副課長   | 越 智 英 和 君 |

③ 市民環境部

|                |   |           |              |   |           |
|----------------|---|-----------|--------------|---|-----------|
| 部              | 長 | 床 本 晋 二 君 | 次            | 長 | 上 田 康次郎 君 |
| 次              | 長 | 民 谷 有 弘 君 | 市民活動課長       |   | 小 林 圭一郎 君 |
| 市民活動課副課長       |   | 鈴 木 央 子 君 | 市 民 課 長      |   | 杉 山 孝 博 君 |
| 市民課副課長         |   | 北 川 美 亜 君 | 環境政策課長       |   | 田 辺 義 和 君 |
| 環境政策課副課長       |   | 西 岡 茂 君   | 廃棄物対策課長      |   | 中 村 隆 行 君 |
| 廃棄物対策課副課長      |   | 加 藤 将 裕 君 | 環境保全センター施設課長 |   | 正 木 弘 君   |
| 環境保全センター施設課副課長 |   | 植 田 昌 吉 君 |              |   |           |

④ こども未来部

|           |   |           |           |   |           |
|-----------|---|-----------|-----------|---|-----------|
| 部         | 長 | 濱 田 修 二 君 | 次         | 長 | 上 村 圭 二 君 |
| こども政策課長   |   | 西 中 和 豊 君 | こども政策課副課長 |   | 小 川 直 子 君 |
| こども政策課副課長 |   | 水 津 弘 幸 君 | こども支援課長   |   | 盛 重 利 恵 君 |
| こども支援課副課長 |   | 綿 谷 和 久 君 | 保育幼稚園課長   |   | 西 村 昌 隆 君 |
| 保育幼稚園課副課長 |   | 下 元 静 枝 君 |           |   |           |

⑤ 健康福祉部

|          |   |           |          |   |           |
|----------|---|-----------|----------|---|-----------|
| 部        | 長 | 中 村 淳 一 君 | 次        | 長 | 島 田 伸 弘 君 |
| 次        | 長 | 内 田 明 美 君 | 地域福祉課長   |   | 東 原 隆 君   |
| 地域福祉課副課長 |   | 川 口 修 平 君 | 生活支援課長   |   | 重 富 暁 夫 君 |
| 生活支援課副課長 |   | 飯 田 浩 二 君 | 障害福祉課長   |   | 西 條 元 康 君 |
| 障害福祉課副課長 |   | 大 上 志 麻 君 | 介護保険課長   |   | 穂 積 紀 子 君 |
| 介護保険課副課長 |   | 山 本 直 樹 君 | 健康増進課長   |   | 井 上 篤 史 君 |
| 健康増進課主幹  |   | 江 本 絹 世 君 | 健康増進課副課長 |   | 實 安 裕 美 君 |
| 保険年金課長   |   | 田 中 晶 子 君 | 保険年金課副課長 |   | 幸 明 幸 雄 君 |

(2) 議案第12号 令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算(第3回)

健康福祉部

|          |   |           |        |   |           |
|----------|---|-----------|--------|---|-----------|
| 部        | 長 | 中 村 淳 一 君 | 次      | 長 | 島 田 伸 弘 君 |
| 次        | 長 | 内 田 明 美 君 | 介護保険課長 |   | 穂 積 紀 子 君 |
| 介護保険課副課長 |   | 山 本 直 樹 君 | 高齢福祉課長 |   | 伊 藤 志奈子 君 |
| 高齢福祉課副課長 |   | 伊 藤 淳 君   |        |   |           |

(3) 議案第13号 令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3回)

(4) 議案第14号 令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)

健康福祉部

|   |   |           |        |   |           |
|---|---|-----------|--------|---|-----------|
| 部 | 長 | 中 村 淳 一 君 | 次      | 長 | 島 田 伸 弘 君 |
| 次 | 長 | 内 田 明 美 君 | 保険年金課長 |   | 田 中 晶 子 君 |

## 8 事務局職員出席者

書 記 木 村 美 紀 君

---

————— 午後 1 時 5 6 分開会 —————

会 長（城美 暁 君） では、引き続いて、予算決算委員会文教民生分科会を開きます。

これより本分科会に付託されました補正予算議案の審査を行います。分科会においては、議案に対する質疑のみを行いまして、討論及び採決は行わないこととなっておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

---

会 長（城美 暁 君） それではまず、議案第 11 号令和 7 年度宇部市一般会計補正予算（第 7 回）のうち、本分科会が担当する部分を議題とします。一般会計補正予算については、担当部局ごとに説明を聴取し、質疑を行います。

では初めに、教育委員会の担当部分を議題とします。

教育委員会の説明を求めます。

執行部 それでは、教育委員会所管の補正予算案について、参考資料に基づきまして御説明させていただきますと思います。

執行部 それでは、まず初めに、この参考資料ですが、補正予算の全体を把握しやすいように取りまとめたものでありまして、全ての補正予算が書かれているものではありませんので、その辺は、御了承お願いいたします。

それでは、まず参考資料 18 ページ、歳入から説明させていただきますと思います。

教育委員会記載のところになります。

では、まず上段のところから、県支出金について、主なものとして、山口県公立学校情報機器整備事業費補助金を収入見込額に合わせて 214 万 7,000 円減額するものです。

次に、教育費寄附金について、これは篤志者からの教育資金寄附金として 10 万円、また図書館図書充実費寄附金 80 万円の計 90 万円を増額補正するものです。

次に、市債についてですが、主なものとして、図書館リニューアル事業実施業務の入札減に合わせまして、図書館施設整備事業債を 680 万円減額するものです。

続いて、歳出に移ります。参考資料 32 ページになります。上段から説明いたします。

まず、教育指導費については、主なものとして、小学校関係学校給食費等扶助経費について、実績見込額に合わせて 900 万円を減額するものです。

次に、教育振興費について、これは小中学校の GIGA スクール構想に係る経費として、それぞれ小学校では 2,962 万 9,000 円、中学校では 1,083 万 2,000 円を実施見込額に合

わせて補正いたします。

そして、図書館費について、主なものとして、図書館リニューアル実施設計業務委託の入札減に合わせ、752万5,000円を減額するものです。

続きまして、参考資料34ページをお願いいたします。今回の補正では、国の補正予算を活用して、令和8年度の当初予算と一体的に編成、執行する補正が組まれております。

まず歳出についてですが、教育委員会所管分については教育委員会と記載されております3つの事業になります。

まず小学校施設長寿命化事業費として2億8,211万8,000円、中学校施設長寿命化事業費として、2億9,230万円、そして一番下、学校給食施設整備事業費として1億7,202万5,000円を計上しております。

引き続いて、参考資料35ページを御確認ください。これは歳入についてですが、教育委員会と記載されたところ、上から4番目のところですが、教育費国庫補助金です。これは、今説明いたしました小中学校施設長寿命化事業費と給食施設の整備工事に関する国からの補助金となっております。

続いて、参考資料36ページ、これも教育委員会と記載された上から4番目の教育債です。これは、充当率はいずれも100%となっております。

続きまして、参考資料41ページ、繰越明許費補正についてです。中段の教育委員会の記載された5つとなります。これも国の補助金の小中学校施設長寿命化事業をはじめ、国の補正を予算活用するものを前倒しして予算措置したもののほか、令和7年度中に完了が見込めない事業について、令和8年度に予算を繰り越すものとなっております。

最後に、参考資料44ページ、地方債の補正についてです。中段に教育委員会と記載されたところになります。これは国の補正予算、補助額や事業の執行見込みを合わせて、財源となる地方債の限度額を補正するものです。

説明については、以上になります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

会 長（城美 暁 君） 以上で、説明は終わりました。

教育委員会の担当部分について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（城美 暁 君） ないようですので、教育委員会の担当については、これで終わります。ありがとうございました。お疲れさまでした。

---

会 長（城美 暁 君） それでは次に、観光スポーツ文化部の担当部分を議題とします。観光スポーツ文化部の説明をお願いします。

**執行部** それでは、議案第 11 号令和 7 年度宇部市一般会計補正予算（第 7 回）のうち、観光スポーツ文化部の所管分としてスポーツ振興課、文化振興課及び部活動地域展開室から主な歳入、歳出、継続費、債務負担行為、繰越明許費並びに地方債について説明をいたします。

詳細につきましては、各担当課長から説明させますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

**執行部** それでは、スポーツ振興課の補正予算について説明いたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

お手元の補正予算参考資料の 6 ページをお開きください。補正予算書は 60 ページ、61 ページになります。

教育費寄附金についてです。スポーツ事業費寄附金 16 万 8,000 円について、防長スイミングサークル様より体育施設設備充実のための指定寄附がありましたので、収入に合わせて補正するものになります。

次に、歳出について御説明いたします。

参考資料の 20 ページ、一番下の段を御覧ください。補正予算書は、134 ページから 137 ページになります。

これは、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会ソフトテニス開催助成金について、実績に合わせて 1,258 万円の減額補正するものです。

次に、債務負担行為についてです。

参考資料の 39 ページ、一番下の段になります。補正予算書は 10 ページになります。

これは、宇部市体育施設、宇部地域に係る指定管理料について、令和 8 年度からの 5 年間で次期指定管理者に支払う指定管理料の見込みに合わせ、5 万 4,000 円の減額補正するものです。

以上で、スポーツ振興課の説明を終わります。

**執行部** 続きまして、文化振興課の所管分について御説明します。

参考資料 6 ページの上から 3 段目を御覧ください。補正予算書は 44 ページ、45 ページになります。

款 60 国庫支出金、項 15 国庫補助金、目 40 教育費国庫補助金のうち、節 72 文化芸術振興費補助金です。これは、彫刻展の開催をはじめとする彫刻事業に関する文化庁からの補助金の配分がなかったため、当初予算に計上しておりました 612 万 8,000 円を減額補正するものです。

続きまして、参考資料 6 ページの上から 4 段目を御覧ください。補正予算書は 72 ページ、73 ページになります。

款 95 市債、項 10 市債、目 50 教育債のうち、節 72 文化施設整備事業債です。これは文化会館の改修に係る事業費が確定したことに伴い、市債の発行見込額に合わせ 1,090 万円を減額補正するものです。

次に、歳出について御説明します。

参考資料 2 1 ページの一番上の段を御覧ください。補正予算書は、1 3 0 ページ、1 3 1 ページになります。

款 5 5 教育費、項 4 0 社会教育費、目 1 5 文化費について文化創造財団運営費補助金の実施見込額に合わせ、6 6 5 万 9, 0 0 0 円を減額補正するものです。

続きまして、参考資料 2 1 ページの上から 2 段目を御覧ください。補正予算書は 1 3 2 ページ、1 3 3 ページになります。

款 5 5 教育費、項 4 0 社会教育費、目 3 8 文化施設費について、2, 9 6 0 万 7, 0 0 0 円を実施見込額に合わせ減額補正するものです。主なものとしましては、文化会館のリニューアルに伴う什器類の購入に係る事業用器具費が 1, 3 6 6 万 8, 0 0 0 円の減額、文化会館の施設整備工事費が 1, 0 5 9 万円の減額、文化会館の施設整備に係る設計委託料が 3 4 9 万 7, 0 0 0 円の減額となっております。

次に、継続費の補正について御説明します。

参考資料 3 8 ページを御覧ください。補正予算書は 9 ページになります。

教育費、社会教育費、文化会館施設整備事業ですが、文化会館の施設整備工事費が 1, 0 5 9 万円の減額となったことに合わせ、継続費補正をするものです。

次に、債務負担行為の補正について御説明します。参考資料 3 9 ページの下から 2 段目を御覧ください。補正予算書は 1 0 ページになります。

宇部市渡辺翁記念会館・宇部市文化会館指定管理料ですが、令和 8 年度からの 5 年間で次期指定管理者に支払う指定管理料の見込みに合わせ、7 7 万 5, 0 0 0 円を減額補正するものです。

次に、繰越明許費の補正について御説明します。

参考資料 4 1 ページの下から 5 段目を御覧ください。補正予算書は 1 2 ページになります。

教育費、社会教育費、文化施設整備事業ですが、2, 0 4 0 万円を計上しております。主なものとしましては、文化会館の机や椅子などの什器類の購入に係る事業用器具費が約 1, 8 4 0 万円となっております。

次に、地方債補正について御説明をいたします。

参考資料 4 4 ページの下から 3 段目を御覧ください。補正予算書は 1 5 ページになります。

文化施設整備事業ですが、文化会館の施設整備工事費が減額となったことに合わせ、限度額を 1, 0 9 0 万円減額の変更とするものです。

文化振興課からの説明は以上となります。

**執行部** 続きまして、部活動地域展開室の所管分について御説明します。

初めに、歳入について御説明します。

参考資料 6 ページの一番下の段を御覧ください。補正予算書は 5 7 ページになります。

款 6 5 県支出金、項 2 0 県委託金、目 4 0 教育費県委託金のうち節 9 6 地域スポーツクラブ活動体制整備事業費委託金です。これは県からの令和 7 年度宇部市地域スポーツクラブ活動体制整備事業費委託金の変更に合わせ、1 4 2 万円を増額補正するものです。

次に、歳出について御説明します。

参考資料 2 1 ページの一番下の段を御覧ください。補正予算書は 1 3 5 ページ、1 3 7 ページになります。

款 5 5 教育費、項 5 0 保健体育費、目 1 0 保健体育総務費、事業名、新たな部活動体制整備経費について、所要見込額に合わせ、5 2 8 万円を減額補正するものです。

この内訳は、令和 7 年度宇部市地域スポーツクラブ活動体制整備事業支援金が 5 0 0 万円の減額、令和 7 年度宇部市地域スポーツクラブ活動体制整備事業業務委託料の県との契約額が 2 8 万円の減額となっています。

以上で、観光スポーツ文化部の全ての説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

会 長（城美 暁 君） 以上で、説明は終わりました。

観光スポーツ文化部の担当部分について、質疑はありませんか。笠井分科員。

分科員（笠井 泰孝 君） 参考資料 6 ページなのですがすけれども、文化芸術振興費補助金が国庫支出金のところで認められなくてゼロになっているということですが、今までこういうことはあったのですか。

執行部 今まで、昨年度までずっと文化庁から補助を頂いていたのですがすけれども、令和 7 年度については採択をされなかったということでございます。

分科員（笠井 泰孝 君） 差し支えなかったら、なぜ通らなかったかというのが分かればお願いします。

執行部 文化庁にも問い合わせたのですが、そこは文化庁も、はっきりとどういった理由というのを御教示いただけませんでしたので、こちらとしても、はっきりとした理由というのは分かっておりません。

会 長（城美 暁 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（城美 暁 君） ないようですので、観光スポーツ文化部の担当部分については、これで終わります。ありがとうございました。

---

会 長（城美 暁 君） では次に、市民環境部の担当分をお願いいたします。

市民環境部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第 1 1 号令和 7 年度宇部市一般会計補正予算（第 7 回）のうち市民環

境部が所管します補正予算の概要について、御説明いたします。

まず、歳入でございます。

お手元の参考資料の7ページを御覧ください。

目、使用料及び手数料ですが、収入見込額に合わせ、じんかい処分手数料を1,149万6,000円、し尿処分手数料を1,515万1,000円、それぞれ減額するものです。

次に、目、国庫支出金です。収入見込額に合わせ、マイナンバーカード交付事務費補助金を936万1,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を1,581万9,000円、それぞれ減額するものです。

続きまして、目、諸収入です。衛生関係雑入ですが、収入見込額に合わせ、ペットボトルべール品売払収入を1,043万4,000円、ごみ処理料収入を1,224万8,000円、それぞれ増額し、電気売払収入を789万4,000円減額するものです。

次に、目、市債です。発行見込額に合わせ、ふれあいセンター整備事業債を3,580万円、窓口デジタル化推進事業債を1,840万円、墓地整備事業債を550万円、火葬場施設整備事業債を2,250万円、それぞれ減額するものです。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

参考資料の22ページを御覧ください。

目、市民センター費です。ふれあいセンター管理経費を実施見込額に合わせ、3,499万9,000円減額するものです。

次に、目、戸籍住民基本台帳費です。戸籍事務経費を実施見込額に合わせ、4,081万5,000円減額するものです。

続きまして、目、墓地火葬場費です。墓地整備事業費を実施見込額に合わせ、900万円減額し、火葬場施設整備事業費については、新火葬場造成工事費を3,000万円減額するものです。

最後に、目、じんかい処理費です。ごみ収集管理経費を実施見込額に合わせ、740万7,000円減額するものです。

歳出については、以上です。

続きまして、継続費の補正を御説明いたします。参考資料の37ページ、第2表継続費補正の1変更を御参照ください。

上から1行目、総務費のうち見初ふれあいセンター建設事業は1,000万円増額し、4億50万円を4億1,050万円に補正するものです。

上から2行目、総務費のうち恩田ふれあいセンター長寿命化改修事業は380万4,000円減額し、9,512万5,000円を9,132万1,000円に補正するものです。

上から4行目、衛生費、合葬式埋蔵施設整備事業は416万7,000円減額し、900万円を

483万3,000円に補正するものです。

続きまして、債務負担行為の補正を御説明いたします。

参考資料の39ページ、第3表債務負担行為補正の2変更を御参照ください。

上から4行目、窓口DX SaaSシステムデータ連携業務、令和7年度分は、限度額を475万5,000円減額して2,170万1,000円から1,694万6,000円に補正するものです。

続きまして、繰越明許費の補正を御説明いたします。

参考資料の40ページ、第4表繰越明許費補正の1追加を御参照ください。

一番上段の総務費のうち総務管理費、2行目、防犯対策事業は事業費の全額1,000万円を翌年度へ繰り越すものです。

また、3行目、ふれあいセンター施設整備事業は、3,000万円を翌年度へ繰り越すものです。

次に、同じく総務費のうち、戸籍住民基本台帳費は、住民基本台帳管理事業について120万円を翌年度へ繰り越し、戸籍事務事業について350万円を翌年度へ繰り越し、また、コンビニ交付事務事業については110万円を翌年度へ繰り越すものです。

さらに、中段の衛生費のうち、火葬場施設整備事業については、9,000万円を翌年度へ繰り越すものです。

最後に、地方債の補正を御説明いたします。

参考資料の43ページ、第5表地方債補正の2変更を御参照ください。

1行目ふれあいセンター整備事業は、限度額を3,580万円減額し、1億6,120万円を1億2,540万円に変更するものです。

2行目の窓口デジタル化推進事業は、国の補助金が採択されたため、起債を発行せず、1,840万円を0円に変更するものです。

5行目の墓地整備事業は、限度額を550万円減額し、2,090万円を1,540万円に変更するものです。

6行目の火葬場施設整備事業は、限度額を2,250万円減額し、2億4,090万円を2億1,840万円に変更するものです。

御説明は、以上となります。

御審査のほどよろしく申し上げます。

**会 長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。

市民環境部の担当部分について質疑はありませんか。青谷副分科会長。

**副会長（青谷 和彦 君）** 1点目、すみません、参考資料の22ページの戸籍住民基本台帳費の郵便料と業務委託料なのですが、それぞれ2,553万4,000円と1,557万3,000円減額になった理由を教えてください。

**執行部** お答えいたします。令和7年度は戸籍の振り仮名記載という業務がございます。戸籍

法が改正されまして、全市民に対して戸籍に振り仮名を付すというものです。その中の郵便料で、これは本籍人——戸籍ですから、世帯ではなく、戸籍のその代表者に対しまして、たしか約9万通の通知書をお送りしました。その郵便料ですが、当初、国から、これは特定記録でないといけないということで、予算を見積もる段階で特定記録にしたのですけれども、直前になりまして普通郵便でいいということになり、2,553万4,000円を減額したものでございます。

**副会長（青谷 和彦 君）** その下の業務委託料は。

**執行部** 戸籍振り仮名記載対応業務委託料につきましては、当初、約9万通ほど通知書を送りますので、かなり反響があるだろうということで人材派遣の予算をマックスで見積りました。令和7年8月に通知書をお送りしましたので、大体令和7年7月から令和8年3月までの9か月間で毎月5人ほどを雇う予算にしていたのですが、蓋を開けてみましたら、そこまで必要ではありませんでしたので、その分を減額するものでございます。

**副会長（青谷 和彦 君）** ある意味、肩透かしみたいなところですね。ありがとうございます。

**会 長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（城美 暁 君）** ないようですので、市民環境部の担当部分については、これで終わります。市民環境部の皆さん、ありがとうございました。

---

**会 長（城美 暁 君）** それでは、こども未来部の担当部分を議題とします。

こども未来部の説明をお願いします。

**執行部** こども未来部です。

それでは、議案第11号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）のうち、こども未来部に係る部分について御説明を申し上げます。

詳細につきましては、管理担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

**執行部** こども政策課の西中と申します。よろしくお願いいたします。

こども未来部の3月補正について、まず初めに歳出から御説明いたします。

お手元の参考資料の24ページになります。24ページの下欄を御覧ください。

まず、目、ひとり親福祉費705万6,000円の減額ですが、主なものとしましては、児童扶養手当扶助経費について、ひとり親家庭等の児童扶養手当の支給分について、所要見込額に合わせ、601万2,000円を減額するものです。

次に、目、児童福祉施設費11億6,826万4,000円の減額ですが、まず、病児・病後児保育経費につきましては、国の補助基準の基本分及び利用児童数の加算等の増加に伴って、所要見込額に合わせ、病児・病後児保育事業委託料1,807万3,000円を増額するものです。

次に、常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業費１２億１，１９６万円の減額ですが、これは、令和７年１２月議会で、７億９，１８３万９，０００円の増額補正の議決をいただきましたが、その後、国からの内示額を受けて、実施見込額に合わせて設計等委託料２，５６０万８，０００円と施設整備工事１１億８，６３５万２，０００円を減額するものになります。

続いて、参考資料の２５ページを御覧ください。

私立保育園運営経費になります。これにつきましては、各種補助金の実施見込額に合わせて、２，２１０万９，０００円を減額するものです。

次に、私立保育園保育実施経費につきましては、公定価格の改定及び実施見込額に合わせ、保育実施委託料９，７２２万１，０００円を増額するものです。

次に、学童保育推進経費２，６６０万円の減額ですが、実施見込額に合わせ、地域学童保育事業委託料２，５００万円と工事監理委託料１６０万円を減額するものになります。

次に、認定こども園経費２，９８０万６，０００円の減額ですが、公定価格の改定及び実施見込額に合わせ、認定こども園施設型給付金１，６１３万円と、子ども・子育て支援交付金１，３６７万６，０００円を減額するものになります。

次に、地域型保育経費につきましては、公定価格の改定及び実施見込額に合わせ、地域型保育給付金１，１７１万９，０００円を増額するものです。

続いて、参考資料の２６ページを御覧ください。目、家庭児童相談室費９６７万２，０００円の減額ですが、要保護児童対策推進経費について、母子生活支援施設措置扶助費や子育て世帯自立支援事業委託料などの実施見込額に合わせ、９６７万２，０００円を減額するものです。

次に、目、母子保健費１，１８９万７，０００円の減額ですが、主なものとして、妊婦・赤ちゃん応援経費について、給付金の実施見込額に合わせ、妊娠出産子育て応援給付金１，０００万円を減額するものです。

次に、目、幼稚園費１，３２３万１，０００円の増額ですが、まず幼稚園教育振興補助経費３，４９５万８，０００円の減額については、実施見込額に合わせ、子育てのための施設等利用給付費補助金２，９２３万円と、第２子以降保育料無償化事業費補助金５７２万８，０００円を減額するものです。

次に、私立幼稚園事業補助経費４，８１８万９，０００円の増額については、公定価格の改定及び実施見込額に合わせ、幼稚園施設型給付金６，８８３万４，０００円を増額し、私立幼稚園一時預かり事業推進費補助金２，０６４万５，０００円を減額するものになります。

歳出の説明は、以上になります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

お手元の参考資料の１０ページになります。

まず、分担金及び負担金、また、使用料及び手数料につきましては、いずれも収入見込額に合

わせて、児童福祉費負担金1,820万3,000円、公立保育所使用料734万1,000円を、それぞれ減額するものになります。

次に、参考資料の10ページの3段目から11ページ上段の国庫支出金になります。その下の段から12ページの県支出金に続きますが、こちらにつきましても、歳出の補正に連動して収入見込額に合わせて、国庫支出金については5億287万8,000円を減額、県支出金については667万1,000円を増額するものになります。

次に、参考資料の12ページ下段の民生費寄附金になります。

こちらにつきましても、子育て支援のために活用してほしいということで、収入額に合わせて補正するもので、こども・若者応援事業費寄附金118万円を増額するものになります。

次に、参考資料の13ページ上段の市債につきましても、これは参考資料の43ページの第5表地方債補正に記載しておりますので、43ページを御覧ください。

下の表2の変更の3段目が学童保育施設整備事業債で、限度額4,660万円を180万円増額し、4,840万円とするもので、同じ表の次の段の4段目が、子育て支援拠点整備事業債で限度額9億4,960万円を5億8,570万円に減額し、3億6,390万円とするものです。

続きまして、継続費につきましても、参考資料37ページになります。第2表の継続費補正の1変更の下から3段目になります。

款、民生費、項、児童福祉費の恩田学童保育クラブ施設整備事業です。これは、工事の進捗状況に合わせて、年割額をそれぞれ変更し、総額を3億7,350万円から3億6,298万3,000円へ減額補正するものになります。

続きまして、繰越明許費につきましても、参考資料の40ページになります。40ページを御覧ください。

第4表繰越明許費補正は、1追加の、款、民生費、項、児童福祉費についてです。

まず、常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業（子育て支援拠点）についてですが、4億9,570万円を令和8年度へ明許繰越しするものになります。

次に、款、衛生費、項、保健衛生費の上段にある妊婦・あかちゃん応援事業ですが、これは妊婦・あかちゃん応援給付金に係るシステム改修費で、当該システムと連携する健康管理システムの標準化対応に伴う改修作業が遅れたことによって、180万円を令和8年度へ繰り越すものになります。

こども未来部の3月補正の説明は、以上となります。

よろしく御審査のほどお願いいたします。

**会 長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。こども未来部の担当部分について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（城美 暁 君） ないようですので、こども未来部の担当部分については、これで終わります。こども未来部の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

---

会 長（城美 暁 君） それでは、次に健康福祉部の担当部分をお願いします。

健康福祉部の説明をお願いします。

執行部 それでは、令和7年度一般会計補正予算（第7回）のうち、健康福祉部の所管分について、前期全体会で古林総合政策部長から説明があった定額減税補足給付金経費以外の主な項目について、担当課長から説明させます。

御審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

執行部 それでは、地域福祉課の所管分について説明をいたします。

歳入につきまして、参考資料の9ページ、健康福祉部の4段目を御覧ください。

社会事業費寄附金につきまして、200万円を増額するものです。これは、一般社団法人Mindful様より令和7年8月10日からの大雨被害に対する復旧経費として寄附されたものです。

続いて、5段目の社会事業基金繰入金について、514万6,000円を減額するものです。これは主に、次に説明いたします災害見舞金収入を災害救助経費に充当することにより、基金からの繰入金が減額となったものです。

続いて、6段目、民生関係雑入、災害見舞金収入について、510万円を増額補正するものです。

これは、昨年8月10日からの大雨被害が災害救助法の適用の対象になったことから、公益財団法人山口県市町村振興協会から500万円、生活協同組合全国都市職員災害共済会から10万円が支給されたものです。

以上で、地域福祉課の説明を終わります。

執行部 では、生活支援課所管分について、まず歳出から御説明いたします。

参考資料23ページの下から1段目を御覧ください。

国庫返還金についてですが、7,451万4,000円を増額補正するものです。これは、令和6年度生活保護費負担金等の精算に伴い、所要額を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

参考資料8ページの上から6段目を御覧ください。

生活保護費補助金（生活保護適正実施推進事業費補助金）についてですが、730万1,000円を増額補正するものです。これは最高裁判所の判決を踏まえた生活保護費の追加給付事務に係る職員の超過勤務手当に対する補助金について、収入見込額に合わせて補正するものです。

以上で、生活支援課の説明を終わります。

**執行部** 続きまして、障害福祉課の所管分について説明いたします。

まず、歳出につきまして、参考資料 2 3 ページの下から 2 段目を御覧ください。

重度心身障害者医療扶助補助経費について 2,000 万円を減額補正するものです。これは医療扶助費の減に伴い、所要見込額に合わせ補正をするものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

参考資料 8 ページの上から 5 段目を御覧ください。

障害者福祉費補助金（地域生活支援事業費補助金）について、4,156 万 3,000 円を減額補正するものです。これは、国の補助金の内示に伴い、収入見込額に合わせ補正するものです。

続きまして、次のページ、9 ページの上から 3 段目を御覧ください。

こちらと同じですが、障害者福祉費補助金（地域生活支援事業費補助金）について、2,078 万 2,000 円を減額補正するものです。これは県の補助金の内示に伴い、収入見込額に合わせ、補正するものです。

続きまして、同じページの下から 3 段目を御覧ください。

民生関係雑入（福祉医療高額療養費収入）について、2,000 万円を減額補正するものです。これは、先ほど歳出で説明いたしました重度心身障害者医療扶助補助経費の減に伴い、高額療養費返還金の減額が見込まれることから、収入見込額に合わせ、補正するものでございます。

以上で、障害福祉課の説明を終わります。

**執行部** 続きまして、介護保険課の所管分について、歳出から説明いたします。

参考資料 2 3 ページの上から 3 段目を御覧ください。

介護保険事業会計繰出金について 1,318 万 9,000 円を増額補正するものです。これは介護給付費繰出分や低所得者保険料軽減繰出分等の増減に伴い、所要見込額に合わせ、補正するものです。

次に、歳入について説明いたします。

参考資料 8 ページの上から 4 段目及び次のページ、9 ページの上から 2 段目をあわせて御覧ください。

低所得者介護保険料軽減負担金について 264 万 6,000 円及び 132 万 3,000 円を、それぞれ減額補正するものです。これは国及び県負担金の内示に伴い、収入見込額に合わせ補正するものです。

以上で、介護保険課の説明を終わります。

**執行部** 健康増進課の所管分について、歳出から御説明いたします。

参考資料 2 4 ページ、上から 2 段目を御覧ください。

予防接種経費について 2 億 4,069 万 3,000 円を減額補正するものです。これは、新型コロナ等予防接種実施者数の減等に伴い、所要見込額に合わせ、補正するものです。

次に、歳入について御説明します。

参考資料 9 ページ、一番下の段を御覧ください。

衛生関係雑入について 5,942 万 8,000 円を減額補正するものです。これは予防接種負担金収入の収入見込額に合わせ、補正するものです。

以上で、健康増進課の説明を終わります。

**執行部** それでは、保険年金課の所管分について歳入から御説明いたします。

国庫支出金について、参考資料 8 ページの一番上の段の国民健康保険基盤安定費負担金（保険者支援分）、それに続く国民健康保険未就学時均等割保険料負担金、そして、国民健康保険産前産後保険料負担金については、いずれも決算見込額に合わせ、補正するものです。

続きまして、県支出金について、同じく 8 ページの下から 4 段目の社会福祉費負担金（後期高齢者医療保険基盤安定化対策費負担金）それに続く国民健康保険基盤安定費負担金（保険料軽減分）、国民健康保険基盤安定費負担金（保険者支援分）、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金、そして参考資料 9 ページの一番上の段の国民健康保険産前産後保険料負担金についても、いずれも決算見込額に合わせ、補正するものです。

続きまして、諸収入について、同じく 9 ページの下から 2 段目の民生関係雑入（一体的実施事業受託収入）についても、決算見込額に合わせ、補正するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

参考資料 2 3 ページ、上から 2 段目、後期高齢者医療会計繰出金について、これは、事務費繰出分及び保険基盤安定繰出分について、決算見込額に合わせ、3,319 万 6,000 円を減額補正するものです。

続きまして、参考資料 2 4 ページの一番上の段の国民健康保険事業会計繰出金について、保険基盤安定（保険料軽減）繰出分、保険基盤安定（保険者支援）繰出分、職員給与費等繰出分、産前産後保険料繰出分及び未就学児均等割保険料繰出分について、決算見込額に合わせ、4,540 万 1,000 円を減額補正するものです。

以上で、健康福祉部の全ての説明を終わります。

御審査のほどよろしく申し上げます。

**会 長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。

健康福祉部の担当の部分について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（城美 暁 君）** ないようですので、健康福祉部の担当部分については、これで終わります。

以上で、議案第 11 号令和 7 年度宇部市一般会計補正予算（第 7 回）のうち、本分科会が担当する部分の審査は終了いたしました。

---

会 長（城美 暁 君） 次に、議案第 1 2 号令和 7 年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第 1 2 号令和 7 年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）についてですが、前期全体会で御説明したとおり、今回の補正につきましては、介護サービスの利用増に伴う所要見込額に合わせた介護サービス給付費の増など、歳入歳出それぞれで 1 億 5 8 2 万 2, 0 0 0 円を追加するものです。

御審査のほどよろしく願いいたします。

会 長（城美 暁 君） 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（城美 暁 君） ないようですので、以上で、議案第 1 2 号令和 7 年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）の審査を終了します。

---

会 長（城美 暁 君） それでは次に、議案第 1 3 号令和 7 年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

執行部 続きまして、議案第 1 3 号令和 7 年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）ですが、これにつきましても、前期全体会で御説明したとおり、事業実施の状況、あるいは保険料の賦課徴収の状況に合わせて、歳入歳出、それぞれ 2, 2 8 9 万円を減額するものです。

審査のほどよろしく願いいたします。

会 長（城美 暁 君） 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（城美 暁 君） ないようですので、以上で、議案第 1 3 号令和 7 年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）の審査は終了しました。

---

会 長（城美 暁 君） それでは次に、議案第 1 4 号令和 7 年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、最後に議案第 1 4 号令和 7 年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3回)についてですが、これにつきましても前期全体会で御説明したとおり、後期高齢者医療広域連合からの納付金通知額や保険料の賦課徴収状況などに合わせて、歳入歳出それぞれ8,205万7,000円を追加するものです。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

会 長(城美 暁 君) 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長(城美 暁 君) ないようですので、以上で、議案第14号令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)の審査は終了しました。

---

会 長(城美 暁 君) これで、本分科会の審査は全て終了しました。

以上で、予算決算委員会文教民生分科会を散会します。お疲れさまでした。

————— 午後2時53分散会 —————

---

令和8年3月10日

文教民生分科会会長 城 美 暁

令和8年3月10日

宇部市議会予算決算委員会  
産業建設分科会会議録

宇 部 市 議 会



**1 日 時** 令和8年3月10日（火）  
午後1時26分から午後3時まで

**2 場 所** 第2委員会室

**3 事 件**

- （1）議案第18号 令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第4回）
- （2）議案第19号 令和7年度宇部市交通事業会計補正予算（第2回）
- （3）議案第17号 令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第2回）
- （4）議案第11号 令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）
- （5）議案第15号 令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第2回）
- （6）議案第16号 令和7年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）

**4 出席分科員（9名）**

|       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 会 長   | 志 賀 光 法 君 | 副 会 長 | 甲 谷 理 温 君 |
| 分 科 員 | 芥 川 貴久爾 君 | 分 科 員 | 荒 川 憲 幸 君 |
| 分 科 員 | 岩 村 誠 君   | 分 科 員 | 河 崎 運 君   |
| 分 科 員 | 真 宅 宣 昭 君 | 分 科 員 | 山 下 則 芳 君 |
| 分 科 員 | 吉 松 剛 君   |       |           |

**5 欠席分科員（0名）**

**6 その他の出席者（0名）**

**7 説明のため出席した者**

- （1）議案第18号 令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第4回）

水道局

|         |           |        |           |
|---------|-----------|--------|-----------|
| 局 長     | 秋 田 浩 二 君 | 副 局 長  | 中 村 浩 二 君 |
| 次 長     | 石 川 一 清 君 | 次 長    | 濱 原 資 彦 君 |
| 財 務 課 長 | 磯 部 覚 君   | 財務課副課長 | 久 保 孝 君   |
| 財務課財政係長 | 松 井 宏 修 君 |        |           |

- （2）議案第19号 令和7年度宇部市交通事業会計補正予算（第2回）

交通局

|             |           |          |           |
|-------------|-----------|----------|-----------|
| 局 長         | 大 谷 唯 輝 君 | 次 長      | 八 木 巧 君   |
| 交通事業課長      | 古 谷 信 弘 君 | 交通事業課副課長 | 河 内 厚 司 君 |
| 交通事業課総務財政係長 | 三 好 智 晴 君 |          |           |

(3) 議案第17号 令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算(第2回)

土木建設部

|            |           |           |           |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 部 長        | 宗 野 行 展 君 | 次 長       | 國 司 哲 也 君 |
| 下水道経営課長    | 若 崎 真 和 君 | 下水道経営課副課長 | 岡 本 浩 之 君 |
| 下水道経営課財政係長 | 山 根 純 子 君 | 下水道整備課長   | 藤 田 重 治 君 |
| 下水道整備課副課長  | 田 丸 聡 君   | 下水道施設課長   | 姫 田 剛 志 君 |
| 下水道施設課副課長  | 友 末 健 治 君 |           |           |

(4) 議案第11号 令和7年度宇部市一般会計補正予算(第7回)

①土木建設部

|          |           |          |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 部 長      | 宗 野 行 展 君 | 次 長      | 國 司 哲 也 君 |
| 土木河川課長   | 河 口 力 君   | 土木河川課副課長 | 藤 永 和 弘 君 |
| 道路整備課長   | 中 村 伸 一 君 | 道路整備課副課長 | 田 中 祐 治 君 |
| 道路整備課副課長 | 小 林 千 晃 君 | 地籍調査課長   | 大 木 公 明 君 |
| 地籍調査課副課長 | 増 田 隆 宏 君 |          |           |

②観光スポーツ文化部

|             |           |             |           |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 部 長         | 青 山 佳 代 君 | 次 長         | 白 井 幸 雄 君 |
| ときわ公園企画課長   | 山 田 将 司 君 | ときわ公園企画課副課長 | 上 原 貴 文 君 |
| ときわ公園企画課副課長 | 酒 井 恵 一 君 | ときわ公園整備課長   | 金 子 豊 君   |
| ときわ公園整備課副課長 | 岡 本 隆 志 君 |             |           |

③都市政策部

|                |           |              |           |
|----------------|-----------|--------------|-----------|
| 部 長            | 磯 中 克 文 君 | 次 長          | 渡 辺 一 正 君 |
| 都市計画課長         | 青 木 信 之 君 | 都市計画課副課長     | 安 達 洋 之 君 |
| 都市計画課都市計画係長    | 三 井 宏 之 君 | 交通政策課長       | 新 原 英 宜 君 |
| 交通政策課副課長       | 和 田 裕 君   | 中心市街地活性化推進課長 | 上 田 靖 之 君 |
| 中心市街地活性化推進課副課長 | 安 部 達 也 君 | 住宅政策課長       | 上 原 学 君   |
| 住宅政策課副課長       | 渡 邊 哲 文 君 | 新庁舎建設課長      | 紅 野 覚 君   |
| 新庁舎建設課副課長      | 山 本 郁 江 君 | 公園緑地課長       | 青 山 剛 君   |
| 公園緑地課副課長       | 河 村 芳 紀 君 | 公園緑地課副課長     | 大 島 隆 史 君 |

④産業経済部

|            |           |          |           |
|------------|-----------|----------|-----------|
| 部 長        | 林 孝 之 君   | 次 長      | 村 岡 和 弘 君 |
| 次 長        | 久 村 和 行 君 | 企業立地推進課長 | 浜 野 直 人 君 |
| 企業立地推進課副課長 | 田 戸 亨 君   | 成長産業創出課長 | 中 角 直 人 君 |
| 成長産業創出課副課長 | 川 本 満 隆 君 | 農業振興課長   | 岡 本 賢一郎 君 |

農業振興課副課長 江 本 賢 二 君          農林整備課長 元 井 繁 樹 君  
農林整備課副課長 大 道 浩 史 君

(5) 議案第15号 令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第2回)

(6) 議案第16号 令和7年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)

産業経済部

部 長 林 孝 之 君          次 長 村 岡 和 弘 君  
次 長 久 村 和 行 君          卸売市場長 石 原 貴 裕 君  
卸売副市場長 近 藤 孝 男 君

## 8 事務局職員出席者

書 記 真 鍋 幸 恵 君

---

————— 午後1時26分開会 —————

会 長(志賀 光法 君)      ただいまから予算決算委員会産業建設分科会を開きます。

これより、本分科会に送付された補正予算議案の審査を行います。分科会においては、議案に対する質疑のみを行い、討論及び採決は行わないこととしておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

---

会 長(志賀 光法 君)      それでは、議案第18号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算(第4回)を議題といたします。

水道局の説明を求めます。

執行部      それでは、議案第18号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算(第4回)について御説明をいたします。

お手元の令和7年度宇部市水道事業会計補正予算(第4回)を御覧ください。

今回の補正は、収入及び支出を実施見込みに合わせ、予算全般にわたり補正をするものでございます。

詳細につきましては、財務課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

執行部      それでは、お手元の議案第18号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算(第4回)に計上しております主な事項について御説明いたします。

まず、補正予算書3ページの第2条では、予算第2条に定めた業務の予定量について、(1)の給水戸数を98戸減の7万1,775戸に、(2)の年間総給水量を36万4,000立方メートル増の1,856万2,000立方メートルに、(3)の一日平均給水量を997立方メートル増の5万855立方メートルに、(4)の主要な建設改良事業の一般建設改良事業を7,468万5,000円減額の13億2,286万6,000円とするものです。

次に、第3条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、収入及び支出額を実施見込みに合わせて補正するものです。

収入につきましては、営業収益の施設整備納付金の減額等が主なもので、収入の第1款水道事業収益は676万1,000円減額の38億3,537万8,000円とするものです。一方、支出につきましては、営業費用の原浄水費及び給水費の減額が主なもので、これによりまして、第1款の水道事業費用は2,772万2,000円減額の36億9,856万5,000円とするものです。

次に、補正予算書4ページの第4条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、実施見込みに合わせて補正するものです。

収入につきましては、工事負担金の減額が主なもので、これによりまして第1款資本的収入は1,018万7,000円減額の4億2,233万9,000円とするものです。一方、支出につきましては、建設改良費及び企業債償還金を減額するもので、これによりまして、第1款資本的支出は7,866万1,000円減額の19億2,594万9,000円とするものです。

第5条では、予算第9条に定めた他会計からの補助金を3万1,000円増額し、4億7,458万4,000円とするものです。

第6条では、予算第10条に定めた棚卸資産の購入限度額を1,318万円減額し、1億5,040万7,000円とするものです。

続きまして、補正予算書5ページから9ページまでは収益的収入及び支出の費目別詳細であります予算実施計画を、補正予算書10ページから12ページまでは資本的収入及び支出の費目別詳細であります予算実施計画を、補正予算書13ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、補正予算書14ページ及び15ページには今回の補正に伴う予定貸借対照表を、補正予算書16ページには注記に関する事項をお示ししています。

その結果、補正予算書17ページの予算説明にお示ししていますように、収益的収支におきまして、当年度純利益は1,504万7,000円となる見込みです。

また、資本的収支におきましては、収入額が支出額に不足する額は15億361万円となる見込みですが、これについては、損益勘定留保資金等で補填することとしました。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願いいたします。

**会 長（志賀 光法 君）**      以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。山下分科員。

**分科員（山下 則芳 君）**      まず、給水戸数は98戸減っているのに、年間総水量と一日平均給水量が増えています。この理由の説明をお願いしたいと思います。

**執行部**      令和7年度当初予算におきましては、それまでの給水収益、給水量の減少について実

績を基に見込んでおりましたが、実際に令和7年12月分までの実績で算定をしますと、給水量、給水収益ともに、そこまで減額がなかったということで、その見直しを行っております。その関係で、年間総給水量と、自動的に一日平均給水量が増加をしたものです。

**分科員（山下 則芳 君）** 分かりました。あと、収益のところが減っているのは、基本料金を免除したということだと思います。それでいいのか。

それと、営業外収益229万8,000円とありますが、この営業外収益とはどんなものか教えてください。

**執行部** 給水収益の減少につきましては、基本料金減免事業は基本的に減免をした部分を一般会計から補填をしていただくということで、基本料金減免事業そのものの影響は考えておりません。純粹に人口減などによるものと考えております。

それと、第2点、営業外収益の主なものですが、主に受取利息及び配当金の預金利息です。これは、銀行に水道局で保有をしております現金を、余裕資金の運用ということで、大口の定期預金をしております。その預金利息が、予算で想定していた利息よりも、実際には金利が上がった関係で預金利息が上昇しております。

これにつきましては、補正予算書5ページの予算実施計画を御覧いただければと思います。補正予算書5ページの下の方に、営業外収益の受取利息及び配当金ということで、預金利息の補正予算を計上しておりますが、1,240万8,000円増額ということで、こちらが主なものになります。

**会 長（志賀 光法 君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（志賀 光法 君）** ないようですので、以上で、議案第18号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第4回）の審査は終了いたしました。

---

**会 長（志賀 光法 君）** 次に、議案第19号令和7年度宇部市交通事業会計補正予算（第2回）を議題といたします。

交通局の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第19号令和7年度宇部市交通事業会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告等による職員給与費の増額、並びに収入及び支出額を実施見込みに合わせて補正するものです。

なお、詳細につきましては、交通事業課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、御説明申し上げます。

まず、補正予算書3ページの第2条では、乗り合い事業及び貸切り事業の業務の予定量を実施

見込みに合わせて補正するものです。

次に、補正予算書４ページの第３条では、収益的収入及び支出を実施見込みに合わせて補正するもので、収入は営業外収益の他会計補助金の増額、支出は営業費用の人件費の増額が主なものです。これにより、自動車事業収益を６,０１５万２,０００円増額し、補正後の予算額を１０億５,８６２万６,０００円とし、自動車事業費用を１,６７５万３,０００円増額し、補正後の予算額を１０億５,８７９万９,０００円とするものです。

次に、第４条では、資本的収入及び支出を実施見込みに合わせて補正するもので、収入は国・県補助金の減額、支出は建設改良費の減額が主なものです。これにより、資本的収入を１００万８,０００円減額し、１６０万１,０００円とし、補正予算書５ページの資本的支出を８１６万５,０００円減額し、１億９,０２６万７,０００円とするものです。

その結果、収支差引きは１億８,８６６万６,０００円の財源不足となる見込みですが、これは、損益勘定留保資金等で補填することとしました。

次に、第５条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を２,８９５万１,０００円増額し、６億９,５０９万円とするものです。

次に、第６条では、他会計からの補助金を４,６０６万７,０００円増額し、２億６,５５１万２,０００円とするものです。

続きまして、補正予算書６ページから１３ページには費目ごとの予算額の詳細として予算実施計画を、補正予算書１５ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、補正予算書１６ページから１９ページには給与費明細書を、補正予算書２０ページ及び２１ページには予定貸借対照表を、補正予算書２２ページから２４ページには注記に関する事項をそれぞれお示ししております。

最後に、補正予算書２５ページの予算説明にお示ししていますように、収益的収支については、収支差引きの結果、当年度純損失は１,３４８万７,０００円となり、当年度末処分利益剰余金は９,４４８万７,０００円となる見込みです。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査いただきますよう、お願いいたします。

会 長（志賀 光法 君） 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。山下分科員。

分科員（山下 則芳 君） いろいろ聞きたいのですが、補正予算書７ページの雑収入４４８万４,０００円は、どういうものか教えてください。

執行部 雑収入４４８万４,０００円のうち、主なものとしては、自動販売機収入になります。

会 長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（志賀 光法 君） ないようですので、以上で、議案第１９号令和７年度宇部市交通

事業会計補正予算（第２回）の審査は終了いたしました。

---

**会 長（志賀 光法 君）** 次に、議案第１７号令和７年度宇部市下水道事業会計補正予算（第２回）を議題といたします。

土木建設部の説明を求めます。

**執行部** 順位３番、議案第１７号令和７年度宇部市下水道事業会計補正予算（第２回）について御説明いたします。

また、この補正に関連します議案第１１号令和７年度宇部市一般会計補正予算（第７回）ですが、目、都市計画総務費、下水道事業会計負担金についても、併せて御説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

**会 長（志賀 光法 君）** はい。

**執行部** ありがとうございます。

それでは、令和７年度宇部市下水道事業会計補正予算（第２回）と、令和７年度宇部市一般会計補正予算（第７回）参考資料を御準備ください。

今回の下水道事業会計の補正は、収入及び支出額を実施見込みに合わせて、予算全般にわたり補正するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第１７号令和７年度宇部市下水道事業会計補正予算（第２回）に計上しております、主な事項について御説明いたします。

まず、補正予算書の３ページを御覧ください。

第２条では、予算第２条に定めた業務の予定量、（１）の公共下水道処理区域面積を５．７ヘクタール減の３，５３４．１ヘクタールに、汚水整備戸数を１１５戸減の１９２戸に、（２）の年間総処理水量を１２７万９，０００立米減の１，９９５万立米に、（３）の一日平均処理水量を３，５０４立米減の５万４，６５８立米に、（４）の主要な建設改良事業のイ、管渠事業費を１億９，１００万円減額し、２０億２，４０３万１，０００円に、ロ、処理場事業費を４，６５７万円減額し、９億８，０９９万９，０００円とするものです。

次に、第３条では、予算第３条に定めた収益的収入及び支出について、実施見込額に合わせ補正するものです。

収入につきましては、営業収益の他会計負担金及び営業外収益の長期前受金戻入の減額、並びに特別利益の固定資産売却益の増額が主なもので、下水道事業収益を５，９５８万９，０００円増額の６８億１，９６６万６，０００円とするものです。

一方、支出につきましては、営業費用の減価償却費、資産減耗費の減額が主なものであります。

下水道事業費用を１億６，６４８万６，０００円減額の６４億６，６６９万２，０００円とするも

のです。

次に、補正予算書４ページに参りまして、第４条では、予算第４条に定めた資本的収入及び支出について、実施見込額に合わせ補正するものです。

収入につきましては、企業債、補助金の減額が主なもので、資本的収入を２億２,２０３万５,０００円減額の３１億１,２６２万３,０００円とするものです。

一方、支出につきましては、建設改良費、企業債償還金の減額で、資本的支出を２億７,６１５万８,０００円減額の５５億６５６万２,０００円とするものです。

次に、第５条では、予算第５条に定めた債務負担行為の限度額を契約の締結に伴い補正するものです。

次に、補正予算書５ページに参りまして、第６条では、予算第６条に定めた起債の限度額を１億３４０万円減額の１５億９,１９０万円とするものです。

次に、第７条では、予算第９条に定めた他会計からの補助金を７,１８０万円減額の２２億９,１６６万１,０００円とするものです。この補助金は、一般会計からの繰入金であり、議案第１１号令和７年度宇部市一般会計補正予算（第７回）に関連する補正になります。後ほど改めて御説明いたします。

続きまして、補正予算書６ページから９ページまでは収益的収入及び支出の費目別の詳細であります予算実施計画を、補正予算書１０ページ及び１１ページには資本的収入及び支出の費目別の詳細であります予算実施計画を、補正予算書１２ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、補正予算書１４ページ及び１５ページには債務負担行為に関する調書を、補正予算書１６ページ及び１７ページには今回の補正に伴う予定貸借対照表を、補正予算書１８ページにはセグメント情報など注記に関する事項をお示ししています。

このたびの予算の補正により、補正予算書１９ページの予算説明の中ほどにお示ししていますように、収益的収支におきまして、当年度純利益は２億７,７３４万６,０００円となる見込みです。また、資本的収支におきましては、収入額が支出額に不足する額は、２３億９,３９３万９,０００円となる見込みですが、これについては、損益勘定留保資金等で補填することといたしました。

以上が、議案第１７号令和７年度宇部市下水道事業会計補正予算（第２回）の主な内容であります。

続きまして、関連のあります議案第１１号令和７年度宇部市一般会計補正予算（第７回）の目、都市計画総務費、下水道事業会計負担金について御説明いたします。

令和７年度宇部市一般会計補正予算（第７回）参考資料の３１ページを御覧ください。

下から２段目の欄になります。目、都市計画総務費の下水道事業会計負担金について、下水道事業会計の決算見込みに合わせ７,１８０万円を減額するものです。

説明は、以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**会 長（志賀 光法 君）** 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。山下分科員。

**分科員（山下 則芳 君）** 収入のところで、土地売却による売却益の１億６,３６０万円、これはどこの土地を何平米、また平米何円ぐらいで売ったのですか。

それと、この１億６,３６０万円の中に、固定資産売却代金の７５１万円かな、それも含まれているのかどうか教えてください。

**執行部** 売却した土地については、玉川ポンプ場の供用開始に伴いまして、不要になりました栄川ポンプ場と鵜の島ポンプ場の跡地になります。

面積ですが、栄川ポンプ場については２,３１９.６９平米、鵜の島ポンプ場については３,２３２.２５平米ということになっております。

７５１万円につきましては、この１億６,３６０万円の中には入っておりません。別途補正予算書の１０ページ、これは資本的収入及び支出のところの収入になりますが、一番下の枠の固定資産売却代金というところで、７５１万円を計上しております。

**分科員（山下 則芳 君）** 今のポンプ場２か所の平米単価を大体でいいので教えてください。

**執行部** 栄川ポンプ場は、平米当たり２万６,３４４円です。鵜の島ポンプ場は、平米当たり３万４,０３２円になります。

**分科員（山下 則芳 君）** これは妥当な価格なのですか。市が算出している評価価格で売却したということよろしいですか。

**執行部** 市で評価した妥当な価格になっております。

**会 長（志賀 光法 君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（志賀 光法 君）** ないようですので、以上で、議案第１７号令和７年度宇部市下水道事業会計補正予算（第２回）の審査は終了いたしました。

---

**会 長（志賀 光法 君）** 次に、議案第１１号令和７年度宇部市一般会計補正予算（第７回）のうち、本分科会が担当する部分を議題といたします。

一般会計補正予算については、各部局ごとに説明を聴取し、質疑を行います。

では、まず土木建設部の担当部分を議題といたします。

土木建設部の説明を求めます。

**執行部** それでは、続きまして、議案第１１号令和７年度宇部市一般会計補正予算（第７回）のうち、土木建設部に係る部分について御説明いたします。

今回の補正は、歳入及び歳出を実施見込みに合わせた補正のほかに、国の強い経済を実現する総合経済対策の活用に伴い補正するものです。

また、このほか、県事業の宇部港東見初地区埠頭用地造成事業に伴う債務負担行為補正、令和8年度への繰越明許費補正及び地方債補正を行うものです。

詳細につきましては、各担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、土木河川課に関する補正について御説明させていただきます。

歳出について、補正予算参考資料の31ページを御覧ください。

目の欄の上から2番目、河川管理費について、2,394万8,000円の減となっております。これは、洪水ハザードマップ作成業務及び遠隔操作システム実施設計業務の実施見込額に合わせて減額するものです。

次に、上から3番目、港湾管理費について、327万4,000円の増となっております。内訳としましては、港湾管理協定に伴う県債償還負担金などの港湾整備事業費負担金が417万4,000円の減、宇部港港湾改修や港湾施設改良、海岸高潮対策事業などの県事業負担金が744万8,000円の増となっています。表中には、主なものとして、海岸高潮対策県事業負担金を県通知額に合わせて補正したものを掲載しております。

次に、上から4番目、急傾斜地防災事業費について500万円の減となっております。これは、浜田地区の調査測量設計委託料及び中野地区の急傾斜地崩壊防止工事の実施見込額に合わせて減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。ページ戻りまして、補正予算参考資料16ページを御覧ください。

まず、国庫支出金の欄のうち、上から1番目、公共土木施設災害復旧費負担金について、令和5年災の12河川の施越事業分の収入見込額に合わせ307万7,000円を増額するものです。また、上から6番目、社会資本整備総合交付金（ハザードマップ整備費交付金）について、収入見込額に合わせて187万5,000円を減額するものです。

続いて、補正予算参考資料17ページを御覧ください。

県支出金の欄のうち上から2番目、急傾斜地防災事業費補助金について、250万円を減額するものです。

続いて、その下、諸収入の欄のうち港湾関係雑入について、港湾管理協定に基づく交付金を収入見込額に合わせて2,885万9,000円を減額するものです。

次に、市債の欄の上から3番目、急傾斜地崩壊防止事業債について250万円を、また、上から4番目、河川改修事業債について2,000万円を市債発行見込額に合わせて減額するものです。

次に、上から5番目、港湾整備事業債について、市債発行見込額に合わせて370万円を増額

するものです。

続きまして、補正予算参考資料 39 ページを御覧ください。

第 3 表、債務負担行為補正、1 追加について御説明いたします。

宇部港東見初地区埠頭用地造成事業（令和 7 年度分）について、新たに償還期間を定め、限度額を 620 万円とし支出を予定するものです。

次に、補正予算参考資料 40 ページを御覧ください。

第 4 表、繰越明許費補正について、御説明いたします。

土木費の欄の最下段、河川費の河川水路整備事業について、準用河川宇内川ほか 2 河川の改修工事を繰り越すものです。

次に、指定水路整備事業について、指定水路海難水路の整備工事を繰り越すものです。

次に、補正予算参考資料 41 ページを御覧ください。

最下段の災害復旧費の欄の土木施設災害復旧費について、令和 7 年災の 5 河川の災害復旧工事を繰り越すものです。

次に、補正予算参考資料 43 ページを御覧ください。

第 5 表、地方債補正、1 追加について御説明いたします。

過年災害復旧事業 520 万円のうち、河川分は令和 5 年災の地方債分 150 万円が該当となります。

続いて、2 変更について御説明いたします。

補正予算参考資料 44 ページを御覧ください。

最上段、急傾斜地崩壊防止事業、上から 4 番目、河川改修事業、上から 5 番目、港湾整備事業費については、実施見込額に合わせて補正するものです。

最後に、最下段、現年災害復旧事業については、550 万円のうち河川分 390 万円を増額するものです。

駆け足で説明しましたが、以上で、土木河川課分の説明を終わります。

**執行部** 続きまして、道路整備課の所管する補正予算の内容について説明させていただきます。

まず、最初に、お手元の補正予算参考資料 30 ページを御覧ください。

一番上の欄、道路維持費の道路維持管理事業費についてです。道路ストック点検業務委託料が 1,850 万円の減額となっています。この委託料の内容は、市が管理する橋梁の定期点検を専門業者に委託するための費用で、国庫補助金の減に伴い、所要見込額に合わせて補正するものでございます。

次に、その下の橋梁長寿命化修繕事業費についてです。橋梁修繕工事が 9,245 万 4,000 円の減額となっていますが、国の補正予算 5,635 万 4,000 円を活用し、設計業務委託を進めることとしましたので、差引き 3,610 万円の減となっています。こちらも国庫補助金の減

に伴い、所要見込額に合わせて補正するものでございます。

続いて、その下の欄、道路新設改良費の歩道等設置事業費についてです。内訳としては、道路整備工事費や土地購入費、補償費など、合計1,320万円の減となっています。こちらも国庫補助金の減に伴い、所要見込額に合わせて補正するものでございます。

続いて、その下の欄の宇部駅小野田線道路整備事業費についてです。市道宇部駅小野田線道路改良工事が830万円の減額となっています。こちらも国庫補助金の減に伴い、所要見込額に合わせて補正するものでございます。

続いて、その下の欄、岩鼻中野開作線道路整備事業費についてです。工事費や調査測量設計委託料が合計7,991万2,000円の減額となっています。こちらも国庫補助金の減に伴い、所要見込額に合わせて補正するものでございます。

続いて、一番下の欄の西宇部妻崎線道路整備事業費についてです。こちらは、土地鑑定料や調査測量設計委託料が合計831万7,000円の減額となっています。この事業は、JA厚南前交差点に連結する市道西宇部妻崎線に右折レーンを設置するもので、当初計画では旧パチンコ店側の用地を取得し整備する予定でしたが、地権者との交渉が不調となったため、反対側のほっともつと宇部際波店側への拡幅に切り替えるとともに、交差点形状をさらにコンパクト化することとしました。その結果、土地鑑定料や調査測量設計委託料が減となったことから、実施見込額に合わせて補正するものでございます。

最後に、補正予算参考資料31ページの一番上の欄、東新川野中線道路整備事業費についてです。こちらは、土地鑑定料や土地購入費、補償金が合計714万円の減額となっています。こちらも国庫補助金の減に伴い、所要見込額に合わせて補正するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

補正予算参考資料の16ページを御覧ください。

2段目から次ページ中ほどにかけて、道路交通安全対策事業費補助金、社会資本整備総合交付金、道路整備事業費委託金、道路整備事業債などが減となっております。いずれも国庫支出金や県支出金の収入見込額、あるいは市債の発行見込額に合わせて補正するものでございます。

次に、補正予算参考資料40ページを御覧ください。

第4表、繰越明許費補正について、御説明いたします。

一番下の土木費の欄の道路橋りょう費でございます。

まず、道路長寿命化事業については、道路整備に係る工事費や橋梁の点検委託費を繰り越すものでございます。

次に、橋梁長寿命化事業については、橋梁の修繕に係る工事費や設計委託費を繰り越すものでございます。

次に、道路新設改良事業については、市道宇部駅小野田線や市道東新川野中線の改良事業に係

る工事費や設計業務委託費、補償費を繰り越すものでございます。

次に、踏切道整備事業については、八王子踏切道の補償費を繰り越すものでございます。

次に、交通安全施設等整備事業については、防護柵等の安全施設に係る工事費を繰り越すものでございます。

以上で、道路整備課分の御説明を終わります。

**執行部** 続きまして、地籍調査課に関する補正について御説明させていただきます。

歳出の補正概要としましては、国の補正予算を活用して、令和8年度事業の一部を前倒しして行うため、地籍調査費について補正するものです。それに伴う歳入を県支出金について補正するものです。

それでは、歳出について、お手元の補正予算参考資料の31ページを御覧ください。

下段、地籍調査費が2,649万円の増となっております。内訳としましては、実施見込みに合わせて調査測量設計委託料を1,588万円の減、国の補正予算を活用し、令和8年度事業の一部を前倒しして行うため、4,237万円の増となります。

次に、歳入について御説明いたします。補正予算参考資料17ページを御覧ください。

上段の県支出金の743万6,000円の増のうち、地籍調査費負担金として収入見込額に合わせて1,784万2,000円を補正するものであります。

続きまして、補正予算参考資料34ページを御覧ください。

国の補正予算活用分の歳出について、御説明いたします。

表の下から4番目、地籍調査費が4,237万円となります。これは、先ほど御説明しましたとおり、地籍調査に伴う調査測量設計委託料を国の補正予算を活用して、令和8年度事業の一部を前倒しするものです。これに伴い、歳入についても、補正予算参考資料36ページの表の1番目になりますが、県負担金を補助基本額に合わせて3,177万7,000円となります。

続きまして、補正予算参考資料40ページを御覧ください。

第4表、繰越明許費補正について御説明いたします。

次の、補正予算参考資料41ページの上段、都市計画費の地籍調査事業で、国の補正予算活用分4,240万円を令和8年度へ繰越しするものです。

御説明は、以上となります。

御審査を、よろしくお願いいたします。

**会 長（志賀 光法 君）** 以上で、説明は終わりました。

土木建設部の担当部分について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（志賀 光法 君）** ないようですので、土木建設部の担当部分については、これで終わります。

土木建設部の皆様、大変お疲れさまでした。

---

**会 長（志賀 光法 君）** 次に、観光スポーツ文化部の担当部分を議題といたします。

観光スポーツ文化部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第11号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）のうち、観光スポーツ文化部所管分の主な内容について御説明いたします。

担当課は、ときわ公園企画課及びときわ公園整備課で、歳入の使用料及び手数料、諸収入、市債、繰越明許費並びに地方債の補正を行うものです。

内容については、各担当課長より説明をいたします。

**執行部** それでは、ときわ公園企画課の補正予算について、補正予算参考資料により説明いたします。

補正予算参考資料5ページを御覧ください。

まず、歳入についてですが、下段の欄にございます観光スポーツ文化部ときわ公園企画課の項目の1段目を御覧ください。

駐車場使用料について、当初予算では駐車台数約34万4,000台を見込んでおりましたが、令和7年11月までの実績から駐車台数の見込みを約29万1,000台とし、696万1,000円を減額するものです。

次に、動物園使用料について、当初予算では年間入園者数を10万人と見込んでおりましたが、令和7年11月までの実績から年間入園者数の見込みを約9万人とし、645万1,000円を減額するものです。

続いて、一番下の欄を御覧ください。

土木関係雑入につきましては、主なものとして、TOKIWAファンタジアの入場料収入が、当初予算では有料入園者数を3万3,500人と見込んでいたところ、70歳以上高齢者の無料化や学生割引などの料金設定を導入したことから、約3万人を見込み、745万8,000円を減額するものです。

続いて、補正予算参考資料の6ページを御覧ください。

1段目、市債、公園整備事業債について説明させていただきます。

これは、ときわレストハウスLED化工事の工事請負費の市債について、所要見込額に合わせて630万円の減額補正をするものです。

次に、繰越明許費について御説明します。

補正予算参考資料41ページをお開きください。

上から4行目、款、土木費、項、都市計画費、事業名、ときわレストハウス管理運営事業について、令和8年度への繰越限度額を1,040万円計上しております。LED化改修工事では、

LED照明器具の確保に不測の日数を要し、また空調設備更新の調査設計業務については、入札不調のため標準工期が確保できなかったことから、令和8年度へ予算を繰越しするものです。

続いて、下から4行目の、款、教育費、項、社会教育費、事業名、博物館管理事業について、令和8年度への繰越限度額を500万円計上しております。これは、空調設備更新の調査設計業務を行うに当たり、入札不調のため標準工期が確保できなかったことから令和8年度へ予算を繰越すものです。

次に、地方債補正について御説明します。

補正予算参考資料44ページの上から2行目を御覧ください。

ときわ公園企画課分の公園整備事業ですが、これは、ときわレストハウスの施設整備工事費について、所要見込額に合わせて限度額を630万円減額補正するものです。

次に、下から2行目を御覧ください。博物館施設整備事業ですが、これは、世界を旅する植物館の空調改修設計の委託料について、所要見込額に合わせて限度額を40万円減額補正するものです。

以上で、ときわ公園企画課分の説明を終わります。

**執行部** 続きまして、ときわ公園整備課の補正予算について御説明をいたします。

補正予算参考資料の41ページを御覧ください。

歳出の繰越明許費について御説明をいたします。

上から5行目、款、土木費、項、都市計画費、事業名、ときわ公園整備事業について、令和8年度へ繰越限度額を5,050万円計上しております。これは、用地取得事業において地権者との交渉を行うに当たり時間を要したことや、歩道整備工事において土質が軟弱土であったため、工法検討などに不測の日数を要したことから、令和8年度へ予算を繰り越すものです。

次に、補正予算参考資料42ページを御覧ください。

款、災害復旧費、項、土木施設災害復旧費、事業名、公園施設災害復旧事業について、令和8年度へ繰越限度額を2,330万円計上しております。これは、災害復旧工事において水利関係者との協議に不測の日数を要したことから、令和8年度へ予算を繰り越すものです。

続きまして、地方債補正について御説明をいたします。

補正予算参考資料44ページの上から2段目を御覧ください。

公園整備事業ですが、ときわ公園整備課分については、ときわ公園整備事業費の所要見込額に合わせて280万円の減額補正をするものです。

観光スポーツ文化部の主な補正予算の概要説明は、以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**会 長（志賀 光法 君）** 以上で、説明は終わりました。

観光スポーツ文化部の担当部分について、質疑はありませんか。山下分科員。

**分科員（山下 則芳 君）** 動物園使用料の収入が減っているということで、年間入園者数の見込みが10万人であったのが1万人減って約9万人となったということで説明がありましたけれども、この減った理由を何か把握されていますか。

**執行部** まず、ときわ動物園につきましては、屋外の施設はおおむね同じような傾向が見られているのですが、猛暑等による夏場の出控えといったところも一つ要因としてあるかと思います。ときわ動物園は今年でリニューアル10周年を迎えますが、皆さんのお声といたしましては、動物園の中の入替えなどといったところをいただいているのですけれども、中の園舎であるとか、新たな動物を入れるほどの余力がないといったところも、やはりハード的な面では要因として考えております。

今年度はときわ公園開設100周年もございましたので、記念イベントや無料開放を令和7年5月、10月、そして、ときわ動物園リニューアル10周年記念として、無料開放をまた令和8年3月19日から始める予定にしております。そういった時期はかなり多く入場はいただいておりますが、それにいたしましてもちょっと減少傾向というのが全般的には見られたと考えております。

**分科員（山下 則芳 君）** 私もいろいろ聞いたら、リピート、もう一回行きたいという人が少ないと、魅力がないということを聞いているのですけれども、この収益は、市に入ってくるのですか、それとも指定管理者に入ってくるのですか。

**執行部** 現在、公益財団法人宇部市常盤動物園協会に、業務委託という形で委託をしておりますので、この歳入につきましては市の歳入となっております。よって、今、減額ということを御説明させていただいたところです。

**分科員（山下 則芳 君）** これはある人から聞いたのですけれども、その業務委託先に歳入として入ってこないから、入園者が増えると仕事量が増えるため、逆に入園者が減ったほうがいいのだと。本当にこれは、目標数字に届かなかったら業務委託料を減らすぐらいの気持ちでやらないと、業務委託先が本当にときわ動物園の入園者数を増やそうと必死にならないと思いますけれども、いかがですか。

**執行部** この点につきましては、現在、ときわ公園全体の民間活力の導入検討ということで令和7年度も取り組んでおりますが、やはり先般の答弁にもございましたように、動物園につきましてはかなり専門性が高いということで、やはり民間の事業者の参入というのが少し難色といいますか、ちょっとハードルが高いというような事業者からの御意見もいただいております。

今、山下分科員がおっしゃったように、やはり収入と頑張りというのが一つ結びつくという格好というのは、いろいろと創意工夫なども生み出す要因になるかと思っておりますので、その辺りにつきましては引き続き民間の活力の導入といったところも念頭に置きながら、検討を進めていきたいと考えております。

分科員（山下 則芳 君） 私の意見ですが、御存じのとおりもう全体を任せて大阪城公園があれだけよくなったりということで、その後大企業に委託するとして、入園者数が増えたら指定管理料を増やすとか、入園者数が減ったら指定管理料を減らすとかしないと、今いろいろな業務委託がありますが、ちょっとどことは言えないのですけれども、結局、入園者数が減ったほうが仕事量が減るから、どうせ委託料が一緒なのだからという考え方が、ちょっと宇部市は多いような気がします。私が聞いた範囲です。違いますと言えばそれで結構ですけれども。

そういうことで、ちょっと変えていかないと、結局、その業務委託先は、本当に市民活性化のために一生懸命やっているのかどうかとクエスチョンというところがちょっとありますので、今後、観光のほうも見直しをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長（志賀 光法 君） 契約方法の見直し等の要望と、はっきり言ってください。

分科員（山下 則芳 君） 今、志賀会長が言ったように、契約の見直し等含め、入園者数が減ろうが減らまいが一緒ではなくて、増減に合わせて指定管理料が変わるということで、見直しをよろしくお願いいたします。

会 長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。河崎分科員。

分科員（河崎 運 君） 先ほどの説明で、補正予算参考資料４４ページの公園整備事業のところの限度額の減額を２８０万円とおっしゃいましたよね。これは、今、補正予算参考資料の４４ページを見ても、２８０万円の減額という数字が見当たらないのですが。

執行部 補正予算参考資料４４ページの上から２段目の公園整備事業になろうかと思うのですが。

公園整備事業で、今、補正後が２億２，７２０万円という数字になっているかと思います。これは、左側に書いてある担当課がときわ公園企画課、ときわ公園整備課、都市政策部を全部足してこの数字になっております。

ときわ公園整備課につきましては、補正前が５，８９０万円、補正後が５，６１０万円になりまして、２８０万円の減額となります。

分科員（河崎 運 君） 都市政策部分が外れたということですね、分かりました。

会 長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（志賀 光法 君） ないようですので、観光スポーツ文化部の担当部分については、これで終わります。

観光スポーツ文化部の皆様、大変お疲れさまでした。

---

会 長（志賀 光法 君） 次に、都市政策部の担当部分を議題といたします。

都市政策部の説明を求めます。

**執行部**     それでは、都市政策部が所管する予算の補正内容について、要点を絞って御説明いたします。

お手元の補正予算参考資料の１４ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

中段からが都市政策部となっています。

まず、使用料及び手数料が２,２５５万５,０００円の減、国庫支出金が６億３,６０４万３,０００円の減となっています。

補正予算参考資料１５ページをお願いします。

県支出金が１０３万２,０００円の減、繰入金が３,７６６万１,０００円の減、諸収入が１４２万５,０００円の減となっており、これらは歳出補正に伴う国庫支出金や県支出金のほか、収入見込額や事業実績などに合わせて補正するものです。

次に、市債が５億９,０８０万円の減となっています。これは、歳出補正に伴う発行見込額に合わせて補正するものです。

補正予算参考資料２８ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

まず、一般管理費が２,２００万円の減となっています。この主な理由としましては、新庁舎２期棟什器購入の入札減など事業の実施見込みに合わせたものです。

次に、交通対策費が４,９９０万３,０００円の増となっています。この主な理由としましては、生活バス路線維持に係る補助金や公共交通利用促進事業に係る負担金などの実施見込額に合わせたものです。

次に、まちづくり推進事業費が１１億６,１６８万２,０００円の減となっています。この主な理由といたしましては、常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業とまちなかウオーカブル推進事業及び市役所周辺地区整備事業に係る整備工事などについて、当初予算に対して十分な国費が充当されなかったため、国費を追加要望し、令和７年１２月議会で増額補正を行いました。その追加国費も得られなかったため、実施見込額に合わせたものです。

補正予算参考資料２９ページをお願いします。

次に、都市再生整備事業費が６,２８１万５,０００円の減となっています。この主な理由といたしましては、島地区環境整備事業に係る調査測量設計委託料などの実施見込額に合わせたものです。

次に、公園整備事業費が１,２６０万円の減となっています。この主な理由といたしましては、公園施設等整備事業に係る岩鼻公園整備工事費などの実施見込額に合わせたものです。

次に、地域住宅計画事業費が３,８４６万９,０００円の減となっています。この主な理由としましては、ストック総合改善工事などの実施見込額に合わせたものです。

簡単ではありますが、歳入・歳出の説明は、以上になります。

補正予算参考資料 3 4 ページをお願いします。

国の補正予算活用分の歳出について御説明いたします。

左から 2 列目の目の欄、上から 5 番目、公園整備事業費が 3, 2 4 0 万円の増となっています。  
これは、公園施設等整備事業費の工事請負費を増額するものです。

補正予算参考資料 3 5 ページをお願いします。

国の補正予算活用分の歳入について御説明いたします。

歳出に関する歳入について、左から 2 列目の目の欄、上から 3 番目、土木費国庫補助金のうち、公園施設長寿命化対策支援事業交付金 1, 6 2 0 万円。

補正予算参考資料 3 6 ページをお願いします。

左から 2 列目の目の欄、上から 3 番目、土木債のうち、公園整備事業費 1, 6 2 0 万円を補正するものです。

補正予算参考資料 4 1 ページをお願いします。

第 4 表、繰越明許費補正、1 追加について御説明いたします。表の一番上、土木費のうち、都市計画費の常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業（くつろぎ交流機能）3 億 3, 0 5 0 万円、市役所周辺地区整備事業 8 0 0 万円、島地区環境整備事業 3, 5 5 0 万円、公園施設等整備事業 1 億 3, 2 8 0 万円、また住宅費の住宅管理事業 4, 1 5 0 万円、公営住宅ストック改善事業 4, 2 9 0 万円を令和 8 年度へ明許繰越しするものです。

補正予算参考資料 4 4 ページをお願いします。

第 5 表、地方債補正、2 変更について御説明いたします。表の上から 2 番目、公園整備事業、3 番目、市営住宅建設事業、6 番目、都市再生整備事業につきましては、所要見込額に合わせて変更するものです。

以上で、議案第 1 1 号令和 7 年度宇部市一般会計補正予算（第 7 回）の概要説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**会 長（志賀 光法 君）** 以上で、説明は終わりました。

都市政策部の担当部分について、質疑はありませんか。山下分科員。

**分科員（山下 則芳 君）** すみません、市営住宅の使用料の収入が 2, 1 5 3 万 2, 0 0 0 円減っていますけれども、これは入居者が減ったことなのか、その他要因があるのか、説明をお願いいたします。

**執行部** これは、主に借上市営住宅の返還によりまして、管理戸数、入居者数が減少したため、使用料収入が減少しております。

**分科員（山下 則芳 君）** 分かりました。

会 長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長（志賀 光法 君） ないようですので、都市政策部の担当部分については、これで終わります。

都市政策部の皆様、お疲れさまでした。

---

会 長（志賀 光法 君） 次に、産業経済部の担当部分を議題といたします。

産業経済部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第11号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）のうち、産業経済部に係る部分について御説明申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

執行部 農業振興課の岡本です。よろしくお願いいたします。

それでは、今回の補正の内容について御説明いたします。

補正予算参考資料の26ページをお開きください。

農業振興課分の歳出についてですけれども、産業経済部の表中、目、農業振興費を1億575万1,000円増額するものです。

補正の主な内容は、新規就農・就業者等育成支援経費を1,510万円減額するものです。枠内の下側にある黒いひし形の4番目、定着支援給付金事業費補助金は、法人による新規雇用人数に変更が生じたことに伴い、交付単価が上がったことに対応するため増額補正するものです。

また、これ以外の地域農業資源リノベーション事業費補助金から移住就農加速化事業費補助金までの5つの補助金につきましては、補助対象者の年間所得が補助金を受けられる限度額である600万円を超え対象外となったこと、令和7年度に営農開始した新規就農者が経営判断により農業用機械施設等の導入を見送ったことなどの理由から、所要見込額に合わせて減額補正するものです。

次に、補正予算参考資料の13ページをお開きください。

歳入についてですけれども、産業経済部の表中、款または目、県支出金内の3、移住就農加速化事業費補助金から41、新規就業者等産地拡大促進事業費交付金までは、先ほど申し上げました歳出の補正額に対応した県からの補助金を補正するものです。

続きまして、国の補正予算活用分についての説明に移ります。

補正予算参考資料の34ページをお開きください。

農業振興課分は、表中の目、農業振興費、事業名、中核経営体育成支援経費を1億2,547万5,000円増額するものです。これは、穀類乾燥調製施設及び機械など共同利用施設の再編

合理化に向けて補助するものです。

また、歳入につきましては、補正予算参考資料の３５ページの表の一番下に掲載のとおり、農林水産業費県補助金を、歳出と同額、１億２,５４７万５,０００円増額しております。

当課からの説明は、以上です。

**執行部** それでは、農林整備課の所管分の補正予算の内容について、お手元の資料に沿って御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。

補正予算参考資料２７ページを御覧ください。

一番上の農地費についてですが、農地保全対策経費において、中山間地域等直接支払費交付金等実施見込額に合わせて８１３万７,０００円を減額するとともに、後ほど御説明します国の補正予算分と合わせて３５３万２,０００円を増額補正するものです。

その下の林業振興費についてですが、民有林整備事業費において、竹林整備推進事業委託料や森林施業補助金等を実施見込額に合わせた減額と、森林環境譲与税の余剰金の基金である森林環境整備基金積立金の増額で１６１万４,０００円を増額するとともに、その他の経費の減額と合わせて６０万７,０００円を減額するものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算参考資料１３ページを御覧ください。

産業経済部の県支出金の下３つ、８１、地域が育む豊かな森林づくり推進事業費補助金、９７、農地保全対策交付金（多面的機能支払交付金）及び９７、農地保全対策交付金（中山間地域等直接支払費交付金）は、先ほど申し上げました歳出に合わせて補正するものです。

続きまして、国の補正予算分について御説明いたします。

補正予算参考資料３４ページを御覧ください。

まず、歳出について御説明いたします。

中ほどの農地費のため池整備事業費についてですが、これは西ヶ谷地区において県が実施するため池整備事業に係る負担金として１３０万円を増額するものです。

その下のほ場整備事業についてですが、これは万倉西奥地区において県が実施している圃場整備事業について、事業の進捗に伴う負担金として１,０３６万９,０００円を増額するものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算参考資料３５ページを御覧ください。

一番上の農林水産業費負担金、団体営土地改良事業受益者負担金についてですが、これは先ほど御説明した万倉西奥地区の圃場整備事業費の地元負担分２６万９,０００円を増額するものです。

補正予算参考資料３６ページを御覧ください。

２段目の農林水産業債、農業基盤整備事業債についてですが、これは先ほど御説明した、ため池整備事業費及び圃場整備事業費の実施見込額に合わせて１，１４０万円を増額するものです。

以上で、農林整備課の説明を終わります。

**執行部** 成長産業創出課の中角です。よろしくお願いします。

まず、歳出について御説明します。

お手元の補正予算参考資料２７ページの一番下を御覧ください。

中小企業対策費について４，６３２万３，０００円を減額するもので、主な内容は、成長産業推進経費で３，７０２万４，０００円を減額するものとなっております。これは、補助要件を満たさず申請を断念したプロジェクトや補助上限額未満の申請があったことなどから、実施見込額に合わせて減額補正するものとなっております。

続いて、歳入について御説明します。

補正予算参考資料の１４ページ目、上から２番目を御覧ください。

これは、宇部市メディカルクリエイティブセンター（ＭＣＣ）の保守管理に必要な額を産学連携推進基金から繰り入れるもので、本年度の修繕料など維持管理費の執行見込みに合わせて６７万５，０００円を減額補正しております。

次に、同ページの上から３番目を御覧ください。

こちらは、宇部市メディカルクリエイティブセンター（ＭＣＣ）の指定管理者を通じて入居者の利用料金を市の会計に繰り入れるもので、入居者の退去による収入見込額の減に合わせて１１万６，０００円を減額補正しております。

以上で、成長産業創出課の説明を終わります。

**執行部** 企業立地推進課の浜野です。よろしくお願いいたします。

それでは、企業立地推進課所管分について、お手元の資料に沿って御説明させていただきます。

歳入について御説明いたします。

補正予算参考資料の１４ページを御覧ください。

産業経済部、一番上、表中、款または目、財産収入の１０、土地売払収入（市有地売払収入）についてですが、このたび、議案上程しております議案第４７号市有地売却の件（宇部臨空頭脳パーク用地）における宇部臨空頭脳パーク事業用地の売却による土地売払収入として５，３２９万５，０００円を増額補正するものです。

以上で、企業立地推進課の説明を終わります。

**執行部** 以上で、産業経済部の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**会 長（志賀 光法 君）** 以上で、説明は終わりました。

産業経済部の担当部分について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（志賀 光法 君）** ないようですので、産業経済部担当部分については、これで終わります。

以上で、議案第 11 号令和 7 年度宇部市一般会計補正予算（第 7 回）のうち、本分科会が担当する部分の審査は終了いたしました。

---

**会 長（志賀 光法 君）** 次に、議案第 15 号令和 7 年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

産業経済部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第 15 号令和 7 年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 回）について御説明申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

**執行部** 卸売市場の石原です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 15 号令和 7 年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 回）について説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

特別会計補正予算書 94 ページと 95 ページになります。

光熱水費の補正になりますが、これは、市の管理事務所及び卸売市場内の業者が使用する電気使用料について、年度内の所要見込額に合わせて 185 万円減額補正するものです。

続きまして、特別会計補正予算書 96 ページと 97 ページを御覧ください。

こちらは、特別会計内で歳入額と歳出額を同額とするため、予備費について 37 万 4,000 円を増額補正しております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

特別会計補正予算書 86 ページと 87 ページを御覧ください。

土地使用料の補正になりますが、これは、中央卸売市場の近隣で行われる建設工事において敷地の一部を工事関係者用駐車場として臨時的にお貸ししたことによる土地使用料の歳入として 14 万 6,000 円増額補正するものになります。

続きまして、特別会計補正予算書 88 ページと 89 ページを御覧ください。

これは、補正後の歳出額に合わせて一般会計からの繰入金を 9 万 8,000 円減額補正しているものです。

なお、一般会計補正予算の歳出において、中央卸売市場事業会計繰出金を同額の 9 万 8,000 円減額補正しております。

続きまして、特別会計補正予算書 90 ページと 91 ページを御覧ください。

先ほどの歳出で説明しました電気使用料のうち、卸売市場内の業者から歳入する電気使用料の収入を収入見込額に合わせて 180 万円減額補正するものです。

続きまして、特別会計補正予算書 92 ページと 93 ページを御覧ください。

これは、宇部市中央卸売市場事業特別会計内で給与費などが計上されている職員が地方卸売市場に関する業務も行っており、この地方卸売市場の業務に携わった人件費分を宇部市地方卸売市場事業特別会計から負担金という形で歳入するものです。業務見込料に合わせて 27 万 6,000 円を増額補正するものです。

以上で、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**会 長（志賀 光法 君）** 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（志賀 光法 君）** ないようですので、以上で議案第 15 号令和 7 年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 回）の審査は終了しました。

---

**会 長（志賀 光法 君）** 次に、議案第 16 号令和 7 年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

産業経済部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第 16 号令和 7 年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 回）について御説明申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

**執行部** 引き続き、卸売市場の石原です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 16 号令和 7 年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 回）について説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

特別会計補正予算書 112 ページと 113 ページを御覧ください。

まず、一般管理費の負担金補助及び交付金です。この補正は、先ほどの議案第 15 号宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 回）で説明しました地方卸売市場の業務に携わった職員の給与費負担金として中央卸売市場事業特別会計に歳出するために、業務見込料に合わせて 27 万 6,000 円を増額補正するものです。

次に、同じく一般管理費の積立金になります。これは、地方卸売市場基金に対して発生する利

子をもととの基金へ積み立てるための歳出として1万円を増額補正するものになります。

次に、同じく一般管理費の公課費になります。これは、令和7年度からの地方卸売市場の直営化に伴い、市場使用料に係る消費税を国に納税するための予算として計上していたものです。しかし、消費税は事業年度終了の翌年度に申告・納税することとなるために令和8年度に予算計上すべきでした。そのため、令和7年度当初予算に計上しておりました40万円全額を減額補正しています。

続きまして、特別会計補正予算書114ページと115ページを御覧ください。

こちらは、特別会計内で歳入額と歳出額を同額とするため、予備費について20万7,000円を増額補正しております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

特別会計補正予算書108ページと109ページを御覧ください。

これは、補正後の歳出額に合わせて一般会計からの繰入金を8万3,000円増額補正するものになります。

なお、中央卸売市場事業特別会計と同様、一般会計補正予算の歳出において、地方卸売市場事業会計繰出金を同額の8万3,000円増額補正しております。

続いて、特別会計補正予算書110ページと111ページを御覧ください。

先ほど歳出で説明しました地方卸売市場基金に対して発生する利子を歳入とするため、1万円を増額補正しているものです。

以上で、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**会 長（志賀 光法 君）** 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**会 長（志賀 光法 君）** ないようですので、以上で、議案第16号令和7年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）の審査は終了いたしました。

産業経済部の皆様、お疲れさまでした。

---

**会 長（志賀 光法 君）** これで、本分科会の審査は全て終了しました。

以上で、予算決算委員会産業建設分科会を散会いたします。

————— 午後3時散会 —————

---

令和8年3月10日

産業建設分科会会長

志 賀 光 法

令和8年3月16日

宇部市議会予算決算委員会  
後期全体会議録

宇 部 市 議 会



# 宇部市議会予算決算委員会後期全体会議録

- 1 日 時 令和8年3月16日（月）  
午前9時56分から午後1時58分まで
- 2 場 所 議場
- 3 事 件 （1）令和8年度一般会計、特別会計及び企業会計当初予算総括説明  
（2）令和8年度一般会計及び特別会計当初予算概要説明  
（3）令和8年度企業会計当初予算説明（農業集落排水事業、下水道事業、水道事業及び交通事業）  
（4）一般会計及び特別会計当初予算総括説明並びに概要説明に対する質疑

## 4 出席委員（27名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 猶 克 実 君   | 副委員長 | 岩 村 誠 君   |
| 委員  | 青 谷 和 彦 君 | 委員   | 芥 川 貴久爾 君 |
| 委員  | 浅 田 徹 君   | 委員   | 荒 川 憲 幸 君 |
| 委員  | 五十嵐 仁 美 君 | 委員   | 射 場 博 義 君 |
| 委員  | 笠 井 泰 孝 君 | 委員   | 唐 津 正 一 君 |
| 委員  | 河 崎 運 君   | 委員   | 甲 谷 理 温 君 |
| 委員  | 木 原 大 介 君 | 委員   | 鴻 池 博 之 君 |
| 委員  | 志 賀 光 法 君 | 委員   | 重 枝 尚 治 君 |
| 委員  | 城 美 暁 君   | 委員   | 真 宅 宣 昭 君 |
| 委員  | 時 田 洋 輔 君 | 委員   | 新 村 秀 雄 君 |
| 委員  | 西 村 享 平 君 | 委員   | 林 豊 廣 君   |
| 委員  | 早 野 敦 君   | 委員   | 松 岡 伸 一 君 |
| 委員  | 三 好 保 雄 君 | 委員   | 山 下 則 芳 君 |
| 委員  | 吉 松 剛 君   |      |           |

## 5 欠席委員（0名）

## 6 その他の出席者（1名）

議 長 山 下 節 子 君

## 7 説明のため出席した者

|         |           |         |           |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 市 長     | 篠 崎 圭 二 君 | 副 市 長   | 藤 崎 昌 治 君 |
| 常勤監査委員  | 廣 中 昭 久 君 | 教 育 長   | 野 口 政 吾 君 |
| 水道事業管理者 | 秋 田 浩 二 君 | 交通事業管理者 | 大 谷 唯 輝 君 |

|            |       |         |       |
|------------|-------|---------|-------|
| 総務部長       | 大畑秀幸君 | 総合政策部長  | 古林学君  |
| 観光スポーツ文化部長 | 青山佳代君 | 市民環境部長  | 床本晋二君 |
| 健康福祉部長     | 中村淳一君 | こども未来部長 | 濱田修二君 |
| 産業経済部長     | 林孝之君  | 都市政策部長  | 磯中克文君 |
| 土木建設部長     | 宗野行展君 | 教育部長    | 濱原貴宏君 |
| 総務部        |       |         |       |
| 次長         | 田中弓子君 | 防災危機管理監 | 弘中秀治君 |
| 防災危機管理課長   | 坂田雅之君 | 財産管理課長  | 羽根伸宏君 |
| 市民税課長      | 林和彦君  | 市民税課副課長 | 岩本浩志君 |
| 総合政策部      |       |         |       |
| 次長         | 上田優作君 | 財政課長    | 入江慎一君 |

## 8 事務局職員出席者

|        |       |          |       |
|--------|-------|----------|-------|
| 局長     | 谷寛子君  | 次長       | 岩崎勝君  |
| 議事総務課長 | 重村一郎君 | 議事総務課副課長 | 橋本佳子君 |
| 議事調査係長 | 木村美紀君 | 書記       | 高木徹也君 |
| 書記     | 真鍋幸恵君 |          |       |

————— 午前9時56分開会 —————

委員長（猶 克実 君） おはようございます。

定刻前ですが、全員おそろいなので、ただいまから予算決算委員会後期全体会を開きます。

欠席の届出はありません。

次に、本委員会の傍聴についてですが、現在の申込みはありません。

委員長（猶 克実 君） それでは、当初予算議案の審査に入ります。

まず、令和8年度一般会計、特別会計及び企業会計当初予算について、総括説明を求めます。

篠崎市長、説明は座ったまま、お願いします。

市長（篠崎 圭二 君） おはようございます。

本日ここに、予算決算委員会後期全体会が開催され、令和8年度当初予算案の審査が行われるに当たり、総括して御説明を申し上げ、委員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

令和8年度施政方針において御説明しましたが、令和8年度の当初予算は、物価高や激甚化する自然災害など先行きの不透明な情勢下において、市民の皆様の安心安全な暮らしを守ることを最優先に、必要な対策を積極的に講じました。その上で、持続的な市政運営を可能とし、未来に

向けた改革・成長を止めることのないよう未来プロジェクトを中心に、E B P Mに基づく必要性・効果性の高い事業の構築と共創による推進体制の強化を図りました。

その結果、令和8年度の当初予算規模は、一般会計では前年度比3.7%増の793億円で、過去最大となっています。

一方で、財政運営の持続性にも留意し、令和8年度末の市債残高は約647億円、令和7年度と比較して約8億4,600万円の減少、また、令和8年度末の財政調整基金残高については、中期財政見通しを上回る約31億円を確保したところです。

次に、特別会計につきましては、5つの会計全体で、前年度比0.8%減の396億4,450万円となっています。

また、公営企業会計につきましては、いずれの公営企業会計も、人口減少等に伴うサービス需要の減少や老朽資産の更新など、厳しい経営環境の下で編成をいたしました。

その運営に当たりましては、公共の福祉を増進するという使命と経済性の発揮という独立採算の原則にのっとり、より一層の経営努力を進めながら、市民サービスの向上に取り組んでまいります。

これらの予算の執行を通して、共創の下、次世代が「このまちに生まれて良かった」と胸を張れる、希望に満ちた未来に誇れるまちづくりを展開してまいります。

あわせて、職員一人一人のコスト意識を高め、創意工夫による経費節減に努めるとともに、市税をはじめとする自主財源の確保や、宇部市行財政改革推進計画に基づく未来志向の行財政改革に努め、財政運営の持続性を高めてまいります。

委員各位におかれましては、令和8年度当初予算案につきまして、御理解と御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは、以上です。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、一般会計、特別会計及び企業会計当初予算についての総括説明は終わりました。

次に、令和8年度一般会計及び特別会計当初予算について、概要説明を求めます。

藤崎副市長、説明は座ったままをお願いします。

**副市長（藤崎 昌治 君）** それでは引き続き、令和8年度予算の一般会計及び特別会計の概要を、予算参考資料に基づいて御説明いたします。

6ページをお開きください。

令和8年度の一般会計の当初予算額は793億円で、対前年度比103.7%、特別会計は396億4,450万円で、対前年度比99.2%、一般会計と特別会計の合計では1,189億4,450万円で、対前年度比102.2%となっています。

続いて、14ページをお願いします。

一般会計の歳入のうち、主なものについて款別に御説明いたします。

まず、市税については、法人市民税の減などにより、全体で254億2,317万6,000円、対前年度比99.5%となっています。

下がって、繰入金については、財政調整基金や退職金基金、減債基金の繰入金の増などにより、46億4,615万6,000円、対前年度比149.4%となっています。

さらに下がっていただいて、地方消費税交付金については、国の地方財政対策等を踏まえた推計により、51億7,900万円、対前年度比122.4%となっています。

さらにその下、地方交付税については、普通交付税の増により、103億1,000万円、対前年度比104.8%となっています。

国庫支出金については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や子供のための教育・保育給付交付金の増などにより、164億3,148万3,000円、対前年度比103.0%となっています。

市債については、文化施設整備事業債の皆減や西岐波保育園整備事業債の減などにより、46億1,520万円、対前年度比89.6%となっています。

そのほかの款についても、過去の実績等を勘案し、収入見込額を計上したものです。

次に、歳出について御説明いたします。

16ページをお願いします。

主なものについて、款別に予算額及び構成比を申し上げます。総務費116億9,872万8,000円で14.8%、民生費354億7,941万7,000円で44.7%。以下、構成比のみで申し上げますと、衛生費6.9%、土木費10.3%、教育費8.8%、公債費7.5%などとなっています。

款別に主な内容を御説明いたします。

まず、総務費について、地域防災力の強化、市民活動・コミュニティー活動の活性化、共生社会の実現、移住定住の推進、地域公共交通の維持・確保、DXや行財政改革の推進などに要する経費を計上したもので、新規・拡充事業の主なものとしては、ポイント付与の対象事業などを拡充させたうべポイント事業の実施に要する経費750万円、女性の暮らしやすい宇部市をつくるプロジェクトの推進に要する経費300万円、新たに二俣瀬地区においても実施される公共ライドシェア導入の実証に要する経費971万4,000円、宇部西高等学校の跡地利活用に関する検討に要する経費500万円、石炭産業の歴史などを保存・継承していくデジタルミュージアムの構築に要する経費4,007万円などを計上しています。

民生費については、高齢者福祉対策として、高齢者の生きがい創出、健康増進に要する経費のほか、介護人材確保への支援などに要する経費を、障害者福祉対策として、自立支援給付、日常生活の援護、障害児の療育などに要する経費を、児童福祉対策として、子供に係る医療費助成、

保育事業、地域子育て支援拠点の運営、困難な状況に置かれた子供や若者の支援、児童虐待防止対策などに要する経費を、このほか生活保護扶助や生活困窮者の自立支援に要する経費などを計上したもので、新規・拡充事業の主なものとしては、介護現場の負担軽減や環境改善を促進する伴走支援やＩＣＴ等導入の補助に要する経費１，８００万８，０００円、シニア活動マッチングサイト「いくよう」を利用した高齢者の生きがい創出などに要する経費７６３万１，０００円、発達障害の早期発見から一貫した支援へとつなげる「こどもと大人の発達相談センター」の開設運営に要する経費１，８２１万３，０００円、保護者の就労要件を問わず保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」の実施に要する経費１，６６４万３，０００円、子育て家庭の経済的な負担の軽減に向けて拡充した病児・病後児保育利用料の助成に要する経費６８０万円などを計上しています。

衛生費としては、保健衛生として、予防接種や母子健康診査の実施、がん検診などの保健事業、地域医療体制の構築、休日・夜間救急診療所の管理運営、新火葬場・合同墓建設などに要する経費を、環境対策として廃棄物処理などに要する経費を計上したもので、新規・拡充事業の主なものとしては、持続可能な救急医療や有事での医療提供の継続に向けた地域医療体制の強化に要する経費５，０００万円、罹患のリスクが高まる世代を対象とした子宮頸がん・乳がん検診の無料化などに要する経費８，９２７万７，０００円、歯周疾患等のリスクが高くなる妊婦を対象とした口腔ケアの推進に要する経費１０７万７，０００円などを計上しています。

農林水産業費については、農業振興として、新たな担い手の確保と育成、遊休農地対策、スマート農業や付加価値の高い農産物の生産推進、有害鳥獣対策などに要する経費を、林業振興として、市有林や保全林の管理、市有林や民有林、竹林の整備などに要する経費を、水産業振興として、担い手の確保と育成、漁業資源対策、うべ産水産物の認知度向上、水産基盤ストックマネジメント、床波漁港海岸保全対策などに要する経費を計上したもので、新規・拡充事業の主なものとしては、米の品種「きぬむすめ」を新たに支援対象に追加した農産物の付加価値向上に要する経費３０４万円、持続可能な茶産地の形成を目指した茶園再生の取組への支援に要する経費２８０万円、うべ産水産物や宇部牛の魅力発信に要する経費４４９万７，０００円などを計上しています。

商工費については、商業振興として、商工業団体への補助、宇部産品の販路拡大支援、赤間硯の振興対策などに要する経費を、工業振興として工業団地等の維持管理や事業所設置に対する奨励補助金、サテライトオフィス誘致の推進などに要する経費を、中小企業対策として成長産業の創出・育成に要する経費のほか、うべスタートアップの管理運営、中小企業金融対策、人材確保支援、脱炭素化の取組への支援などに要する経費を、労政関係として、労働者の福祉対策や高年齢者の就業機会の確保などに要する経費を、観光振興として、観光コンベンション協会や祭り行事、ＭＩＣＥの誘致促進への支援などに要する経費を計上したもので、新規・拡充事業の主なもの

のとしては、赤間硯の継承に向けた製作技術の習得支援や認知度向上などに要する経費1,133万4,000円、新商品の開発や付加価値の創出などに取り組む中小企業への支援に要する経費400万円、山口デスティネーションキャンペーンに併せて拡充するまちじゅうエヴァンゲリオンの実施に要する経費5,600万円などを計上しています。

土木費については、道路・河川関係として、市道、橋梁、河川などの維持管理、市道の新設改良などに要する経費を、都市計画関係として常盤通りにぎわい交流拠点施設整備事業やまちなかうオーカブル推進事業、市役所周辺地区整備事業に要する経費のほか、下水道事業会計負担金などを、公園関係として、ときわ公園の整備や管理運営、都市公園の維持管理などに要する経費を、市営住宅関係として、既設市営住宅の管理運営や海南団地建替事業、公営住宅ストック改善などに要する経費を、このほか港湾整備県事業負担金や地籍調査事業に要する経費などを計上したもので、新規・拡充事業の主なものとしては、住宅や店舗等の浸水被害の軽減に向けた止水板設置に係る費用の一部補助に要する経費500万円、分煙施設の整備に要する経費1,500万円、居住誘導区域内を対象とした、状態が悪い空き家の解体に係る費用の一部補助に要する経費350万円、市役所周辺地区の整備に要する経費1億8,600万円などを計上しています。

消防費については、宇部・山陽小野田消防組合への負担金のほか、消防団活動の推進や消防団車両の更新、宇部中央消防署東部出張所の建て替えなどに要する経費を計上したものです。

教育費については、学校教育関係として、子供たちの特性・状況に応じた支援や多様な学びの機会の提供、児童生徒の学力向上、教職員の労働環境改善、小中学校施設の整備や改修、中学校部活動の地域展開に向けた地域クラブ活動への支援など、小中学校教育の充実に要する経費を、社会教育及び青少年教育関係として、放課後子ども教室やコミュニティ・スクール、宇宙教育の推進に要する経費を、文化振興として、文化活動の推進や文化財の保護・活用、野外彫刻展の開催、ときわミュージアムの運営などに要する経費を、スポーツ振興として、プロスポーツチームとの連携事業やアーバンスポーツなどによる地域活性化、各スポーツ施設の改修などに要する経費を計上したもので、新規・拡充事業の主なものとしては、国の制度の導入に併せた小学校給食費の完全無償化と、本市独自の取組である中学校給食費の完全無償化に要する経費6億6,863万5,000円、増設の4校を含む小学校内ふれあい教室の設置などに要する経費2,096万9,000円、小中学校の安心安全な教育環境の確保に向けた防犯カメラの設置などに要する経費5,256万円、藤山中学校区での施設一体型小中一貫校の建設に向けた基本計画・基本設計の策定に要する経費5,975万円、市立図書館のリニューアル工事に要する経費7,157万3,000円などを計上しています。

次に、性質別の状況について御説明します。

18ページをお願いします。

構成比では、消費的経費69.3%、投資的経費10.1%、その他の経費20.6%となって

います。この構成比を令和7年度と比較してみますと、消費的経費は0.2ポイント上昇しています。

これは、定年延長に伴う退職手当の隔年支給などにより人件費が増加したことや、こども福祉費や障害福祉費の増などにより扶助費が増加したこと、水道料金減免事業費補助金の増などにより、補助費等が増加したことが主な要因です。

次に、投資的経費は0.7ポイント低下しています。

これは文化施設整備事業費の減や、小学校施設耐震化事業費の皆減などにより、普通建設事業費が減少したことが主な要因です。

また、その他の経費は0.6ポイント上昇しています。

これは、減債基金積立金や退職金基金積立金の増などにより、積立金が増加したことが主な要因です。

次に、給与費について御説明します。

196ページの表をお願いします。

特別職・一般職・再任用職員の表で、上半分が令和8年度、下半分が令和7年度になります。令和8年度の職員数は、合計で1,048人となり、令和7年度より16人の減となっています。共済費を含めた給与費の総合計額は、197ページですが、95億4,999万4,000円となり、令和7年度と比較して10億2,988万円の増となっています。これは、給料、期末勤勉手当及び退職手当の増が主な要因です。

続いて、198ページをお願いします。

これは、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の給与費を示した表で、先ほどと同じく、上半分が令和8年度、下半分が令和7年度になっています。

職員の区分について、フルの欄が臨時的任用職員、パートの欄が会計年度任用職員の人数となっています。

職員数は、合計で620人となり、令和7年度より18人の減となっています。

また、共済費を含めた給与費の総合計額は、199ページにありますように、20億5,047万7,000円となり、令和7年度と比較して8,800万3,000円の増となっています。

これは、報酬及び期末勤勉手当の増が主な要因です。

なお、特別会計の詳細については26ページから31ページに、部・課等別の歳出の内容説明を46ページから178ページに、市税の状況を180ページから193ページに、その他の参考資料を196ページから209ページにそれぞれ掲載しておりますので、御参照願います。

以上、予算の概要についての説明を終わります。

よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、一般会計及び特別会計当初予算についての概要説明は終

りました。

次に、令和8年度農業集落排水事業会計当初予算について説明を求めます。

藤崎副市長、座ったまま説明をお願いします。

**副市長（藤崎 昌治 君）** それでは、議案第7号令和8年度宇部市農業集落排水事業会計予算の概要について御説明いたします。

本市の農業集落排水事業は、人口減少に伴い使用料収入が減少する一方、施設の老朽化に伴い修繕費等の維持管理費が増大し、非常に厳しい経営状況にあります。より一層の経費の節減と事業運営の効率化を図り、快適な生活環境の確保に努めます。

令和8年度農業集落排水事業会計予算は、業務の予定量として汚水処理戸数770戸、年間総処理水量14万4,000立方メートルを見込み、これらに必要な諸経費及び使用料収入等を計上しました。

まず、収益的収支ですが、農業集落排水事業収益の2億7,304万円から消費税及び地方消費税分176万6,000円を控除し、農業集落排水事業費用の2億7,304万円から消費税及び地方消費税分176万6,000円を控除した結果、当年度純利益は生じない見込みです。

次に、資本的収支ですが、施設の改修に要する建設改良費等を計上し、収入においては、これら支出に対応する財源として、国庫補助金等を計上しました。

その結果、資本的収入7,668万4,000円、資本的支出1億7,157万4,000円となり、差引き9,489万円の財源不足となる見込みですが、これは損益勘定留保資金で補填することとしました。

以上、農業集落排水事業会計予算の概要について御説明しました。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、農業集落排水事業会計当初予算についての説明は終わりました。

次に、令和8年度下水道事業会計当初予算について説明を求めます。

藤崎副市長。

**副市長（藤崎 昌治 君）** それでは続きまして、議案第8号令和8年度宇部市下水道事業会計予算の概要について御説明します。

本市の下水道事業は、人口減少に伴う使用料収入の減少や物価高騰による維持管理費の増加等により厳しい財政状況にあります。

さらに、今後は施設の老朽化に伴う改築更新費用の増大が見込まれることから、経営基盤の強化と施設更新に向けた財源確保が大きな課題となっています。

これらの課題に対して、中長期的な収支計画の適正化を進めるとともに、西部処理区運営事業や芝中ポンプ場再構築事業等の官民連携手法を着実に推進することで、事業運営の効率化を図つ

てまいります。

令和8年度下水道事業会計予算は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全に努めるため、厳しい経営環境においても重要課題である老朽化した施設の改築・更新や未普及地域への汚水整備を計画的に進めていくこととし、業務の予定量として、公共下水道処理区域面積3,547.1ヘクタール、年間総処理水量2,073万9,000立方メートルを見込み、これらに必要な諸経費及び使用料収入等を計上しました。

まず、収益的収支ですが、下水道事業収益の62億7,787万5,000円から消費税及び地方消費税分1億7,603万1,000円を控除し、下水道事業費用の62億3,416万7,000円から消費税及び地方消費税分7,447万8,000円を控除した結果、当年度純損失は5,784万5,000円となります。

次に、資本的収支ですが、主な事業としては、芝中ポンプ場再構築事業のほか、五十目山雨水幹線事業等の浸水対策事業や、管渠、ポンプ場及び処理場施設の老朽化対策事業に加え、東岐波地区の汚水整備等に要する建設改良費を計上しました。

収入においては、これら支出に対応する財源として、企業債、国庫補助金等を計上しました。

その結果、資本的収入38億3,697万1,000円、資本的支出63億2,905万2,000円となり、差引き24億9,208万1,000円の財源不足となる見込みですが、これは損益勘定留保資金等で補填することとしました。

以上、下水道事業会計予算の概要について御説明いたしました。

よろしく御審査を賜りますよう、お願い申し上げます。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、下水道事業会計当初予算についての説明は終わりました。

次に、令和8年度水道事業会計当初予算について説明を求めます。

秋田水道事業管理者、座ったまま説明をお願いします。

**水道事業管理者（秋田 浩二 君）** ありがとうございます。

それでは、議案第9号令和8年度宇部市水道事業会計予算の概要について御説明します。

本市の水道事業は、人口の減少等により水道料金収入が減少している中、老朽化した水道施設の更新需要が高まり、財源の確保が大きな課題となっています。

このような経営環境ではありますが、これからも市民生活に重要なライフラインを維持するためにも、災害に強い水道施設へ再構築するとともに、今後の水需要に応じた施設規模へ見直しを進めるなど、より一層、効率的な事業運営を進めることにより、水道事業の使命である安全・安心・安定した水道水の供給に努めます。

令和8年度水道事業会計予算は、業務の予定量として給水戸数7万1,561戸、年間総給水量1,789万6,000立方メートルを見込み、これらに必要な諸経費及び料金収入等を計上しました。

まず、収益的収支ですが、水道事業収益の３億４,４５０万５,０００円から消費税及び地方消費税分３億１,７９３万５,０００円を控除し、水道事業費用の３億６,７３４万８,０００円から消費税及び地方消費税分１億６,４９７万４,０００円を控除した結果、当年度純利益は４億１,９万６,０００円となります。

次に、資本的収支ですが、浄水場の施設整備や老朽化した配水管の更新を進めていくための管路更新事業に要する建設改良費等を計上しました。

収入においては、これら支出に対応する財源として、企業債、工事負担金等を計上しました。

その結果、資本的収入４億３,７９１万６,０００円、資本的支出２億３,４７３万４,０００円となり、差引き１億９,４５万８,０００円の財源不足となる見込みですが、これは損益勘定留保資金等で補填することとしました。

以上、水道事業会計予算の概要について御説明いたしました。

よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、水道事業会計当初予算についての説明は終わりました。

次に、令和８年度交通事業会計当初予算について説明を求めます。

大谷交通事業管理者。

**交通事業管理者（大谷 唯輝 君）** それでは、議案第１０号令和８年度宇部市交通事業会計予算の概要について御説明します。

本市の交通事業は、旅客運送収入は増加傾向にあるものの、人件費や物価高騰等の影響がそれを上回っており、引き続き厳しい財政状況にあります。

このような状況の中、将来にわたって安定的で持続可能な事業運営を行うため、安心安全な運行を徹底するとともに、運転士の確保や平均年齢の引き下げにも取り組みます。また、ひとりでも多くの方に路線バスを利用していただくため、小中学生や高齢者を対象とした乗り方教室の継続実施、市のイベントに合わせた運賃割引デーの設定など、公共交通の利便性向上と利用促進を図っていきます。

さらに、経営基盤の強化に向け、サービス水準の確保に係る近年の費用上昇といった社会情勢等を踏まえ、運賃水準の在り方について丁寧に検討を進めていきます。

令和８年度交通事業会計予算は、業務の予定量として、乗合事業については稼働バス台数１万７,７２８台、走行キロ数２億５,８万７,０００キロメートル、輸送人員１億８,５万８,０００人を、貸切事業では稼働バス台数１,０５０台、走行キロ数９万キロメートル、輸送人員３万７,０００人を見込み、これらに必要な諸経費及び運送収入等を計上しました。

これにより、収益的収支については、自動車事業収益の９億７,６４２万６,０００円から消費税及び地方消費税分４,０７８万２,０００円を控除し、自動車事業費用の１億５,１６６万９,０００円から消費税及び地方消費税分２,１７８万８,０００円を控除した結果、当年度純損失は

9,423万7,000円となります。

また、資本的収支については、収入は企業債等を計上し、支出はノンステップ型路線バスの更新等に要する建設改良費等を計上しました。

その結果、資本的収入6,382万9,000円、資本的支出は1億3,862万3,000円となり、収支差引き7,479万4,000円の財源不足となる見込みですが、これは損益勘定留保資金等で補填することとしました。

以上、予算の概要について説明しましたが、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。

委員長（猶 克実 君） 以上で、交通事業会計当初予算についての説明は終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 以上で、各会計当初予算についての説明は終わりました。

これより、一般会計及び特別会計当初予算の総括説明並びに概要説明に対する質疑の通告を受け付けるため、休憩に入ります。

質疑の通告受付時間は、ただいまから正午までとなっています。

なお、本日の質疑は、総括説明等について、大所高所の見地から疑義をたずぬものとします。

一般会計及び特別会計当初予算の個別・具体的な事業、経費等についての質疑は、17日（火曜日）以降に行っていただきますようお願いをいたします。

それでは暫時休憩します。

再開は庁内放送でお知らせします。

————— 午前10時28分休憩 —————

---

————— 午後1時11分再開 —————

委員長（猶 克実 君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより、一般会計及び特別会計当初予算の総括説明並びに概要説明に対する質疑を一括して行います。

質疑は質問席で行い、質疑時間は答弁を含め1人30分以内としますが、時間厳守でお願いいたします。

ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、質疑時間を延長することができるものとします。その場合、質問者から申し出てください。

また、関連質疑がある場合には挙手の上、自席にて、どなたの関連質疑か、何についての関連質疑かを述べていただき、委員長の許可を得て、質問席で質疑をしていただくようお願いします。

関連質疑の質疑時間は、答弁を含め15分以内とします。

ただし、関連質疑は、執行部の入替えが生じない範囲で行うものとします。

なお、既に関連質疑を含め、質疑が終結した項目についても、委員の申出により、委員長が重要案件と認めた場合は、関連質疑を認めるものとします。

審査は簡潔、明瞭に進めてまいりたいと思いますので、委員、執行部の皆様には、的確に質疑、答弁されますようお願いいたします。

特に、年度に関しては、今年度、来年度ではなく、令和7年度、令和8年度という表現で、錯誤が生じないようにお願いいたします。

また、質疑は議題となっているものについて不明確な点をたずねますので、一般質問とならないように十分御留意願います。

---

**委員長（猶 克実 君）** それでは、質疑の通告が3名ありますので、通告順により発言を許します。

順位第1番、重枝委員の発言を許します。重枝委員。

〔委員 重枝 尚治 君 質問席へ移動〕

**委 員（重枝 尚治 君）** 皆さん、こんにちは。誠和会の重枝尚治です。

それでは、早速、総括質疑を始めさせていただきます。

今回の質疑の趣旨は、令和8年度当初予算の今後の執行についてということで、二、三、少し懸念がある事項について確認をさせていただきます。

午前中、御紹介がありましたように、宇部市の新年度の当初予算が過去最大となる793億円、いろいろな分野にいろいろな新規事業も含めて、いろいろな予算をちりばめた期待のできる予算だと思っております。予算の個別の中身については、これからこの予算委員会の中で、各委員からいろいろ御指摘があらうと思いますが、予算というのは、あくまでもこれを実行して初めて生きるものであると。

そういった観点から、最終的には国の予算の編成遅れ、これに関する宇部市の対応はどうかということで、順序立ててお尋ねをしていきたいと思っております。

まず最初に、地方交付税の交付金の内訳と国からの交付時期ということでお尋ねをいたします。

参考資料は、当初予算の概要の4ページに、それぞれの費目の少し説明書き、金額がありますので、ここを少し参考にしながらお尋ねをしたいと思っております。

言うまでもなく、地方交付税というのは、国からの支援金、いわゆる国と地方の関係で言うと、仕送りのようなものですね。生活を平準化するための不足した部分の財源補填のための交付金ですが、これは当然、国の予算が順調に下りてくれば問題ないのですが、最後にお尋ねするように、年度をまたいで遅れてきたときにどんな影響が出るのかなということで、まず、この交付税の内訳と国からの交付時期。

地方交付税は、今回御覧のように、103億円と非常に多額の額がありますが、これは当然、

一括してぼんと入ってくるものではなくて、過去の質疑の中でも分割で入るという話も聞いていますが、その点についてまず確認をさせてください。

**執行部** 重枝委員の御質疑にお答えいたします。

令和8年度当初予算の今後の執行について。第1点、地方交付税交付金の内訳と国からの交付時期についてのお尋ねです。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2種類に分かれております。

普通交付税は、地方交付税の主体をなし、合理的な基準により算定した財政需要額と収入額から算出されます。

一方の特別交付税は、普通交付税の補完的な機能を果たすもので、普通交付税の合理的な算定に反映されない特別な事情を考慮して交付されるものです。

交付時期は、普通交付税については原則4月、6月、9月、11月の年4回に分けて、特別交付税は12月と3月の2回に分けて交付されます。

以上です。

**委員（重枝 尚治 君）** 普通交付税がメインの交付金ですが、4分割と、4回払いということですね。今、4月というお答え、最初が4月ですね。

ちなみに、特別交付税をもう少し分かりやすく説明できますか。こういった該当するものがあるのでしょうか。

**執行部** お答えいたします。

今、普通交付税は、財政需要額で客観的・合理的に、こういったものについて計上していくというのが明確になっております。

特別交付税は、例えば年度内に発生した災害とか、通常の経費としては想定し得ないものが特別交付税として申請して認められて、認められるというのが、また細かくこういうふうに積算して、それがそのままつくという、ちょっと普通交付税とは考え方が違うのですが、全国全て一律な考え方ではなくて、全国それぞれ特別の事情があります。そういったものが交付税として特別交付税の申請がされて、国で配分がされていく、そういった流れになります。

以上です。

**委員（重枝 尚治 君）** 分かりました。特にそういう必要に応じてというか、特殊な事情に応じて対応できる交付税だということですね。

それでは、次に、令和7年4月の資金収支、収入と支出の内訳、いわゆるキャッシュフローですが、これは宇部市も含めて、1年のやりくりをしていく中で4月というのが大変な時期だと。以前、剰余金の質疑が何かで確認したとき、4月は現金収支がなかなか厳しいのだというお話を聞いています。

それに加えて、国の予算成立がずれ込んだらということで密接に関連しますので、令和7年4

月における実際の1か月間の現金の出納状況についてお尋ねいたします。

**執行部** 第2点、令和7年4月の資金収支、収入と支出の内訳、いわゆるキャッシュフローについてのお尋ねです。

本市の令和7年4月の資金収支は、支出が約125億円、これに対して収入が約88億円で、差引き約37億円のマイナスとなっています。

それぞれの内訳といたしましては、支出では、出納閉鎖期間における過年度分、令和7年4月で言えば、令和6年度分の支払いが約77億円、そのほか現年分として、給料や民生関係の経費など令和7年度分の支払いが約48億円、合わせて125億円でございます。

一方、収入につきましては、普通交付税が約24億円、市税が約23億円、国・県支出金が約18億円、そのほかの収入が約23億円となっております。

以上です。

**委員（重枝 尚治 君）** ありがとうございます。思ったより支出があつて、前年度からの繰越しの部分もあるので一概には言えないのですが、年によるところもあると思いますけれども、実際に令和7年の4月が37億円の支出超過ですか。

これは結局、やりくりしていくためには、手持ちの資金を何とか回し回してとやられたのだろうと想像いたします。先ほどの当初予算案の概要4ページを見ていただいたら言うまでもないのですが、宇部市の主な歳入は市税の250億円で、32%をしめます。市税ですから、皆さん御存じのように、5月になって入ってくる。若干4月の末に入ってくるものがあるが、今の紹介にあったように、23億円ですか、それだけ入ったということなのですが、大部分は5月に入ってくるので、なかなか4月を乗り切るというのは大変だと。

それに加えて、国の予定の交付金が遅れたときには、何かしら影響が出るのではないかなという観点から、今回この一番肝の問いかけになりますが、第3点、国の予算成立が4月にずれ込んだ場合の暫定予算となったときの本市への影響と対応について、お尋ねいたします。

**執行部** 第3点、国の予算成立が4月にずれ込んだ場合の暫定予算となったときの本市への影響と対応についてのお尋ねです。

国の暫定予算の編成は、地方自治体の財政運営にも影響を及ぼしてまいります。

その主な影響といたしましては、まず、国庫補助事業の内示、交付決定が遅れることにより、国費を財源とする公共事業や社会保障関連事業などの進捗への影響が懸念されてまいります。

次に、地方交付税の総額は国の予算に基づいて決定されるため、予算不成立に伴い、交付税の算定、交付時期が遅延する可能性がございます。

ただ、近年編成された国の暫定予算、平成24年度、平成25年度、平成27年度を見ると、国民生活や地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、社会保障費、災害復旧費といった義務的経費など、必要となる最小限の経費が計上されております。

その中で、先ほど申し上げました、普通交付税の4月の概算交付分も措置されております。

このため、現時点では、直ちに市財政に深刻な影響が生じる状況ではないと考えておりますが、仮に本予算の成立・不成立が長期化した場合には、市民生活に影響が及ぶ可能性が懸念されますので、引き続き、国の動向を注視しつつ、かつ適切、柔軟な財政運営に努めてまいります。

**委 員（重枝 尚治 君）**      ありがとうございました。

今、紹介がありましたように、過去の例もありました。

先日、全国紙にも、暫定予算編成の焦点ということで、関連した記事が載っていたのですが、それを見ると、2013年、2015年、安倍内閣のときに50日遅れ、あるいは11日遅れ、そういった実際の例があったようです。

今、総合政策部長からお話があったように、義務的経費については、きちんと担保されるはずですが、政策的経費が少し保留になるということで、少なからず今影響は、対応できるように準備をされていると思います。しかしなかなか暫定予算そのものが、実際にいつ暫定予算が切れて本予算になるのか、いつ国の予算が成立するのか、あるいは、何を拾って何を積み残しにするのかによってまた対応が違うので、前もって仮の話をするのも大変申し訳ないなとは思ったのですが、御存じのように、今日、国においては、参議院で予算審議が始まったということです。

先週の金曜日に異例の形、衆議院の審議入りが、御存じのように解散総選挙の影響があって、例年に比べると随分遅れて入って、なおかつ衆議院の与党・野党いろいろな立場がありますから、中身についてよしあしは言いませんが、結果的には期間を短縮して、金曜日に衆議院を通過しました。参議院で、これからどれだけ期間を経て予算成立になるかを予測するのは難しいと思いますが、通年の今までの例で行くと、今日から入って1か月たてば自然成立だという話も聞いています。

そうすると、最も遅い場合、想定できる中で4月の中旬ぐらいまで、本予算成立がずれ込むということがありますので、それを念頭に逆算をして、地方の側からすれば、少しでも早くやはり国の予算を通してほしいと、決めてほしいというところがありますので、その辺最後に御答弁があった、注視をしながら、宇部市に影響がないように対応を取っていただきたいということを最後に申し上げて、総括質疑を終わります。ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）**      以上で、重枝委員の質疑は終わりました。

次に、順位第2番、時田委員の発言を許します。時田委員。

〔委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動〕

**委 員（時田 洋輔 君）**      日本共産党宇部市議会議員団の時田です。

それでは、通告に従いまして、大きく3点お伺いいたします。地方財政対策や地方財政計画は国が翌年度の地方自治体全体の歳入や歳出の総額を見込んで、地方財政の設計図として発表し計画するもので、法に基づいて毎年度策定・公表されます。その趣旨としては、全国の住民が等し

く行政サービスを受けられるように地域間の税収の格差などを調整していくという中で、地方が予算を立てるに当たっては、これも参考にしながら重要な部分だと思います。

そういう中で、これと大幅に違っていたり、この計画、対策と比べて小さくなり過ぎて、国が求めている地域間のサービスの格差を広げないようにとか調整している部分がずれてしまったり、そういうことになってはいけないと思いますし、ならないようにという視点、趣旨なのですが、最初に大きく1点で、予算の姿を聞きながらとは、国も、あと宇部市も重要なことと捉えていると思いますけれども、物価高への対応や防災・減災、自然災害に対する対策というのが、この地方財政対策や計画等と比べてどうなのかというところで確認の質疑をしていきます。

それでは、まず、質問の1で、地方財政対策から見た本市の令和8年度予算の姿ですが、先ほど申しましたが、例えば歳入歳出の地方財政対策との違いがあれば、その違い。また、その理由。

そして令和8年度、いわゆる暫定税率や環境性能割廃止が行われていますが、予算参考資料の24ページを見ると、分かりやすいのが環境性能割交付金が皆減になっていまして、これに伴う影響や対応、何か国からのそれに対する対応などがあるのかなどという視点から、まず地方財政対策から見た本市の令和8年度の予算の姿というのはどういうふうになっているのかを確認、伺いいたします。

**執行部** 時田委員の質疑にお答えいたします。

第1点、地方財政対策から見た予算の姿についてのお尋ねです。

地方財政計画は、今、委員もおっしゃったように、総務省が毎年度示す国の計画でございます。地方公共団体が標準的な行政水準を確保するための財源保障のほか、地方公共団体の行財政運営の指針などの役割を果たします。

令和8年度におきましては、経済、物価動向等の反映や社会保障関係費、人件費等に係る地方負担の増等により、地方財政計画の規模は、令和7年度に比べて5.5%の増と示され、本市における一般会計当初予算についても、同様の歳出圧力により、令和7年度に比べ3.7%の増、過去最大の予算規模となっております。

一方、歳入面におきましては、地方財政計画では、市税収入が令和7年度比4.7%の増と示されていますが、本市では逆に、令和7年度当初予算と比べると0.5%の減、約1億4,000万円の減少と見込んでおります。

これは令和7年度の市税収入が、決算段階では当初予算時に比べて約7億円の減少が見込まれ、それをベースに令和8年度の収入を推計したことと、推計に当たり、令和7年度において地方財政計画との大きな乖離が生じた市民税につきましては、市内法人へのアンケート結果等も踏まえ、地方財政計画よりも伸び率を低く見積もったことなどによるものです。

なお、令和7年度決算見込額と比べると、令和8年度の市税収入は全体で2.3%の増、約5億7,000万円の増、地方財政計画で示された伸び率4.7%と比べて、マイナス2.4ポイン

トの乖離が生じる結果となっております。

そのほかの一般財源の各費目については、地方財政計画における推計に準じ、予算計上しております。

また、地方揮発油税の暫定税率廃止に伴う譲与税の減収や、環境性能割廃止に伴う県税交付金の皆減と軽自動車税の減収。そして、これらに伴う地方特例交付金の新設も当初予算に反映しているところでございます。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 若干、再質疑で確認で、歳入の答弁がありましたけれども、市税の伸びは地方財政対策の計画で見えていいのですね。

地方財政計画と比較してということで、地方財政計画では伸びているけれども、本市では予算段階で令和7年度と比較してマイナス0.5%となると、地方財政計画では地方税が伸びながら、地方交付税も令和7年度と比較して伸びますよとなっているのですよね。

そうすると、本市がマイナスだと、それを上回る地方交付税の見積りが入ってくるのかなという感じもするのですけれども、プラスマイナスをすると。その伸び率に合わせようと思ったら、地方交付税は大事な財源ですので、そこを絞り過ぎてサービスに影響が出ないのか、そのあたりは大丈夫なのでしょうか。

先ほども地方交付税の話がありましたが、予算段階でのその辺の見積りの考え方というのは、地方交付税は、地方財政計画と比較しながらどういうふうと考えられたのかなというのを確認したいと思います。

**執行部** お答えいたします。

地方交付税、特に普通交付税は、国が地方財政計画で示してきた基準財政需要額に算入していく、そういったいろいろな費目を含めて、地方財政計画に沿って伸び率を考えております。

ただ、算定に当たって、一方で収入額というのをを用いてまいりますが、先ほど答弁いたしましたように、令和7年度の決算額から推計していた伸び率、これをもって普通交付税は算定しております。

逆に、決算額よりも下回って算入した場合、考えた場合、交付税は多くなる、そういった形になりますが、あくまでも決算ベースと比較すると、地方財政計画と同様に伸びる形で推計して、その分、普通交付税も考えています。

市税が伸びるけれども、普通交付税が増えるというのは、需要額がこういったインフレ局面においては、いろいろな経費がかさんでまいりますので、市税が伸びたとしても、差引きの普通交付税は増える、そういった形になります。そのような形で予算編成をしております。

**委 員（時田 洋輔 君）** 分かりました。

それと、もう1点、暫定税率などの御答弁もありましたけれども、分かるかどうか分からない

ですけれども、具体的にどういう形で補填されて、金額も同等程度なのか、使い方というのは、きちんと見合ったというか、ちょっと改めてその制度の説明をしてもらいながら、適正にきちんと歳入で入れて、歳出で出ていくというのが分かればいいのですけれども、そこを確認したいと思います。

**執行部**     お答えいたします。

ガソリン税は国税である揮発油税、そして、地方揮発油税の総称でございますが、そのうち市に影響のある地方揮発油税は税率は揮発油1キロリットル当たり4,400円、こちらのほうが本来は定められております。

しかしながら、当分の間、暫定税率として、1キロリットル当たり5,200円と定められていましたので、差額の800円分が暫定分に当たります。暫定税率の廃止に伴って、この差額の800円分がなくなってまいります。

令和8年度当初予算では、その影響額を約1,300万円と考え、地方財政計画に従い、その代替措置として地方特例交付金により全額、令和8年度当初予算に計上しているところです。

これら全て一般財源という扱いになりますので、このために使う、そういった特定はされておられません。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）**     分かりました。

では、次に、質問の2の物価高への対応です。

令和8年度の地方財政計画でも、物価高の中で経済、物価動向等を適切に反映するとともにということで、国としてもこれは注視して適切にということですので、さらに、今から質疑しますけれども、地方財政計画では、もう少し詳しく物価高の中でサービス・施設管理等の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、地方団体のコスト増にきめ細やかに対応するため、5,850億円が増額計上ということになっていますが、本市では、それに見合う予算となっているのでしょうか。確認をしたいと思います。

**執行部**     お答えいたします。

第2点、物価高への対応についてのお尋ねです。

令和8年度の地方財政計画では、物価高に伴う地方団体のコスト増を踏まえて、普通交付税算定に用いる基準財政需要額に、サービス・施設管理の委託料、維持補修費、投資的経費等が増額計上されることとされています。

令和7年度、令和8年度で事業内容が異なるので、単純な比較は困難ですが、令和8年度当初予算の編成過程を通して、こうした経費はおおむね10%から20%上昇していると捉えております。その上昇分も予算に適切に反映したところでございます。

例えば、委託料全体で言えば、約9,000万円増加しております。そのうち指定管理などの

施設管理や運営、機械等補修、清掃など施設管理関係の委託料、こちらは約３億円の増加となっております。

そのほか、修繕料が約９，０００万円、学校給食費などの賄い材料費が約３，０００万円、光熱水費が約５，０００万円、それぞれ増加しております。これらも全て予算に適切に反映したところでは。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 事業者が物価高で追いつかずに、事業をいろいろな委託、受託したりとか、公のこととか、本市自体が道路の維持補修とか、そういうのにもお金が足りなくなってしまうように、今の御答弁だと、その辺はきちんと予算としてはつけているということで安心しましたが、さらに今懸念なのが、いろいろな世界情勢で物価がさらに上がるかもしれない。

まだ、この予算段階ではその辺が見えなかったもので、まだ予算の段階なので、これ以上あれですけれども、その辺も様子を見ながら、国にも要望しながら、しっかりと物価高等への対策を引き続き行っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、最後、大きな３の緊急防災・減災事業及び自然災害防止対策です。

これも市長の総括説明の１ページに、激甚化する災害についてということで市長も述べられておりましたが、地方財政計画では、自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する国土強靱化の取組を一層推進できるよう、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費で対象事業が拡充とされています。

それで、まず第１点なのですが、防災や減災、自然災害防止等に対する対策について、令和８年度の本市の予算での方針について確認いたします。

**執行部** 御質問の３、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費、第１点、令和８年度予算での方針についてのお尋ねです。

令和８年度の地方財政計画では、近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、地方団体が実施する防災・減災等の取組を一層推進できるよう、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間が令和１２年度まで延長されました。

令和８年度当初予算におきましては、先ほど市長総括説明でもありましたように、安心安全な暮らしを守ることを最優先とし、激甚化する自然災害などへの対策も積極的に講じていくことといたしました。

また、これら事業の実施に当たっては、財政負担の軽減を考慮し、地方財政計画により、拡充・延長の措置が行われた有利な市債、緊急防災・減災対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債、こちらが起債の充当率が１００％、そのうち交付税措置率が７０％、結果、実質的な市の負担は事業費の約３割、こうした有利な地方債を積極的に活用することといたしました。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） 有利な地方債が発行できるということで、それを使いながらというので確認しましたが、では、令和8年度の予算の中で具体的にそういうものを活用したり、防災とか減災、自然災害防止として、主立ったものでいいのですけれども、どのような事業を盛り込まれているかというのを確認いたします。

執行部 第2点、具体的な事業についてのお尋ねです。

まず、緊急防災・減災事業債につきましては、指定避難所である小中学校体育館の空調整備に係る実施設計業務や黒石小学校体育館入り口改修工事、また、消防団の機能強化を図るための小型動力ポンプ付積載車2台の更新に活用し、それらを合わせて約1億2,000万円の市債発行を予定しております。

次に、緊急自然災害防止対策事業債につきましては、準用河川の改修工事や指定水路の整備工事、急傾斜地崩壊防止工事、さらに、今回から対象事業とされた農道の橋梁改修として、上山中下之橋保守の設計業務委託の財源として活用することとし、それらを合わせて約4,000万円の市債発行を予定しております。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） では、この点で若干再質疑なのですが、今、体育館の空調設備設置に伴うということで、国の地方財政計画では、指定避難所の断熱性確保のための工事で、文部科学省の交付金等を活用して空調整備を行う場合を含むについても、令和7年度事業債から対象に追加ということで、市債発行とはおっしゃっていましたが、どの市債が有利なのかどうか分からないのですが、もし、今回の緊急防災・減災事業費などを使えば、今言ったように有利なということで、予算段階で、その辺は活用された市債でしょうか。そこだけ確認したいと思います。

委員長（猶 克実 君） 個別の事業であれば、明日以降、質疑をしてほしいと思います。

委員（時田 洋輔 君） 分かりました。では、そういうことにします。

ということで、以上で私の全ての質疑を終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、時田委員の質疑は終了しました。

次に、順位第3番、射場委員の発言を許します。射場委員。

〔委員 射場 博義 君 質問席へ移動〕

委員（射場 博義 君） チーム創生の射場です。よろしくお願いします。

私が議員になって予算編成について、先がなかなか見通せない、不安があるということをあまり感じたことはなかったのですが、この近年、すごくそれを感じるようになりました。また今回、今年の予算化のときはそうでもなかったのですが、世界情勢を考えると、本当に先行き不透明になってきたかなということを踏まえまして、今回質疑をさせていただきます。

令和8年度の当初予算で過去最大規模となるということで、市債残高が減少ということと、あ

る一定程度の基金の積み上げもできたと。そうした中で、未来プロジェクトが動き出したということで、その辺はすごく評価するということなのですが、その中で、先ほどもいろいろ質疑がありましたけれども、物価高騰とか自然災害とか不透明な部分がかなり多く、我々のまちの課題としても、公共施設の管理とか公営企業の長年の赤字が続いているということを考えますと、なかなか厳しい財政運営になっていくのも見えてきているというふうに考えております。

その中で、財政需要がどんどん増大していくと。今、財政需要のお話もちよっとありましたが、どこもだんだん割増しで、どんどん積み上げてきているということなので、やはり増大していくというのは、方向性としては見えてくる。それに対して、今後、この予算に関してどのような考え方で反映していくかという点と、二つ一遍に言わせていただきまして、先ほどの未来プロジェクト、再度評価させていただくのですが、これがうまく機能していけば、本当に宇部市にとってはいい方向に向かっていくと思うのですが、これは一歩間違えると、将来負担に関わってくる可能性が出てくるということで、今回の予算についての財政規律の考え方、それをお示しいただければと思います。まずは、その点からお願いしたいと思います。

**執行部** 射場委員の御質疑にお答えいたします。

まず、初めに出了予算規模についてですが、令和8年度当初予算793億円で、令和7年度に比べて28億5,000万円の増になっております。比率として、3.7%の増となっております。

どうしてもインフレ局面が続いてまいりますと、予算規模というのは増加、増大の傾向になります。そのあたりの社会経済情勢も踏まえて、国は地方財政計画を示してくると。それを踏まえた上で、また予算の編成もしていくと。

先ほどの説明で少し言いましたけれども、予算編成過程を通して、やはり5%から10%ぐらい、経費というのはおおむね伸びてきております。こういったものを反映していくと、予算規模というのは、どうしてもここは膨らんでまいります。

ただ一方で、では、それが膨らんでいってまずいかと言うと、それに併せて、税収とか一般財源の総額の規模というのがどうあるかというところを、ここを留意していく必要があると思います。

これが膨らんでいけば、将来負担につながっていくのではないかとこのところを見ていくのが健全化比率で、そういったものの指標でございますし、そこで市債残高とか、財政調整基金をはじめとした基金などを将来負担を軽減する、につながらないための、そういったものをしっかりと管理していくといったところでございます。

未来プロジェクト、これが大きな予算の中に組み込まれていって、将来的な負担になるか。これは今を見ながらも将来の宇部市の地域の持続性、発展のためにやっていくものですから、大きな賭けではなくて、今を踏まえながらも大きな先を見通した、そういった事業でございます。

そういったものをやっていく施策的なものを組んでいく中でも、今の財政規律、市債残高、財

調残高、こういったものをしっかりと見ながら編成をしているところです。

これら市債残高や基金残高をはじめとした健全化の各種指標は、一定程度健全性を確保しております。

ただ、今、委員がおっしゃったように、いろいろ混沌とした社会情勢ですので、こういったものがこれから必要となってくるか。

ですから、いつまでもそういったところは手綱を緩めることはできない。財政規律はしっかりと確保しながら、やるべきことをしっかりとやっていく。そういった形の予算編成の組み方をしております。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）**      ありがとうございます。

未来プロジェクトに対しての予算の増額というのは、すごく私もありがたいなと評価しているところなのですが、未来への投資等、財政の健全化というのがなかなかうまくマッチしていけば一番いいのですが、それに対しての取組という戦略がやはり必要ではないだろうか。

見ながらやっていくというのもあるのですが、今、将来を見据えて、そういうふうな健全財政ということで考えていかないといけないのだろうかということを考えています。今回、この予算化の中で、今、現状に合わせた形の予算化というやり方もあるし、未来投資ということで未来プロジェクトという投資が入っているのですが、どういう部分に最も、力を入れて今回予算編成をされたのか、知りたいと思ひまして。

**執行部**      お答えいたします。

午前中の総括説明でもあったのですが、予算編成に当たっては、市民の安心安全な暮らしを守る、物価高、自然災害、といったものに直面する市民の暮らしを守る、これを前提としながら、その上で未来プロジェクト、将来を見通した、そういった事業をしっかりと構築してまいりました。

市民の安心安全な暮らしを守りながら、未来プロジェクトの編成を進めていくというのは、その先の自主財源の根幹である市税の収入にしっかりと結びついてくる。結びつかせるための施策を今我々がやっていく必要がある、そういった認識に立つものでございます。

そういった産業を起こしたり、人がそこに定着していく、にぎわいが生まれていく、そういったものを今を見ながらも将来を見通して、布石というか、しっかりと投資を行っていく、これは必要な事業だと考えております。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）**      次のこの予算の決算を楽しみにしたいと思いますので、未来プロジェクト、今から財政運営も、やはり強いリーダーシップが必要だと思いますので、ぜひ市長の力強いリーダーシップでお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

**執行部** 御質疑ありがとうございます。

質疑の範囲内で答えるのは非常に難しいと思いますが、今、総合政策部長が答弁しましたように、しっかりと未来投資と言いながらも、何でもかんでも投資できるものはしているわけでは決してございません。

行財政改革等を進めながら、持続可能な行財政運営というところを大きなテーマに置いておりますので、もちろん、そのような中にあるのは、やはり公共施設の統合というところなども、しっかりと進めさせていただいております。

VUCA（ブーカ）と言われる時代ですので、先は見通せませんが、やはり予算が最大規模になると大丈夫かというようなことを言われますが、では、10年前の予算規模で、今の宇部市は回っていくかといったら、そうしたら公共事業も減らさなければいけない、労務単価も下げなければいけない。それが正しいのかと。

このインフレ局面において正しいのかと言うと、決して正しくないと思っております。将来にツケを回さないように、先送りをしないというところが、私の市政運営の大きなテーマでありますので、しっかりと財政のバランスを見ながらも、必要なところにはしっかりと投資をやっていく。そういう行財政運営をしていきたいと思っております。

以上です。

**委員（射場 博義 君）** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、射場委員の質疑は終わりました。

これで、一般会計及び特別会計当初予算の総括説明並びに概要説明に対する質疑を終結します。

以上で、本日の予定は終了しました。

次回は明日、17日（火曜日）午前10時に委員会を再開し、一般会計当初予算歳出に対する質疑を行います。

なお、一般会計当初予算歳出に対する質疑の通告受付時間は、ただいまから午後5時まで及び明日、17日（火曜日）午前8時30分から午前9時30分までとなっています。

---

**委員長（猶 克実 君）** 本日はこれで散会します。

————— 午後1時58分散会 —————

令和8年3月17日

宇部市議会予算決算委員会  
後期全体会議録

宇 部 市 議 会



宇部市議会予算決算委員会後期全体会議録

1 日 時 令和8年3月17日（火）  
午前9時56分から午後6時7分まで

2 場 所 議場

3 事 件 一般会計当初予算歳出に対する質疑

4 出席委員（27名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 猶 克 実 君   | 副委員長 | 岩 村 誠 君   |
| 委員  | 青 谷 和 彦 君 | 委員   | 芥 川 貴久爾 君 |
| 委員  | 浅 田 徹 君   | 委員   | 荒 川 憲 幸 君 |
| 委員  | 五十嵐 仁 美 君 | 委員   | 射 場 博 義 君 |
| 委員  | 笠 井 泰 孝 君 | 委員   | 唐 津 正 一 君 |
| 委員  | 河 崎 運 君   | 委員   | 甲 谷 理 温 君 |
| 委員  | 木 原 大 介 君 | 委員   | 鴻 池 博 之 君 |
| 委員  | 志 賀 光 法 君 | 委員   | 重 枝 尚 治 君 |
| 委員  | 城 美 暁 君   | 委員   | 真 宅 宣 昭 君 |
| 委員  | 時 田 洋 輔 君 | 委員   | 新 村 秀 雄 君 |
| 委員  | 西 村 享 平 君 | 委員   | 林 豊 廣 君   |
| 委員  | 早 野 敦 君   | 委員   | 松 岡 伸 一 君 |
| 委員  | 三 好 保 雄 君 | 委員   | 山 下 則 芳 君 |
| 委員  | 吉 松 剛 君   |      |           |

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（1名）

議 長 山 下 節 子 君

7 説明のため出席した者

総務部

|            |           |          |           |
|------------|-----------|----------|-----------|
| 部 長        | 大 畑 秀 幸 君 | 次 長      | 田 中 弓 子 君 |
| 防災危機管理監    | 弘 中 秀 治 君 | 職 員 課 長  | 吉 岡 徹 君   |
| 職員課副課長     | 棟 久 直 行 君 | 防災危機管理課長 | 坂 田 雅 之 君 |
| 防災危機管理課副課長 | 伊 藤 雅 浩 君 |          |           |

総合政策部

|     |         |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|
| 部 長 | 古 林 学 君 | 次 長 | 馬 場 葉 子 君 |
|-----|---------|-----|-----------|

次 長 上 田 優 作 君  
 政策企画課長 正 司 優 子 君  
 移住定住推進課長 久 保 恵美子 君  
 行革推進課長 鹿 崎 淳 一 君  
 北部地域振興課長 荒 武 則 弘 君

観光スポーツ文化部

部 長 青 山 佳 代 君  
 次 長 白 井 幸 雄 君  
 観光交流課副課長 河 野 祐 治 君  
 ときわ公園企画課長 山 田 将 司 君  
 ときわ公園整備課長 金 子 豊 君  
 文化振興課副課長 越 智 英 和 君

市民環境部

部 長 床 本 晋 二 君  
 次 長 民 谷 有 弘 君  
 市民活動課副課長 鈴 木 央 子 君  
 人権・男女共同参画推進課副課長 奈 須 智 孝 君  
 市民課副課長 北 川 美 亜 君  
 環境政策課副課長 西 岡 茂 君  
 廃棄物対策課副課長 加 藤 将 裕 君

健康福祉部

部 長 中 村 淳 一 君  
 次 長 内 田 明 美 君  
 地域福祉課副課長 川 口 修 平 君  
 障害福祉課副課長 大 上 志 麻 君  
 介護保険課副課長 山 本 直 樹 君  
 健康増進課主幹 江 本 絹 世 君

こども未来部

部 長 濱 田 修 二 君  
 こども政策課長 西 中 和 豊 君  
 こども政策課副課長 水 津 弘 幸 君  
 こども支援課副課長 綿 谷 和 久 君  
 保育幼稚園課副課長 下 元 静 枝 君

財 政 課 長 入 江 慎 一 君  
 政策企画課副課長 石 原 紀 子 君  
 移住定住推進課副課長 山 下 進 君  
 行革推進課EBPM推進係長 縄 田 裕 二 君  
 北部地域振興課副課長 福 井 崇 弘 君

次 長 森 本 哲 也 君  
 観光交流課長 林 美 佐 君  
 観光交流課副課長 安 達 佳 二 君  
 ときわ公園企画課副課長 上 原 貴 文 君  
 文化振興課長 中 祖 敏 文 君

次 長 上 田 康次郎 君  
 市民活動課長 小 林 圭一郎 君  
 人権・男女共同参画推進課長 半 田 操 君  
 市 民 課 長 杉 山 孝 博 君  
 環境政策課長 田 辺 義 和 君  
 廃棄物対策課長 中 村 隆 行 君

次 長 島 田 伸 弘 君  
 地域福祉課長 東 原 隆 君  
 障害福祉課長 西 條 元 康 君  
 介護保険課長 穂 積 紀 子 君  
 健康増進課長 井 上 篤 史 君  
 健康増進課副課長 實 安 裕 美 君

次 長 上 村 圭 二 君  
 こども政策課副課長 小 川 直 子 君  
 こども支援課長 盛 重 利 恵 君  
 保育幼稚園課長 西 村 昌 隆 君

産業経済部

|            |           |          |           |
|------------|-----------|----------|-----------|
| 部 長        | 林 孝 之 君   | 次 長      | 村 岡 和 弘 君 |
| 次 長        | 久 村 和 行 君 | 産業政策課長   | 野 村 康 雄 君 |
| 産業政策課副課長   | 上 田 梨 恵 君 | 企業立地推進課長 | 浜 野 直 人 君 |
| 企業立地推進課副課長 | 田 戸 亨 君   | 成長産業創出課長 | 中 角 直 人 君 |
| 成長産業創出課副課長 | 川 本 満 隆 君 | 農業振興課長   | 岡 本 賢一郎 君 |
| 農業振興課副課長   | 江 本 賢 二 君 | 農林整備課長   | 元 井 繁 樹 君 |
| 農林整備課副課長   | 大 道 浩 史 君 | 水産振興課長   | 谷 信 幸 君   |
| 水産振興課副課長   | 池 森 圭 治 君 |          |           |

都市政策部

|              |           |                |           |
|--------------|-----------|----------------|-----------|
| 部 長          | 磯 中 克 文 君 | 次 長            | 渡 辺 一 正 君 |
| 交通政策課長       | 新 原 英 宜 君 | 交通政策課副課長       | 和 田 裕 君   |
| 中心市街地活性化推進課長 | 上 田 靖 之 君 | 中心市街地活性化推進課副課長 | 安 部 達 也 君 |
| 住宅政策課長       | 上 原 学 君   | 住宅政策課副課長       | 渡 邊 哲 文 君 |
| 公園緑地課長       | 青 山 剛 君   | 公園緑地課副課長       | 河 村 芳 紀 君 |
| 公園緑地課副課長     | 大 島 隆 史 君 |                |           |

土木建設部

|          |           |          |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 部 長      | 宗 野 行 展 君 | 次 長      | 國 司 哲 也 君 |
| 土木河川課長   | 河 口 力 君   | 土木河川課副課長 | 藤 永 和 弘 君 |
| 道路整備課長   | 中 村 伸 一 君 | 道路整備課副課長 | 田 中 祐 治 君 |
| 道路整備課副課長 | 小 林 千 晃 君 |          |           |

教育委員会

|                   |           |                     |           |
|-------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 部 長               | 濱 原 貴 宏 君 | 次 長                 | 中 村 大 吾 君 |
| 教育総務課長            | 大 石 宗 孝 君 | 教育総務課副課長            | 島 谷 和 典 君 |
| 教育施設課長            | 高 下 秀 秋 君 | 教育施設課副課長            | 中 村 淳 君   |
| 学校教育課長            | 叶 屋 良 太 君 | 学校教育課副課長            | 長 嶺 茂 雄 君 |
| 教育支援課長            | 藤 井 伸 君   | 教育支援課副課長            | 井 上 浩 之 君 |
| 社会教育課長            | 林 健 二 君   | 社会教育課副課長            | 河 野 久美子 君 |
| 人権教育課長            | 吉 田 和 弘 君 | 人権教育課主幹             | 志 馬 公二郎 君 |
| 学校給食課長            | 岡 田 伊都子 君 | 学校給食課副課長            | 神 田 真 一 君 |
| 学びの森くすのき・地域文化交流課長 | 植 野 麗 子 君 | 学びの森くすのき・地域文化交流課副課長 | 石 川 健 君   |

8 事務局職員出席者

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 谷 寛 子 君 | 次 長 | 岩 崎 勝 君 |
|-----|---------|-----|---------|

議事総務課長 重 村 一 郎 君 議事総務課副課長 橋 本 佳 子 君  
議事調査係長 木 村 美 紀 君 書 記 高 木 徹 也 君  
書 記 真 鍋 幸 恵 君

---

————— 午前 9 時 5 6 分開会 —————

委員長（猶 克実 君） はい、皆さんおはようございます。

定刻前ですけれども、皆さんおそろいなので、始めたいと思います。

ただいまから、委員会を再開します。欠席、傍聴者はありません。

---

委員長（猶 克実 君） これより、一般会計当初予算歳出に対する質疑を行います。

質疑は、款ごとに、通告順に行います。

委員、執行部の皆様に、引き続き、的確に質疑、答弁されますようお願いをいたします。

なお、本日以降の一般会計当初予算歳出、一般会計当初予算歳入及び一般会計当初予算継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用に対する質疑並びに特別会計当初予算に対する質疑は、それぞれ個別・具体的な事業、経費等について疑義をただすものとします。

---

委員長（猶 克実 君） それでは、まず議会費について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、議会費に対する質疑は終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、総務費について、質疑を行います。

質疑の通告が 10 名あります。通告順により発言を許します。

まず、順位第 1 番、青谷委員の発言を許します。青谷委員。

〔委員 青谷 和彦 君 質問席へ移動〕

委 員（青谷 和彦 君） 皆さん、おはようございます。令心会の青谷でございます。

それでは、通告に従い、令和 8 年度予算について質疑をさせていただきます。御回答のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、最初の質問です。款 15 項 10 目 34、予算参考資料 61 ページ、予算説明書 149 ページ、行財政改革推進経費 643 万 9,000 円について、まず、最初に内容についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

執行部 お答えいたします。

行財政改革推進経費 643 万 9,000 円の内容ですが、市民意識調査業務委託料 325 万 5,000 円、携帯電話位置情報による人流分析ツールの利用料 303 万 6,000 円、行財政改善

委員会委員謝礼 12万8,000円、業務用消耗品費 2万円となっております。

以上でございます。

委 員（青谷 和彦 君）      ありがとうございます。

今、アンケートのお話が出てまいりましたが、どのようなアンケートをされているのでしょうか。

執行部      市民意識調査につきましては、市民の皆様に施策の満足度ですとか、市民意識の状況を毎年実施して確認をさせていただいております。

以上となります。

委 員（青谷 和彦 君）      アンケートの概要というか、例えばSNSで調査をするとか各市民の方に何か用紙をお送りするとか、その具体的な方法について教えてください。

執行部      お答えいたします。

市民意識調査につきましては、無作為で抽出した3,000人の方を対象に郵送でアンケート、調査票を送付させていただいております。回答につきましては、郵送による返送、もしくはインターネットによる回答ということで実施しております。

以上でございます。

委 員（青谷 和彦 君）      ありがとうございます。

今のアンケートの回答率を教えてください。

執行部      令和7年度に実施しました市民意識調査の回答率につきましては、先ほど申しました3,000人に対しお送りして、回答が1,173人。率といたしましては、39.1%という形になっております。

以上でございます。

委 員（青谷 和彦 君）      ありがとうございます。

統計学的に見て十分有効な数ということは認識をしました。このアンケートというのはどのぐらいの間隔で実装されているのでしょうか。

執行部      こちらの市民意識調査は毎年実施しております。

以上でございます。

委 員（青谷 和彦 君）      ありがとうございます。

市民意識調査なので、シビックプライドだったり宇部に対する思いだったりというのを多分、その中に含まれていると思うのですが、それを毎年されるというのは、例えば毎年同じ人ではないから、毎年やることで有効性があるというか、意義があるというようなお考えでしょうか。

執行部      市民意識調査は、EBPMによる政策立案評価において活用する基礎資料となっております。本市の施策は毎年改善を重ねており、こうした施策の変化が市民の意識や満足度にどのような影響を与えているかをタイムリーに把握するために毎年の調査が適切と考えております。

また、毎年継続して調査を実施することで、変化がいつから起きているか、また、一時的な変動なのか、継続的な傾向なのかなど、重要な情報を把握することができるというふうに考えております。

さらに、市民意識調査につきましては、総合計画、前期実行計画の進行管理にも活用しております。令和8年度は前期実行計画の最終年度に当たり、計画期間を通じて毎年のデータを蓄積することで計画の達成状況を継続的に検証し、次の後期実行計画につなげることができると考えております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

三百数十万円かけても、毎年やる効果、さっき言われたように3,000人なので、毎年多分違う3,000人の方に行くということも当然考慮して、三百数十万円かけたアンケートは一定の効果があるということで、そういう理解でよろしいですかね。

ありがとうございます。

大がかりなアンケート、当然SNSでも細かなアンケートという、ちょっと言い方がおかしいかもしれませんが、そういうのもされているということなので、それと、この行財政改革推進経費ということで、その行財政改革に、このアンケートが寄与する部分というのは、主だったところはどこでしょうか。

**執行部**      先ほども申し上げました、こちらの市民意識の調査の結果によりまして、今行っている政策がどのように市民の意識、また、満足度につながっているかというところに寄与しているのかというところを1つ確認するものとなっております。行っている施策がKPIのみならず、そういった市民の意識にどうきちんとつながっているか、その辺りが事務事業を確認していく中で重要な視点だと思っておりますので、そこを活用させていただいております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

今、実施されたアンケートで、行財政改革に影響を及ぼしたというか、具体的にこういうことが変わったという具体例がもしあれば教えてください。

**執行部**      この市民意識調査は、令和4年度から毎年実施している状況でございますけれども、市民の方の満足度というところに関して、今、宇部市としても子育てに対していろいろな政策を実施しております。子供を産み育てやすい環境の充実ということに関しての満足度については、令和5年度が「満足」、「どちらかといえば満足」と答えられた方が、令和5年度には30.8%、令和6年度は30.9%、そして令和7年度では36.4%と、令和6年度から令和7年度にかけて数字としては大きく伸びていることが確認できたところです。こういった数字から、今の市として、未来プロジェクトとして行っているこういった施策が市民の満足度につながってい

ると考えております。

**委員長（猶 克実 君）** 同じ質問がさっきから続いているのですけれども、今の質問はアンケートの結果がどうだったという質問ではなくて、アンケートによって変えられたことや効果があったことは何かという質問だったと思います。

**執行部** そうですね。アンケートによって、具体的に各施策が、1つの施策が直接的に効いているかというところは、なかなか判断が難しいところもございます。

**委員長（猶 克実 君）** 執行部。

**執行部** お答えいたします。

この意識調査をやっていく中で重要度・満足度を確認していきますが、例えば、その中で交通部分は市民の意識として重要度が高い状態にあります。満足度はなかなか上がっていない、非常に低いところにあります。宇部市公共交通の利便性はどうかといったら、さほど劣っているとは思っていませんが、実態としては市民の意識としてはその辺がまだまだ満足度が低い。こういった状況を踏まえて、市としては、そこはどうしても市民の安心安全な暮らしを守るためには、この公共交通、交通の利便性というところに力を入れていかないと。

行財政改革という、どうしても何か削減的なイメージもあるのですが、我々は行財政改革の推進の中にEBPM、エビデンスに基づくポリシーメイキング、政策を立案していくというところも構えております。この意識調査の結果を踏まえて、どこにどういったウエートをかけてやっていくか、これも行財政改革の一環として捉えております。そういったふうに意識調査の結果を踏まえて、施策の立案、またはここは課長が言ったようにしっかりと伸びているから、さらにまたてこ入れをしていこう。ここはまだまだ弱いから新たに何かを手を打っていく必要がある。こういった形でつなげております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

一定程度理解できましたので、次の質問に移らせていただきます。

次の質問です。款15項10目34、これは予算概要の別冊26ページ、予算説明書では163ページ。自治会等への依頼業務と役割見直し。

これは代表質問でもちょっとありましたが、もう一度確認のみで内容と目的についてお尋ねします。

**執行部** お答えをします。

当初予算（案）の概要別冊26ページ、行財政改革推進事業、自治会等への依頼業務・役割見直しについてですが、地域コミュニティの基盤である自治会活動は担い手不足等により活動の低下が危惧されております。こうした中で、自治会業務の負担軽減を図るために、市がこれまで慣例的に自治会に依頼してきた業務である広報配布や国勢調査等の協力、地区自治会連合会を通

じた各種委員の推薦や、研修への参加依頼などに加え、自治会長に地域住民の窓口として同意等を求める業務、そのほか市の関連団体からの依頼業務などについてゼロベースでの見直しを行い、本当に自治会でなければできないかという視点で令和８年度に精査し、再評価した上で、個別の業務削減の方向性を決定していくこととしております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）** すみません。見直される内容について教えてください。

**執行部** 今、自治会に依頼している業務は多様なものがありますが、見直しの視点として、まずデジタル化が進んでいるというところで申請等の業務に関して、来庁せずに申請ができるとか、また、自治会でなくてもその業務ができる委託業務などで対応が可能なものがないか、そういった視点で業務の見直しを進めていきたいと考えております。

**委 員（青谷 和彦 君）** 今、検討されている具体的な内容というのはございますでしょうか。例えば、道路を少し工事するので印鑑くださいとか、そういうことは年に数回程度あるのですが、そういう観点で具体的な、こういうものを見直すというものがあれば教えてください。

**執行部** 依頼業務に関していろいろリストアップしている中では、例えば地区自治会連合会を通じた依頼としては学校運営協議会の委員の選出であったり、各種委員の選出や、当然、広報の配布や自主防災活動といったものもあります。さらには市道に関する工事などでの同意を求める業務、また、法定外公共物等で同意を求める業務などありますので、こういった業務が本当に必要なのかという視点で見直していくことにしております。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

それでは、何を見直すかではなくて、令和８年度に、今自治会が担っている全ての業務を精査をして、その中から不要なものを取り出していくという理解でよろしいですか。

**執行部** 自治会は多様な業務をされていると思うのですが、基本的には市から依頼等をしている業務に関して軽減できるもの、もしくは削減できるもの、今後令和８年度において検討していくこととしております。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

私も自治会の自治会長の１人なのですが、ごめんなさいね。繰り返して。令和８年度に何を見直すか、何かもうやめてしまうのではなくて、令和８年度に全ての業務を見直して令和９年度以降に反映をさせていこうということによろしいですか。

**執行部** そうですね。見直しを行う業務に関しては、令和８年度にしっかり精査を行って、令和９年度にその軽減等を実際に実行していきたいと考えております。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

様々な業務がある中で、しっかりと、当然、自治会連合会のお声も聴かれるでしょうし、単位自治会の自治会長のお声も聴いていただいて、しっかりと見直しをしていただきたいと思います。

その担い手不足という観点からすると、自治会長の一番の負担はやはり単位自治会の運営かなと思います。役員を決めたり、会費を集めたりというところの御苦勞が一番多いのかなということで、市の広報を配ったり、印鑑を押すことというのは、大したプレッシャーにはならないと、頼まれたことをやるだけなので、そんなに負担ではないのかなと思っています。やはり自治会の負担としては、自分の自治会の運営、人間関係であったり、そういうところがたくさんあるので御苦勞されているかなということも改めてここで申し添えしておきますので、合わせて御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

款 15 項 10 目 56、予算参考資料の 80 ページ、同和資金貸付金償還金徴収経費、774 万 5,000 円について、その内容をお尋ねします。

**執行部** お答えします。これは、同和福祉援護資金及び住宅資金貸付金に係る未償還金の徴収、管理を行う経費になります。経費の主な内訳としましては、貸付金管理システムの改修及び保守に伴う委託料が 725 万 1,000 円、システム改修に伴う備品、プリンターの購入費が 13 万 2,000 円、所有する公用車の車検のための車両修繕料や、あと車両用燃料費等が 18 万 8,000 円となっております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

今、774 万 5,000 円のうち、ほぼシステム改修費が 720 万円ということで、令和 8 年度は特別に費用の支出があるということですよ。そうすると、今まで年間 50 数万円ということなのですが、50 数万円の経費を投入して回収できる貸付金の金額というのは幾らか教えてください。

**執行部** これまでの徴収の実績についてですが、令和 6 年度がまず 80 債権分の約 673 万円。令和 5 年度が 578 万円。令和 4 年度が 367 万円となっております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

ちなみに、今の貸付金の残高というのが分かれば教えてください。

**執行部** 令和 7 年度当初の調定額でお答えをさせていただきますと、残高としては 4 億 3,709 万 766 円となっております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

4 億 3,000 数百万円ということで、今の回収金額の平均で割ると 80 年程度かかるという概算になるのですが、今から 80 年かけて回収はされていかれるのでしょうか。

**執行部** お答えします。

滞納債権につきましては、今後も引き続き文書や電話、また臨戸訪問等による納付勧奨を実施すると共に、法的措置等も含めた適切な債権管理を行っていくということと、あと、回収の見込みがないというようなものの中にはありますので、そういったものにつきましては、状況の把握をしっかりとしながら回収が困難と判断される場合には関係法令や市条例等に基づきまして、債権放棄や未納欠損の処理を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** すみません。ちょっとよく答弁が聞こえなかったのですが、どのぐらいの例えばスパン、5年ごとに見直すのか、10年ごとに見直すのか、そういう目安はありますか。

**執行部** 特に見直しの目安というところは設けてはおりませんが、状況の把握というところは随時していきながら、適切な管理をしていきたいと考えております。

以上です。

**委員長（猶 克実 君）** 執行部の方はマスクをされていますから、マイクに近づいてはつきりと発言されるようにしていただきたいと思います。

ほかの方もよろしくをお願いします。青谷委員。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

どうしても回収不能な部分もあるとは思いますが、大切な市民の税金ですから、しっかりこれからも回収に努めていただきたいと思います。

以上で、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、青谷委員の質疑は終わりました。

次に、順位第2番、荒川委員の発言を許します。荒川委員。

〔委員 荒川 憲幸 君 質問席へ移動〕

**委 員（荒川 憲幸 君）** 日本共産党の荒川です。よろしくお願いします。

できるだけ簡潔に行いたいと思います。2点お尋ねいたします。

まず、第1点目、予算参考資料の66ページ、竹の利活用推進経費の第1点、令和7年度の実績と第2点、令和8年度の実組内容についてお尋ねをいたします。

竹林の繁茂というのは非常に今、抑制するための実組というのが重要視されてきているわけですが、その内容についてぜひ分かりやすく説明をよろしくお願いいたします。

**執行部** お答えします。

竹利用活用推進経費についてお答えします。

本経費は市内に点在する未利用の竹資源を有効活用し、放置竹林による環境問題や、里山景観の悪化といった課題の解決を図るとともに、地域経済の活性化を推進することを目的として計上

しています。

まず、令和7年度の実績についてであります。竹資源の利活用拠点である竹ラボの運営を通じ、竹に関する学習機会の提供を30件実施しております。相談窓口の設置により、新商品開発やビジネス創出に関する相談支援を79件行っております。また、SNSを活用した情報発信を539件実施、竹資源の価値向上と新たな産業創出に向けた取組を進めております。

また、竹の魅力を広く発信するイベントとしてバンブーフエスタを開催し、令和7年度は約3,000人の来場がありました。竹資源の可能性について普及啓発を図ることができました。

竹ラボの来場者数につきましては、開設以来着実に増加しており、本年度2月末時点で4,620人、前年度比123%増となっております。

竹市場の、加えて竹資源活用のプラットフォームの機能として竹チューバーの開設や、竹の全国大会の誘致を行うとともに、山口県竹加工業者産業技術センターなど関係機関と連携した取組を実施しました。

次に、令和8年度取組についてですが、引き続き竹資源の利活用に関する普及啓発に推進するとともに、環境問題の解決と新たなビジネス創出の支援に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 市のウェブサイトの中に、竹プロジェクトの検討結果の概要というのがありまして、ちょっとこれはいつのか分からないのですけれども、この中にタケノコ部会というのがあって、タケノコのブランド化のための取組としてタケノコ生産者の所得向上を図っていくため、タケノコの品質及び生産量の向上、ブランド化、それから広報活動、それから販路の構築などに取り組んだというふうになっています。

今、先ほどの答弁の中ではタケノコに関してのお話がなかったのですけれども、タケノコの水煮とか、そういう取組もこの部会の中でされたというふうになっていますが、美祢市などではタケノコの水煮をふるさと納税の返礼品として活用されております。実際にその返礼の金額としては1万5,000円、結構な金額で、生産者にとってもいい条件ではないかなというふうに思います。一般的には、スーパーでもグラム150円程度で販売しているということもあります。加工品としても日持ちしますし、ぜひ、この点についても検討していただけたらと思うのですけれども、いかがですか。

**執行部** タケノコの水煮加工についてお答えします。

宇部市においては、これまで吉部地区においてタケノコの水煮加工を行ってまいりましたが、加工施設の老朽化により令和2年をもって市内での加工を終了しております。そのため、令和3年度以降につきましては、収穫されたタケノコを市外の近隣の加工施設へ出荷し、水煮加工を行っているところです。

今後につきましても、竹資源の有効活用の観点から、関係者と連携しながらタケノコの利活用

の促進を進めてまいります。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 加工施設が老朽化のために使えなくなったということで非常に残念なのですが、その辺の再構築というのですかね、そういうものも含めて検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目なのですが、予算参考資料の144ページです。コミュニティタクシーの運行支援に関する経費についてお尋ねいたします。

1点目、令和7年度までの実績。

2点目、令和8年度の予定及び周知についてお尋ねいたします。

**執行部** お答えします。

まず、1点目の令和7年度までの実績になります。

本市のコミュニティタクシーは、西宇部地区、厚南地区、原地区、小羽山地域、東岐波地区、藤山地区と6地域で運行しております。この6地域合計の利用者数は、令和4年度から3年間申し上げますと、令和4年度が9,008人、令和5年度が9,432人、令和6年度が9,815人となっております。

次に、2点目の令和8年度の予定及び周知になります。令和8年度についても6地域でコミュニティタクシーの運行を支援する予定としております。周知の部分では、時刻表や運賃、運行ルートが記載してある各地域が作成しているコミュニティタクシーのチラシに加えて、一般的な利用方法や各地域のコミュニティタクシーの用途として、目的地となっている病院やスーパーを記載したチラシを運行している地域へ全戸配布していく予定としております。

また、特定の地域では利用が延びている状況もありますので、各地域の優良な取組を共有したり、新規路線の開拓のための実証運行なども実施しています。引き続き各地域のコミュニティタクシーの利用促進につながる支援を実施していきます。

以上になります。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 新たな地域での実証もやっていこうということで、ぜひそれを取り組んでいただきたいのですが、私、当初県事業と聞いたのですが、国の事業らしいのですが、スーパーのアルクが今現状無料なのですね。実証実験ということで、無料で希望者を自宅まで迎えに行き、店舗まで運ぶというような取組をされています。非常に人気があって、ほぼいっぱいだという、曜日にもよるらしいのですが、かなり活用されているということで、利便性が非常にいいですね。今、取り組んでおられるコミュニティタクシーは、確かに利用が若干伸びてきてはいるのですが、なかなか制限がいろいろあって、使いづらいというところもあります。その辺について、今の国の事業で取り組んでおられる部分について、利便性のいいという部分については、ぜひ宇部市でも参考にされて、今後の取組に生かしていただければというふうに思います。

それから、以前、ちょっと話したことがあるのですが、やはりニーズはあっても受け入れる団体がなかなかないと。運営する団体が、引き受け手がないということで、なかなか地域の中で活用ができていないというところもありますので、ぜひその辺についての周知といたしますか、宣伝についても取り組んでいただけたらというふうに思います。ぜひ、よろしくお願いいたします。

以上で、終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、荒川委員の質疑は終わりました。

次に、順位第3番、甲谷委員の発言を許します。甲谷委員。

〔委員 甲谷 理温 君 質問席へ移動〕

**委 員（甲谷 理温 君）** おはようございます。公明党の甲谷でございます。

では、早速始めさせていただきます。

款15項10目24、予算参考資料で言いますと60ページ、予算説明書では146ページになります。

ふるさと応援基金積立金についてです。令和8年度予算は2億8,500万円、令和7年度は2億5,000万円、令和6年度は1億8,700万円と年々増加傾向が認められております。この点について、説明をお願いいたします。

**執行部** お答えします。

ふるさと応援基金積立金は、当該年度に受けたふるさと応援寄附金を来年度以降の事業に充当するために、ふるさと応援基金に積立てるものです。ふるさと応援基金積立金のこれまでの実績額は、直近で令和4年度1億3,802万7,026円、令和5年度1億7,362万5,935円、令和6年度2億2,133万5,840円、令和7年度予算額は2億5,000万円で、実績額は令和6年度を上回る見込みとしております。

このように、積立額が年々増加した理由としては、ふるさと応援寄附金の大半を占めるふるさと納税額が年々増加していることによるものです。また、ふるさと納税額の増えた理由としては、高額返礼品の新規開拓や体験型及び現地決済型といった新規サービスや交流促進型の返礼品を積極的に取り組んだ結果によるものと考えております。

以上です。

**委 員（甲谷 理温 君）** 詳細な説明ありがとうございました。

ふるさと納税は、年々増えているということでございました。また、宇部市は下関市ほど目玉となる商品は、言いにくいのですが、そんなに人の目を引くような商品があるとも言い難いまちではございます。その中においても皆様方が努力していただいて、アイデアを絞り出したおかげで、年々増加しているという認識で受け止めさせていただいております。私がこう申し上げるのも、ふるさと納税は自主財源として我が市の独自の頑張りで何とかなる財源であると私は

思っておりますので、再質問ではございませんが、なかなか難しい状況もあるかもしれませんが、しっかりと知恵を振り絞っていただいて、この増加傾向を止めることなく、また努力していただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、甲谷委員の質疑は終わりました。

次に、順位第4番、木原委員の発言を許します。木原委員。

〔委員 木原 大介 君 質問席へ移動〕

**委 員（木原 大介 君）** おはようございます。

予算参考資料58ページの石炭記念館デジタルミュージアム構築に要する経費4,007万円の目的や内容、そして、それをやることでどのようなことが期待されるのか、そのスケジュールなどの予定について教えてください。

**執行部** お答えいたします。

石炭記念館デジタルミュージアム構築についてのお尋ねですが、本事業は本市のアイデンティティーである石炭産業の歴史を恒久的に保存継承していくために、石炭記念館やその収蔵品、画像等をデジタル化し、歴史や文化の理解を深めるのに効果的なコンテンツの制作、デジタルミュージアムの構築に取り組むものです。

これにより市民、特に子供たちや若者へ宇部の発展の物語や先人たちの志を生きた教材として届けることができ、本市への深い理解、愛着と誇りの醸成、ひいては未来への活力へつながるものと考えています。

現在、このデジタルミュージアムの内容等基本となる計画の策定を進めているところであり、令和8年度は老朽化が進む石炭記念館の建物の在り方の方向性を整理していくことと併せて、デジタル技術の活用範囲や効果的な手法等を見極めていきます。

専門家の監修の下、収蔵品の調査・整理をし、デジタル化の基本となるデータベースを作成した上で、順次デジタルコンテンツの制作、デジタルミュージアムの構築に取り組んでいきます。

以上となります。

**委 員（木原 大介 君）** ありがとうございました。

石炭記念館にあるものは全部実際に使ってきたものであって、かなり思い入れなどがあるものだと思うのです。紙での資料などのデジタル化は簡単にできると思うのですけれども、実際に石炭の採掘に使っていた採掘の機械や貨車など、そういうものがたくさん石炭記念館にはあるので、その辺もデジタル化していくという感じなのですか。

**執行部** 現在、その辺りも含めて検討を進めているところであります。

先ほども答弁で申し上げたとおり、石炭記念館の建物や収蔵品の在り方を検討していくことと併せて、より効果的な方法でこれらの収蔵品を残して伝えていく手法などをこれから考えていく

予定にしております。

**委 員（木原 大介 君）**      ありがとうございました。これで終わります。

**委員長（猶 克実 君）**      以上で、木原委員の質疑は終わりました。

次に、順位第5番、時田委員の発言を許します。時田委員。

〔委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動〕

**委 員（時田 洋輔 君）**      それでは、早速ですけれども、通告に従い質疑いたします。

まず、全部で総務費4つ、大きく4点質疑いたします。

まず、予算参考資料の60ページに掲載されています、移住コーディネーターの設置についてお伺いいたします。

私も関係人口や交流人口等についても一般質問等をしてきたことがありますけれども、最終的に定住・移住してもらうというのは大事なことで、そういう中で、今回、令和8年度の予算には移住コーディネーターという新しい事業が掲載されていました。新しい事業ですので、まず本当に必要なのか、効果的にこれは活用していけるのかということを確認していきたいと思います。

それでは、まず第1点で、この移住コーディネーターというのはどのような業務をされる予定なのか確認いたします。

**執行部**      お答えします。

本市では、これまでうべ移住定住サポートセンターを通じて、移住前のサポートから移住後の暮らしのフォローまでニーズに沿った支援を行ってきましたが、移住者との市政懇談会において、長期にわたって信頼関係を構築・維持できる体制の整備が必要、移住希望者の目線に立ち行政との橋渡しを行う人物が必要との意見を受け、さらなる移住者の獲得を目的に令和8年度から本市への移住経験や人的なネットワークを持つ移住コーディネーターを数名配置することとしました。

具体的な活動としては、うべ移住定住サポートセンターと協働し、住まいや仕事、移住後の地域住民とのつながりや子育てなど、移住希望者が抱える個々の不安やニーズに対応し、これまでできなかった地域住民や事業者との橋渡しをきめ細やかにサポートすることで、移住後のミスマッチを防ぎ本市への安心な移住定住につなげていきたいと思っております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）**      では、再質疑で確認なのですが、数名ということですが、令和8年度予算に出ている経費というのは数名分の人件費なのか、それとサポートセンターとの橋渡しということですから、サポートセンターの人というか、体制の中にという意味ではなく、その人たちはどこにどうやってサポートセンターと連携するというイメージなのかを教えてくださいたいと思います。

**執行部**      お答えいたします。

人材につきましては、新設する移住コーディネーターには行政の枠組みにとらわれない豊富な

知識とネットワークを持ち、本市の移住施策をうべ移住定住サポートセンターと牽引できる人材を想定しております。移住検討者が抱える仕事や生活環境へのリアルな不安に対し、経験に基づいたアドバイスができる人材を幅広く考えたいと思っております。

また、サポートセンターの橋渡し、連携でございますが、基本的には相談窓口であるうべ移住定住サポートセンターは市が事務局になっておりますので、こちらのほうに連絡が入ってくると考えております。その連絡の内容から、それぞれの専門的な豊富な知識を持った方におつなぎして、そこから移住コーディネーターの方と移住検討しておられる方が直接相談に乗っていただくという体制で考えております。

経費につきましては、活動実績を確認して支給する報酬費を240万円、これは、報酬は1人当たり年間40万円を上限で考えております。活動に伴う消耗品として10万円を考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、そういうのも踏まえまして、若干触れられましたけれども、第2点として、改めて期待する効果というのを確認したいと思います。

**執行部** お答えいたします。

期待する効果としましては、先ほどの繰り返しになるのですが、住まいや仕事、移住後の地域住民とのつながりや子育てなど、移住希望者が抱える個々の不安やニーズに対応し、これまでできなかった地域住民や事業者との橋渡しをきめ細やかにサポートすることで、移住後のミスマッチを防いで、本市への定住につなげていきたいと考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 再質疑なのですが、専門的なおっしゃいますけれども、宇部市の職員さんというのはプロで、例えば、子育てだと保育士さんもいらっしゃるし、保健師さんとかもいらっしゃるし、それぞれ専門の方がいらっしゃいます。それよりも知識が豊富な方というのはどういう方を想定していらっしゃるって、その方たちのほうが直にそういうプロの職員の方に相談するよりも期待が高いということは、240万円かけていらっしゃるのですその辺をもう少し示していただきたいのですけれども、お願いいたします。

**執行部** お答えいたします。

宇部市の職員もそういった専門的な知識を持っている者がたくさんおりますが、今、移住コーディネーターに期待することは、例えば、就業については、飲食の起業をしている移住経験者というものもおります。子育て、教育、この地域の子育ての地域コミュニティの環境だったり、また、農業がやりたいというところであれば、その地域に沿ったやり方とかそういった詳細なもの、市の職員であれば答えられないところも移住コーディネーターのその移住の経験を持った方がつなげていただきたいと考えております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** 分かりました。

では、次に質問の2ですが、予算参考資料の79ページの一番上に出ている第5次宇部市男女共同参画基本計画の策定ですが、これは個人質問の日にも若干質問しましたがけれども、その中で聞けなかったところを改めて確認していきたいと思います。

この第5次宇部市男女共同参画基本計画が令和8年度に策定されて、実際に令和9年度から実施されるわけですが、その中でどういうふうにこの予算で行われていくのか、効果的にきちんと使われていくのかというのを確認していきたいと思います。

では、第1点ですが、これは委託料のようなのですが、策定を委託する方針について確認いたしたいと思います。

**執行部** お答えします。

第5次宇部市男女共同参画基本計画につきましては、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法、DV防止法、困難女性支援法に基づく、4法に基づく計画を一体的に策定することとしております。

市民や事業者を対象とするアンケート調査の発送や回収、データ分析や保守から最終版に至る計画案の文書化、編集作業を専門的知見等知識を持つ業者に委託することで、計画策定作業を円滑かつ効率的に進めていきたいという考えの下、委託をするものです。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** 若干再質疑なのですが、市が直にやるよりも効率的とおっしゃいましたけれども、普通に考えると、委託すると仕様を出して成果品をもらう、それに伴ったその間の細かいことはいろいろ指導できなくなる、口を挟んでしまうと法律違反になってしまうというので、市の考え方とか、後にも続きますけれども、その辺の煩雑さとかがあるような気がするのですが、委託することによって効果的におっしゃっている部分というのは、これも直にやればこのお金は出ないと思います。どういうふうに効率的と思われて、どのようなところが解決されてそうになっていくという下で、令和8年度は委託をしようと考えていらっしゃるのかを再確認したいと思います。

**執行部** やはりデータ分析に関しましては、今回、アンケートの実施を市民の方2,000人、そして事業者1,000社程度というところで考えているところです。膨大な量等にもなりますし、その辺りの発送・回収・集計等につきまして、業者をお願いをするというところで効率的な業務ができるのではないかと考えているところもございます。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** では、その辺を踏まえながら、第2点の市の関わり方ですけれども、政策的なこともあると思います。宇部市のいろいろな具体的な状況とか、それはやはり市の

職員さんとか、市民が一番よく分かっていらっしゃると思います。

そういう中で、民間に向けて委託ということですが、今言いましたようにあまり細かいことをいろいろ言ってしまうと、偽装請負になったりということも発生してしまうというリスクも抱えながら、どのように市が関わっていかうとされるのかを確認したいと思います。

**執行部** 計画の策定に当たりましては、まず、アンケート調査の説明の作成等は市が行うように考えております。また、計画の方向性や庁内他課との調整、施策の立案などにつきましては、市が主体的に行ってまいりたいと考えております。

受託業者とは密に打合せ・協議を行いながら、男女共同参画推進審議会や市民ワークショップ、パブリックコメントを通じた市民の方たちの声も計画に反映させながら、宇部市の実情に沿った計画となるように進行管理をしてまいりたいと考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 再質疑なのですが、令和8年度委託するにあたって、もう一回、具体的にどの業務を委託して、どの業務を市が直で行うと考えていらっしゃるのか。これからそれを考えるなら、これからでもいいのですが、今、考えていらっしゃるものがあれば確認いたします。

**執行部** 業者をお願いする業務内容としましては、まず、基礎的データの整理、アンケート調査におけるデータの集計や分析等、また、計画の骨子から素案、概要版、最終版までの案の作成というところを考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 分かりました。

そういう業務をするに当たって、例えば、市が全部直でやると、1年間の終わりですから会計年度任用職員とかになるのかもしれないですが、その人件費等とその委託する金額というのを比較されたり、業務がどうなるかというのは、そこはきちんと比較されて期待する効果も含めて委託しようというところですか。そういう検討というのはされましたか。

**執行部** 現在、計画策定に係る委託の経費としましては、今、330万円を見込んでいるところです。会計年度任用職員の方を例えば1名任用するよりこちらの金額のほうが比較的には少なく済むのではないかと、あつて、会計年度任用職員の方を任用するより業者に委託するほうを選択いたしました。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、次に移ります。

次は、コンビニ交付事務なのですが、予算参考資料の83ページです。

まず、第1点で、令和6年度及び令和7年度の交付実績について確認したいと思います。

**執行部** お答えいたします。

まず、コンビニ交付につきまして簡単に説明させていただきます。

コンビニ交付は、マイナンバーカード、または、マイナンバーカードを搭載したスマートフォンによりまして全国の市区町村の証明書をコンビニで取れる、こういうサービスでございます。

これは、国と地方公共団体が共同で運営しています地方公共団体情報システム機構がこの仕組みをつくっております。各全国の地方公共団体がこの仕組みを利用するための経費として、令和8年度予算参考資料の83ページにございますけれども、システム使用料、手数料、運営負担金、合計1,539万9,000円を計上しております。

それでは、1番目、令和6年度及び令和7年度の交付実績です。

令和6年度の証明書の総発行件数13万9,174件に対し、コンビニ交付で取得されました件数は5万1,382件であるため、コンビニ交付率は36.9%になります。

令和7年度、これは令和8年1月末現在の数字でございますが、総発行件数10万8,539件に対しまして、コンビニ交付で取得された件数は4万6,736件であるため、コンビニ交付率は43.1%でございます。

令和6年度から令和7年度、令和8年1月末現在の伸び率は6.2%になっております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** それなりに使われていらっしゃる、利用されているということは分かりましたが、では、令和8年度もこれだけ経費をかけるというところで、第2点に移りますけれども、費用対効果というのは出ているのでしょうか。経費に対してそれが合うかどうかというところなのですが、確認したいと思います。

**執行部** お答えいたします。

費用対効果ですけれども、令和8年度の見込みにはなりますが、歳出額が1,539万9,000円、歳入額は229万8,000円を計上しておりまして、その差額は1,310万1,000円となっています。

仮にコンビニ交付をやめた場合、市の窓口にお客様が全員来られるのですけれども、その窓口業務にかかる職員の対応時間を試算しましたところ、年間約6,000時間増えるということになります。

本市としましては、コンビニ交付を推進していくことで、行かない・待たない・書かない市役所を目指しておりますので、費用対効果は先ほどの1,310万1,000円マイナスではございますけれども、今後、推し進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** そういう効果がということですが、その一方での効果は、行かない・待たない・書かないのは分かるのですけれども、一方では、この庁舎を建てるときに、この庁舎を中心にして人に集まってもらって、中心市街地を活性化していくという、そういう効果も

述べていらっしゃったのですよね。

行かないようにして、今、ウオーカブル化しようとしているところで人に来てもらいたいという中で、その辺との政策の何か相反するものがあるように思うのですが、これは質疑ですので私の意見として。

最後に、私用になるのですが、令和7年度、この令和8年3月初め頃に、1階の窓口にたくさんの方が証明書の交付を受けようと思って殺到されていました。よく調べてみると、年度末の一番必要なときに10日間も、コンビニの交付機械が使えないということでした。よく話を聞いてみますと、近くのコンビニが使えないと思って次のコンビニに行ったけれども、次のコンビニも使えないということで、10日間も使えない、全部のコンビニが使えないということを知らなかったという方。

そもそもこの時期に10日間も、——普通の定期的な点検であれば、1日、2日でいつも終わっているというのは認識しているのですけれども、——やはりこのようなやり方では、行かない・待たないというのが一番特に必要なときという中で、コンビニ交付サービスの停止はもう二度と起こしてはいけないと思いますし、そういうのを含めて令和8年度ですが、コンビニ交付に関する仕組みをお伺いするとともに、その辺はどうクリアされていくのかというのを確認したいと思います。

**執行部** 今、時田委員が言われました、2月の下旬から3月の中旬にかけて、確かに具体的には13日間ほどコンビニ交付サービスが停止しました。

その理由につきましては、全国的なものなのですけれども、令和7年度に住民基本台帳システムや戸籍情報システムなどの基幹系システムを標準仕様へ統一していくために、令和8年2月末から3月頭にかけてシステムの改修を行ったことにより、コンビニ交付システムが停止してしまったものでございます。

これは、このたび全国的にシステム改修があったのですけれども、基本的には、まず、システムの不具合とか改修がない限りは、長期間停止することはございません。

また、これにつきましては、市のウェブサイトでも12月頃からお知らせはいたしました。

それから、広報うべの3月号にも載せておりまして、公式LINEや市役所の総合案内、市民課のところにあるコンビニ交付サービスの自動交付機に立て看板で周知を図ったところでございます。

ですので、今後、こういう長期間の停止はないと思いますけれども、あった場合は、事前にまた周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**委員（時田 洋輔 君）** よろしくをお願いします。

では、最後の質問の4ですが、予算参考資料の144ページの下の方に掲載されています、

公共ライドシェアについて確認いたします。

これは一般質問でも取り上げたことがありますし、今回の代表質問でもありましたが、北部地域など、公共交通の手段がなかなか難しいところ、移動手段がないところというのは効果的だと思っていますし、令和7年度実証事業をされた中で、それを踏まえた令和8年度の事業になっていくのだと思うのですが、市民にとって、住民にとってよりよい令和8年度、しっかり予算がそういうふうに使われるようにという観点から確認していきたいと思います。

では、第1点ですが、令和7年度のまず実証事業の実績、代表質問等でもありましたけれども、改めて予算決算委員会として確認したいと思います。

**執行部** お答えします。

令和7年度の実証事業の実績についてですが、現時点でドライバーの登録者数が14人、利用者の登録者数が29人となり、運行実績においても、日常的な移動を中心に、特に日中の地域内の利用が定着しつつあることとなります。

そのほか、ドライバーアプリによるシフト入力、利用者の電話・LINEでの予約、運行管理者のアプリによる遠隔点呼、それから、チケットの事前購入による支払いと予約から運行までの仕組みが確立できたことなどが実証で得られた成果ではないかと考えております。

以上となります。

**委員（時田 洋輔 君）** では、第2点なのですが、そういう結果が得られたという中から、今度、令和8年度に実施するに当たって生かすために、そういう実証事業から見えてくる課題というものを確認したいと思います。

**執行部** お答えします。

実証事業から見えてきた課題としましては、より幅広いニーズに沿った目的地を設定した運行エリアの拡大やさらなるドライバーの確保、それから、地域住民への認知度の向上などがあります。また、利用者からの要望で検討が必要なものとしまして、予約時間を前日の17時から延長することなどがありました。

以上となります。

**委員（時田 洋輔 君）** では、第3点で、そういう課題等を解決していくのだと思うのですけれども、そういうことも踏まえた令和8年度はどういう取組をされるかをお願いします。

**執行部** お答えします。

小野地区では、実証事業は令和8年3月31日で一旦終了します。その実績等を整理しながら、令和8年4月1日以降もそのまま運行を続け、令和8年度中に車両数や路線、それから運送区域を特定し、宇部市公共交通協議会で承認を得た後に、山口運輸支局へ申請し登録することで、本格運行とする予定としております。

また、二俣瀬地区では、4月から地域で説明や周知を進め、秋以降に実証事業を開始できれば

と考えております。

以上になります。

**委 員（時田 洋輔 君）** その点で再質疑で、先ほど第2点でおっしゃった課題という部分は、その令和8年度の小野地区、二俣瀬地区でどこかに生かされて改善されているシステムにしようとか、そういうことは考えていらっしゃるのですか。

**執行部** 課題について、例えば、その地域住民への認知度の向上とかというのがありますけれども、こちらについては、チラシを全戸配布するなどもベースとしてやっていこうと考えておりますが、利用登録の申請があった際には個別に対応させていただいて、それから、実際に予約までというものを職員が一緒に取り組むことで、利用の仕方とかというところまでしっかりと認識していただこうと考えております。

そのほか、目的地の設定では、交通結節点にとらわれず、より地域の方々のニーズを取り入れられるように考えております。

以上になります。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、よりよいものになるように、生かしていけるようにというのを期待して、質疑を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、時田委員の質疑は終わりました。

次に、順位第6番、吉松委員の発言を許します。吉松委員。

〔委員 吉松 剛 君 質問席へ移動〕

**委 員（吉松 剛 君）** 皆さん、こんにちは。誠和会の吉松です。

では早速、質問に入ります。

予算参考資料の49ページ、派遣研修経費、国への長期職員派遣に要する経費について、その長期職員派遣の内容と効果を教えてください。

**執行部** お答えします。

内容についてですが、派遣研修経費につきましては、本市から他機関への職員派遣に伴う費用となりますが、これは、こども家庭庁から要請があり、令和7年4月1日から1名の職員を派遣していることに伴う費用となっております。なお、派遣期間は、令和9年3月31日までの2年間の予定となっております。

また、次の効果についてですが、職員が国の施策形成の過程を直接経験することにより、施策形成能力や調整能力の向上が図られることを期待しております。帰庁後につきましては、国との連携や情報収集、そして、また経験から得たノウハウをほかの職員に情報共有するなど、派遣先での経験を十分に生かせる職場に配属し、組織に還元されることを期待しております。

以上となります。

**委 員（吉松 剛 君）** どうもありがとうございました。

それでは、その予算209万9,000円の内訳を教えてください。

**執行部** お答えします。

内訳ですが、派遣職員の住居借り上げに係る費用が125万8,000円、そして、派遣職員の帰省や転居等に伴う旅費に関する費用につきまして84万1,000円となっております。

以上です。

**委員(吉松 剛 君)** どうもありがとうございました。

令和9年3月で終わりということですが、今後についてはどう考えていますか。教えてください。

**執行部** 現時点の予定では未定となっておりますが、国から要請等があった際には、その都度、職員を派遣するか否かについて検討をする予定としております。

以上です。

**委員(吉松 剛 君)** ありがとうございました。

国からの要請ということで断りづらいかもしれませんが、現在、宇部市の職員も足りていない状況だそうですね。その辺もしっかりと考慮していただいて、今後の検討をお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

**委員長(猶 克実 君)** 以上で、吉松委員の質疑は終わりました。

次に、順位第7番、新村委員の発言を許します。新村委員。

〔委員 新村 秀雄 君 質問席へ移動〕

**委員(新村 秀雄 君)** 皆さん、こんにちは。公明党宇部市議会議員団の新村秀雄です。

では、通告に従って質疑をさせていただきます。

款15項10、予算説明書の146ページ、予算参考資料の60ページになります。総務費、総務管理費、企画費、移住定住推進経費について伺います。

この移住定住推進経費についてなのですが、令和7年度と令和8年度と比較いたしまして、全体的に約3割増額となっております。各内訳については細々増減がございますけれども、この中で一つ気になっているのが、移住定住への各種助成等に要する費用について4割と大幅アップとなっております。この理由について伺います。

**執行部** お答えします。

移住者への各種助成金に要する経費は、令和8年度予算額は3,178万円で、令和7年度予算額1,986万円に対し、1,192万円の増額となっております。

その主な内容としましては、国・県の補助金に伴う移住支援事業費補助金が1,800万円で、令和7年度予算額に対して680万円の増、続いて、県外から本市へ移住し、住宅を購入された方へのU I J ターン奨励助成金が750万円で、280万円の増、そして、令和7年度に事業を

開始した奨学金返還支援補助金は５８８万円で、令和７年度申請者の２年目と令和８年度新規受付分の合計となりますため、２２８万円の増となっています。

今回の増額は、いずれも令和７年度の実績見込額に基づき計上したものです。

以上でございます。

**委 員（新村 秀雄 君）** 御答弁ありがとうございました。よく分かりました。

若い人は特にですけれども、宇部に来て本当に大丈夫であろうか、不安も多いと思います。宇部市に来てよかったと、宇部市の移住定住施策が今後も進むようによろしく願いいたします。しっかりと今後も予算を立てていただき、一人でも多くの方が本市に来ていただけるように、令和８年度末の予算執行までよろしくお願いいたします。

以上で、終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、新村委員の質疑は終わりました。

次に、順位第８番、五十嵐委員の発言を許します。五十嵐委員。

〔委員 五十嵐 仁美 君 質問席へ移動〕

**委 員（五十嵐 仁美 君）** 皆さん、こんにちは。日本共産党宇部市議会議員団の五十嵐仁美です。

では早速、質疑に入らせていただきます。

まず、予算参考資料７８ページの通話録音装置設置等委託料についてお尋ねします。

この予算を見たとき、設置している家庭が多い割には予算が非常に少ないなと感じましたので、まず１番目に事業内容、そして２番目に令和７年度の実績見込み及び令和８年度の予定についてお尋ねします。

**執行部** お答えします。

予算参考資料７８ページ、通話録音装置設置等委託料１６万円についてですが、これは、６５歳以上の方がいる世帯を対象として、固定電話が鳴る前に相手方に警告メッセージが流れることで、迷惑電話や詐欺電話による被害防止が期待できる通話録音装置を貸し出す事業となっております。

令和７年度では３２件の貸出しを行い、その利用者アンケートの中では約８割の方が不審電話や迷惑電話が減ったという回答をされております。また、５割以上の方が、今後、通話録音装置を購入したいというふうに回答されております。令和８年度においても同様に、今、最大年間４０件程度の貸出しを予定しているところでございます。

以上です。

**委 員（五十嵐 仁美 君）** 今、固定電話がどんどん減っている状況の中で、これがどれだけ需要があるのかなというところがありまして、この事業が今後どのくらい続くのかなというのはちょっと感じたのですけれども、その需要の辺りはどういうふうになっているのでしょうか。

**執行部** 確かにスマートフォンの利用者は年々ずっと増えてきておりますけれども、やはり高齢者の方では固定電話をずっと使われている方がまだまだ多いというふうに感じております。

この事業につきましても、申込みに関しましては、新規に申し込む方を優先として今、募集をかけておりますけれども、年間大体40件弱程度の応募がありますので、引き続き事業を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**委員（五十嵐 仁美 君）** まだ多くの需要があるということですので、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、第2点目の予算参考資料79ページの女性応援イクメン奨励助成金の交付についてお尋ねします。

これは一体どなたに助成金が交付されているのか、その状況がよく分かりませんでしたので、1番で事業内容、そして、2番で令和6年度、令和7年度の実績、そして3番目に、令和7年度当初予算との差額の理由をお尋ねしたいと思います。

**執行部** お答えします。

まず、事業内容についてです。本事業は、男性従業員に育児休業を取得させる事業者及び育児休業を取得する男性従業員本人に助成金を交付することで、男性の育児参加を促進するとともに女性の活躍推進を図ることを目的としているものです。

交付の対象としまして、宇部市女性活躍推進企業の認証を受けており、常時雇用従業員数が300人以下の事業者とその企業に所属する7日以上の子育て休業を取得する男性従業員となっております。

助成額につきましては、育児休業の取得期間に応じて決まっております。14日未満の場合は、事業者及び男性従業員それぞれに3万円、14日以上30日未満につきましては、それぞれに5万円、30日以上は、事業者に対して10万円、男性従業員につきましては1月ごとに10万円、最大で30万円を上限として支給しているものです。

次に、令和6年度、令和7年度の実績についてです。

令和6年度の実績としましては、17件の申請があり、事業者に101万円、男性従業員に136万円、計237万円を交付しております。

また、令和7年度の現時点の実績としましては、本日現在で16件の申請がありまして、事業者82万円、男性従業員117万円、計199万円を交付しております。

3番目の令和7年度当初予算との差額の理由についてなのですが、令和8年度当初予算につきましては、令和7年度の実績を踏まえて計上したことによるものです。

以上です。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 実績を踏まえて、今回、令和8年度の予算を決定したというこ

とですけれども、予算が300万円から200万円に減っているというところでは、やはりせっかく交付をして女性が生きやすい、女性を応援するというところでは、ぜひこの交付額が本当にこれから増えていくようにさらに市で様々な努力をしていただいて、事業者にも本当に協力をしていただくという体制をつくっていただくことをお願いいたします。

続きまして、3番目の質疑なのですが、予算参考資料80ページの同和資金貸付金償還金徴収経費、先ほど青谷委員も質問されていますのでちょっと重なる部分もあるのですが、この予算が令和7年度の当初予算と比べると、76万3,000円が令和8年度は774万5,000円ということで10倍以上になっていましたので、ちょっとここが気になりまして、この辺りも含めて1番で事業内容と徴収の状況、そして2番目でこの差額の理由についてお尋ねしたいと思います。

**執行部**      お答えします。

まず、事業内容と徴収の状況についてです。

本事業につきましては、同和福祉援護資金及び住宅資金貸付金に係る未償還金の徴収・管理を行うものです。この貸付金につきましては、同和対策事業の一環として行ってきたものであり、貸付事業そのものは既に終了しております。貸付終了後も、未償還金の徴収事務を継続して行っておりまして、文書、電話、臨戸訪問等による納付勧奨を実施するとともに、債務者の状況把握に努めながら適切な債権管理に努めているところです。

徴収の状況としましては、令和6年度が約673万円、令和5年度が578万円、令和4年度につきましては約367万円ほど徴収しております。

令和7年度当初予算との差額の理由につきましては、主な増額した要因としましては、貸付金システムの改修費用として、今回、697万5,100円を計上させていただいたことによるものです。

以上です。

**委員（五十嵐 仁美 君）**      過去のかなり昔の貸付けということで、死亡されたりとか、どこにいらっしゃるかわからなくなったという状況もかなり多いのではないかと思いますので、本当に徴収は大変でしょうけれども、引き続き頑張っていただければと思います。

以上で、質疑を終わります。

**委員長（猶 克実 君）**      以上で、五十嵐委員の質疑は終わりました。

次に、順位第9番、浅田委員の発言を許します。浅田委員。

〔委員 浅田 徹 君 質問席へ移動〕

**委員（浅田 徹 君）**      日本共産党宇部市議会議員団の浅田徹です。

では早速、質疑に入らせていただきます。

予算参考資料51ページ、防災・減災力強化事業費、防災ラジオの運用に要する経費、この経

費の内訳についてお聞きします。

**執行部** お答えいたします。

防災ラジオは、市が避難指示などの防災情報を発信する際に、電源を切った状態でも自動的に緊急放送に切り替わり、最大音量で防災情報が流れる専用ラジオでございます。なお、放送内容につきましては、防災メールと同じ内容が流れます。

この防災ラジオの運用に要する経費は、放送事業者の放送設備を利用し、防災情報を放送するための防災ラジオ放送委託料として、年間１２０万円を計上しております。

以上でございます。

**委員（浅田 徹 君）** さきの議会でも、今年の事故を受けて、防災情報の発信について様々な強化をしていくというお話でしたが、この防災ラジオに関しての強化というのは、予算的に変わっていないので考えていらっしゃるのかなと思うのですが、その辺りはどうなのでしょう。

**執行部** 防災ラジオにつきましては、一定の御利用が必要数に達したと思いますので、令和８年度につきましては、購入についての予算の計上はしておりません。

以上でございます。

**委員（浅田 徹 君）** 利用者の数からいって、やはり大きいところに先に力を入れるというのは納得のいくところではありますが、やはり情報弱者と呼ばれる方たちへのケアというのも、当然、後回しにしておくわけにはいかないものだと思います。ですから、この防災ラジオに関してもしっかりと続けて、広げていっていただければと思います。

では、続きまして、予算参考資料の７７ページ、元気な地域創生経費、うべポイント運用に要する経費について、この経費の内訳と登録者数についてお答えください。

**執行部** お答えします。

予算参考資料７７ページ、うべポイント運用に要する経費７５０万円についてですが、これは、うべポイントのデジタルギフト購入経費として６００万円、運用支援のための業務委託費として１５０万円を計上したものです。

令和６年１０月からスタートしたうべポイント制度は、健康増進や地域活動、高齢者支援の参加者を増やすきっかけづくりとして取り組んでおり、令和７年１２月までの実績としましては、全体で３，４５７人の方に宇部市公式ＬＩＮＥ内のアプリに御登録いただき、そのうち実際にポイントを獲得されたのは、健康推進に関するものは延べ４１４人、地域活動に関するもので延べ１，３０９人、防災活動では延べ３０１人、高齢者支援に関するものでは延べ１７９人の方でございます。

**委員（浅田 徹 君）** これを質問しようと思ったのが、地域活動は私も参加させていただいてありますが、その中で高齢者の方が、ふれあいセンターの職員さんから勧められてこのポ

イントを初めて登録したといった場面を見ました。地域活動に参加されている方に対しての影響というのは、非常に大きいのではないかと思います。

ただ、参加されている方には案内が行くのですけれども、参加されていない方、参加してほしい方に対しての周知というのはどのように考えていらっしゃいますか。

**執行部** うべポイントにつきましては、市公式LINE等で、当然、情報発信をしております。また、市ウェブサイト等でどんな事業が対象となっているかということをお知らせしております。また、ふれあいセンターを訪れた方、各種会議で訪れる方にも、うべポイントがあるということで、のぼりなどを立てて御案内をさせていただいているところです。

以上でございます。

**委員（浅田 徹 君）** 様々な活動に参加する一つの契機として非常にいいものだと思いますので、これからもしっかり続けていっていただきたいと思います。

では続けて、次の質疑に移ります。

予算参考資料の79ページ、配偶者暴力等相談業務運営経費内の生理の貧困対策に伴う生理用品の無償配布について、この予算の根拠をお答えください。

**執行部** お答えします。

令和7年10月から、生理用品の配布場所を男女共同参画センター・フォーユーに集約いたしました。予算算定時におきまして、集約後の配布数との実績値が十分でない状況もありましたので、一月当たりの平均配布数を過去3年間の配布実績値の約半分と見込みまして算定をしております。

以上です。

**委員（浅田 徹 君）** 窓口が減ったので、当然、配布数が減るという予想でこの予算が立てられたということですが、実際の数自体はどのような数で出されましたか。

**執行部** 一月当たり85セットというところで、12か月分というところで計算をしております。

以上です。

**委員長（猶 克実 君）** 令和7年の実績でしょう、今、聞きたいのは。浅田委員。

**委員（浅田 徹 君）** すみません。令和7年度の実績と今回の予算の基準とした数をお教えください。

**執行部** 令和7年度の実績につきましては、男女共同参画センター・フォーユーに一本化した後は、令和7年10月から令和8年2月まで延べ43人の方に配布をしております。配布のセット数としましては、108セットとなっております。

月平均にしますと、人数としては約8.6人、セット数としましては21.6セットとなっております。令和8年度当初予算につきましては、先ほども申しましたように、一月当たり85セッ

トを配布できるようにというところで計上しております。

以上です。

**委 員（浅田 徹 君）** この生理用品の無償配布は、非常にいい制度だと思うのですが、残念ながら窓口の数が減ってしまったということで、当然配布数も減る。これは当然のこととございます。ただ、配偶者暴力等相談業務に関連してやっているということですので、様々なサービスにつなげることができるような、より深いことになっているというのは感じる場所です。ただ、やはり配る窓口自体が減ってしまったというのは非常に残念なことです。そもそもこの生理の貧困対策はトイレトペーパーと同じように生理用品も考えようということがスタートラインでございます。今、宇部市は貧困対策としてずっとやってこられておりますが、窓口の広さというのも非常に重要であるというふうに考えますので、その辺も含めて考えて、今後も続けていっていただければと思います。

以上で、質疑を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、浅田委員の質疑は終わりました。

次に、順位第10番、真宅委員の発言を許します。真宅委員。

〔委員 真宅 宣昭 君 質問席へ移動〕

**委 員（真宅 宣昭 君）** こんにちは。清志会の真宅でございます。よろしくお願いします。それでは早速質疑に入らせていただきます。

款15項10目58、予算参考資料の78ページ。ふれあいセンターLED化設計業務委託についてお尋ねいたします。

多くの宇部市の公共施設では、照明器具に蛍光灯を使用しているところが多くあります。蛍光灯は水銀に関する水俣条約により、2027年、令和9年末までに製造が禁止されます。製造メーカーによりますと、令和8年、2026年度中、大体9月ぐらいまでにはほとんどのメーカーが製造中止をする予定のようです。価格のほうも、5、6年前までは40ワットタイプで1本300円程度だったものが、現在では1,000円を超えるような価格になって、今後価格上昇が続くと予想されます。また近々入手困難になることも予定されています。

令和7年度は、ふれあいセンターLED化改修工事として、5,060万円計上してありましたが、令和8年度はLED化設計業務委託ということで410万円の計上となっております。その理由と内容を教えてください。

**執行部** お答えします。

予算参考資料78ページのふれあいセンターLED化設計業務委託についてですが、これはふれあいセンターなどのLED化工事を実施するための積算や図面作成等の設計を行うものでございます。

実施箇所としましては、恩田、神原、万倉、吉部ふれあいセンターと西岐波、原市民センター

を予定しております。

令和８年度にＬＥＤ化工事を計上していない理由としましては、設計と工事を同年度に発注しますと十分な工期を確保できないということから資材確保も困難な状況になり、年度内の工事完了がなかなか難しいことも予想されるということもありましたので、設計と工事の発注年度を分け、令和８年度では実施設計のみを計上したところです。

以上でございます。

**委 員（真宅 宣昭 君）**      ありがとうございます。

では、令和８年度のＬＥＤ化設計業務委託ということで、工事は令和９年度以降に行われるということでしょうか。

**執行部**      令和８年度に工事を設計しまして、令和９年度に発注する予定としております。

以上でございます。

**委 員（真宅 宣昭 君）**      先ほども言いましたけれども、蛍光ランプは今後もう生産中止ということで入手困難になってくると思います。公共施設では、今、市民センター、ふれあいセンターの設計業務ということでしたけれども、小学校、中学校、体育施設とか、いろいろなところで蛍光ランプをいまだ使用されている場所が多いと思います。

また、ＬＥＤランプに交換いたしますと消費電力が少なく済みますので、ＣＯ<sub>2</sub>の削減等の効果も期待できます。ＬＥＤランプは供給不足になる前に、また工事等の経費も今後高騰していくことも予想されますので、早めの更新が必要と考えますので、それを要望して終わらせていただきます。

**委員長（猶 克実 君）**      以上で、真宅委員の質疑は終わりました。

これで、総務費に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）**      次に、民生費について質疑を行います。

５人通告があります。通告順により発言を許します。

まず、順位第１番、青谷委員の発言を許します。青谷委員。

〔委員 青谷 和彦 君 質問席へ移動〕

**委 員（青谷 和彦 君）**      それでは早速質疑に入らせていただきます。

款２０項１０目３０の予算参考資料９３ページ、予算説明書１９９ページ。社会福祉活動推進経費、社会福祉協議会助成金４,７３６万７,０００円についてお尋ねします。

まず、この内容について教えてください。

**執行部**      ただいま青谷委員からお尋ねがありました社会福祉協議会助成金のまず内容について御説明をさせていただきます。

こちらの助成金の目的につきましては、宇部市社会福祉協議会の安定的な運営を確保し、本市

における地域福祉の推進を図るため、宇部市社会福祉協議会が実施する社会福祉事業、その他社会福祉を目的とした事業に要する経費に対し助成金を交付するものであります。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

特定の委託料であつたりというわけではなくて、全般的な経費の補助ということでよろしいですかね。

では、続きまして、この金額の積算根拠についてお尋ねします。

**執行部**      本助成金につきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、宇部市社会福祉協議会の運営費の助成という性質でございまして、実際に内容としましては、主に人件費のほうで約 86%を占める計算となっているのですけれども、この人件費と、それから実際に行います事業に要する需用費を加算したものを計上いたしております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      今、人件費で86%充当されているということで、その86%ということは、人件費の総額というのは、社会福祉協議会からこのぐらいの人件費なのでこれだけ助成をしてくださいというような、そういう形でしょうか。

**執行部**      こちらの人件費につきましては、社会福祉協議会の職員全ての人件費というわけではなく、ほかに委託料で実施していただく事業を除いたほかの職員の方の人件費ということで、社会福祉協議会からお示しいただいた金額を計上しております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

全般的な、総務的な人件費という意味合いでよろしいのですか。その人件費の総額が社会福祉協議会から来ますと、それに金額を頂いた上で85%をめどに調整をしているということでしょうか。

**執行部**      86%と申し上げましたが、これは助成金の中の内訳ということで御説明させていただいたもので、全体の86%を目安にという計算にはなっておりません。

**委 員（青谷 和彦 君）**      すみません、ちょっと計算がですね。よって、社会福祉協議会から総務的な関係の人件費以外、例えば1,000万円かかりますと。では、それについて86%を助成をするというわけではなくて……。もう1回、確認をすみません。

**委員長（猶 克実 君）**      その予算の86%が人件費という説明です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      すみません。

では、4,736万7,000円のうちの86%が人件費であって、そうすると改めてお聞きするのですが、その積算根拠をもう一度教えてください。

**執行部**      この4,736万7,000円の積算根拠ということで、先ほど人件費と需用費という

ことで申し上げさせていただきました。

正確な金額の内訳といたしましては、人件費が4,080万1,000円。こちらが職員の人役計算で言いますと11.5人分の人役計算ということで積算しております。また需用費が656万6,000円となっております、こちらは実際に相談事業でありますとか、ボランティアの活動推進事業に要する消耗品等を含めた事業費ということで計上しております。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** 今、11.85人の人役……、11.5人の人役と。その11.5人という、その根拠というのを教えてください。

**執行部** この11.5人の人役につきましては、社会福祉協議会が実際に実施する事業が4事業ほどございまして、そちらの事業に要する人数ということで報告を受けたもので計算しております。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** ということは、今の答弁ですと各事業に対する助成ということですか。

**執行部** 社会福祉協議会の助成金について、冒頭でも御説明いたしましたが、助成金として今回支出することに対して御質問いただいておりますが、それ以外に業務委託料という形で、市がお願いする事業もございます。まずその切り分けが必要なのですけれども、今回助成金の対象となっております事業につきましては、社会福祉協議会が本来地域福祉の増進を担っていくというこの使命を果たすという上で必要となってきます相談事業、それからボランティアの活動、推進、そして福祉の輪づくりということで、各地区の社会福祉協議会の育成等といった事業、それから権利擁護事業ということで、法人、成年後見のほうの役割も担っておりますので、それら4つの事業についての助成というふうに位置づけております。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** ということは、私なりに解釈すると、特定の事業ではなくて全般的な事業の人件費で、これはこの事業というわけではなくて、全般的な事業の人件費の助成をされていると。それが11.5人であるということですね。

当然、市から助成をするわけですので、社会福祉協議会の毎年の決算についてはもちろん確認をされていると思うのですが、私が社会福祉協議会の理事をしていたときに、キャッシュフローベースで言いますと約1,000万円近い余剰金が出ておりました。この余剰金が出る、出た場合でも、助成に対する宇部市の考え方というのは変わらないでしょうか。

**執行部** ただいま青谷委員から御指摘いただきましたキャッシュフロー1,000万円ということでございますけれども、御指摘の1,000万円の黒字と言いますのが、社会福祉法人としての法人の会計上の損益計算書上で当期活動増減差額というものがございまして、それが例年

1,000万円前後で推移しているという状況がございます。

この当期活動増減差額につきましては、いわゆる民間の法人でいけば黒字というふうな見方もできるかと思います。そこで、社会福祉法人そのもので黒字があるのが適切だろうかということでお答えをさせていただきますと、社会福祉法人は法律上、非営利という位置づけにはされております。ただ一方で、この非営利というのは決して利益を出すことがいけないといったわけではなく、その生じた利益を構成員に分配しないということを定めた規定はございまして、実際には、法人運営の事業の継続性・安定性を図っていく上では、毎年1,000万円程度のキャッシュフロー、黒字というのは運営上必要なものではないかというふうに認識しております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

それでは社会福祉協議会が出す余剰金と助成金については、相関関係はありませんという理解、例えば余剰金2,000万円だったとしても助成金との関係性はないので、向こうから要望される金額は出していくということによろしいですか。

**執行部**      今、御指摘のとおり、余剰金につきましては法人全体の問題でございまして、助成金としては、市としては適切に支出を執行しているというふうに考えております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

それでは社会福祉協議会の運営については、独立した組織であるので、市としては関知をしませんと。助成金はしっかり出していくけれども、その余剰金とか、そういうものについては、社会福祉協議会で頑張ってくださいと。関与しないという言い方はちょっとあれかもしれませんけれども、宇部市としては基本的には関与しない、要望があったら助成金を出していくという。最後の確認ですけれども、そういう考えでよろしいですか。

**執行部**      委員がおっしゃいますとおり、社会福祉協議会は独立した組織ではございます。

ただ、一方で、社会福祉法人が毎年内部留保という形で余剰金をため込んでいった場合、これが果たして法人として適切な運営なのかといった問題は残ります。

実際に法律上も、社会福祉法人の中で内部留保が一定額以上たまった場合には、それを事業の拡充であるとか、あるいは職員の処遇改善に生かすという形で、内部留保の解消というものも法律上求めていますので、そういった観点からも、宇部市と社会福祉協議会一体となって、その辺の財政運営については、今後も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

それでは、宇部市としては、社会福祉協議会に一定程度の距離はあるけれども、きちんと一定程度の距離を保ちながら、監視というのはおかしいですね。お互いに協力し合ってやっていく。

だから知らないふりはしません。社会福祉協議会の運営についても関心を持って、福祉行政を進めていくということでしょうか。

はい、ありがとうございました。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、青谷委員の質疑は終わりましたが、今の答弁の中で、毎年1,000万円の内部留保が増えていくような発言、利益が、余剰金が出るという発言があったのですが、正確に言うと、1,000万円の余剰金があって、増えているのではなくてそれが維持されている状況ですか。毎年増えているような言い方だったのですが、答弁をお願いします。

**執行部** こちらの毎年1,000万円というのは、現在、ここ数年では毎年1,000万円ずつ積み上がっている状態……。

**委員長（猶 克実 君）** 増えているのですか。

**執行部** はい。現在、全体といたしましては、会計上の言葉で説明いたしますと次期繰越活動増減差額というものがございまして、こちらが令和6年度の会計決算上では約2億1,000万円となっております。ただ、実際にこれは現金の資産というわけではなく、実際には将来の退職金の引当金とか、その辺の内容を含んだ上での額というふうに御理解いただければと思います。

**委員長（猶 克実 君）** はい、分かりました。

以上で、青谷委員の質疑は終わりました。

次に、順位第2番、荒川委員の発言を許します。荒川委員。

〔委員 荒川 憲幸 君 質問席へ移動〕

**委員（荒川 憲幸 君）** 1点だけお尋ねいたします。

予算参考資料の100ページ、障害者就労ワークステーション設置運営経費の令和8年度の事業内容とこれまでの経緯についてお尋ねしますが、ちょっと、私、この事業に関しての誤解とか勘違いがありまして。今回の予算の金額についてはワークステーションからの委託業務ということで、ワークステーションそのものの運営経費ではないということがヒアリングで分かりましたけれども、その辺もちょっと加味していただいて、答弁いただけたらと思います。

よろしくお願いします。

**執行部** 荒川議員の質問にお答えいたします。

まず、これまでの経緯ということで、このワークステーション設置に至った経緯でございますが、大きく3点ございます。

まず1点目といたしましては、働く意欲のある障害者、特に当時は、精神障害者、知的障害者、こういった方の民間企業の雇用というのが難しかったという背景がございますので、そういった方を雇用するということで、自立を促進するという点です。

それから庁内、市役所の中の庁内業務を集約して、比較的簡単なものをこのワークステーションで事務を執行するという中で、職員の事務負担軽減を図ったという点です。

それから、市が率先して障害者を雇用するという中で、民間企業に対する障害者雇用の促進という主な3点の目的がございまして、平成22年5月にワークステーションを設置したところでございます。

これまで、このワークステーションを運営していく中で、先ほど申しました目的等については、一定の役割を果たしてきたというふうには考えております。一方で、近年の現状を申しますと、ワークステーションでは毎年職員の応募というのを行っておりましたが、近年10名程度の応募になっているということで、少ないという現状がございまして。

それから、障害福祉サービスになるのですが、就労系のサービスであります就労継続支援A型それから就労継続支援B型というのもあるのですが、こういった事業所が当時と比べてかなり市内に増えてきたというところがございまして。

また、民間企業に関しましても、国の障害者の法廷雇用率というのが段階的に上がっていきましました。そういった中で、完全ではないかもしれませんが、宇部管内での民間企業の障害者雇用率というのも上がってきたというところがございまして。障害者が就労していくという中で、当時、なかなか雇用の場が少なかったものが、選択肢が最近増えてきたというふうに感じているところでございます。

令和8年度の予算の内容でございしますが、先ほどお話がありましたとおりワークステーションで受けました業務の中で比較的納期が長いもの、それから個人情報がないようなもの、そういったものを民間の障害者就労支援事業所に委託しまして、障害者の工賃の向上につながるという事業でございまして。

それからワークステーションを今後どうしていくかというところでございしますが、当然市としても障害者雇用の促進は継続して行っていく必要があるというふうには考えております。

しかしながら、先ほど申しました現状という中で、市が直接障害者を雇用して就労の場の提供、そして、その方の能力の向上、そういったところを市が直接やっていくかという中で、設立当初のワークステーションの目的といいますか、役割に今、一つの区切りがついたというところの判断を持っております。

今、雇用しているワークステーションの職員は3名いらっしゃいます。この3名の今任期が令和8年度末までとなっておりますので、この令和8年度末をもって、このワークステーションという形での雇用形態というのは、一旦終了したいと考えているところでございます。

また、今後、ワークステーションに代わる別の形の体制についても協議をしていこうと考えているところでございます。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） 今、御答弁の中で、民間の事業者が増えてきたとか、受皿ができてきたというような話はありませんけれども、民間事業者が本当に問題なくやっておられるのかという点では、非常に疑問もあるところです。そういう意味では、やはり公的な部分でのワークステーションの存在意義というのはあると思うのです。希望者が全くないわけではなくて、応募をかけたなら１０名程度あるということでもあります。

それから、もう１点、障害者の法定雇用率の今話がありましたけれども、今からどんどん伸びていく、増えてくるわけですが、公共団体では２０２６年７月からは３％になるということになっています。宇部市の場合どういうふうになっているのかちょっと分かりませんが、そういった部分も含めて、しっかり今後どうあるべきかということについて検討していただきたいと。

以上です。終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、荒川委員の質疑は終わりました。

暫時休憩します。

再開は午後１時からとします。

————— 午前１１時５５分休憩 —————

————— 午後零時５７分再開 —————

委員長（猶 克実 君） 予算決算委員会を再開します。

民生費についての質疑を継続します。

順位第３番、木原委員の発言を許します。木原委員。

〔委員 木原 大介 君 質問席へ移動〕

委員（木原 大介 君） こんにちは。令心会の木原です。

予算参考資料の１０７ページの介護テクノロジー伴走支援及び導入に要する経費の１，８００万８，０００円の目的や内容、効果や今後のスケジュールなどを教えてください。

執行部 お答えいたします。

介護テクノロジー伴走支援及び導入に要する経費ですけれども、介護現場の業務負担軽減と介護サービスの質の向上を図ることを目的に、ＤＸ化を検討している宇部市内の介護サービス事業所３か所を対象に、民間のコンサルタント事業者を派遣し、専門的知見に基づく課題分析やＩＣＴ等のテクノロジーの導入・活用を含む具体的な解決策の提案など、業務改善の実現に向けた伴走型支援を実現する際の経費を補助する事業で、令和８年度の新規事業として予算計上をしております。

予算額１，８００万８，０００円の内訳ですけれども、介護テクノロジー伴走支援事業受託業者への委託料１，５００万円、それから介護テクノロジー導入補助金、こちらはモデル事業に手挙げをされた事業者に対してですけれども３００万円、そして業務委託プロポーザル選定委員会の

委員への謝礼として8,000円を計上しております。

続きまして、期待される効果ですけれども、伴走支援受託業者がモデル事業所3か所に対して、テクノロジー導入のための既存業務の整備見直しや、既に導入済みのテクノロジーの有効活用や運用見直し、また、ICTなどの新たなテクノロジー導入の提案などの業務改善を介護サービス事業者が自主的・主体的に取り組めるよう支援することで、介護現場の職場環境が改善され、働きやすさにつながり、また、DX化による人材不足対応、そして人材の定着にもつながるものと考えております。

最後に、スケジュールですけれども、初めに公募型プロポーザル方式により、伴走支援受託業者を選定します。次に、本事業の趣旨及び内容を説明するセミナーを市内の介護サービス事業者向けに開催し、モデル事業所3か所を選定します。その後、先ほど申しましたような伴走支援を実施していただきまして、その際に、新たなテクノロジー導入が効果的で必要な場合は、介護サービス事業所に対して導入経費の補助を行います。

最後に、市内の介護サービス事業者向けにモデル事業所の取組プロセスや成果を報告会で共有し、介護現場の負担軽減とサービスの質の向上に向けたほかの事業所への横展開を図っていく予定です。

以上です。

**委 員（木原 大介 君）** これは、介護事業所への支援というので間違いないですか。

**執行部** 介護サービス事業所を対象としております。

以上です。

**委 員（木原 大介 君）** 先日の政府四演説の財政演説の中で、介護サービス事業所に並べて、障害福祉サービス事業所の処遇改善や支援をしていくというふうに財務大臣がきちんと言っていました。

宇部市の場合は、今回のこれと、令和7年12月の補正予算の介護人材確保対策事業における1人につき100万円の補助の分も、両方とも介護絡みのほうしか見ていないというふうになっているので、新年度また予算執行するに当たって、要綱を一部修正して障害福祉事業所を足せば、そこも対象になって、実際求められる人材とかサービスとかほぼ一緒なので、うまく運用ができるのではないのかなと思っています。それをちょっと提案して、これで終わりたいと思います。（発言する者あり）求めたほうがいいですか。

というふうに考えているのですけれども、どうでしょうか。

**執行部** 御提案ですけれども、今予算がついているのが、予算案として計上しているのが、目の中で介護保険のところになると思うのですけれども、障害施設ということであれば目が変わってくるということになるので、ちょっと流用というのが難しいのかなというふうには考えています。なので、補正であったり次年度に向けてという中では、実際の介護の実施状況等も踏まえな

がら、検討はしていきたいというふうに考えます。

以上です。

**委 員（木原 大介 君）**      ありがとうございました。

ぜひ、両方とも大事だと思うので、よろしくお願いします。

では、これで終わります。

**委員長（猶 克実 君）**    以上で、木原委員の質疑は終わりました。

次に、順位第4番、時田委員の発言を許します。時田委員。

〔委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動〕

**委 員（時田 洋輔 君）**      それでは早速ですが、通告に従いまして、大きく2点お伺いいたします。

すみません。まず2のほうからお伺いしたいのですけれども、予算参考資料で102ページに放課後等デイサービス事業というのが出ています。これについて確認していきます。

まず第1点ですけれども、令和7年度の実績見込みと、令和8年度の予算段階でどのように予定されているかを確認いたします。

**執行部**      時田委員の御質問にお答えいたします。

まず、この放課後等デイサービス事業の概要でございますが、小学校等に就学している障害があるお子様が、放課後や長期の休業といったときに、施設に通って生活能力の向上等の療育、いわゆる個別支援計画にのっとりた支援を行っていくという事業でございます。

令和7年度の実績見込みですが、利用人数といたしましては、今513人を見込んでいます。

令和8年度の予定でございますが、このサービスは年々増加傾向というところで、この傾向はまだしばらく続くものと考えております。その中で、令和8年度につきましては、令和7年度の実績よりおよそ40名ぐらい増えるのではないかとこの想定の下、予算を計上しております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）**      では、その伸びるということで、第2点ですけれども、令和7年度の当初予算と比較しまして、額が大きくなっているわけですが、その伸びるということもあるのでしょうか、改めてその差額の理由を確認します。

**執行部**      お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、令和7年度に比べ令和8年度の利用者の増を見込んでおりますので、その分予算に反映しているところでございます。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）**      では、3点目に移るのですけれども、予算執行するに当たって、人数が増えていっていますけれども、事業所数というのはそれに追いついているのでしょうか。

それについて確認のために、事業所数の推移と令和8年度事業所数、幾らで何か所予定されているのかというのを確認します。

**執行部** お答えいたします。

放課後等デイサービスは県が指定を行う事業でございます。宇部市内事業所数でございますが、令和5年度末が27、令和6年度末が28で、1か所増えております。令和7年度末はちょっとまだ2月末までしか数字が出ておりませんが31で、令和6年度末と比べると、今3か所増えております。

令和8年度の事業所数でございますが、ちょっとまだはつきり分らないところはございますが、建設予定という声もいただいておりますので、令和8年度についても事業数は増えるものではないかと考えているところでございます。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** それで、再質疑なのですけれども、実態として、本当はA事業所ならA事業所で毎日行けばいいのしょうけれども、曜日によってはB事業所に行ったりとか、複数の事業所に行ったりとか。保護者にとっても、同じ申請・登録を別々の事業所に出さないといけない煩雑さとか、利用する当事者にとっても、指導員が変わったりというところでの不安などが発生しているのが実態ですが、そうやって複数の事業所に登録しないといけないというところでいっぱい状態だと思うのですよね。この令和8年度の事業所数というのは、そういうのを解消できるような、その辺の改善とか見込みとか、この予算で何かそういうのがあれば確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

**執行部** お答えいたします。

今おっしゃいましたように、あるお子様が違う事業所に通っているという実態は確かにございます。ただ、その中でも、やはり支援というか、その方向性を合わせるために相談支援専門員という方がサービスを利用される方にはついていらっしゃいますので、そういった方が実際サービスの調整を図ったり、それぞれの事業所の状況等を確認した上で、その方に適したふさわしい支援を行っているという現状であるというふうに思っております。

先ほどおっしゃった状況の改善というのは、ちょっとなかなか難しいところはあるかと思いますが、少しでもそういう事業所が増えて、できれば1か所で、例えば月曜日から金曜日まで同じ事業所で支援を受けていただくというのが理想だとは考えておりますが、なかなかほかの利用者との兼ね合いとか地域性等もありますし、当然行っている事業所のサービス内容にも少し差はありますので、その辺は柔軟に対応していければなと思っております。すぐすぐ特効薬というのはないのですが、その辺、事業者数が増えることで少しでも緩和できればいいのかなというふうに考えております。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） もう1点、再質疑なのですが、第2点の予算のところに関わってくるのですが、延長とか時間が遅くなるので加算があるのかなと思うのですけれども、そのあたりきちんと見積もって、人数や延長の、時間は適切に見込まれて予算計上されているという認識でいいでしょうか。

執行部 お答えいたします。

問1は1番のほうとちょっと関連する話もあるのですが、延長支援加算という加算がこの放課後等デイサービスでございます。これは事業所の人員配置等の関係もありますが、そのあたりで延長される方については加算の請求というところがありますので、当然そのあたりも見込んだ上での予算計上をしているというふうには考えております。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） 分かりました。

では、質問1にきまして、今度は予算参考資料の99ページです。日中一時支援事業についてですが、これもまず確認のために、第1点で、令和7年度の実績見込み及び令和8年度の予定について伺います。

執行部 お答えいたします。

まず、この日中一時支援事業の内容でございますが、障害のある方の日中活動の場を確保いたしまして、障害のある方の家族の就労支援、また、介護していらっしゃる家族の一時的な負担軽減を図ることを目的といたしましたお預かり的なサービスという位置づけでございます。

令和7年度の実績見込みですが、利用者としては560人ぐらいを今想定しております。令和8年度につきましても、令和7年度と同じぐらいの利用者というところを今考えております。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） では、第2点なのですが、予定人数は同程度ということですが、令和7年度の当初予算と令和8年度の当初予算を比較しますと少なくなっているのですよね。では、同程度なのになぜ差が生まれてきているのかというのを確認いたします。

執行部 お答えいたします。

この日中一時支援事業につきましては、この令和7年度に見直しを行っております。その大きな見直しの箇所といたしまして、例えば、先ほどの放課後等デイサービスを日中使われて、その後は延長という形で、例えばお預かりで、この日中一時支援事業利用された場合です。ですから、同じ日に日中一時支援事業と別のサービスの2つのサービスの利用があった場合、その場合の報酬単価というのを今回見直して少し引き下げております。その関係で、令和7年度の利用人数は令和8年度と同等というの見込んでいたのですが、この改正を令和7年7月から行っております。そのため、この影響額につきましては、令和7年度が7月から3月までの9か月分、令和8年度は丸々12か月分というところがありますので、その減額の影響が令和8年度のほうが大き

いということから、今回減額で予算計上しているところでございます。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** では、第3点で、そういう理由でということでしたけれども、やはり一番懸念されるのは利用者への影響なのです。この見直しによって、利用者への必要なサービスを必要な方というのは絶対崩してはいけないと思いますけれども、令和8年度そのあたりの影響、この予算執行で大丈夫なのかなと思いますが、確認いたします。

**執行部** お答えいたします。

利用者の影響でございますが、このたび行った改正につきましては、主に事業所の給付費、市からお支払いする給付費が少し下がったというところで、今回予算が令和7年度に比べて下がっているというところが大きいところでございます。

なので、事業所が得る収入のほうが少ないというところがちょっと大きい部分がございますので、利用者に対しては大きな影響はないものというふうに考えております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** でも、実際としましては、やはり事業所から利用者に対して、令和8年度からちょっとサービスを減らすというか、そういう話もある状況みたいですね。もちろん過剰なサービスはいけないとは思いますが、そういうことはないと思うのですよね。必要だから。先ほどの放課後等デイサービスも、今、宇部市の事業所は、5時とか5時半とか4時半とかあたりで、働いている方はさらに仕事をすると延長もあまりないみたいに、日中一時を利用したりとかとなってきた、そういうのでうまく組み合わせながらされている状況だと思います。

いずれにしても、大きく予算が減るということですが、利用者への必要な方へのサービス低下が起こらないようにというのは、しっかりとやっていただきたいと思います。

以上、要望いたしまして質疑を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、時田委員の質疑は終わりました。

次の順位、第5番、五十嵐委員の発言を許します。五十嵐委員。

〔委員 五十嵐 仁美 君 質問席へ移動〕

**委員（五十嵐 仁美 君）** では、早速質疑に入らせていただきます。

まず、予算参考資料107ページの介護人材確保対策経費についてです。

介護人材不足で確保が非常に困難な中、（1）で事業内容をどのように行っているのか、そして（2）で令和7年度の実績見込みと令和8年度の予定をお尋ねします。

**執行部** お答えいたします。

宇部市内の介護サービス事業所の介護職の人材確保の促進と定着を図るために、2つの事業を実施していく予定です。

1つ目は、介護職等就職支援助成金事業で予算額200万円です。

これは、宇部市内の介護サービス事業所に就職された介護職に対して、常勤の場合、就職開始時に5万円、1年経過後に5万円の合計10万円を、非常勤の場合、就職開始時に2万5,000円、1年経過後に2万5,000円の合計5万円をそれぞれ助成するもので、こちらは平成29年度から実施しているものです。

2つ目は、令和8年度の新規事業になりますが、介護職員資格取得等促進助成金事業で、予算額が80万円です。

これは、宇部市内の介護サービス事業所に介護職として就労されている方が、介護福祉士国家試験を受験される際の受験料を1人1万円を助成するものと、もう一つありまして、宇部市内の居宅介護支援事業所等に就労されている介護支援専門員が主任介護支援専門員になるための研修と、主任介護支援専門員を継続するための5年に1回の更新研修の受講費用に、それぞれ1人2万円を助成するものです。

続きまして、2つ目の御質問の令和7年度の実績及び令和8年度の予定ですが、初めに介護職等就職支援助成金についてですが、令和7年度の実績見込額は、常勤、非常勤合わせて47人、225万5,000円を見込んでおります。

令和6年度までは2年間の継続就労を条件に、常勤の場合であれば、一度に10万円を助成してきましたが、途中退職による返還が増えてきたため、令和7年度から就職開始時と1年経過後の2回に分けて助成する制度に見直しをしたことにより利用しやすくなったことと、外国人介護人材が想定以上に増えているため、当初の予算額31人、280万円を予定しておりましたが、人数については大幅に増加をしております。

次に、介護職員資格取得等促進助成金についてですが、こちらは新規事業ですので、令和7年度の実績はございませんが、令和8年度は介護福祉士国家試験受験料の助成に20人、20万円、主任介護支援専門員研修、更新研修費用助成に30人、60万円を予算計上しております。以上です。

**委 員（五十嵐 仁美 君）**      なかなかこの介護人材不足の中で、いろいろと毎年工夫しながらされているということには、とてもありがたいことだと思っております。またこれからも、さらに継続して様々な人材確保をぜひ取り組んでいただければと思います。要望で終わります。

続きまして2番目なのですが、予算参考資料119ページの生活困窮世帯の中学生への学習支援に要する経費について少しお尋ねします。

この経費が思ったよりも多くの予算が毎回立てられているのですが、その経費の内訳、その利用状況について。

そして3点目なのですが、令和8年度から実証実施が行われます放課後補習教室事業、中学校2校で実施するというのですが、生活困窮世帯の中学生への学習支援との重なる部分もあるのではないかと、この影響について少しお尋ねします。

**執行部**     お答えいたします。

生活困窮世帯の中学生への学習支援に要する経費、この予算額1,231万3,000円の内訳ですが、事業実施のための委託料が1,225万5,000円、案内文送付のための郵便料が5万8,000円の合計1,231万3,000円となります。

あと2点目の利用状況についてです。令和6年度の利用者の実績ですが、市内6会場で実施しておりまして、利用者数は106人でした。また、令和7年度も同じく市内6会場で実施しておりまして、95人の見込みとなっております。

3点目の放課後補習教室事業の影響についてですが、教育委員会が実施する予定の放課後補習教室事業は対象者に制限はございませんので、生活困窮世帯を対象としている本事業と対象者は重なる場合はあると想定しています。そのため、令和8年度は会場を6か所から5か所へ箇所数を1か所減らしております。

また、今後については、令和8年度の教育委員会の放課後補習教室事業の実績を踏まえて、令和9年度以降、生活困窮世帯を対象としている学習支援事業の箇所数や内容について検討していくこととしております。

以上です。

**委 員（五十嵐 仁美 君）**     ありがとうございます。

本当に生活困窮世帯の経費が必要とされているなというのは感じますので、これは引き続きやっていただくとともに、放課後補習教室事業とも比べながら、1か所減らすということでしたけれども必要があればまた戻すということもあり得ますから、しっかり検討していただくことを要望いたします。

続きまして、3点目なのですが、予算説明書の225ページの学童保育指導員研修委託料についてお尋ねします。

学童保育の指導員の質の向上というのは必要ではないかと、学童保育の中で指導員のよくない状態など時々お話を聞くことがありますので、研修は必要だなということを感じておりますので、1点目で令和7年度の実績、2点目で令和8年度の予定をお尋ねします。

**執行部**     お答えします。

まず、この本事業につきましては、学童支援員の資質向上を目的に学校法人香川学園・宇部フロンティア大学短期大学部へ研修業務の委託をしているものになります。

研修内容や講師の選定に当たっては、本市との協議により決定をしています。

1点目の令和7年度の実績については、子供の人権に関する内容を盛り込むなど計4回の研修会を開催して、受講者の合計は227名となっています。

2点目の令和8年度の予定についてですが、令和8年度も引き続き放課後児童クラブ運営指針の内容や、さらに支援員の意見等を踏まえ、支援員が習得すべき内容について受託者と協議を行

うなど、指導員の資質向上を図るための研修を実施する予定としております。

以上です。

**委 員（五十嵐 仁美 君）** 子供たちに関することですので、指導員の資質の向上というのは本当に大切なことだと思います。また、交流などもその中でいろいろ学ぶこともあるのではないかと思いますので、そういう機会もぜひ設けていただくことをお願いいたしまして、以上で質疑は終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、五十嵐委員の質疑は終わりましたが、河崎委員。

**委 員（河崎 運 君）** 青谷委員の質疑、社会福祉協議会の助成金についての答弁並びに質疑の中で、よく理解できなかった点がありますので、関連質疑をお願いしたいと思います。

**委員長（猶 克実 君）** 関連質疑を許可します。

担当課がないため、暫時休憩します。

————— 午後 1 時 2 5 分休憩 —————

————— 午後 1 時 3 2 分再開 —————

**委員長（猶 克実 君）** 委員会を再開します。河崎委員。

〔委員 河崎 運 君〕質問席へ移動〕

**委 員（河崎 運 君）** 先ほど自席からも申し上げましたが、青谷委員の質疑並び答弁の中で、予算参考資料 93 ページの宇部市社会福祉協議会助成金 4,736 万 7,000 円の中で、余剰金が年間 1,000 万円、累計で 2 億円ぐらい貯まっているというふうな答弁がございました。退職給与引当金だとの答弁でしたけれども、この引き当ての対象は何人ぐらいが含まれているのでしょうか。

**執行部** 引き当てにつきましては、正確な人数というのは把握しておりませんが、参考までの人数として、現在の社会福祉協議会の職員数だけ御紹介させていただきますと、現在、社会福祉協議会では正規職員が 16 人、それから臨時嘱託、いわゆる非正規の職員が 18 人ということで確認しております。

以上でございます。

**委 員（河崎 運 君）** 引き当ての対象はそういうことで。先ほどの御答弁の中で、助成金の 4,736 万 7,000 円のうち、ほぼ 86% が人件費だというふうな御答弁でした。計算しますと、1 人当たり 11.5 人という人数も言われたと思うので、1 人当たりが 354 万 2,000 円という単価に、年の支払いがそういう計算になろうかと思います。今のお話でも、正規職員が 16 人ということで、そのうちの 11.5 人分が年間補助として市から支払われていると。そもそもこの社会福祉協議会、市の健康福祉部の事業を代行してやられている部分もあるかと思うしますので、この助成を出すことについて、何らやぶさかではないと思っております。単価として

常雇いの方を含めて354万2,000円という年収が、年収という言い方はおかしいのか、市からの助成が354万2,000円という御答弁でしたけれども、ちょっと安すぎないかなと感じるわけです。そこで、どのぐらいの平均年齢、そして勤続年数かを教えていただけますか。

**委員長（猶 克実 君）** 資料がないかもしれないのですけれども、おおよそで分かりますか。

**執行部** 申し訳ございません。現在、社会福祉協議会の職員の平均年齢であるとか経験年数、そういった具体的な数字につきましてはちょっと手元に用意しておりません。

**委員（河崎 運 君）** ないとは思っていましたが。今の退職給与引当の対象人数、私は11.5人だと思って計算してみたのです。今の御答弁だと16人ぐらいの可能性もあるということですが、少なくとも11.5人で計算した際に、この354万2,000円のうち90万円ぐらいが退職給与引当金に充てられているような計算になろうかと思います。11.5人で計算したらです。月額給与は1人当たり260万円程度というふうな計算になるわけなのですけれども、今の16人ということになれば200万円も満たないぐらいの助成額になるのですけれども。これは年数分らないという、年功も分らないという御答弁でしたけれども、もう一度この人数と1人当たりの月額、どのぐらいになっているかというのが分かれば教えてもらえますか。

**執行部** 申し訳ございません。現在こちらで1人当たりの給与額といった詳細な数字はちょっと把握できておりません。

以上でございます。

**委員（河崎 運 君）** 事前通告していませんので出てこなくても仕方ないのですけれども、私が言いたいのは、市の職員に準ずる給与体系であるべき社会福祉協議会の正規職員さんの給与がきちんと払われているかどうか心配なのです。もっと年齢とか勤続年数に見合ったようなものがあるとは思っていませんが、そういうような給与体系を維持するべく、そこにも市として関与していただきたいなと思って、今あえて呼び出してしまいましたが、何らか財務のほうで分かる部分があればお答えいただけますか。

**執行部** この社会福祉協議会の助成金、これは先ほど答弁でもありましたけれども、市が主体となって事業をやっていく上で委託して行っていく事業とは別に、社会福祉協議会のほうが本来やるべき仕事としてやっている4つの事業に対して、これは市が主体ではありませんから、社会福祉協議会の本来の仕事に対して助成金を出していく。そこに関わる助成金の中で今11.5人分で議員がおっしゃった、これを単純に11.5人で割っていくと340万円、350万円、このあたりになりますけれども、先ほど話がありました正規の職員と臨時の職員はおられます。この4つの事業に関わる職員の構成というのは社会福祉協議会でこういった人を配置しています、こういったお金を支払う形になりますというのを提出していただいて、それに対して支払う形をとっております。市がその段階で支払いの仕方を、変な形で抑制するといったことはございませ

ん。社会福祉協議会はきちんと勤務形態に沿ってしっかりと支払っているものと考えています。

また、退職給与引当金はまた正規職員、臨時的任用職員まで、この段階でもし退職手当が発生したらというそういったものを積み立てて今計上している話だろうと思います。単純に2億円の中でいくらか聞きそびれましたけれども、それを仮に正規職員16人で割ったとしても、それは1,300万円ぐらいになると思います。まだ正規職員だけではなくて、臨時的任用職員の分に対してもそういったものを盛り込んであるとしたら、そういったものも計上されております。決してそう低い段階にはないかなと今答弁の中では思っております。

以上です。

**委員（河崎 運 君）**      それほど低く設定はされていないであろうという説明は安心しましたけれども。先ほどの突然2億円あるというふうな形で質疑が終わってしまいましたので、決して高くはないというところの確認だけしたかったので呼びました。

ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）**      以上で、関連質疑は終わりでよろしいですか。

以上で、民生費に対する質疑を終了します。

---

**委員長（猶 克実 君）**      次に、衛生費について質疑を行います。

質疑の通告が4名あります。通告に従い、順次発言を許可します。

順位第1番、青谷委員の発言を許可します。青谷委員。

〔委員 青谷 和彦 君 質問席へ移動〕

**委員（青谷 和彦 君）**      皆さん、お疲れ様です。

それでは、通告に従い、質疑をさせていただきます。

款25項15目25、予算参考資料157ページ、予算説明書259ページ、浄化槽整備補助事業費5,717万7,000円について、まず1点目として、令和8年度末までの達成率。次に、今後の予定についてお尋ねします。御答弁よろしくお願いします。

**執行部**      お答えします。

本市では国の10年概成の方針に基づき、令和8年度末での汚水処理人口普及率の目標値を95%以上と設定しています。この目標値に対して、公共下水道の未整備区域から整備区域への人口移動や未整備区域の整備を進めた結果、令和8年度末は95%を達成する見込みです。

なお、浄化槽の整備補助事業については、令和3年度時点で令和8年度までに整備目標を500基としていましたが、令和8年度末での整備実績は約400基、進捗率は約80%となる見込みです。

以上です。

**委員長（猶 克実 君）**      今後の予定について、まだ答弁があります。執行部。

**執行部** 今後の予定につきまして、お答えいたします。

汚水処理人口普及率としては、令和8年末に目標の95%を達成する見込みですが、公共用水域の水質保全の観点から、令和9年度以降につきましても、既設のくみ取便槽または単独処理浄化槽から転換して合併処理浄化槽を設置する場合、引き続き補助金の交付を行うこととしています。

また、令和7年度から始まった団地内の共同汚水処理施設の老朽化に伴い、個別浄化槽に転換する同意が得られた自治会に対しましても、引き続き補助金を交付していくこととしています。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

最初の答弁の中で、整備区域への人口移動というお答えがありました。具体的にはどういうことを指すのでしょうか。教えてください。

**執行部** お答えいたします。

これにつきましては、今まで未整備だったところに住んでいらっしゃる方が、下水道の整備が入った整備済のところに移住するといえますか、そのような形になります。

以上になります。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

市民の方が自主的に移動された結果ということも含めてということ。ありがとうございます。

それと、今の御答弁の中で約95%に達する見込みというようにお話がありました。そこで、残りの5%についてちょっとお伺いしたいのですが、事業を完了させるために、あとどのくらいの事業規模が必要でしょうか。

**執行部** お答えいたします。

まず、令和9年度以降の事業料見込みなのですが、まず、世帯について御説明させていただきます。浄化槽設置推進区域内というのがございます。これは通常、市で助成している区域でございます。これは下水道の事業計画区域以外、かつ、農業集落排水事業計画区域外の場所になるのですが、こちらに今現在、専用住宅のくみ取便槽、または単独処理浄化槽を使用している世帯は、令和6年度末で約4,700世帯ございます。

また、共同汚水処理施設を設置している住宅団地、市内には9か所あるのですが、これは令和4年8月の時点での世帯数になるのですが、このような団地が1,600世帯となっております。

事業料につきましては、今、把握しておりません。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

補助事業としましても結構な金額、財政準備をしなければいけないということで、最後の質問。先ほど、共同汚水処理施設、これも作ったままでまだ更新ができていないところもあるというこ

とです。この辺り含めて共同污水处理施設については住民からの要望がないとなかなかできないということなので、しっかりと綿密な計画を立てていって、宇部市民のために住みよい環境をぜひしっかりと作っていただきたいと思います。

終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、青谷委員の質疑は終わりました。

次に、順位第2番、荒川委員の発言を許します。荒川委員。

〔委員 荒川 憲幸 君 質問席へ移動〕

**委員（荒川 憲幸 君）** それでは、3点についてお尋ねいたします。

まず、予算参考資料の89ページ。子育て関連のリユース推進経費についてお尋ねをいたします。

令和7年度の実績と、令和8年度の取組、特に制服等について、中学校・高校の制服等について、特化してお尋ねをいたします。

**執行部** お答えいたします。

まず、制服等のリユースの令和7年度実績についてですが、回収実績といたしましては、令和6年度の649着に対して、令和7年度は2月末時点で597着を回収しております。また、回収したリユース品の配付実績といたしましては、令和6年度の573着に対して、令和7年度は2月末時点で413着を希望される生徒に無償譲渡しております。

次に2点目の、令和8年度における中高生の制服に関する取組といたしましては、これまでのリユース事業に加え、この3月、4月の卒業・入学シーズンに合わせ、衣類じゅんかんプロジェクト学生服・体操服等回収強化月間と題して、市内35か所に回収ボックスを設置し、学生服・体操服の回収に取り組んでおります。

回収した学生服等については、これまで通り、リユースできるものはリユース品として活用し、必要とされる方への無償譲渡を継続するとともに、リユースが困難なものについては、連携協定事業者の協力を得ながら、繊維原料等へのリサイクルする取組を展開してまいることとしております。

以上でございます。

**委員（荒川 憲幸 君）** ありがとうございます。

制服について、中学校、高校とも、最近ブレザーに変わるというような状況があつて。しかも、今までの制服よりもかなり高額になっているという。1着が高いものは8万円とかという話も聞きました。ぜひ、本当に生活困窮の方もたくさんおられて、いろいろな子育て支援策をやっておられますけれども、制服がこんなに高いというようなことで、ぜひリユースの取組をしっかりと進めていただいて、そのような支援策としても活用していただけたらと思います。

よろしくお願いします。

2点目の、予算参考資料89ページ、集団回収の奨励経費について、以前もちょっとお尋ねしたのですが、令和8年度の取組についてお尋ねいたします。

**執行部** お答えいたします。

令和8年度の取組についてですが、まず、令和7年12月に新たな取組として、スポーツ少年団等の活動資金確保のため、集団回収事業への参加を呼びかけるチラシを各ふれあいセンターや体育施設に設置いたしました。

また、子ども会の解散等により団体の解消についての御相談があった場合は、自治会等の別組織での継続を今後も引き続き呼びかけていくこととしております。

また、奨励金の対象品目について、新聞、雑誌、段ボールなどの古紙類、空き缶などの金属類、空き瓶、古着などであり、これは全て法律上、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物と定義されており、ペットボトルはその対象となっておりませんので、奨励金の対象としておりません。

ただ、一方で、全国的にはペットボトルを奨励金の対象品目に加えている自治会もありますので、他市の状況等、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**委員（荒川 憲幸 君）** ペットボトルについて、もう既に集団回収で集めておられる団体もおられます。ただ、その奨励金の対象になっていないということで、非常に量的にはかさばる、重さもない、取扱いが非常に困難なのですが、それを集めておられるところもあるので、ぜひその点についても加味していただいて、今後検討をしっかりといただけたらと思います。

よろしくお願いします。

3点目です。予算参考資料の90ページ。し尿収集業務の委託料について、令和7年度の実績と令和8年度の予算の根拠についてお尋ねいたします。

**執行部** お答えいたします。

令和7年度の実績につきましては、令和6年度の収集量8,742キロリットルに対して、2月末現在で7,335キロリットルとなっており、大幅な減少を見込んでおります。

また、委託料については、令和6年度の1億1,997万8,000円に対して、2月末現在の支払額は1億84万3,000円となっており、委託料においても同様に減少するものと見込んでおります。

令和8年度の予算の根拠といたしましては、まず、過去5年間の毎月の収集量の減少率を算出し、令和7年度の上期実績及び令和6年度の下期実績にその減少率を乗じて、収集見込み量を算出しています。その上で、人件費や燃料費、車検代等の維持管理経費を積算して算定した1回当たりの単価を乗じることで、予算額を算定しております。

以上でございます。

**委員（荒川 憲幸 君）** 下水道の普及等で収集量がだんだん落ちていくというのは、当然

理解できるわけですが、私どものところに、住民の皆さんからの苦情が来ていまして、民間企業になってからくみ取券の枚数が増えたというような内容の苦情でした。今まで1か月に1枚で済んでいたのが、3か月で10枚取られたというような話が来ていまして、過去の実績に基づいて委託料が決まっているということであれば、業者からすれば多く取れば取るほど収入になるということになってきます。この点でのチェックだとか、住民の苦情に対する対応についてどのようにされているかお尋ねいたします。

**執行部**     お答えいたします。

計量器の操作は、現場の作業員では操作できない仕組みとなっております。データの修正等は、市の端末ではないと修正はできないようになっておりますので、故意に水増しや安くしてあげるというようなことは、現場ではできない仕組みにはなっております。

また、現金の取扱いはありませんので、不正を働くことは困難であるというふうに認識はしております。ただ、今御指摘の点につきましては、やはり一つには、作業員の接客態度等に不満を抱かれている部分もあるのではないかと思いますので、収集業者には、その辺りへの指導徹底を求めてまいりたいと考えております。

以上であります。

**委 員（荒川 憲幸 君）**     実際、作業員の方の対応が悪いということで、作業終了後の処理も非常に荒くて困っているというような話もありました。それで、その苦情の窓口を知っていただくために、その辺のチラシについても配布するなどして、苦情はこちらにどうぞみたいな話をぜひ努力していただければというふうに思います。不正はできないような状況になっていることですので、今それを信用したいと、ぜひ窓口の周知についてよろしく願いいたします。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）**     以上で、荒川委員の質疑は終わりました。

次に、順位第3番、射場委員の発言を許します。射場委員。

〔委員 射場 博義 君 質問席へ移動〕

**委 員（射場 博義 君）**     では、早速、始めさせていただきます。

予算参考資料の112ページ、保健衛生費の中の保健事業費、その中の生活習慣病等対策経費ということで。その中の乳がんの検診無料化の実施に要する経費というところなのですが、8,845万9,000円です。これが前回の説明では40歳から59歳までという設定で年齢構成をされているのですが、まずこの年齢幅を決められた根拠というのを示していただければと思います。

**執行部**     お答えします。

乳がんの罹患率ですけれども、40歳代から急増する傾向にあり、国においても40歳以上を対象に受診を推奨しております。本事業は仕事や育児等により自身の健康管理が後回しになりが

ちな世代に対し受診の強い動機づけを行うことで、早期発見・早期治療につなげるだけでなく、若年期からの検診習慣を定着させるということを目的にしております。生涯にわたる健康管理の第一歩として、まずはこの世代を重点的に支援をすることとしたものです。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）** 今、その範囲の中で、1回説明があったと思うのですが、これの受診をするときに対象者の方にはどういう形で周知して御案内していくのか、再度説明をお願いします。

**執行部** お答えいたします。

広報等での周知はもちろんですけれども、受診券をそれぞれお送りする、または、今回無料の対象になる方については6月頃に自宅のほうに無料クーポンを郵送する。あわせて、市ウェブサイト等での周知を行う予定にしております。

以上でございます。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

この受診なのですが、乳がんの検診のときには、検診方法があると思います。マンモグラフィーとかエコー、MRとあるのですが、今回の対象はどれに当たるのでしょうか。

**執行部** お答えいたします。

こちらの乳がん検診の内容としましては、乳房X線検査ということで、いわゆるマンモグラフィー検査が対象となります。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）** マンモグラフィーだけということで。分かりました。

今、その検診の範囲内の方に関しては、特に若い方にもお願いしたいと思うのですが。先ほど罹患率の話がありまして、40歳代半ばが多いということなのですが、実は現在では、この罹患率ということで見ますと、大きくピークが人生の中で2つあるということで、実は60歳代半ばにもう一度ピークが出てくるという。がんの発症、罹患率が高いと。

実は、がん研究振興財団が出しているデータなのですが、2000年度ごろには先ほど言った罹患率というのが、やはり40歳代半ば、罹患率は10万人当たりでということを出しているのですが、10万人当たり120人ぐらいということでしたけれども、60歳代の半ばでは、当時はピークはなかったということなのですが、実は2020年になると、40歳代半ばのあたりが10万人当たり220人といつて、ちょっと倍近く上がっているのです。反面、60歳代半ばが10万人当たり230人という、一気に増えてきていると。要は、第2のピークが出てきていると。40歳代半ばよりは60歳代半ばのほうが罹患率が高いというデータが出ているのですが、今年年齢を設定する上で、59歳までで止めたということに対して、なぜこの69歳くらいまで検診の対応をしなかったかということ、もし検討されていれば教えていただきたいと思います。

**執行部**      お答えいたします。

委員御指摘のとおり、罹患率ですけれども、統計上、高齢層においても高い水準にあることは認識をさせていただいております。しかしながら、本事業の主眼としまして、限られた財源の中で検診が始まる40歳代の早期から、まずは検診習慣の定着を目指した若い世代へのきっかけづくりを優先的に図ろうとしたものでございます。高齢層の皆様につきましても、定期的な受診が重要であることには変わりはないので、引き続き各種広報等を通じた受診勧奨、既存の検診制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**委員（射場 博義 君）**      趣旨的なことは十分理解しているのですが、実は働き盛りのところというのは反面収入がある程度確定されている方々が多い。60歳代半ばを過ぎると、やはり離職、退職されて、年金暮らしの方がいるかもしれませんし、そういうふうなことを考えると、やはり受診控えというのが増大していくのではなかろうかと考えております。今回の予算の中では59歳までということだったのですが、今後、やはりその辺を踏まえまして、このデータ上ピークが2つあって、40歳代半ば、60歳代半ば、40歳代半ばよりも60歳代半ばのほうが乳がんの発症率が高いというデータが出ているので、そこをやはり検診でしっかり押さえて、今後の健康が第一なのですが、医療費も抑制できるということを考えると、やはり両方の対応をしていくべきではなかろうかなと思っています。

今後の課題としてぜひ取り組んでいただければというふうに思っております。

続きまして、予算参考資料の122ページの母子保健費の中の、妊娠・出産・育児支援経費の中の、3点あるのですが、こんにちは赤ちゃん訪問の事業と産後ケア事業に要する経費、産前・産後サポートに要する経費ということで、それぞれのまずは事業の説明をちょっとお願いしたいと思います。

**執行部**      こんにちは赤ちゃん訪問事業について説明いたします。

こちらは生後4か月までの乳児がいる全世帯を対象に、赤ちゃん訪問員や保健師等の専門職が訪問し、保護者の不安や悩みを確認し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行うもので、国の補助金を活用して実施をしております。

続きまして、産後ケア事業に関する内容になりますけれども、出産後の心身が不安定な時期にある産婦と乳児を対象に安心して子育てができるよう、心身のケアや育児のサポート等をきめ細やかく実施するもので、産科医療機関等に宿泊や通所したり、助産師が居宅を訪問し相談やケアを行うもので国の補助金を活用して実施をしております。

さらに、令和8年度はこれに加えて、県が宿泊施設に助産師を派遣して実施する産後ケア事業も活用することにしております。

続きまして、産前・産後サポートに関する内容になりますけれども、妊娠・出産・育児・産後

に心身の不調や心配事を相談できる方が身近におられず、支援を必要とする妊産婦とその家族を対象に相談支援やサポート活動を国の補助金を活用して行うもので、支援活動を行うことができる団体に対し上限150万円を助成するものです。

事業内容は、以上になります。

**委員（射場 博義 君）**      ありがとうございます。

順番にさせていただきますが、まず赤ちゃんの訪問の件なのですが、4歳までということなのですが、これは対象の全世帯に全部訪問されるということでしょうか。

**執行部**      生後4か月までということで、生後4か月までの全家庭を対象に、必ずこれは目視確認も含めて確認をするというような事業になっております。

**委員（射場 博義 君）**      失礼しました。生後4か月でした。すみません。

訪問されたときに、要は訪問者と保護者、子供さんを含めて、具体的にどういう対応をされるかということで。実は今回質問させていただいて、資料請求もさせていただいているのですが、訪問に来られた方が、産後ケアのところもですが、何をしに来られたか分からない状態で話をしているというのを何人かお聞きをしました。具体的にどういうふうな活動を現場でされているかというのをどの程度把握されているかというのをちょっと確認したいと思います。

**執行部**      まずこの訪問にあたりましては、妊娠届や妊娠7か月の妊婦のときに、出産後は4か月までにはこの全戸訪問ということで、お母さんの産後の様子やお子さんの様子をお伺いさせていただくために御家庭を訪問させていただくように同意をとって行っております。

訪問の中では、まずアンケート用紙等も利用しながら、親子の心身の状況あるいは家庭環境の状況、養育状況等を把握させていただいております。その後に、赤ちゃん応援給付金ということで5万円の給付金の申請書の御案内をさせていただいております、こちらについては経済的な支援というだけではなくて、やはり面談する中で、経済的なことも踏まえて心配なことはないだろうかというようなことも相談をしていく伴走型相談支援も実施するということです。

なかなか面接する中で相手方に伝わらないところもあるかと思いますが、項目を決めておりまして、その項目を必ず確認してくる。気になることはすぐ市の担当者につなげるというような形で、市も全件把握をしているところになります。

以上でございます。

**委員（射場 博義 君）**      分かりました。

予算化しているので、せっかくそれが有効に使えるというふうなことで頑張っていたきたいと思っています。

ちょっと関連ですけれども、産後ケアのほうも同じように、現場でどういうふうな対応をされているか確認したいと思います。

**執行部**      産後ケアのほうにつきましても、同じく妊娠中の段階から産後直後はやはり心身の負

担がかかってくるので、医療機関やあるいは助産師さんが御家庭に訪問する産後ケアが使えることを御説明をしております。

近年、産後ケアの利用者も増えてきているようで、同じく先ほどの赤ちゃん訪問のときも、合わせて産後ケアというものが医療機関等で使えるというところをお母さんの心身を休めるためにもぜひ使ってほしいということで紹介をしています。

以上でございます。

**委員（射場 博義 君）** 妊娠中から対応できるところはよろしいのですけれども、今移住定住とかいろいろ事業を宇部市でもやっているのですが、こちらに来られてすぐ出産とかそういう方もいらっしゃるのですが、そういう方に対して、要は妊娠中のケアをできていない方々がこちらに来られて出産されたというときの、例えば産後ケア、こんにちは赤ちゃん、そういう事業というのはどういう対応、全く同じような対応でしょうか。

**執行部** 転入された場合はすぐに市に情報が入りますので、転入された時点で市から連絡を取らせていただいて、必要なサービス、あるいは健診等を御案内をしている状況です。

以上でございます。

**委員（射場 博義 君）** 分かりました。

その辺、現場のことですので、私も何とも言えないのですが、一応感想としては、受けられた方々が、本当に何をしに来られて、世間話をして帰る。その中にいろいろヒントがあるのだろうとは思いますが、やはり受け止める方がそういう格好で受け止められていて、それでいいのかというふうなこともちょっと尋ねられたのです。私のほうでも把握できていないので。今後、予算をせっかくつけていますので、しっかりと現場対応が適切に行われているかというのは見ていただければと思っています。

この3つ目の産前・産後のサポートの件なのですが、今相談をしたい方がというふうな説明があったのですが、その相談したい方というのをどのように告知して、どういうところに相談を、市にお願いしたらいいかというのを具体的をお願いしたいと思います。

**執行部** まずは、繰り返しにはなりますけれども、必ず妊娠届を出された段階で相談ごとというのはいつ発生するか分かりませんので、いろいろな相談窓口を紹介しております。

まず1つ目は、こども家庭センターU b eハピでいつでも相談をできるということと、気軽に相談できる場所として、最後に紹介しました産前・産後サポートの事業につきましては、月4回程度開催をしているものになります。これはどちらかというと妊婦さんから産婦さんが集まられて、交流をしながら、その中で他愛のない話の中から先輩のママの話を聞いたりとかして育児のヒントを得られるというものになっております。今、漠然と不安を抱えていらっしゃる妊婦さん、あるいは特定妊婦ということで課題をたくさん持たれている妊婦さんが今増えている状況なので、すけれども、妊婦の段階から地域の産前サポート事業の場所に出向いていただいて、先輩ママの

様子、あるいは生まれた赤ちゃんの様子を見ることによって、子供さんの子育てのイメージを湧かせていただいて、子育ての支援になればと思っております。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）**      ありがとうございます。

今みたいに積極的に出れる方々はよろしいのですが、どうしても鬱に入って、本当に外にも出られないという方々に対して、やはりそこにこそ本来のサポートが必要だと思っておりますので、そういう方々をどういうふう to 今後見つけていくか、発見していくかということも、しっかり今回の事業の中で検証して、よりよいものにしていただければと思っております。

乳がんのほうはよろしくをお願いします。

ということで終わります。

**委員長（猶 克実 君）**      以上で、射場委員の質疑は終わりました。

次に、順位第4番、五十嵐委員の発言を許します。五十嵐委員。

〔委員 五十嵐 仁美 君 質問席へ移動〕

**委 員（五十嵐 仁美 君）**      1点だけ質疑をさせていただきます。

予算参考資料111ページの予防接種健康被害に対する補償金についてです。率直に、予防接種で健康被害が実際に発生しているのかという確認のための質疑とします。

1点目は、令和7年度の実績見込み、2点目は、令和8年度の予算設定の根拠をお尋ねします。

**執行部**      お答えします。

予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要となったり、障害の状態になるなど、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合に、予防接種健康被害救済制度に基づく救済を受けることができます。

令和7年度の予防接種健康被害者への補償額の見込みですけれども、2名分の給付がございます。

ワクチン接種後、健康被害に対する障害年金として1名分、326万7,600円。あとはワクチン接種後の健康被害に対する医療費、医療手当としての1名分として、106万580円、合わせて2名分、432万8,180円の支出を予定しております。

続きまして、令和8年度の予算設定についてですけれども、お答えいたします。

令和7年度に引き続き、ワクチン接種後の健康被害に対する補償として、1名分を計上しております。障害年金3級分の年額328万9,200円で、医療手当として1か月分、3万9,900円の12か月分として47万8,800円を合わせた376万8,000円を算定しております。

また、別にワクチン接種後の健康被害に対する医療費、医療手当として2名分、先ほどの令和7年度のお支払いの給付のある1名分に加え、現在8年度中に認定が見込まれる1名分を加えて、2名分として160万680円を算定をしている状況になっております。

以上でございます。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 予期せぬことですけれども、ただ、実際にそういうに健康被害が起こらないことを望む以外にやることはないのですけれども、望みます。

大変でしょうけれども、よろしくお願いします。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、五十嵐委員の質疑は終わりました。

以上で、衛生費に対する質疑が終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** 次に、農林水産費について質疑を行います。

質疑の通告が3名よりありますので、通告順に発言を許可します。

順位第1番、青谷委員の発言を許可します。青谷委員。

〔委員 青谷 和彦 君 質問席へ移動〕

**委員（青谷 和彦 君）** 令心会の青谷でございます。

それでは通告に従いまして質疑をさせていただきます。

まず最初に、款35項10目20、予算参考資料133ページ、予算説明書281ページ。新規就農・就業者等育成支援経費の中の経営発展支援事業費交付金1,000万円について、目的と内容についてお尋ねします。

**執行部** お答えいたします。

経営発展支援事業費交付金のまず目的につきましては、新規就農者の初期投資を支援し、早期の経営確立の促進を図ることを目的としております。

また、この補助金の内容についてですけれども、50歳未満の認定新規就農者が農業に必要な機械や施設を導入する際に、国が費用の2分の1、県が費用の4分の1を支援する制度となっております。

補助金の上限額は、国県合わせて750万円となっており、この金額が県から市の歳入歳出の予算を通じて交付対象者へ交付される、そういった流れとなっております。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

すみません。ここで令和7年度の実績というのが分かりましたら、教えてください。

**執行部** 令和7年度につきましても、当初予算額として1,000万円を予算計上しておりますが、現時点で今年度の予算執行の見込みはございません。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

令和7年度、見込みがない中で、改めて令和8年度に同じような1,000万円の枠組みを作

られた理由をお聞かせください。

**執行部** この交付対象者となる認定新規就農者につきましては、現在2名の方がいらっしゃいます。この2名の方への聞き取り、それから経営の計画など、そのあたりを確認しまして、来年度予算の確保をしておく必要があると判断をいたしました。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

それでは、令和8年度についてはこの交付金が使えそうだということで、いいことだというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは第2点目、款35項10目25、予算参考資料136ページ、予算説明書283ページ。有害鳥獣捕獲対策経費1,380万6,000円について、目的と内容、令和7年度から大幅に増額になった理由についてお尋ねします。

**執行部** お答えします。

有害鳥獣捕獲対策経費1,380万6,000円について。ア、目的、内容。イ、令和7年度から大幅に増額になった理由についてですが、アの目的、内容についてですが、事業の目的は、有害鳥獣による農作物被害を防止するために取り組むものです。

有害鳥獣捕獲対策経費の主な内容としましては、有害鳥獣捕獲員の臨時出動等に対する経費として239万6,500円、有害鳥獣捕獲対策補助金として捕獲に対する補助金780万2,500円、フェンスや電気柵等の設置に対する支援や捕獲わな購入支援等で119万7,500円、合わせて900万円。需用費、委託料等として主に緊急銃猟用の盾や猿の捕獲おりの購入等で240万9,000円、合計1,380万6,000円となります。

イの令和7年度から大幅に増額になった主な理由としましては、猿、イノシシの捕獲数が令和6年度に比べ令和7年度は増加したため、それらの実績を踏まえ、令和8年度は補助金を増額したこと、また、緊急銃猟の盾や猿の捕獲おりを購入したことで増額となったものです。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

捕獲する有害鳥獣類が予算をオーバーすることはあると思うのですが、その場合の予算措置についてはどうお考えでしょうか。

**執行部** 捕獲数が予想を上回った場合には、過去の補正予算の状況も鑑みまして、検討してまいりたいと考えています。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ということは、頭数が増えれば、きっちりとできるだけ補正措置をしていくということでしょうか。ありがとうございます。

それと、先ほどその中で柵というお話が出ました。この柵については農業従事者の方が申請を

されるのでしょうか。

**執行部** 農業従事者の方が申請されます。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** この申請ルートというのは、例えば個人で農業されている方でも申請できるのか。それとも J A 等を通さないと申請はできないのか、いずれでしょうか。

**執行部** J A を通して申請になります。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ということは、個人でやっていらっしゃる方にはこの枠組みからは外れているということでよろしいですか。個人で J A の組合員になってなくてもできるのかどうかなのですが、J A の組合員でない方にはこの柵の申請というのはできないということですか。

**執行部** 個人の方でも申請できるようになっております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** 個人の方が J A を通して申請をするということですか。ありがとうございます。

以上で終わります。ありがとうございました。

もう 1 問ありました。すみません。

それでは 3 点目、款 3 5 項 2 0 目 3 0、予算参考資料 1 4 0 ページ、予算説明書 2 9 5 ページ。床波漁港海岸保全事業費 5, 1 8 9 万 9, 0 0 0 円について、内容並びに目的についてお尋ねします。

**執行部** お答えいたします。

主立ったものを説明いたしますと、まず初めに床波漁港海岸保全施設整備工事ですが、護岸のかさ上げや消波ブロックの設置を行い、床波漁港の背後に居住する市民の人命及び財産を高潮、津波等から守ることを目的とした事業です。

この事業は、水産庁所管の農山漁村地域整備交付金を活用した補助事業であり、国が 5 0 %、県が 1 7 %、市が 3 3 % の負担割合となっています。

令和 8 年度の事業内容は、床波漁港東側の護岸のかさ上げ 6 0 メートルと消波ブロックの設置 5 4 メートルで、事業費は 5, 0 0 0 万円を予定しています。

次に、漂着ごみ処分業務委託料ですが、海岸の良好な景観の維持や、海洋環境の保全を目的とした事業です。この事業は、環境省所管の海岸漂着物等地域対策推進事業を活用した補助事業であり、県が 7 0 %、市が 3 0 % の負担割合となっています。

令和 8 年度の事業内容は、海岸に漂着したごみの回収処理を行うこととしており、事業費は 1 2 0 万円を予定しています。

以上です。

委員（青谷 和彦 君）      ありがとうございます。

もちろん、この事業は何年度かに分けてやっていらっしゃると思うのですが、今現在の進捗状況と完成予定、全体の総事業費というのを教えてください。

執行部      お答えいたします。

床波漁港海岸保全施設整備工事業の事業ですけれども、平成14年度から着手をしております。順序が逆になりましたが、全体事業費としましては一応22億円を予定しております。

令和7年度末現在で約9億円を執行しており、事業費ベースで約40.6%となっております。

あとは、直近の事業費ベースで進めていきますと、最終的には令和33年度を事業完成見込みとなります。

以上です。

委員（青谷 和彦 君）      令和33年度というと、あと25年ですね。ちょっと長いスパンのような気がしますが、この時間とこの費用をかければ、床波地区の方の安心安全を担保できるということですね。引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

委員長（猶 克実 君）      以上で、青谷委員の質疑は終わりました。

次に順位第2番、吉松委員の発言を許します。吉松委員。

〔委員 吉松 剛 君 質問席へ移動〕

委員（吉松 剛 君）      それでは、早速質問に入ります。

予算参考資料の138ページ、市有林管理経費、松林保全管理委託料、東岐波波雁ヶ浜の松林保全管理・松くい虫対策等一体的な保全管理に要する経費1,195万2,000円についての内容の説明をお願いします。

執行部      お答えいたします。

これは、東岐波にある波雁ヶ浜松林の保全管理を行うもので、まず継続しての取組となりますが、松林保全管理委託料として、松林で実施する松くい虫被害防止の樹幹注入に240万円、枯れ松の処分や草刈り等の維持管理に165万8,200円を計上しています。

また、新規の取組といたしまして、波雁ヶ浜松林管理台帳作成業務委託料として789万2,830円を計上しています。

以上です。

委員（吉松 剛 君）      ありがとうございます。

今説明がありました波雁ヶ浜松林管理台帳作成業務というのに789万2,830円ということでしたけれども、その業務の内容を教えてください。

執行部      これは波雁ヶ浜にある松の位置、本数、太さなどを計測いたしまして、台帳を作成す

るものです。この台帳をもとに、これまでの樹幹注入の実績を整理いたしまして、樹幹注入計画を作成することで、今後の松林の保全に役立ててまいります。

以上です。

**委 員（吉松 剛 君）**      ありがとうございました。

あと先ほど継続事業としては松林の保全管理と、あと松くい虫の予防樹幹注入があるということでしたけれども、これは期間としてはいつまでの計画になりますか。

**執行部**      これは債務負担でやっておりまして、令和4年度から令和8年度までの計画でございます。

以上です。

**委 員（吉松 剛 君）**      分かりました。

それでは、今回波雁ヶ浜の松林の管理台帳を作成されると、多分、今後令和9年度から始まる新しい委託には、より正確なといいますか、詳しい予算計上ができるものと思っております。

よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

**委員長（猶 克実 君）**      以上で、吉松委員の質疑は終わりました。

次に順位第3番、荒川委員の発言を許します。荒川委員。

〔委員 荒川 憲幸 君 質問席へ移動〕

**委 員（荒川 憲幸 君）**      今の吉松委員の質問と同じ項目です。

予算参考資料の138ページの市有林管理経費で、松林の保全管理委託料になります。

波雁ヶ浜の松林については、台風のたびに砂が吹き飛んで、収穫前の苗が被害を受けているということで、それを防ぐため江戸時代に、300年くらい前なのですが、防砂林として日向松を植えたというのが始まりだということです。

それで、今実際には、立ち枯れた松とかたくさん延命を受けられまして、しっかりこの事業については取り組んでいただきたいと考えているわけですが、先ほど概要については答弁がありましたので、そこは重ねてお聞きをいたしませんけれども、今の立ち枯れ、枯れている松の原因については、どのように考えておられるかお聞きしたいのですが、分かりますか。

**執行部**      専門的なことはちょっと分かりませんが、今、松枯れの原因としましては、松くい虫が松に入ってくるということで、それが原因であろうと思います。

それを防止するためということで、松くい虫防止の樹幹注入等を今やっているところでございます。

以上です。

**委 員（荒川 憲幸 君）**      松くい虫が原因だろうということなのですが、いろいろ今までは松くい虫対策をやられてきているにもかかわらず、立ち枯れた松が広がってきているというところ

ろもありますので、今後その原因についての調査もしっかりやっていただいて、これ以上広がらないように取り組んでいただきますよう、お願いをいたします。

以上です。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、荒川委員の質疑は終わりました。

これで農林水産費の質疑を終了します。

---

**委員長（猶 克実 君）** 次に、商工費について質疑を行います。

質疑の通告は5名よりあります。通告順に従い、質疑を許可します。

順位第1番、青谷委員の発言を許します。青谷委員。

〔委員 青谷 和彦 君 質問席へ移動〕

**委員（青谷 和彦 君）** それでは、通告に従い、早速質疑をさせていただきます。

まず最初に、款40項10目15、予算参考資料128ページ、予算説明書299ページ。商工業団体等育成指導経費の中の商工業団体等補助金1,093万円について、まず内容について伺いいたします。

**執行部** 商工業団体等育成補助金1,093万円につきましては、主に宇部商工会議所693万円、くすのき商工会380万円をはじめ、商工団体等の中小企業振興に係る事業活動に対する補助額を計上しているところでございます。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** 事業内容としては、中小企業相談業務に対する補助ということでしょうか。

**執行部** お答えいたします。

商工団体等の中小企業、相談事業等を含む中小企業振興に係る事業活動という形にしております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

では続きまして、積算根拠について教えてください。

**執行部** お答えいたします。

積算につきましては、補助対象となる各商工業団体の事業実績や活動内容を精査した上で、令和7年度当初予算を参考にしながら予算化させていただきました。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** 今、事業実績というお話がありました。これ事業実績の何%を補助金として助成をされているのでしょうか。

**執行部** お答えいたします。

中小企業への全般的な支援を行う団体でございまして、多岐にわたるニーズに対応して、様々な事業を実施していることから、この関連する事業が多く、具体的な事業費の、まず総事業費の確認がちょっと難しいという状況です。

その中で、中小企業の振興に係る活動事業費の一部といたしまして、中小企業相談事業として取り組まれた中小企業の経営指導や、セミナー等の講習会などの事業実績や活動内容を踏まえて算定したところでございます。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** なかなか総事業費の中身は難しいけれども、市でこれに該当するであろう事業をピックアップをして、その合計金額を足すとその金額になった。よって、商工会議所等がやっている、それに関する事業については、100%市から補助されていると。

**委員長（猶 克実 君）** 今そういう答弁ではなかったと思うのだけれども。

**委 員（青谷 和彦 君）** 全体の事業費は分からないけれども、そういう関連性のあるものを、例えば講師代とかセミナー代を合計したらこの金額ですよという理解でよろしいですか。

**執行部** お答えいたします。

はい。関連する事業に対して一部補助しているという形になります。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ということは、商工会議所からとか実績の報告書が上がってきて、それを確認したお金ですと。

この中で一つ心配なのが、商工会議所というのは当然会員制になっている。私も会員の一人なのですが、この事業というのは会員だけの事業なののでしょうか。それとも、宇部市内幅広くそういう中小企業の方も対象になっているのでしょうか。確認です。

**執行部** お答えいたします。

会員と非会員の区別なく、相談対応にはきっちり対応しているところでございます。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

そのあたりは確認をされているということで、それで、費用対効果についても、宇部市民、中小事業者、幅広くそのベネフィットは享受できているということでよろしいですか。ありがとうございます。

それでは次の質疑です。

予算参考資料128ページ、予算説明書303ページ、中小企業振興経費の中の商業活性化事業費補助金300万円について、内容と目的についてお尋ねします。

**執行部** 宇部市商業活性化事業費補助金300万円についてお答えをいたします。

本補助金は、中心市街地内における既存店舗の改修や、市内商店街組織の共同施設、市内商店

街組織等が実施するイベント等を支援することにより、商業機能の拡充や市内の憩いの場、にぎわいの輪づくりを促進し、元気なまちづくりを目指すものでございます。

具体的なこの補助金の内容は、中心市街地内における既存店舗の改修や、アスファルト整備のほか市内商店街組織が実施するアーケードやアーチなどの共同施設の整備に対して、補助率2分の1、補助上限額50万円を補助いたします。

また、市内商店街組織等によるにぎわい創出イベントの開催に対して、補助率2分の1、補助上限額30万円を補助するものでございます。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

それではすみません。令和7年度の実績と令和8年度予定をされている事業が分かれば教えてください。

**執行部**      令和6年度の実績でよろしいでしょうか。

令和6年度の実績といたしまして、既存店舗の改修につきましては外壁の改修だったりとか、商店街組織の整備につきましてはアーケードの修理、看板の撤去、イベントの開催につきましてはイルミネーションイベントの開催などについて補助しております。

今、令和7年度の実績の見込みですけれども、既存施設の改修につきましては内装工事をやっています。共同施設整備につきましてはアーチ、防犯灯の撤去、会議室の空調設備の更新、あとイベントの創出につきましてはイルミネーションイベントの工事をしているような見込みになっています。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

そうすればこの補助金についてはしっかり前向きな状況で使われているという理解でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは続きまして3つ目、予算参考資料129ページ、予算説明書305ページ。高齢者労働能力活用対策経費、宇部市シルバー人材センター事業活動経費補助金1,146万9,000円について、まず内容についてお尋ねします。

**執行部**      宇部市シルバー人材センター事業費活動経費補助金1,146万9,000円についてお答えをいたします。

この補助金につきましては、高齢者の社会参加や生きがいづくり、地域貢献を促進することを目的に、宇部市シルバー人材センターが実施する事業や運営に係る費用に対して、国と同額を補助しているところでございます。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

続きまして、この数字の積算根拠について教えてください。

**執行部** 積算根拠について御回答いたします。

この積算根拠ですが、宇部市シルバー人材センターの事業実績を総合的に判断いたしまして、令和8年度の当初予算額は1,146万9,000円で、令和7年度と同額を計上しているところでございます。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** 今総合的に判断ということで、具体的な算出根拠については聞けなかったと思うのですが、すみません、もう一度御答弁いただけますか。

**執行部** 積算根拠について御回答いたします。

この予算額については、国と同額を出すことになっております。国が会員数や就業人員などを基に算出された補助金を踏まえて、宇部市シルバー人材センターの事業実績を踏まえて今決定をしているところでございます。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

ということは国が積算した金額があつて、それと同額を出しなさいよと、そういうルールであるので、その積算根拠について、宇部市にお尋ねをしてもなかなか難しいということですね。

**執行部** 国と国の積算の対象となる経費と一緒に合わせながら検討しているというようなところになります。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** 国に倣っているということで、よく分かりました。ありがとうございます。

それでは続きまして、項10目17、予算参考資料130ページ、予算説明書301ページ。サテライトオフィス誘致推進経費の中のまちなかオフィス立地促進補助金844万5,000円について、内容についてお尋ねします。

**執行部** まちなかオフィス立地促進補助金844万5,000円について、内容についてお答えします。

まず、これにつきましては、中心市街地へのオフィス開設により、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的としております。

令和8年度の予算の内容につきましては、これまで新設された4社に対しまして、家賃支援、通信回線使用料、雇用奨励、施設整備などの844万5,000円の補助金の交付予定をしております。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

この844万5,000円については、令和7年度分という実績を令和8年度に交付するという理解でよろしいですか。

**執行部** これにつきましては、先ほど説明されたこれまで進出された4社に対してということでしたが、主に令和7年度と比較して増えている理由につきましては、令和7年度に新たにオフィスを立地した企業がありまして、その企業の家賃支援、通信回線使用料、雇用奨励、施設整備の補助金が増えたことが大きな要因でございます。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

ということで令和8年度に新たにオフィスを立地された企業については、またその補助金については令和8年度というよりも、またその次の年度になるというようなところでよろしいですか。

**執行部** 委員のおっしゃるとおり、翌年度に計上しております。

なおこの費用の補助期間につきましては、家賃支援補助金及び通信回線使用料補助金の補助金の適用期間が5年間という理由で、その後に交付していくような形になっています。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

それでは最後の質疑です。

項10目30、予算参考資料67ページ、予算説明書307ページ。観光コンベンション・宇部DMO推進経費の中の宇部観光コンベンション協会への助成金3,349万1,000円について、まず内容についてお尋ねします。

**執行部** お答えします。

宇部観光コンベンション協会の助成につきまして、その内容ですが、観光振興、地域経済の発展及び文化振興の促進につながるコンベンションMICEの誘致、観光PRなどの事業活動に係る費用となります。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

続きまして、積算根拠について教えてください。

**執行部** お答えします。

積算に当たりましては、宇部観光コンベンション協会から提出された計画書、予算書を基に、活動内容を精査し計上しております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

宇部観光コンベンション協会から出された予算については、例えば、仮の話で申し上げます。

5,000万出されたら、いろいろな査定があつて、それより例えばその割合で金額を決める

のか、それとももう出されたものをそのまま補助金として助成されるのか。宇部観光コンベンション協会から予算書が上がってきました。では、それを見て適正なというお話だったのですけれども、どのような形で精査をされるのか教えてください。

**執行部** 宇部観光コンベンション協会から出されます計画書などにつきましては、観光PRとかウェブサイトの運用ですとか、あとコンベンション誘致のための活動内容を確認させていただきまして、それで前年度実績なども踏まえまして決めております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** そうすると、助成金のハンドリングというのは、どちらかというと、宇部観光コンベンション協会が主体的にというような考えでよろしいでしょうか。

**執行部** お答えします。

そのあたりを協議など行いながら、させていただいているということでございます。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

積算の根拠については理解いたしました。それと気になるのが、費用対効果ということで、この3,349万1,000円を支出することで、宇部市民がどれだけのベネフィットを享受できるというところが一番関心のあるところなのですが、そのあたりはどういうお答えでしょうか。

**執行部** お答えします。

費用対効果につきましては、本市の目標指標である観光交流人口が令和4年度が143万人、令和5年度が172万人、令和6年度は188万人と順調に増加しております。

令和8年度に目標180万人を目標としてこれまで活動してまいりましたが、既に達成しております。今年度は200万人を目標に取り組んでいるところです。

そういったことから、連携した活動も一つの成果として言えると考えております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

様々な数字が伸びていったのは、宇部観光コンベンション協会があったおかげだということで理解をさせていただきましたので、引き続ききちんと連携をとって、様々な観光に関するイベント、MICEに関することを進めていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、青谷委員の質疑は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後3時10分とします。

————— 午後2時58分休憩 —————

————— 午後3時8分再開 —————

委員長（猶 克実 君） 委員会を再開します。

商工費についての審査を継続します。

順位第2番、射場委員の発言を許可します。射場委員。

〔委員 射場 博義 君 質問席へ移動〕

委員（射場 博義 君） それでは、早速質疑をさせていただきます。

予算参考資料の131ページの中小企業対策費のところなのですが、その中の2点ほど、成長産業推進経費とオープンイノベーション推進経費ですが、これは2つとも未来プロジェクトで大変重要な取組ということで総括でも言いましたが、やはりこの投資が将来の負担にならないようにうまく有効活用されることを希望して、質疑をさせていただきます。

まず、最初の成長産業推進経費なのですが、成長産業の推進に要する経費の中の成長産業創出事業費補助金の9,000万円なのですが、この2つの内容の予算の組立ての根拠をお願いしたいと思います。

執行部 お答えいたします。

まず、成長産業の推進に要する経費についてですが、こちらは成長産業に係るアドバイザリー機関に対する委託料として平成7年度同額の2,500万円を予算計上している2,733万円の金額になります。

予算額の算出に当たりましては、成長産業の創出、育成への支援やうべスタートアップとの連携、シーズの掘り起こしやその調査に係る人件費、また医療系など専門性の高い技術系コンサルタントとの連携に係る経費などを考慮しております。

令和8年度につきましては、本委託事業の支援により誕生したスタートアップ企業やプロジェクト等の活動が、市内企業へ波及するよう委託内容の一部見直しを検討しております。

続きまして、成長産業創出事業費補助金9,000万円の事業についてです。

本補助事業では、成長産業分野における実証段階、研究開発段階、創業段階などの事業を支援しており、これまでスタートアップ企業や大規模なプロジェクトの創出などにつながっているところです。

令和8年度もこれらの支援を継続いたしますが、特に将来的に市内企業へ大きな波及効果が期待できる再生医療分野における実用化・産業化を推進する大規模プロジェクトへの補助、それから成長産業分野に取り組む企業に対する資金需要をサポートする補助事業、こちらを予算額として増額する予定となっております。

なお、補助金の予算の算定に当たりましては、補助申請を検討されている市内企業、それから県や大学等の関係機関等にもヒアリングを行い、申請予定件数等を確認することで必要な予算額を計上しているものです。

以上になります。

委 員（射場 博義 君）      ありがとうございます。

まず、最初のほうの成長産業の推進に要する経費なのですが、令和8年度は委託の一部見直しを行っていくということでしたが、具体的にはどういうふうな見直しに入っていくのでしょうか。

執行部      お答えいたします。

実は、今、今年度の事業で、今まで支援してきたスタートアップ企業、それから成長産業分野に進出をした企業実績、それから大学等、どういうふうに連携をしてきたかをまとめた事例集を作成する予定となっており、令和8年度からの活用を予定しているところです。

この事例集では、なぜその連携がうまくいったのか、最初のコンタクトはどう取ったのかなど、他社がまねできるヒントや企業が不安に思う障壁をどう乗り越えたかなどを示し、市内企業のオープンイノベーションへの心理的なハードルを下げていきたいと考えております。こうしたことを次年度の事業に反映させる予定としております。

委 員（射場 博義 君）      事例集をつくるということなのですが、事例集をつくっただけではあれなので、どうやって市内企業等にこれを周知していくかというところが一番ポイントになると思っています。そのあたり広報的なものも今回の経費にも含まれているということですか。

執行部      お答えいたします。

基本的には、この広報に関しましては、市内企業との連携を取るのほうベスタートアップになりますので、うベスタートアップの費用にそれが含まれているという解釈になります。

以上です。

委 員（射場 博義 君）      分かりました。

後ほどのうベスタートアップのほうでお伺いします。

もう一つの成長産業創出補助金なのですが、プロジェクトと興味がある企業に対しての補助をしていくということなのですが、これを拾っていくという作業はこの補助金を出すということが自己申告になるのでしょうか。

執行部      お答えいたします。

件数に関しましては、基本的にはこれまで我々が実際に話を聞いてきた企業からの申告、それから、例えばイノベーション補助金などであれば、県と同時に市内企業の支援を行っているということもありますので、そうした県への状況の確認、それから大学等における今後の創業の動きだとか、そういったものを情報収集させていただいて数値として計上しております。

委 員（射場 博義 君）      自己申告ということなのですが、今回、この経費の中にこれは公的なお金ということなのですが、今までいろいろ説明の中でピッチ等でいろいろ民間の資金もVC（ベンチャーキャピタル）とかそういうところからの調達というのものもあるのですが、今回その組み合わせに対してもこの補助金というのは対応できる状態なのでしょうか。

執行部      お答えいたします。

補助事業の中にはファンドサポート補助金、令和7年度から開始している補助事業もあるので、すけれども、こちら後ほどまた御説明するようになるかと思うのですが、うべスタートアップでピッチ等における資金獲得の資金調達の支援を拡充していくのに併せてファンドサポート補助金の補助対象、補助予算額の拡充も行っておりますので、こういったものを併せて市内企業スタートアップ企業や成長産業分野に進出したスタートアップ企業の資金獲得の調達を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）**      ありがとうございます。

このスタートアップ、成長産業のほうなのですが、本当にいい芽が出てきているので、立ち枯れしないように伴走支援もぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に入って、いろいろな成長した企業はこのオープンイノベーションということで、今後、次のステップに上がっていくと理解はしているのですが、この中のオープンイノベーションの推進に要する経費と、まず、この辺の予算を配られた予算根拠というのを示していただければと思います。

**執行部**      お答えいたします。

オープンイノベーションの推進に要する経費は601万5,000円ということになりますけれども、うべスタートアップの管理費として建物借上料や警備委託料、光熱水費などを計上しているものになります。

このうべスタートアップでは、各種取組を通じてオープンイノベーションの促進を図っておりますけれども、令和8年度においてもこれらの取組を引き続き実施していくため、過去の実績を踏まえ、施設運営に必要な先ほど申し上げました借上料や警備委託料、光熱水費など必要な予算額を計上させていただいております。

以上になります。

**委 員（射場 博義 君）**      分かりました。

その関連で次に移るわけなのですが、うべスタートアップのうべ産業共創イノベーションセンター志の運営委託というところ、またここも委託になっているのですが、ここの部分でもまず委託に対しての説明を今さっきの管理のほうも入っているということを先ほど述べられたので、こちらのほうのうべ産業共創イノベーションセンター志の委託費というのは内容はどのようなものか説明いただければと思います。

**執行部**      お答えいたします。

まず、うべスタートアップの建物、これ自身は先ほども申し上げたように建物借上料という形で別の方から借りているのですが、こちらの運営委託料に関してはうべスタートアップとしての運営を委託している部分になりますので、その委託料という形で計上しているものです。

このうべスタートアップでは、起業に向けた相談対応、それからセミナー開催などに加え、令和7年度からは起業コミュニティを設置し、起業を目指す若者などへの実践的な支援と大学の研究開発シーズと企業ニーズのマッチングを行いながらオープンイノベーションを促進しているところです。

以上になります。

**委 員（射場 博義 君）** これは継続的な取組をされているということなのですが、これまでの成果に対して今回予算がついているということなのですが、これまでの成果というのはどう評価されて、これをどう生かして令和8年度にこの予算化の組立てをされているのかというのをお尋ねします。

**執行部** お答えさせていただきます。

まず、この令和7年度から開始しました起業コミュニティでは令和8年1月時点で188人が登録しており、この登録者の中からは新たに高等教育機関の研究者によるAIサービス企業の設立といったものが出てきておりますし、また独自の連携による新たなビジネスモデルを構築する動きも出てきております。

本市としては、こうした新たな産業の核となる人材やビジネスモデルの創出を促進するためオープンイノベーションの一層の促進が必要と考え、基本的には前年度同額の予算額を計上しております。

また、この予算額の中では、先ほども少し触れましたけれども、令和8年度からはスタートアップ企業等の資金調達をさらに促進するため、それぞれの事業分野に適したピッチイベントの選定や訴求力の高いピッチ資料の作成支援、プレゼンテーションのこうした技術の指導にも取り組むこととしております。

以上になります。

**委 員（射場 博義 君）** ピッチイベントをされるということなのですが、このピッチイベントの規模の話なのですが、これはローカル的なところなのか、先日、東京でピッチイベント、県と東京都がやられたというふうなこと、山口県のスタートアップ等が参加されていたということをお聞きしていましたが、今回、市が今からこの予算化の中でイメージしているピッチイベントというのは、どのくらいの規模を考えていらっしゃるのでしょうか。

**執行部** お答えいたします。

現時点で、このピッチイベントというような明確な考えは持っていません。というのは、基本的には今回ピッチイベントに出たいと思われている企業、またはそこで資金調達をしたいとか、または新たな連携先を見つけたいと考えている企業、そういった企業の持っているねらいとか、実際企業の抱えている課題を考慮しながらうべスタートアップの運営を委託している株式会社ツクリエのノウハウとか知見を活用しながら企業に合ったイベントをその都度選定していくという

形を取ろうと今考えておりますので、具体的にこのイベントに出るのだ、そういったような考え方は今していないのが現状です。

以上になります。

**委 員（射場 博義 君）** その企業に合ったピッチイベントの規模でということなのですが、この予算3,400万円ぐらいですか、そのぐらいの規模感から言うとそんなに大きいピッチイベントを開催するのはちょっと厳しいかなという気はしているのですが、そういう経費もこの中に含まれているということによろしいのでしょうか。

**執行部** お答えいたします。

まず、当市で直接ピッチイベントを開催する予定ではございません。東京や首都圏で開催されているピッチイベント等に送り込むための事業として計上しておりますので、市として単独でイベントを行うということはちょっと効率的ではないと考えております。イメージ的には送り込むというふうに思っていたいただければよろしいかと思います。

以上になります。

**委 員（射場 博義 君）** 分かりました。

そこは正解かなと思っておりますので、ぜひその流れでやっていただきたいと思います。

そこまでは一応いいのですが、やはりこの代名詞になっているようなオープンイノベーションというのが一番メインになってくるので、今回このように成長を促して、ピッチイベント等も促して、より資金調達もできる体制ができた後は伴走支援として本当にオープンイノベーションが成立して、お互いの企業が成長していくというところまで結びつかないと、今回の投資というのが全部無駄になってくるという、誰のためにやったのだ、企業だけのためにやったのだという話になってきますので、その辺をしっかりと踏まえて今回の予算化というのをしっかりと追っていただきたい。特に伴走支援です。次の段階の伴走支援というのをしっかり行っていただければというふうに思っていますが、令和8年度に実際にオープンイノベーションとして成立して事業化ということが見込まれるかどうか、今回の令和8年度の取組によって、その辺だけお聞きします。

**執行部** お答えいたします。

先ほども実績という形で簡単に述べさせていただきましたけれども、既にこの令和7年度から運営しています起業コミュニティの中で、具体的には特定の業種が集まって独自のコミュニティを形成して、その中でいろいろな研究開発をしようとか、またはこの起業コミュニティを使って新たな連携先を探そうとしている企業さんが出てくるなど、オープンイノベーションの動きというのは出てきていますので、しっかりとウエブスタートアップを活用しながら、そういった動きが実を結ぶように伴走支援を行っていきたいと考えております。

以上になります。

**委 員（射場 博義 君）** しっかりと結果を出して、できれば本当に令和8年度に事業化で

きて宇部の雇用も生まれてくるという形が見えてくれば一番理想的だと思っています。

私がこのことを取り組んでかなり成長してきて、かなりのところまで来ているというふうにごく感じておりますので、もう一步だと思っていますので、今回の投資を無駄のないように、ぜひお力添えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、射場委員の質疑は終わりました。

次に、順位第3番、木原委員の発言を許します。木原委員。

〔委員 木原 大介 君〕 質問席へ移動〕

**委員（木原 大介 君）** 令心会の木原です。よろしくお願いいたします。

予算参考資料の67ページ、中心市街地まつり行事開催経費3,540万5,000円が令和7年度に対して850万円ぐらい増額になっているのですが、その増額した内容や目的、それによる期待される効果であったり、どういうことをやるのかというようなスケジュールなどを教えていただけたらと思います。

**執行部** お答えいたします。

活気あるまちづくりを目的として、祭り行事を推進する団体が実施する事業に対して助成するものですが、総額が3,540万5,000円、この内訳については新川市まつりに係る助成金290万円、花火大会に係る助成金885万円、宇部まつりに係る助成金2,280万円となります。

中心市街地のにぎわいを創出し、観光交流人口の増加、地域経済の活性化につながることを期待されております。

そのうち、宇部まつりについてお伝えしますと、市制施行105周年及び第75回記念の節目の開催であることから、そしてさらに新しく完成した宇部市庁舎広場MUCCセメント交流ひろばを活用した初めての宇部まつり開催となることから、来場者の回遊性を高める取組を進めるとともに、まちじゅうエヴァンゲリオンとの連動した企画などを予定し、にぎわい創出につなげていきたいと考えております。

以上です。

**委員（木原 大介 君）** ありがとうございます。

宇部まつりについては、前夜祭などは過去にやっていたのですが、いつの間になくなってしまってちょっと寂しくなっているので、なるべく大きい予算を投入してイベントをやるのであれば、いかに地元にお金が入ってくるかというマネタイズをうまくやっていただきたいです。

今回、宇部まつりの予算を増額していただいたのはすごくありがたいと思っていて、過去に消費税が8%から10%になったときも増額がなく、最近の人件費が上がっても事業費が上がっても予算額が変わらなくて、実質減額状態だったので、このようにきちんと増額になっていくとい

うのはイベントのためにはすごくいいことだと思うのでよろしくお願いします。

続いて、予算参考資料の68ページ、まちじゅうエヴァンゲリオンの開催に要する経費、これについても平成7年度から比べると1,100万円ほど増額になっています。この辺の増額した目的や内容、期待される効果とか、どのようなスケジュールでやっていくのかというのを教えてください。

**執行部**     お答えいたします。

まず、まちじゅうエヴァンゲリオン開催に要する経費の増額分についてですが、令和7年度は開催経費4,500万円とグルメフェア経費500万円を合わせた5,000万円を計上しておりますが、令和8年度はグルメフェアを含む開催経費として5,600万円を計上しており、総額分は600万円となります。

まちじゅうエヴァンゲリオンは、宇部市出身の庵野秀明監督の作品であるエヴァンゲリオンの世界観を楽しめるイベントとして令和3年度から毎年開催しており、観光交流人口の増加やまちなにぎわい創出を目的として実施しています。引き続き、地域経済の活性化、市の認知度向上などの効果を期待して開催していきたいと思っております。

令和8年度の実施内容につきましては、県内で10月から展開されます大型観光キャンペーン、山口デスティネーションキャンペーンの開催時期に合わせて実施したいと考えておりまして、全体的な企画内容は関係事業者などと調整中でございます。

以上です。

**委 員（木原 大介 君）**     ありがとうございます。

DC（ディスティネーションキャンペーン）と絡めていただけるのは、予算要望のときにDC（ディスティネーションキャンペーン）に対して何かやってくださいという要望をしていたので、すごく嬉しく思います。

今やっているまちじゅうエヴァンゲリオンなのですけども、どちらかというとコア層というかガチ勢の方が対象かなとずっと感じていて、マーケティングで言えば、イノベーターとかアーリーアダプターといった前半の層の人たち、その人たちというのは全体の30%にも満たないようなところで、DC（ディスティネーションキャンペーン）を狙うのであれば、今度はマジョリティ層を狙わなければいけないので、おそらくそういうのを今から考えられると思うので、ぜひやっていただけたらと思います。

結構ガチ勢の方と話すことが多くて、幾つか紹介してもいいですか。そのガチ勢の方がこれをやったらたくさん人が来てくれるというのが、宇部市はシン・エヴァンゲリオンの聖地なので、シン・エヴァンゲリオンネタで綾波レイの頭を常盤湖に浮かべるというのと、ラミエルを浮かべてヤシマ作戦が再現できるようにというのと、初号機の頭を池に浮かべるというのを聞いたので、そういう大きいことをやれば、DC（ディスティネーションキャンペーン）でも何となくにわか

なエヴァンゲリオンファンは来るのではないのかなと思うので、ぜひとも大きいものやってみてください。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、木原委員の質疑は終わりました。

次に、順位第4番、林委員の発言を許します。林委員。

〔委員 林 豊廣 君 質問席へ移動〕

**委 員（林 豊廣 君）** 清志会の林豊廣です。よろしくお願いいたします。

款40項10、予算参考資料67ページの観光施設管理運営経費についてです。その中で観光施設のうち、海水浴場の維持管理に要する経費についてです。

まず、海水浴場の場所と、次に維持管理に要する経費、令和7年度と令和8年度の経費、それと増減がありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**執行部** お答えします。

観光施設管理運営経費532万1,000円のうち、海水浴場の維持管理に係る経費は345万2,000円です。

場所につきまして、海水浴場の対象施設はキワ・ラ・ビーチになります。

維持管理経費、内訳でございますが、キワ・ラ・ビーチについては管理運営委託料330万円、受水槽の清掃費用4万7,000円、污水处理施設の保守点検料4万3,000円、AEDのリース料5万円、電話使用料1万2,000円、以上でございます。

管理運営委託料330万円が前年度、令和7年度より30万円増額となっております。これにつきましては繁忙期、人が混み合う時期の警備費の人件費とか、日常の物価高騰による人件費増を考慮して増額しております。

以上でございます。

**委 員（林 豊廣 君）** その中で管理運営費の委託費330万円の中に大型の施設改善費というのは入っているのでしょうか。

**執行部** お答えします。

キワ・ラ・ビーチの管理運営委託料の中には軽微な修繕については含まれておりますが、大型規模の修繕については含まれておりません。

以上です。

**委 員（林 豊廣 君）** それでは、軽微な補修事業の総額を教えていただきたいと思います。

**執行部** お答えします。

修繕費全体、いろいろな事業に全て含めまして80万円を計上しております。

以上です。

委員（林 豊廣 君）      ということは、空港整備を含めて軽微な補修が８０万円ということとでよろしいでしょうか。

執行部      それ以外でも様々な看板なども設置しておりますので、いろいろなものを含めて８０万円としております。

以上です。

委員（林 豊廣 君）      そうしたら、今の海水浴場で８０万円を超えるような要望がありますか、あれば教えていただきたいと思います。それと今後の進捗、取組について分かれば教えていただきたいと思います。

執行部      お答えします。

地元の皆様からお声は伺っておりますけれども、具体的な場所につきまして精査している状況ではございません。私どもとしましては、高額な修繕費が想定されるものにつきましては、限られた財源の中で観光施設としての魅力を損なわないよう安全性や快適性に配慮しつつ、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

委員（林 豊廣 君）      海水浴場は宇部市では１つしかないということですので、地元からの要望がありましたら積極的に投入していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで、質問を終わります。

委員長（猶 克実 君）      以上で、林委員の質疑は終わりました。

次に、順位第５番、新村委員の発言を許します。新村委員。

〔委員 新村 英雄 君 質問席へ移動〕

委員（新村 秀雄 君）      皆さん、こんにちは。公明党宇部市議会議員団の新村秀雄です。通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

款４０項１０、予算説明書の２９８ページ、予算参考資料１３０ページでございます。

商工費、工業振興費、事業所設置奨励経費について伺います。令和８年度予算で事業所設置奨励経費、これが６，５３１万５，０００円となっております。昨年、令和７年度が同じ費用で８，４４１万４，０００円、ちょっと調べましたけれども、令和６年度は約５億円弱、令和５年度は６億円弱ということで右肩下がりの状態であります。

また、内容についてなのですが、令和８年度は市内産業団地に進出した事業への設置奨励補助金となっております。令和７年度については、内容が設置奨励補助金及び雇用奨励補助金、そして令和６年度を見ますと団地取得奨励補助金、事業所設置資金融資、金融機関預託金とほかとなっております。この金額について毎年下がっている理由と事業内容について教えてください。一括で結構でございます。

**執行部**      それでは、御質問の事業所設置奨励経費について御説明させていただきます。

まず、事業所設置奨励経費については、条例に基づいて奨励金というのを定めておりまして、主なものに設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金などがあります。

まず、設置奨励金につきましては、事業所が創業を開始した後に賦課される固定資産税について、3年度間における各年度の固定資産税相当額を交付するものです。

次に、雇用奨励金につきましては、事業者が創業を開始した後の日の前後、それぞれ90日間の間に市内の住民を常時使用する従業員として新規雇用した場合に正社員1人につき50万円、非正社員1人につき20万円を交付するものでございます。

そして、用地取得奨励金につきましては、事業所が対象とする団地の用地を取得し、3年以内に事業所を設置し、また、創業を開始して、かつ土地代を完納した場合に取得金額に応じて団地ごとに補助率を掛けた額に交付するものです。これにつきましては新都市、今ある団地でございますが、新都市については、市、県合わせて80%、宇部臨空頭脳パークについては10%です。

そして、今、委員お尋ねの比較でございますが、令和8年度とまず令和7年度ということで比較させていただきたいと思いますが、先ほど説明があったとおり、事業所設置奨励経費全体では令和8年度が6,531万5,000円、令和7年度が8,441万4,000円、その差、令和8年度については1,909万9,000円の減額となっております。これは、内訳としましては、設置奨励金については令和8年度が5社に対しまして6,531万5,000円、令和7年度については6社に対して8,031万4,000円。

次に、雇用奨励金については、令和8年度が対象ではなく、令和7年度については2社に対し410万円の予算を計上しておりました。

そういった内容で、これについては企業が進出した後に補助金の適用時期というのが変わってきますから、それに依拠して年度によって金額のばらつきがあるということでございます。

以上でございます。

**委 員（新村 秀雄 君）**      御答弁ありがとうございました。

御承知のとおり、企業誘致は地域経済の活性化や雇用拡大、税収の確保等、本市にとっても大切なことであります。中でも人口の動態にいい影響を及ぼします。新しい工業団地の話と併せて、これからも奨励の補助金を進めていただきますようお願い申し上げまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）**      以上で、新村委員の質疑は終了しました。

これで、商工費の質疑を終了します。

---

**委員長（猶 克実 君）**      次に、土木費について質疑を行います。

通告が4名あります。順次、発言を許可します。

順位第1番、青谷委員の発言を許可します。青谷委員。

〔委員 青谷 和彦 君 質問席へ移動〕

委 員（青谷 和彦 君） 令心会の青谷でございます。

それでは、通告に従いまして、早速質疑を始めたいと思います。

まず最初に、款45項35目18、予算参考資料145ページ、予算説明書329ページと331ページ、まちなかイベント創出経費について、委託料450万円の目的と内容、補助金377万円の目的と内容についてお尋ねします。

執行部 お答えいたします。

まず、本委託料の目的について御説明いたします。

主に年末年始の中央町周辺の夜間の回遊性向上とにぎわい創出を目的としまして、野外彫刻が点在しましてオープンテラスも実施されている平和通りにおいて、イルミネーションやライトアップの企画、設置、点灯式イベントを実施することに要する業務委託料となっております。

次に、補助金ですが、こちらの補助金の目的としましては中心市街地のにぎわいを創出するためということになります、対象のエリアでイベントを開催する個人や団体に対しまして、対象となる経費の一部につきまして補助をするものとなっております。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

それでは、最初に今の委託料のイルミネーションということなのですが、この費用対効果といいますか、どのような効果を考えていらっしゃるのか教えてください。

執行部 イルミネーションの委託料についての成果ということでございますが、こちらについてお答えいたします。

点灯式には多くの市民が来場されているという形で、点灯式自体が令和5年度から開催しておりますが、令和5年度には1,200人ほど来場をしていらっしゃいます。令和6年度には約2,500人、令和7年度には約3,200人と年々増加しているというような状況でございまして、令和6年度からは特に規模を拡大しておりまして、平和通りを歩行者天国として実施しており、点灯式イベント時には周辺店舗で利用できるクーポンを配布するなど、周辺店舗への経済波及効果もあるものと考えております。

以上です。

委 員（青谷 和彦 君） ありがとうございます。

このイルミネーションイベントは1日限りではなくて、2か月間ですか、確かに開会式のときの人数というのは把握できました。

イルミネーションを開催中の効果というものについてどのようにお考えでしょうか。

執行部 イルミネーション開催中に当たりまして、この事業の仕様書の中で通行量を調査し

ていただくということも考慮して仕様をつくっております。

その歩行者通行量でございますが、令和7年度でしたら、イルミネーションの期間前が大体770名ほど通行があったものに対しまして、期間中については1,160名ほどの通行があった、期間後にもう一度確認しましたら590名ほどということで、期間中はやはり歩行者が増えているというような状況でございますので、期間中においても人手のにぎわい創出には寄与しているものと考えております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

それでは十分な効果と宇部市民のベネフィットというのは十分享受できているということで、ありがとうございます。

続きまして、今、補助金なのですが、これはイベントということの補助ということなのですが、令和8年度どのぐらいのイベントの数を予定されているでしょうか。

**執行部**      令和8年度のイベントの開催の状況ということでございますので、そちらをお答えいたします。

まず、参考で令和7年度は35回開催しております。令和8年度につきましても、同様の回数を開催するということで計上しています。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      今、35回というお話でございました。これは、例えば毎年開催しているもの、例えば1回限りのもの、いろいろとあると思うのですが、一番長いイベントでどのぐらいの年数継続して開催されていますでしょうか。

**執行部**      今の補助金の制度にしてからという形ではございますが、長いものでこの3年間ぐらい継続はされているものがございます。まちなかでイベントされているものです。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

確かにそのイベント1日と2日、その瞬間には当然中心市街地がにぎわうということは理解ができるのですが、少し長い目で見たときに、そういう単発のイベントを繰り返して本当ににぎわいという体制がつくっていけるのか。その1日のイベントはうまくいくけれども、長い目で見たときにその1日のイベントの積み重ねが長期的な視野に立ったときに、本当にその宇部市のにぎわいのためになっているのかどうか、その辺のお考えをお聞かせください。

**執行部**      そうですね、現時点ではイベントをする場所というのが徐々にできてきている状況ではございますので、そこでイベントをしたいという方も増えてきている状況です。ただ、その日限りのイベントというような状況に映っている部分もあるかと思いますが、このイベントの回数というのもかなり増えてきております。参加者もかなり増加しているという形でございますので、

休みのたびに、例えばまちなかに行くとか何かやっているというような状況をまずはつくっていき  
たい。そういったことがあるとやはり皆さん、民間の方も事業者の方もそういうところに店を出  
したいというようなことにつなげていく。さらには、そこに住みたい人も増えていくというよう  
なところまで、最終的なところは目標としては掲げていきたいと思っております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** もう一つ懸念されるのが、補助金ありきでイベントを開催してい  
るために、補助金がなくなった瞬間にイベントができなくなるというようなお話もよく聞きます。  
何年かその補助金を出してイベントを開催していくことで、その後というのは補助金なくても  
きちんとイベントが開催できるような考えがとおりでしょうか。

**執行部** 今現在、イベンターの方にも、いろいろなイベントをやっていただきたいというところ  
で、呼び水という意味でも補助金というのをお渡ししてイベントをしていただいているという  
状況でございます。

ただ、イベントの補助金の内容としましては、必要経費の部分の一部を補助しますというもの  
になっておりますので、その必要経費の一部についても必要なくなるほどイベントがこれからも  
開催できるような状況、つまりハード整備が、今いろいろウオーカブルですとか、ときわスクエ  
アですとかが進行しておりますので、その辺りが終わった状況でイベンターの方がまとまった収  
入が得られるような、そういった補助金がなくてもどんどんやっていくのですよというような状  
況に持っていく、そういった時点まで見守っていきたいと考えております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

それ以上ここで、ではどういうふうにするのですかというのをお尋ねするのはちょっと酷な話  
なので控えますが、もう1点だけ。イベントなので、当然、収支が例えば黒字になりましたよと  
いうこともあろうかと思えます。イベントごとの収支計算というのは市で確認はされているので  
しょうか。

また、大幅な黒字が出た場合というのは、それは皆さんが頑張ったからインセンティブですよ  
ということで終わるのかどうか、そこを1点お聞かせください。

**執行部** イベント補助金をこちらのほうからお渡ししている事業につきましては、イベントの  
収支の報告というのを上げていただいております。必要だった経費についても幾らありますと。  
それと、イベントで、例えば出店された方の売上げが幾らでしたというようなところも全て収支  
報告していただいております。

当然、イベントごとに収支がなかなか取れていない、マイナスになるイベントもありますし、  
ある程度収支が上がっているものもあるのは確かではございますが、今の段階ではそういったこ  
とを繰り返していただく中で、皆さんがもうかる仕組みをどんどん分かっていっていただきたい

というような意味合いで、補助金を拠出しているような状況ではございます。今後その辺りを皆さんが納得されて、どんどん補助金が要らないよというようなイベントができればいいなと考えております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

そうすると、黒字になったとしても次年度以降の補助金というのは減ることはない、当面ですね。——ありがとうございます。大変よく分かりました。

それでは、次の質疑です。

項４０目３５、予算参考資料１４７ページ、予算説明書３４５ページの公営住宅ストック改善事業費、工事請負費、シルバーリフォーム６戸について、内容についてお尋ねします。

**執行部**      内容について御説明をいたします。

高齢者の方が、安全かつ安心して暮らせる住環境を確保することを目的としまして、既存の市営住宅の住戸におきまして、高齢者の安全性や利便性に配慮したバリアフリー化や、高齢者対応のキッチン、ユニットバスの設置といった設備改善を進めていきます。令和８年度は６戸の設備を予定しているところです。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

令和８年度は６戸ということで、当然、高齢化率を踏まえて目標という戸数があると思うのですが、令和８年度が終わった時点の達成率と、また、どのくらい残って——達成率を聞けばどのくらい残っているかというのは分かるのですが、分かれば戸数も教えてください。

**執行部**      令和７年度末での整備状況をお答えさせていただきたいと思います。

令和７年度末で、整備目標戸数が４４４戸に対しまして、整備済みの戸数が２２１戸で、進捗率は約５０％となっております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

それと、このシルバーリフォームの完了予定の年月日というか、いつ頃までにこの事業を完了させる予定か、分かれば教えてください。

**執行部**      完了予定についてですが、当初の整備目標戸数４４４戸は、市営住宅の１・２階の戸数を参考に設定したものでありましたが、近年の人口減少に伴う入居者数の減少傾向や利便性の高い特定の団地への入居希望の偏りなどの状況を踏まえ、当初設定しました目標そのものが現状にそぐわないものとなってきていると認識をしているところです。

そのため、今後は、現在のペースでの整備を維持するにとどまらず、市営住宅全体の建て替えや統廃合を含めました整備計画の見直しを検討していきたいと考えております。その中で、財源

の確保や効率的な整備手法の導入についても併せて検討を進めていきたいと思います。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

それでは、少し加速をさせていくということでよろしいですね。——逆でしたか。当初目標よりも増やしていく、減らしていくということですか。

**委員長（猶 克実 君）**      答弁を求めますか。

**委 員（青谷 和彦 君）**      大丈夫です。分かりました。

ありがとうございました。

それでは、次に移ります。

項４５目１０、予算参考資料１４８ページ、予算説明書３４７ページ、住宅リフォーム等総合支援事業費、内容と１５０万円増額になった理由についてお尋ねします。

この事業自体は、ここ何年か継続されてやっつけいらっしゃいますので、内容については今までと同じかどうか、違ったところはその御説明。それともう一つは、１５０万円、令和７年度より増額になった理由について教えてください。

**執行部**      それでは、事業の内容につきましてお答えをしたいと思います。

補助対象工事や補助率につきましては、令和７年度の内容を基本としております。

具体的には、現在お住まいの住宅のリフォームを対象とし、補助率は対象工事費の２０％、補助上限額は１５万円となる予定です。補助対象工事につきましても、令和７年度と同内容とする予定です。

令和８年度は、居住誘導区域への居住を促すため、同区域内の空き家住宅を購入して居住する場合のリフォームにつきましては優遇措置を設ける予定としておりまして、この場合、補助率は対象工事費の３０％、補助上限額を３０万円とする予定でございます。この優遇措置を適用する件数を５件程度と見込んでおりまして１５０万円の増額としております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

居住誘導区域、当然地域適正計画でどんどん進めていかなければならない部分の一つとして、今回１５０万円の増額をして５件程度、これが増えた場合には、当然補正予算を組んでやるという、例えば１０件になったらその分５件ほど補正予算を組みますというようなお考えかどうか確認をさせてください。

**執行部**      ３、１５０万円の上限といたしまして予算の範囲内で実施をする予定でございます。受付は申請順となりまして、予算額に達した場合、募集を終了いたしたいと思っております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      できれば居住誘導地域の特別枠だけでも増やしていただけるとあ

りがたいなと思っています。

それでは、次の質疑です。

予算参考資料 149 ページ、予算説明書 337 ページ、公園施設等整備事業費、工事請負費 2,810 万円と、委託料 115 万円の内容について教えてください。

**執行部** お答えします。

工事請負費の内訳といたしましては、トイレ更新工事として 2,660 万円、公園フェンス改修工事として 100 万円、開発公園施設等工事として 50 万円、合計で 2,810 万円となります。

次に、委託費 115 万円の内訳につきましては、更新するトイレの建築設計業務委託が 100 万円、トイレ更新に併せ設置する浄化槽の維持管理委託費が年間 15 万円、合計で 115 万円となります。

以上となります。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

今の整備をされる公園というのは決まっているか、分かれば教えてください。

**執行部** 今回トイレを整備する公園につきましては、西宇部地区の迫条街区公園のトイレの更新を予定しております。

以上となります。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

今まで、中心市街地及びその近辺の公園が多かったと思うのですが、今回、西宇部地区ということで、少し中心市街地から離れた部分の整備をされるというその理由を教えてください。

**執行部** これまでトイレの更新につきましては、ブロック造のトイレを中心に改修を進めておりました。中心市街地のトイレにつきましても幾つかまだ残っております。

ただ、これにつきましては他の事業での整備ということも計画等もございますので、今回、西宇部地区を整備するに至った経緯といたしましては、本公園のトイレは、イベント時によく使われていますプラスチック製の 1 人用のトイレが設置されております。さらに、くみ取り式で、衛生面においても改善が必要と判断したことから建て替えといたしました。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

ちなみに、今言われた西宇部地区と令和 8 年度で整備されるような公園のトイレというのは、まだほかに数多くあるのでしょうか。整備しなければいけないのだけれども、取りあえずは令和 8 年度の 1 か所ということで、またそういうイベント等でよく使用するのだけれども、公園のトイレが未整備というところは、まだどのぐらいあるのでしょうか。

**執行部** 令和 8 年度整備する同様のトイレ、プラスチック製の仮設トイレを利用したものです

ね。——これにつきましては、あと9基、9か所ございます。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございました。

それでは、次の質疑に移ります。

項15目15、予算参考資料154ページ、予算説明書317ページ、橋梁長寿命化修繕事業費2億3,373万9,000円について、内容と令和8年度末での予定と進捗率についてお尋ねします。

**執行部**      まず、内容についてお答えします。

本市が管理する市道の橋梁は、現在437橋あり、その多くが高度成長期に造られたもので、このうち既に建設後50年を経過する橋梁は、令和6年度末で59%、橋梁の数でいうと258橋となっており、さらにこれが20年後には、この割合が87%、橋梁の数でいうと380橋となる見込みでございます。

これらの状況を踏まえまして、本市としましては、平成24年3月に宇部市橋梁長寿命化計画を策定し、優先順位の高い橋梁から、計画的に修繕工事を進めているところでございます。

実施状況といたしましては、当初の計画に位置づけております64橋のうち、これまでに26橋の修繕工事に着手しており、令和7年度末までに22橋が完了する見込みでございます。

それから、達成率でございますけれども、これについては最新の長寿命化計画を策定しておりますので、こちらの説明を含めて御説明したいと思います。

橋梁長寿命化計画は、5年ごとに実施している定期点検を基に、5年ごとに見直しを行っております。最新の計画は、令和7年10月に改定を行ったところです。この計画では、新たに53橋を修繕の対象橋梁として抽出し、令和8年度からの10年間で修繕を行う予定としており、その総事業費は、おおむね29億円と試算しているところでございます。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

橋梁というのは大変重要なインフラですので、きちんと計画的に整備をしていただければというふうに思います。

それでは、最後の質疑です。

予算参考資料155ページ、予算説明書319ページ、交通安全施設等整備事業費3,517万円について、内容をお尋ねします。

**執行部**      区画線の設置工事の内容について御説明したいと思います。

市道の路面標示のうち、中央線や外側線などの白線は市が管理しており、薄くなったり消えたりしたものについて、この予算の中で随時塗り替え工事を行っております。

以上でございます。

委 員（青谷 和彦 君）      ありがとうございます。

ちなみに、幅にもより、10センチか15センチかによっても違うのですが、3,000万円でおおむね何キロメートルぐらい目線が引けるのでしょうか。

執行部      お答えします。

区画線の種類によっても違うのですけれども、大体1メートル当たりおおむね1,000円程度で実施している状況でございます。したがって、令和8年度は3,000万円ですので、おおむね30キロメートル程度の施工を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

委 員（青谷 和彦 君）      ありがとうございます。

30キロメートルというと結構長いのかなと思うのですけれども、市全体でいうと大した長さではなく、そんなに多くはないのかなという印象なのですが。

ここで一番気になるのが、ではどこから線を引きましょうかという、市民の方からも一番要望を多くいただきます。この白線が消えたら危ないのですよというような要望を多くいただくのですが、この優先順位というのは大変難しいと思うのですが、基本的な優先、ここから引きますよという考え方を教えていただければと思います。

執行部      お答えします。

優先順位については、通学路の合同点検や地元からの要望、市民からの通報、職員のパトロールなどの情報を地図上に集約するとともに、インターネット等の画像情報等も活用しながら、交通量が多く、緊急性の高いものから年次的に塗り替え工事を行っているところでございます。

以上でございます。

委 員（青谷 和彦 君）      ということで、様々な情報を集めて、課内で協議されるということなのでしょうけれども、もう1点、30キロメートルということで、当然、ここが消えているから10メートル引いてね、あちらは20メートルとかいうわけにいかないと思うので、ミニマムの単位というのがありましたら教えてください。

ミニマム、だから、請負に出すときに、10メートル単位ではもちろん出せないで、例えば、500メートルが最低単位なのかというような、それとも、もっとばらばらに市内各所で、ここは10メートル、ここは20メートルのようなこともできるのか教えてください。

執行部      お答えします。

発注方法としては、3,000万円を大体3分割にして、1,000万円ずつぐらいの工事を出しております。その中で路線数を計上していますので、たくさんの路線がございますが、その路線をずっとやる中で対応しておりますから、その1つの路線が、例えば、極端な話、10メートルとか20メートルであっても、それは対応可能でございます。

以上でございます。

委員（青谷 和彦 君）      ありがとうございました。終わります。

委員長（猶 克実 君）      以上で……。

委員（西村 享平 君）      すみません、青谷委員の予算説明書の331ページの、まちなかイベント創出経費について関連する質問をしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

委員長（猶 克実 君）      では、関連質疑を許可します。

委員（西村 享平 君）      清志会の西村です。関連質疑です。

まちなかイベント創出経費のうちの、予算説明書331ページ、補助金の件についてなのですが、目的・内容の中でこれは申請順かどうかというところをお聞きしたいです。

執行部      お答えいたします。

こちらは申請順に処理をしていくという形でございます。

以上です。

委員（西村 享平 君）      ありがとうございます。

申請順ということは確認できました。

あと、例えば団体が、イベントを、——要するに団体が複数利用も可能かどうかというところ、上限があるのか。例えば、利用できるのは申請3回までとか、同一団体3回までですと。それとも、同じ団体が何十回でも利用できるのかを確認したいです。

執行部      今の要綱上は、同じ団体でも何度でも申請、補助金を受けられることは可能でございます。

以上です。

委員（西村 享平 君）      ありがとうございます。

申請順と伺いました。もう一つ確認したいのですけれども、例えば4月、執行された月から来年度末までであると思うのですけれども、月内でも何回までという縛りとかはあるのかないのか確認したいです。

委員長（猶 克実 君）      どんな条件があるのかということを一括して質問したらいかがですか。

委員（西村 享平 君）      そうです。というのが、上半期に全部予算を使い切ったら、例えば下半期予算がなくなれば、それで終了なのかというところですね。そこを確認したいです。

執行部      基本的には、先ほど申しましたとおりその制限もございませんので、申請順、もしくは、中には大きなイベントをいつやりたいというのを事前相談等がございますときもありますので、そういったものについては、ある程度は確保できるような形を取ったりということはございます。ただ、基本的には申請があって、イベント順という形でございます。

委員長（猶 克実 君）      あと、予算がなくなったら終わりとかいうことはあるかと。

執行部      そうですね。今の時点では、予算がなくなると終わってしまうという形になりますの

で、例えば最後の辺のイベントの方については、上限２０万円というのがございますが、それまで出せませんので、例えば予算の範囲を１０万円しか出せませんというような形は最後のイベントが近づくとあり得ると思います。

以上でございます。

**委 員（西村 享平 君）** 聞きたいことを確認できました。ありがとうございます。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、青谷委員の質疑及び関連質疑を終わりました。

次に、順位第２番、木原委員の発言を許します。木原委員。

〔委員 木原 大介 君 質問席へ移動〕

**委 員（木原 大介 君）** こんにちは。令心会の木原です。

予算参考資料の６９ページ、ＴＯＫ Ｉ Ｗ Ａファンタジア装飾等業務委託料についてお伺いします。

令和７年度に比べて、令和８年度は約８００万円ぐらい減額になっていると思うのですが、そもそも令和８年度のこの事業の目的や内容、これをやることによってどのような効果があるかとか、どのような予定でやっていくかというのを教えてください。

**執行部** それでは、令和８年度を見据えて、ＴＯＫ Ｉ Ｗ Ａファンタジアの目的や内容についてお答えをさせていただきます。

ＴＯＫ Ｉ Ｗ Ａファンタジアは、冬のときわ公園の来園者の減少対策と、にぎわい創出を目的に開催しており、ときわ遊園地を中心としたイルミネーション装飾を委託することを予定しております。

また、期待される効果でございますけれども、ときわ公園への誘客をはじめ、公園の認知度の向上といった効果を期待しているほか、遊園地、園内飲食店、キッチンカーを中心に経済効果にも期待をしております。

以上でございます。

**委員長（猶 克実 君）** あと、予定です。もう一つ、今後の予定。

**執行部** 失礼しました。

今後の予定でございますけれども、令和８年度は１１月２２日曜日から令和９年１月１１日祝日まで会期といたしまして、ときわ遊園地を中心に開催を予定しております。また、令和８年度の入場者の目標というのは５万人を想定しております。

以上でございます。

**委 員（木原 大介 君）** ありがとうございます。

令和７年度はインセンティブ込みで４，０００万円で業務委託をしていたと思うのですが、８００万円減らしたということは、その部分も減額になっているのですか。

**執行部** お答えいたします。

そうですね。今、委員さんがおっしゃったイルミネーションの装飾業務につきましては、令和7年度は4,000万円を計上しており、これについては、令和8年度は3,800万円を実施するという事としておりますので、そこについては200万円の減額となっております。

以上です。

**委員（木原 大介 君）** 財源を見ても、一般財源を800万円ぐらい増やして、その他のところを1,600万円ぐらい減らしているという財源更正になっていると思うのですけれども。

目標が令和7年度までは7万5,000人で、5万人になるということは、約3割減ぐらいだと思います。目標を下げると5万人の7割ぐらい来たらいいかというようになって、どんどん減っていくばかりになると思うのですけれども、その目標設定の仕方はそんなにネガティブな発想でいいのかなと思っているのですが。

**委員長（猶 克実 君）** まず減額になった理由を聞いたらいかがですか。話す質問が飛んでいると思うのですが。

**委員（木原 大介 君）** それと減額になった理由、200万円減らしていますよね。それについても。それと、事業費全体で800万円減額で、イルミネーションで200万円減額であれば、残りの減額は一体何だと思うのですが、それについても教えてください。

**執行部** まず、見直しの内容につきまして説明をさせていただきます。

この令和6年度、令和7年度を通じまして、課題として出てきましたのが、いかに来場してみたいと、魅力を伝えていけるかといったところが課題と捉えております。令和8年度は、装飾業務とPR業務や公式ウェブサイトの作成、点灯式の運営など、イベントの魅力を伝える業務も一体的に委託することで、より効果的に魅力を伝えていけるのではないかと考え、委託の仕様を見直す中での減額となっております。

それと令和8年度の予算減額の理由、端的に申し上げますと、これは収支バランスや装飾業務の今申し上げた仕様の一部を見直すことを踏まえて減額となっております。

以上です。

**委員（木原 大介 君）** 仕様のどこが変わったかよく分からないのですけれども、点灯式をやらないとか、何かそういうのが入っているのですか。

**執行部** 点灯式自体は、装飾業務の中に取り込んだ上で、装飾業務の一環として実施していただくように仕様の見直しを考えております。

以上です。

**委員（木原 大介 君）** ありがとうございます。

ちなみに、令和7年度は何人お客様が来られたのですか。

**執行部** 令和7年度の来場者の実績といたしましては、4万6,974名となっております。

**委員（木原 大介 君）** ありがとうございました。

イルミネーションは、結構僕が現役の頃に非常に力を入れてやっていた思い出が強く、右肩下がりにすごく人数を減らしているの、もうちょっと頑張ってくださいというか。

イルミネーションが失敗すると、それに関連して遊園地などの収益も下がって、結局悪いサイクルに入っていくってしまう。やはりイルミネーションも公共事業なので、どこか民間がもうかるような仕組みをちゃんとつくってやらないといけないと思うので、もっと頑張してほしいと言って僕の質問は終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、木原委員の質疑は終わりました。

次に、順位第3番、荒川委員の発言を許します。荒川委員。

〔委員 荒川 憲幸 君 質問席へ移動〕

**委員（荒川 憲幸 君）** 4点ほどお聞きしますが、今の木原委員の質問にちょっとかぶっております。

TOKIWAファンタジア、予算参考資料の69ページですね。TOKIWAファンタジアの装飾等業務委託料ですが、令和8年度の取組と、それから予算減額の理由については、今、答弁で分かりましたので、令和4年度以降の入場者数の目標と実績についてお伺いします。

**執行部** 令和4年度以降の入場者数の目標と実績についてお答えいたします。

まず、目標については、令和4年度・令和5年度というのは目標設定は行っておりません。令和令和6年度・令和7年度については目標入場者数を7万5,000人といたしました。

次に、それぞれの年度の実績でございますが、令和4年度は5万4,921人、令和5年度は4万9,970人、令和6年度は4万7,927人、令和7年度は4万6,974人となりました。

以上でございます。

**委員（荒川 憲幸 君）** 先ほど木原委員が言われたとおり、年々減少しているという実態が分かりました。

それで、目標の7万5,000人は達成できないから、目標を下げて5万人にするというのは、本当にそういう考え方でいいのかなとちょっと関心できないなというふうには考えます。

実際に、令和6年度・令和7年度については、全面委託になってから全く経済的な効果はなかったということが証明されたのではないかと思いますよね。

それ以前の、委託ではなくてボランティアでやられていたときのほうが、実際には入場者数も多かったということになれば、本当に根本的に見直しが必要なのではないか。4,000万円、5,000万円かけて、入場者数が減るというようなことで本当にいいのかと、そこは根本的な見直しが必要だと思いますので、しっかりそれは検討していただくようお願いいたします。

2点目、予算参考資料71ページの松くい虫の防除事業で、一応令和8年度の予定についてお伺いをいたします。

**執行部** それでは、お答えいたします。

松くい虫防除事業費 28 万 8,000 円の内訳ということになりますが、松くい虫防除薬剤樹幹注入が 16 万円となります。それと、松くい虫枯損木の伐倒が 12 万 8,000 円、合計で 28 万 8,000 円ということになります。

以上です。

**委員（荒川 憲幸 君）** 阿知須のきらら浜自然公園にも松がたくさんあるのですけれども、かなり立ち枯れが多くて、先ほどの質問の中にもあったのですけれども、松くい虫の影響だけなのかというところもありますので、その対策費が非常に少ないですね、28 万円。何が原因なのかということも含めて、今後しっかりと研究というか調査もしていただけたらと思いますので、そこは要望しておきます。

次に、予算参考資料の 147 ページの住宅管理費、西岐波団地の解体経費について、令和 8 年度の予定をお伺いいたします。

**執行部** 西岐波団地の解体経費につきまして、令和 7 年度の実績と併せてお答えさせていただきますと思います。

西岐波団地の解体事業につきましては、年間 4 棟程度の解体を目標として実施をしているところです。

令和 7 年度は、事業の進捗を図るために 7 棟の解体を完了したところですが、入札結果による執行減が生じたため、さらなる事業の推進に充てるべく、令和 8 年度に 3 棟分を繰り越すこととしております。

令和 8 年度は、令和 7 年度と同様に 7 棟の解体を進めていくため、令和 7 年度からの繰越分 3 棟分になりますが、こちらを考慮しまして、当初予算では 4 棟分の予算を計上させていただきました。これによりまして、令和 7 年度、令和 8 年度ともにそれぞれ年間 7 棟、計 14 棟の解体を実施する予定としております。

以上です。

**委員（荒川 憲幸 君）** 高いところの老朽の団地がかなり解体されたということで、あの辺の住民の方からすれば、非常に見通しがよくなったということで、どんどん進んでいますねと評価されておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで、1 点だけ、今の老朽施設の除却の事業については、国の補助事業の対象になっておりますよね。その事業を活用されておられるかどうか確認させてください。

**執行部** 補助事業といいますか、公共施設等適正管理推進事業債の活用をする予定としております。

以上となります。

**委員（荒川 憲幸 君）** 実は、これは令和 8 年度だけなのですね、この起債が認められているのは。それを活用されていますかね。

**執行部** はい、そのとおりでございます。

**委員（荒川 憲幸 君）** 活用されていて令和7年度と一緒にというのは、もう少し進めなかったのかなとちょっと残念ですけれども、そういう有望な財源が確保できるときにもう少し積極的に進めていただけたらなということで、これをお願いしておきます。

**執行部** お答えします。

今、委員から紹介がありましたように、公営住宅を撤去する起債が新たに令和8年度から対象になりますが、令和8年度当初予算におきましては公営住宅の起債で計上しております。今後、要件とかの関係がありまして、令和8年度4月から市債の同意を求めていくようになるのですけれども、そちらを申請しまして、年度内にそれが通れば補正で対応していきたいと考えております。

以上です。

**委員（荒川 憲幸 君）** 分かりました。しっかり取り組んでいただくようお願いいたします。

それから、4点目ですけれども、予算参考資料の153ページ、港湾管理費の4つの事業が挙げられていますけれども、それぞれの事業の内容、それから負担率、進捗状況、それから総事業費の見込み、それと令和8年度の予定についてお伺いいたします。

**執行部** それでは、港湾管理費の4事業について、事業ごとに説明させていただきます。

1つ目、港湾整備県事業負担金についてです。県が実施する物揚場、係船護岸、エプロンなど老朽化が激しい箇所の補修工事に対する負担金で、市の負担率は25%となっています。本事業は、老朽化の進行に応じて随時対応するものであるため、その年度に必要な箇所限定して実施するものです。

2つ目、宇部港東見初地区港湾整備事業についてです。廃棄物最終処分場の確保と、港湾施設機能の充実を目的とした東見初港湾環境整備事業に対する負担金で、市の負担率は10%となっています。令和6年度末時点で事業費ベースの進捗率は、総事業費約416億2,000万円に対して約98%となっています。

3つ目、海岸高潮対策県事業負担金についてです。平成15年4月策定の山口県海岸保全基本計画に基づき、護岸のかさ上げ工、消波工など、高潮被害から市民の生命・財産を守るための整備事業に対する負担金で、市の負担率は10%となっています。令和6年度末時点で事業費ベースの進捗率は、宇部港本港地区については、総事業費約11億6,000万円に対して約53%となっています。

4つ目、港湾整備事業費負担金についてです。昭和34年3月締結の宇部港管理に関する協定書第8条に基づき、県が実施する埠頭用地や上屋、荷役機械の整備等の起債に対して、その元利償還金分の2分の1を市が負担するものです。本負担金は、過去に整備した施設の起債償還に対

するものであり、協定に基づき支出するものです。

2点目、令和8年度の予定についてですが、こちら県に確認したところ、現在、山口県議会が開催中であり、国からの補助額も確定していないことから、現時点では詳細をお伝えすることができませんと伺っております。

市の令和8年度予算については、県から示された令和8年度国費要求資料を基に予算措置しており、今後、国・県の予算が確定し次第、事業の詳細が明らかになる見込みです。

以上です。

**委員（荒川 憲幸 君）** 基本的に、老朽化対策だとか高潮対策だとか必要に迫られて行われる事業について、やむを得ないというふうには考えていますけれども、その中でも港湾計画の変更に伴って、例えば東見初の埋立地域が今まで以上に事業が膨らんでいくということが今現実に起こっています。

航路のしゅんせつが、30年ぐらい前ですか、以前はマイナス11メートルだったのですが計画の見直しによってマイナス13メートルになりました。今現在進められているのはマイナス16メートルで進められているのですね。これは本当に大型船舶、世界でも最大級の大型船舶が入ってくることが想定されて、しゅんせつ工事が国の事業としてやられる。

でも、そのしゅんせつ等の受け場、受皿を県事業でつくっていかないといけないということになっています。それに宇部市がお付き合いさせられる。

東見初の埋立てに関していえば、事業費ベースで既に98%ということなのですからけれども、実際にはほとんど出来上がっていないですよ。実際にいつ供用開始になるのか全くめどが立っていないにもかかわらず、そのしゅんせつがますますこれから増えていくと。

新たな計画の中では、新沖の山の埋立地の実際の計画も入っていると、これに付き合わされたら本当にものすごい金額の負担が宇部市にもかかってくるということになってきますので、この点については、しっかり国や県に必要以上のことはしないでくれということで、ぜひ要望していただきたい。

実際に港湾の貨物の取扱量も年々減ってきているわけですよ。それが実態ですので、その点はしっかり国・県に対して要望していただくようにお願いします。

以上です。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、荒川委員の質疑は終わりました。

**委員（木原 大介 君）** 委員長。

**委員長（猶 克実 君）** 木原委員。

**委員（木原 大介 君）** 今の荒川委員の1つ目の質問の中で、（2）番と（3）番について関連する質問をしたいのですけれども。

**委員長（猶 克実 君）** 同じメンバーですか。

委 員（木原 大介 君） はい。

委員長（猶 克実 君） 許可します。

委 員（木原 大介 君） ありがとうございます。

度々すみません。入場者数と予算額が減っているということは、財源内訳の中の特定財源の減が1,600万円になっているというところからも分かるのですけれども、令和8年度の2,952万7,000円の特定財源のうち、入場料が幾ら減って駐車場料金が幾ら減ってという、多分積算してこの数字を作っていると思うのですけれども、この内訳について教えていただけたらと思います。

**執行部** TOKIWAファンタジアの運営経費につきましては、ときわ公園ブランド推進経費の小事業の中で実施しておりますが、今、特定財源のほうでそれぞれ一旦御説明をさせていただきますが、変更がないところといたしましては、国・県の……。失礼いたしました。その他の財源の2,952万7,000円というところでよろしいでしょうか。

この内訳といたしましては、公園の使用料、これは行為の申請などに伴うものといたしまして14万6,000円、また駐車場の使用料といたしまして、全体のうちの550万円を充当しております。

また、ときわ公園活性化推進事業費の寄附金といたしまして40万円を充当し、その他のものといたしましては、TOKIWAファンタジアのスポンサー収入75万円、また先ほどのTOKIWAファンタジアの入場料収入といたしまして2,273万1,000円を締めまして、2,952万7,000円となっております。

以上です。

委 員（木原 大介 君） ありがとうございます。

人数のことを言うのであれば、平日、宇部市民だけ無料という考え方もあって、実際有料化してお金を払ってまで行かないという人はかなりの数がいると思っています。今までいろいろTOKIWAファンタジアについて質問してきたと思うのですけれども、山口市民からお金を取るために週末はしっかりお金を高くして、宇部市民に還元するのであれば、平日は無料にするという考え方もあると思います。

そうすると、入場料が無料であっても駐車料金は回収できるので、この辺の特定財源が増えるのではないのかなと思うのですが、どのように考えられますか。

**執行部** 今お話がございました駐車場の使用料につきましては、令和8年度予算といたしまして4,000万円を見込んでおります。そのうち、先ほど申し上げました一部550万円をときわ公園のブランド経費のほうに充当しているという状況でございますので、この4,000万円については、ほかの事業にも充当をされております。

よって、駐車場のほうが増え、予算の編成上は550万円ということで充当をしているところ

です。

以上です。

**委員長（猶 克実 君）** 木原委員、一般質問にならないように注意してください。

**委 員（木原 大介 君）** この後は一般質問になりそうなので、これで僕の質問を終わります。ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、荒川委員の質疑は終了しました。

続いて、順位第4番、吉松委員の質疑を許可します。吉松委員。

〔委員 吉松 剛 君 質問席へ移動〕

**委 員（吉松 剛 君）** それでは、早速質問に入ります。

予算参考資料71ページ、松くい虫防除事業費、松くい虫防除に要する経費、これにつきましては、先ほど荒川委員の質問と重複していますので、先ほどの内容についての回答は不要でございます。

再質問から入ります。令和7年度事業で、何本の松の木に薬を注入して、何本の松の木を伐採したのか教えてください。

**執行部** それでは、お答えいたします。

令和7年度の実績ですが、令和7年度は9本の松に薬剤を樹幹注入しております。それと、伐倒のほうですが、今年度のこの松くい虫防除事業では伐倒はしておりません。ほかの費目で伐倒を実施しております。

以上です。

**委 員（吉松 剛 君）** そうしたら、ときわ公園に今現在、何本の松の木があるか教えてください。

**執行部** お答えいたします。

今現在、ときわ公園の中全体の松という樹種の本数は、全体は把握できておりませんが、区域が設定しておりまして、その中でこの事業が対象事業ということでやっております。その本数としましては、約120本の松が対象ということで事業を行っております。

以上です。

**委 員（吉松 剛 君）** ありがとうございました。

それでは、120本を何年間でこの駆除を行う予定ですか、教えてください。

**執行部** お答えいたします。

120本の松があるのですが、使う薬剤の効果が一応7年と言われておりますので、7年で全体に行き渡って、防除事業を行うように考えて行っております。

以上です。

**委 員（吉松 剛 君）** 今の答弁ですと、7年で全部の防除作業がこの本数にならないと

思うのですけれども、それはどうされるのですか。

**執行部** お答えいたします。

120本ですので、7年でいくと10数本ということになろうかと思うのですが、その辺りは補助で今やろうということですが、単独で検討したりとか、あと国の補助金も全額毎年つくというわけにはいきませんので、その辺りは次の年度でまたやるとか、そういうことを考えてやっていくしかないと思っております。

以上です。

**委員（吉松 剛 君）** 分かりました。

松くい虫は、松の伝染病と言われるようにどんどん広がっていきますので、先ほど荒川委員さんも言われましたけれども、もっと積極的に早くスピードを上げて対応していただきますよう強く要望して終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、吉松委員の質疑は終わりました。

以上で、土木費に対する質疑を終了します。

---

**委員長（猶 克実 君）** 次に、消防費について質疑ですが、質疑の通告はありません。

これで消防費に対する質疑を終了します。

次の教育費の質疑の前に、10分間暫時休憩して、今日中に残りの予定を継続したいのですが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** では、10分間休憩します。

再開は17時ちょうどとします。

————— 午後4時49分休憩 —————

---

————— 午後4時59分再開 —————

**委員長（猶 克実 君）** 予算決算委員会を再開します。

次に、教育費について質疑を行います。

通告は6名あります。順次、通告順に発言を許可します。

順位第1番、青谷委員の発言を許可します。青谷委員。

〔委員 青谷 和彦 君 質問席へ移動〕

**委員（青谷 和彦 君）** 皆さん、大変お疲れさまです。

それでは通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

この項目の中には、先般の代表質問等々でなされた項目も含まれておりますが、確認もありますので、質問が重なることを御容赦ください。

それでは、まず最初に項15目20、予算参考資料162ページ、予算説明書367ページ、小学校施設整備単独事業防犯カメラ設置工事2,520万円について、内容、台数、設置場所等について教えてください。

**執行部** それでは、防犯カメラ設置工事2,520万円についてお答えさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、外部からの侵入者による犯罪抑止を図ることや、不審な人物の行動確認をすることを目的といたしまして、学校の出入口付近を中心に各校4台のカメラを設置することとしておりますが、最終的な設置場所について、各学校の状況や意向を踏まえて調査・設計を実施し、決定する予定です。

設置工事費は1校当たり105万円を予定しており、小学校につきましては、24校で2,520万円を予算計上させていただいております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

1点、仕様について確認をいたします。防犯カメラというと、例えば事務室からリモートで見られるタイプと、SDカードとか何か入れておいて後で見るタイプという、両方あると思うのですが、どのタイプを設置されるのでしょうか。

**執行部** 今御紹介いただきました後者になります。SDカードを入れた、そこで録画機能をさせていただくというスタンドアローンのタイプを予定しております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

費用の問題もあるでしょうから、なかなかリモートタイプはできないということで、一種の防犯の抑止力という意味合いが大きいのかなということで、分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして2つ目、項10同じく目20ですか、予算参考資料164ページ、小学校教育指導経費、学校プール共同利用に要する経費83万6,000円について、内容をお尋ねします。

**執行部** お答えします。

隣接学校によるプールの共同利用につきましては、複数の小学校が1つのプールを使用することを想定しており、児童、教員等の移動に用いるバスの借り上げとして83万6,000円を計上しております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** 複数の学校ということで、複数というのは2校なのか3校なのか4校なのか、どういう状況を考えていらっしゃいますでしょうか。

**執行部** 小学校2校で1グループとし、2グループでの計上を想定しております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ということは、A小学校B小学校があったら、どちらかの学校のプールに行くという理解で、それが2セットということは、令和8年度においては小学校4校が対象になるということですね。ありがとうございます。

それでは、次の質疑です。

同じく項10目25、予算参考資料164ページ、中学校教育指導経費、まず最初に日本語教育が必要な外国人生徒への支援35万2,000円について、対象となる生徒、人数等についてお伺いいたします。

**執行部**      本市の教育機関で学ばれたり企業で働かれている外国人の子供には、日本語を十分に理解できない子もいます。

このため日本語指導教員は、週に1回程度、別室で該当児童生徒の日本語能力に合わせ、日常生活や授業でよく使う語彙や表現、平仮名、片仮名、漢字の練習をしたり、授業に入り、日本語や英語、母国語を用いて必要な場面で支援をしたりします。

ボランティアは週に二、三回授業に入り、日本語や英語、母国語を用いて必要な場面で支援をします。また、授業後に別室で補充学習を行うこともあります。

令和7年3月現在では、6つの小学校で14人、1つの中学校で2人、小中学校合わせて16人となっています。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

令和8年度も、一応16名、35万2,000円の積算根拠として生徒が16名ということ、指導員の方の経費だというふうにヒアリングでお伺いしたので、生徒の数が増えてもここは変わらないということでしょうか。

**執行部**      日本語指導教員については変わりません。語学ボランティアのほうについては変わる可能性もございます。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ちなみに語学指導教員の方は何名で、ボランティアは何名を予定されていますか。

**執行部**      語学ボランティアの人数につきましては、市が派遣する語学ボランティアは2人ということでございます。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      もちろんこのボランティアは有償ボランティアだろうと思うのですが、その2人が年間指導されて35万2,000円ということで、大変な御苦労があるのかなと今聞いて思ったのですが。それと、先ほど週に1回個別指導、週に3回授業に入って支援をするというお話でしたが、どれだけやれば十分かというのは、なかなかその対応というのは難し

いと思うのですが、今言われた週1回の指導内容で、中学校3年間で生活に必要な日本語教育という日本語が身につくとお考えでしょうか。

**執行部** 先ほどの日本語指導教員についてですが、県が派遣する加配教員が2名で指導をするということになっております。

日常生活につきましては、子供たちの日常生活の話せる能力に合わせて指導を行ってまいります。

今のところ、これで必要な力をつけていこうと考えております。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** すみません、ちょっと先ほど私も聞き間違えたのかもしれませんが、御答弁でボランティアが2名というのは、日本語教員とボランティアというのは、イコール日本語教員のボランティアということでしょうか。

**執行部** 失礼します。県が派遣する加配教員が日本語指導教員という者で、1人常勤、1人非常勤で2名、それから、市が派遣する語学ボランティアがまた別で2名ということでございます。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** とすると、語学ボランティアの方の、有償ボランティアの費用として35万2,000円を計上されてということで、ありがとうございます。

様々な多様性の時代ですので、外国の生徒の皆さんにもきちんとした日本語指導をしていただいて、中学校3年間で社会生活ができるような、そこまでレベルアップをしていただけると大変うれしい限りです。ありがとうございます。

それと続きまして、予算参考資料164ページ、予算説明書357ページ、民間プール利用に関する経費471万9,000円について、内容についてお伺いします。

**執行部** 民間プールを活用した水泳教育につきましては、中学校1校を対象として、民間企業が保有するプール施設での実証事業を行うための委託料を計上しており、季節や天候に左右されない安定的な授業機会の確保と、専門的指導による泳力向上を図っていきます。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

この内訳としたら、プールの使用料だったり、バスが必要であればバスの経費ということですよ。1つの民間プール施設に1つの中学校ということで、この前も代表質問でお話をしましたが、宇部市内には3つの民間プールがあるということで、将来的な展望という、では、その3つのプールで12校の中学校を対応することができるかどうかと、少しそこは心配な部分なのですが、少し先の話ですが、その辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

**執行部** 数は限られておりますが、今回の実証事業でどこまでいけるのかというところを、数それから費用等も含めましてしっかり検証してまいりたいと思っております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

では、令和8年度しっかりと検証していただきたいと思います。

それでは、次の質疑です。

予算参考資料168ページ、予算説明書397ページ、ふれあい教室等不登校対策推進経費の184万8,000円ということで、増額になっております。この理由をお尋ねします。

**執行部**      それでは、増額の理由についてお答えいたします。

これは、本補助金の要綱の改正により、補助上限額、月額を一律2万円に引き上げることで、1人当たりの補助単価が上がることで、そして利用人数が増えることを見込みまして、予算額を増額したものです。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

1点確認なのですが、予算措置184万8,000円を超えることがあるかもしれません。そのときの対応というのはどういうふうにされますか。

**執行部**      お答えいたします。

利用者の増加を見込んで予算を計上させていただいておりますが、予想を上回る申請がありまして不足が見込まれる場合には、執行額を精査しまして、財政部局とも協議の上、補正予算を含めた対応について検討していきたいと考えております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      前向きな答弁、ありがとうございます。

やはりフリースクールに行きたいという子供たちが、そういう補助金の関連で行かれないということは大変悲しいことになってしまいますので、そのあたりの予算措置はしっかりとさせていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質疑です。

項40目10、予算参考資料の169ページ、予算説明書381ページ、家庭教育支援経費について、家庭教育の支援に要する経費として10万円計上されています。これは委託業務と思いますが、この委託内容について教えてください。

**執行部**      家庭教育支援経費についてお答えをいたします。

家庭教育は、保護者が子供に対して行う教育のことをいいますが、家庭教育の支援に役立つような講演会やイベント等の事業を企画・開催していただける団体や企業、学校等を公募するもので、1企画を採択する内容としております。

以上でございます。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

あえて学校以外に家庭教育の支援、その運営を求める理由を教えてください。

**執行部** 社会教育の分野では、国、文部科学省が中心となりますが、地域と学校の連携と併せて家庭教育の支援にも十分力を入れるようにということで、必要な支援を講じるように求められているところですので、それに従って本市でも支援策を講じたということでございます。

以上です。

**委員（青谷 和彦 君）** あえて学校ではやらないという、そこに、外部に委託したほうがいいということで、わざわざこの予算措置をされているわけですね。ちょっとその理由を改めて教えていただけますか。いろいろな連携はあるのはもちろん承知の上なのですが、学校でもできることをなぜあえてそういう委託をされるのか、もう一度お答えください。

それとすみません、マスクをされているので、もう少しちょっとゆっくり話していただけますか。

**執行部** この家庭教育につきましては、主に対象が未就学児や小学校の低学年等の割と早い段階での教育を想定しているところでございますので、学校教育でも当然そういったマナーの指導等はあると思いますが、家庭での教育も非常に大切だということで進めているところでございます。

以上でございます。

**委員長（猶 克実 君）** この予算は社会教育費ですよ。だから、子供に対する教育費ではないです。社会教育だから、親に対する教育費ということでしょう。

**執行部** そうです。保護者が対象となりますので、保護者に対する支援の経費となります。

**委員長（猶 克実 君）** 青谷委員、さっきから質問を勘違いしているのではないですか、社会教育費だから。青谷委員。

**委員（青谷 和彦 君）** 委員長、御指摘ありがとうございます。そうですね、社会教育なので学校ではできないということで、すみません、いろいろお時間を取らせました。

それでは、次の質疑です。項60目10、予算参考資料171ページ、予算説明書405ページ、社会人権教育推進経費562万6,000円、人権教育推進委員協議会に対する支援及び補助について、内容と期待される効果について教えてください。

**執行部** それでは、お答えいたします。

人権教育推進委員協議会に係るものとしたしましては、562万6,000円のうち480万5,000円となります。

その内訳でございますが、市内24の各地区で一律12万円の補助金を交付し、合計288万円、それから委員への活動手当といたしまして、基本手当の2,000円に加えて、活動1回につき500円、これは上限を8回分としております。

これにつきましては、1人当たりの平均回数が6回となっておりますので、ともに委員の延べ

人数３７０人分を計上いたしまして１８５万円、それから自治会館などの民間施設借り上げ料を１回につき１，５００円、これの５０か所分ということで７万５，０００円を計上し、合計で４８０万５，０００円となります。

それから、期待される効果についてですけれども、宇部市ではこれまでも地域における人権教育に係る活動の推進主体といたしまして、各地区の人権教育推進委員協議会に多大な貢献をいただいております。

一方で、社会経済情勢の変化によりまして、これまではなかった課題、次々と表面化する状況となっております。子供や高齢者に対するいじめや虐待、障害者や外国人、感染症患者や医療従事者に対する偏見や差別、インターネット上の誹謗中傷などが挙げられるかと思います。

そういった状況を踏まえまして、昨年の１０月１日に宇部市人権尊重のまちづくり条例が制定されたところでございます。

人権尊重の理念は時間をかけて涵養されるものと考えておりまして、地区への地道かつ持続・継続的な支援及び補助を実施していくことが、本市の市民の人権意識の醸成に資するものと考えております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

人権教育が始まって数十年ですかね、５０年、６０年たつだろうと思うのですが、人は一生学ぶものだというような名言もあって、死ぬまで学びということも言われている方もいらっしゃるのですが、なかなか地域の方の話を聞くと、人権教育を毎年やって、まだおまえら学びが足りないみたいな、そういう御意見もちょっと聞かことがあります。

学び続けるのだけれども、周りの環境が変わるからもっと学ばなければいけないというような今、御答弁だったと思うのですが、なかなか、ではいつまでやるのか、あえてこの人権教育はいつまで続けられますか。

**執行部**      具体的にいつまでというのは、なかなかお答えに窮するのですが、あえて言えば、皆さんが、人権が守られているなと感じることができるようになるまでとさせていただけたらと思います。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

人権教育に関するＫＰＩという、何か具体的なものがあったら教えてください。

**執行部**      ＫＰＩといいますか、前期実行計画上で、参加者数ということで数値目標は設定しているところでございます。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

なかなか難しい課題ではありますが、昔ながらのということも、継続も大事なんでしょうけれども、やはりもう少しいろいろな工夫が必要かなと思いますので、地域の方々の声もぜひ聴いていただきたいと思います。

それでは、次の質疑です。

予算参考資料 173 ページ、予算説明書 383 ページの資料館管理経費、旧図書館残什器処分料 300 万円について、この内容を教えてください。

**執行部** お答えいたします。

旧図書館は、平成 31 年度、言い換えますと令和元年度以降使用されていませんが、それ以前の図書館として使用されていた昭和の時期から廃棄されることなく保管されている椅子、机、古い書棚、大型ストーブなどの不要な什器が残されています。

そのほか、車庫にある割れたガラス等の大量の不燃物、屋外にある古い電化製品なども含めて、業務委託により処分する予定であり、その処分する経費を計上するものです。

処分料については、複数の業者から見積りを徴取して予算計上しております。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** 長年放っておいて什器類を、あえて令和 8 年度に処分される予算を取られたということは、その後何かあるのかなと期待もしてしまうのですが、その後というのは何かあるのでしょうか。

**執行部** お答えいたします。

宇部市公共施設等個別施設計画においては、旧図書館は昭和 27 年に建設された耐震性のない施設であり老朽化が顕著で現状を保持することが困難であるため、建物つきで売却を検討するとなっております。

以上でございます。

**委員（青谷 和彦 君）** ありがとうございます。

そうなると建物つきで売却、建物つきで老朽化もしているということで解体をするのかと受け止めをしたので、あえて、ごみだけ別に何か処分しなくても建物解体時に一緒に処分すればいいのかなという、これは個人的な感想ですので答弁は結構でございます。

それでは、次の質疑です。

予算参考資料 76 ページ、予算説明書 383 ページ、地域文化クラブ推進経費 200 万円について、内容について教えてください。

**執行部** お答えします。

本市では、中学校部活動地域展開を推進するために、市独自の補助事業として、地域クラブの体制整備や指導者の配置等の支援に取り組んでおります。

また、令和 8 年度から新たに国の補助制度が設けられ、部活動の地域展開等に必要な経費を対

象に、地方公共団体に対し補助金が交付されることになりました。

この補助金の具体的な対象経費としては、休日の地域クラブ活動における指導者謝金及び交通費、事務局人件費、消耗品等で、財源が国、県、市それぞれ3分の1ずつ負担するという仕組みです。

本市では、この国の補助制度を有効に活用するとともに、補助対象とならない平日の地域クラブ活動経費への市独自の補助を継続しながら、部活動の地域展開を推進することをしておりまして、こちらの経費につきましては、文化活動の地域クラブへの活動支援として計上しております。以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

それでは時間の都合で、次の地域スポーツクラブ推進経費について、1,200万円について内容を教えてください。

**執行部**      お答えします。

これも、先ほど文化費についていた200万と同様、市の独自の補助事業と令和8年度から始まる国の新たな補助制度をミックスした補助経費ということで、スポーツに関する地域クラブへの活動支援として1,200万円が計上されております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      すみません、1点だけ再質疑させていただきます。

地域スポーツクラブというのは、中学校で、中学生を対象にということで、なかなか全ての中学生を対象にしてスポーツクラブ等々が地域でできない状況も考えられるのですが、そういう場合の対応というのは何かお考えでしょうか。

**執行部**      お答えします。

現在、市で進めている民設民営の地域クラブについてはこのまま継続して、もう既に準備も始まっているようなクラブもありますので、継続して支援はしていきます。

今後、民設民営でできないような地域や競技種目に対しては、スポーツ協会や文化創造財団など関係団体もございますし、そこの連携の公設民営というのも視野に入れておりますし、それでもうまく立ち上がらない場所や種目については、最終手段としては、公設公営の地域クラブも設立していこうということで考えており、これからその体制をどうしていくかというのを構築していこうと考えております。

以上です。

**委 員（青谷 和彦 君）**      ありがとうございます。

子供たちのために、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

**執行部**      すみません、先ほど旧図書館残什器処分料のところの説明でありましたが、この処分

料300万円は委員がおっしゃるように長年放置されていたそういったものを適切に処理していく、公共施設を管理していく上で、課題を先送りせずに、そういったものを防犯面も含めてしっかりやっていく。

その後の予定として、課長が申し上げましたように、個別計画では建物つきの売却といった方向は取っておりますが、その施設そのものが歴史ある建物でありますし、場所もそういった場所であります。

ですから、そのあたりの利活用というのは、これから個別計画を踏まえながらもしっかりと考えていきたいと考えております。

以上です。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、青谷委員の質疑は終わりました。

次に、順位第2番、松岡委員の発言を許可します。松岡委員。

〔委員 松岡 伸一 君 質問席へ移動〕

**委員（松岡 伸一 君）** 公明党宇部市議会議員団の松岡伸一です。

教育費について、3点ほど質疑をいたします。

まず1点目、項15目20及び項20目20、予算参考資料は162ページ、163ページにあります小学校また中学校の施設整備単独事業費の中の防犯カメラ設置についてであります。

先ほど、青谷委員からは小学校のほうで質疑があったと思いますけれども、中学校も同じと考えてよろしいですか。

**執行部** 御質問にお答えいたします。

中学校も校数が12校となります。1校当たり105万円を予定しておりますので、合計とすれば12校で1,260万円を予算計上させていただいております。

以上でございます。

**委員（松岡 伸一 君）** その中でモニターもついていない単独、スタンドアローンだということでしたけれども、今回、整備・設置のための予算ということで、これは維持管理費というのはここには含まれていますでしょうか。

**執行部** 維持管理費につきましては、含まれていません。今から設計を行っていく中で、そういった維持管理費が必要ということになれば、令和9年度から予算要望させていただくような形にはなろうかと思えます。

以上です。

**委員（松岡 伸一 君）** 分かりました。

先ほどの御答弁の中でも、学校によって様々状況が違うのでということで、基本4台だけでも、前後する場合はあるということがあったと思います。

抑止力として防犯カメラの設置は非常に効果が高いと思っております、例えば小学校、中学

校全部で36校なので、36校で4台、全部で144台設置ということだと思うのですが、検討した結果、例えば150台必要となった場合の対応はどのように考えていますでしょうか。

**執行部** 実際に、今から警察、学校を含めまして、設置場所を検討していくわけなのですが、そういった中で、もし不足といったことになりましたら、基本的には落札減やちょっと発注時期をずらすとか、そういうのも一つの手法だと思いますし、もしその辺で不足すれば、また補正予算等を含めまして検討させていただくという形にはなろうかと思います。

以上です。

**委員（松岡 伸一 君）** ぜひ、必要な場所には必ず必要なものがきちんとつくように手配していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて2点目です。項10目25、予算参考資料165ページになります。

学力向上推進経費1,168万円の中の生成AI・学習アシスタントアプリの利用に要する経費480万2,000円とあります。

先日、代表質問でもあったかと思いますが、改めてこの内容についてお伺いいたします。

**執行部** 生成AIのアプリについてでございますが、AIとの対話を通じまして、単に答えを得るための道具ではなく、自らの考えを深める思考のパートナーとしての役割を果たすアプリでございます。

授業におきましては、生徒の質問に対し直接的な答えをすぐに提示せず、AIとの対話を重ねながら回答に導くため、生徒の深い思考を促すことができます。

また、家庭学習においては、生徒一人一人の学習状況や理解度に合わせて個別最適なサポートが可能となるため、回答につながるヒントの提示や生徒の理解度に応じた補充問題を生成AIが作成することができるものでございます。

以上です。

**委員（松岡 伸一 君）** 分かりました。

代表質問でも少しあったかと思うのですが、中学校が対象だったかと思います。小学校が対象ではない理由があれば教えてください。

**執行部** 本アプリは、山口県教育委員会の施策による県内自治体との共同利用の形で中学校のみで導入するということになっております。

以上でございます。

**委員（松岡 伸一 君）** 分かりました。

今、子供一人一台端末ということで小学生も含めて皆さん端末を持たれております。ICTの積極的な利用ということには、生成AIを活用したこういった学習は非常に有効ではないかなと思いますので、今後ぜひ検討していただけたらなと思っております。

また、ちょっと分野は違いますが、生成AIを使うということで、やはり情報リテラシ

一というところの教育も併せて推進していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後に3点目です。項45目20、予算参考資料168ページのふれあい教室等不登校対策推進経費1,138万9,000円についてです。

令和7年度当初予算では406万2,000円ということで、比較して予算が増加しておりますが、その要因についてお伺いをしたいと思います。

また、フリースクール利用補助に関しては、先ほどの青谷委員の答弁でよく分かりましたので、これ以外の部分でお示しいただけたらと思います。

**執行部** それでは、増額となった理由について御説明いたします。大きく3点ございます。

まず1点目は、小学校内にふれあい教室を4校設置することになります。

なお、令和7年度は1校でございました。

4校設置に伴いまして、教室の修繕料、間仕切りだったりエアコンの設置、またホワイトボードなどの備品購入費、これが約620万円の増を計上しております。

2点目は、フリースクールになりますので、割愛させていただきます。

最後、3点目につきましては、学びの多様化学校の調査研究に伴って、先進地視察の旅費を計上しております。これが、約26万円を計上しております。

以上になります。

**委員（松岡 伸一 君）** ありがとうございます。

校内ふれあい教室が4校追加ということで、小学校は全部で10校になろうかと思います。

ちょっと聞きたいのですが、この中に校内ふれあい教室で働かれている方の人件費というのは含まれている、いないのか教えてください。

**執行部** お答えいたします。

人件費については別の予算になります。

以上です。

**委員（松岡 伸一 君）** 分かりました。

学校数も増やしていただいているので、そこもしっかりとまた増えている、必要な予算かなと思っておりますので、よろしくお願いします。

必要な人件費も増加するということですが、大切な支援ですのでぜひ継続してやっていただけたらと思っております。

先ほど、フリースクール利用の補助ということで、増額の理由を教えてくださいました。人数もそうですが、令和8年度からフリースクールの新たな補助を受け入れる施設の要綱が緩和されるということで、施設も増えるということも推定されるので、そこも含めてしっかりと補正も含めて対応されるということがありましたので、ぜひ前向き、積極的な対応をよろしくお願いいたします。

いと思っております。

また、学びの多様化学校について、予算がついたのは初めてかなと思っております。まだ計画だとは思いますが、どのあたりを見られるのか、答えられるところがあれば教えてください。

**執行部** 視察先についてお答えいたします。

まだ現在、調整・検討中にはなりますが、まず令和8年度4月開校予定の下関市、そして東京方面、関西方面を考えております。

以上です。

**委 員（松岡 伸一 君）** 国も各県、また最終的に各県内、国内に300設置したいという要望、目標があるかと思います。まだまだ今、数としては全国少ないところだと思いますけれども、ぜひいろいろなところを見ていただいて、本市に合うところを検討していただきたいですし、また同規模のまちの視察というのも非常に重要ではないかなと思いますので、ぜひこれを機に本市でも設置に向けてしっかりと動いていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、松岡委員の質疑は終わりました。

次に、順位第3番、木原委員の発言を許します。木原委員。

〔委員 木原 大介 君 質問席へ移動〕

**委 員（木原 大介 君）** こんにちは。

予算参考資料74ページの野外彫刻展推進経費のうち、委託料の2,074万6,000円について、目的や内容、期待される効果、予定などを教えてください。

**執行部** お答えいたします。

野外彫刻展推進経費の委託料ということで、予算参考資料に記載させていただいております野外彫刻展情報発信、それから実物作品基礎設計業務が該当いたします。

このうち令和8年度につきましては、野外彫刻展本展の前年の年に当たります。このため機運の醸成の年と位置づけまして、PRに関する予算につきましては、委託料に990万円を計上させていただいております。全国のアートに関心のある層をターゲットに、彫刻展や彫刻のあるまち宇部の魅力について効果的に伝えるプロモーション活動を展開するとともに、年間を通じて定期的なメディア露出を図るなど、積極的な情報発信を行いたいと考えております。

これらのPRによりまして、彫刻展の認知度それから彫刻展への来訪意欲の向上、こういったものにつながっていくという効果を期待しております。

予定としまして、業者選定におきましては、プロポーザルの方式を採用することを考えております。

以上です。

**委員（木原 大介 君）**      ありがとうございました。

要望なのですけれども、野外彫刻展情報発信業務について、過去に欧米豪の7か国の旅行エージェントとライターさんを宇部に招くファンツアーをやったときに、彫刻展はかなり西洋人向けに合っていると言われたので、ぜひとも海外に向けた情報発信も強化してくださるよう要望して、僕の質問を終わります。

**委員長（猶 克実 君）**      以上で、木原委員の質疑は終わりました。

次に、順位第4番、時田委員の発言を許します。時田委員。

〔委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動〕

**委員（時田 洋輔 君）**      それでは、大きく2点お伺いいたします。

まずは、学校給食の賄い材料費で、予算参考資料の172ページに賄い材料費が掲載されています。

令和8年度の予算では、給食費を小学校、中学校ともに無償化するということで評価いたしたいと思います。

それに当たりまして、そうなったからといって、給食の質や量というのが下がってしまうのもよくないことですし、令和8年度、そういうのがきちんと執行されていくのかなという観点で、さらにその中で無償化され、令和7年度まで補正も含めて何度か物価高騰分が給食費に影響しないように、保護者の負担増にならないようにということで、市費、公費で負担されてきました。

そういう中で、最近はその部分で米の値段の値上がりということで補正が組まれていましたが、令和8年度無償化になる中で、そういうのが影響しないかなというところで確認していきたいと思います。

第1点ですが、米の給食、使われる米の単価の推移と、1食当たりの単価も推移があれば、なければ令和8年度どういう予定で立てられているかですけれども、確認したいと思います。

**執行部**      米の価格の推移及び1食当たりの単価についてお答えいたします。

本市の学校給食用の米については、安全性と品質が保証された山口県産米を使用することとし、山口県学校給食会から一括購入しています。

精米及び米飯の価格は、毎年4月と12月に改定されます。

令和6年度からの価格の推移については、令和6年4月当初の精米の価格は税抜きで1キロ当たり313.3円で、令和6年12月から令和7年3月は1キロ当たり443円、令和7年4月当初は1キロ当たり540.4円、令和7年12月から令和8年3月は1キロ当たり757.7円となっています。

また、令和7年度の1食当たりの食材費は、小学校は300円、中学校は330円としていますが、そのうち米について1食当たりに換算いたしますと、令和7年4月当初は小学校で税抜き

平均約46円、中学校で平均約60円、令和7年12月から令和8年3月は、小学校で平均約63円、中学校で平均約82円となっています。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 1点再質疑で確認なのですが、令和7年12月の757.7円というのは、これは県が学校給食会に通すと補助金が出ていると思いますけれども、その補助金が幾らで、それが反映されている価格かというのを確認したいと思います。

**執行部** この価格は、県の補助金が1キロ当たり4.61円が反映されたものでございます。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 僅かそれぐらいなのですね。県の補助でこの価格ということですが、消費税込みでいうと5キロで4,200円ぐらいの価格ということが分かりました。

では、第2点ですが、令和7年度の当初予算との額の違いがありますけれども、賄い材料費、その額、その理由についてお伺いいたします。

**執行部** 令和7年度当初予算との差額の理由についてお答えいたします。

令和7年度当初予算に計上した賄い材料費は7億2,141万6,000円、令和8年度当初予算に計上している賄い材料費は7億4,749万1,000円で、2,607万5,000円の増加となっています。

これは、1食当たりの食材単価を30円引き上げたことなどによるものです。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** その食数というのは、令和7年度と令和8年度というのは、食数との関係ではどうなっているのでしょうか。食数が減る予定なのに物価高騰で増えたものなのか、食数も増えて物価高騰も加味して予算ではそういうふうにしたのか、そこを確認したいと思います。

**執行部** 食数は、児童生徒数が約390人程度減るという予測でしたので、その数で推定の数になっております。このため、食数自体は減って算定をしています。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、食数は減っているけれども、賄い材料費は増えるという予定でというところですが、物価高がある中、質とか量を保とうとしての努力というか、そういうことなのだと思いますけれども、改めて第3点で、物価高などある中で、令和8年度、賄い材料費予算の中で、どういうふうに質とか量を保っていられるのかということも含めた取組を確認したいと思います。

**執行部** 令和8年度取組についてお答えいたします。

近年の食材費の上昇による学校給食の質と量の低下を防ぐため、令和4年度以降、給食1食当たりの食材費の単価を引き上げ、上昇した食材費については、保護者負担の増額はせず、公費に

より負担しています。

また、先ほども申し上げましたが、毎年12月に実施される精米価格の改定に伴う価格上昇については、補正予算を計上するなど国の交付金を活用して対応してきました。

令和8年4月から、宇部市立小中学校における給食費の無償化が始まりますが、継続的な物価高騰により食材費の増額が見込まれるため、1食当たりの食材単価を30円引き上げ、小学校330円、中学校360円を食材費として予算を計上しているところです。

引き続き食材の選定や献立について創意工夫を図るとともに、国の交付金を活用するなどして、給食の質や量を低下させることがないよう取り組んでいきます。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** ぜひ、努力をお願いいたしますというところと、1点再質疑なのですが、米でいいかと、今、学校給食会と単独随契、見積り合わせなどせずですか、と思うのですが、青果とかしょうゆとか、多分肉とかは見積り合わせなり入札なりしていると思いますが、もしそういうことをした場合、もうちょっと米の価格が下がるのかなと思ったりするのですが、その辺は令和8年度考えていらっしゃるのでしょうか、確認します。

**執行部** 米については、年間を通して130トン近くずっと継続的に使い続けているものです。今のところはそういった米を安定的に供給できる業者等おりませんので、ほかの業者をとということとは考えておりません。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 研究の余地はあると思いますので、ぜひ研究していただいて、少しでもよく安くというところをお願いいたします。

では、質問の2に行きます。学校体育館の空調設備整備事業で、これは概要の別冊、カラーの横の資料です。

この6ページに掲載されているのを使いますが、これも代表質問等でありましたが、私も少し総括質疑で触れましたけれども、改めて第1点で、令和8年度、どういう実施見通しなのかを確認いたします。

**執行部** お答えいたします。

令和8年度は委託料9,000万円を予算計上し、令和9年度に空調設備の設置を予定しております体育館9棟の実施設計を行うこととしております。

具体的には、経済性にも配慮しながら避難所として効果的な施設整備となるよう、令和7年度に検討いたしました整備プランに基づき、空調機器や断熱性能などにつきまして、詳細な設計をしてみたいと考えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、そういうのをを行うために、総括質疑でも少し触れましたが、

第2点、財源、有利な財源や有利な借金、市債発行ができれば、もっと早く進めることができるかもしれませんが、令和8年度のその辺の財源をどのようにこの予算で出されているか、確認します。

**執行部** 今、委託料の9,000万円につきまして、財源という御質問ですがけれども、基本財源といたしましたら、充当率100%の緊急防災・減災事業債を活用することとしております。

この事業を活用した場合の市の実質負担割合は、交付税措置後事業費の30%となりますので、通常の学校教育施設等整備事業債を活用した場合の実質負担割合約60%に比べまして、約半分になるという形で試算しております。

**委員（時田 洋輔 君）** 分かりました。

確認いたしましたので、以上で質疑を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、時田委員の質疑は終わりました。

次に、順位第5番、五十嵐委員の発言を許します。五十嵐委員。

〔委員 五十嵐 仁美 君 質問席へ移動〕

**委員（五十嵐 仁美 君）** では、早速質疑に入ります。

予算参考資料164ページの日本語教育が必要な外国人児童への支援ということで、先ほど青谷委員が中学校に関していろいろ質疑されていたのですが、私のほうは小学校、中学校両方に対して回答をお願いしたいと思います。

まず最初に、普通に授業が行われている中でどのような支援が行われているのか、支援内容を一番最初、1点目です。先ほど中学校のは少し聞いていますので、特に小学校のほうでどのような支援内容が行われているかをお伺いします。

2点目は、先ほど小学校が14名、中学校が2名という話がありましたけれども、令和6年度の実績、そして令和7年度の実績見込みをそれぞれ小中学校でお尋ねしたいと思います。

あと3点目は、経費の内訳も小中学校それぞれでお願いいたします。

**執行部** 支援内容につきましては、小学校、中学校それぞれございますが、別室で該当児童生徒の日本語能力に合わせて、日常生活や授業でよく使う語彙や表現、平仮名であったり片仮名、漢字の練習等を行っていきます。

また、授業に入って、日本語や英語、母国語等を用いて、必要な場面で支援等をすることもございます。

令和6年度及び令和7年度の実績でございますが、令和6年度につきましては、県の加配教員である日本語指導教員が2名、これは非常勤でございました。それから、市の語学ボランティアに関しましては、3名でございます。令和7年度につきましては、県の加配教員である日本語指導教員が2名、これは常勤が1人、非常勤が1人です。それから、市の語学ボランティアが2人というところでございました。

経費の内訳につきましては、語学ボランティアの方への謝金と旅費を合わせたものとなっております。

以上です。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 児童生徒の人数としては、先ほど中学校が14名、小学校が2名ということでしたけれども、これは令和6年度そして令和7年度、変わらない人数だったということですか。

**執行部** 数としましては、これも時点によるのですが、令和6年度の5月1日時点では、小学生が8名、中学生が2名でございます。

令和7年度につきましては、先ほどお話をさせていただきましたけれども、これは3月時点の話でございますが、16名というところでございます。

以上です。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 結構、児童生徒の変動もあるようですが、大変でしょうがこれからも頑張ってください。

続きまして、質疑2の予算参考資料165ページ、英語検定3級以上検定料助成についてお尋ねします。

まず最初にこの事業内容、そして2点目で、令和7年度の実績見込みと効果をお尋ねします。

**執行部** 英語検定3級以上の検定料の助成につきましては、中学生の英語力及び学習意欲の向上を図るため、英語検定3級以上受験した生徒の保護者で申請があった者に対し2,200円を助成いたします。助成の申請は、可否にかかわらず、1年度当たり1回のみでございます。

また、英語検定の受験は希望者が行うものであり、全員が受験するわけではありません。

令和7年度の実績と効果でございますが、195名が申請をしております。英検3級以上の合格率は、72%でございました。

英検は、自分の英語力に合わせて受験級を決めることができ、目標設定として活用することで、英語学習のモチベーションを高めることができると考えております。

以上でございます。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 子供たちにとっては、英語検定を受けるということで、効果的になっているということが分かりましたので、これからもこれは続けていただければと思います。

以上で終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、五十嵐委員の質疑は終わりました。

次に、順位第6番、三好委員の発言を許します。三好委員。

〔委員 三好 保雄 君 質問席へ移動〕

**委員（三好 保雄 君）** 最後になりました。よろしくお願いいたします。無所属、参政党の三好保雄です。

通告に従いまして、質疑いたします。

款 5 5 項 1 5 小学校費です。学校建設費について、予算参考資料の 1 6 2、1 6 3 ページです。

小学校施設整備単独事業費、遊具更新工事の 7 5 0 万円についてお願いいたします。遊具更新工事の内容、内訳を伺います。

**執行部** お答えさせていただきます。

学校の遊具につきましては、教職員が毎月行う点検や民間事業者に委託して実施する年 1 回の安全点検の結果によりまして、補修が困難な場合に、学校と協議の上、設置状況や利用状況等を踏まえながら、更新または撤去を進めているところです。

令和 8 年度につきましては、神原小学校、厚東小学校のブランコ、そして鵜ノ島小学校の鉄棒を更新するとともに、原小学校のブランコ、そして二俣瀬小学校の老木を撤去することとしております。合計金額が 7 5 0 万円となります。

以上です。

**委 員（三好 保雄 君）** ありがとうございます。

小学校遊具は、子供たちが楽しく遊ぶだけではなくて、今、子供たちは体育で高学年になって、中学年もそうですけれども、器械運動があります。そのときに、やはりこれらの遊具で遊んでいることで、基礎感覚がつくということなのですね。

今、学校をいろいろ回ってみますと、ジャングルジムと分かりますかね。正方形をパイプでつないで、ずっと、X 軸、Y 軸、Z 軸というふうに座標のように造った遊具なのですから、これが極めて役立つのです。鉄棒で逆上がりするとき、足をかけて、こういうところを回っていると、小さいときにそのような遊びをしていると、いつの間にかなかなか子供たちが難しい逆上がりができるようになっていたりということがありますので、その後、どの遊具を設置するのか、そのような市としての基準はあるのでしょうか、お願いします。

**執行部** 基準は特に定めておりません。

以上です。

**委 員（三好 保雄 君）** ジャングルジムがないところに、ぜひ現場に、これいいよというように、声をかけていただくとありがたいと思います。

続いて、防犯カメラ設置工事についてです。

先ほど、ずっといろいろ御説明をいただいてよく分かりました。ありがとうございます。子供たちのために、カメラで守れるということを非常に感じております。

ただ、ちょっと懸念することがありまして、2 0 2 5 年 1 1 月 4 日付の読売新聞なのですが、5 0 0 件の保育園や工場の防犯カメラ映像が海外サイトへ流出したと、設定に不備があった、犯罪に悪用されるおそれもあるというのがありました。

宇部市ではどのような機械、カメラをつけるのか、このような懸念はないのだろうかというこ

ともお願いいたします。

**執行部** 先ほどもお答えさせていただいておりますけれども、スタンドアローンという形でその機械にメモリーカードがついていて、そこで録画するという、今、そういう機械を、カメラを予定しております。

憶測で表現してはいけませんけれども、W i - F i 等で、例えば職員室へ飛ばすとか、そういう機能がついたものではなく、逆にシンプルなので、S Dカードを取られない限りは情報漏えいのものはないという認識ではございます。

以上です。

**委 員（三好 保雄 君）** 心配し過ぎかもしれませんが、いろいろ調べてみましたら、2023年4月19日に参議院議長宛に国会議員が質問していました。中国製監視カメラの規制に関する質問趣意書ということで、かなりいろいろなことが出ていて、その中で機械選定について、その辺はしっかり考えないといけないということを新たに認識したわけで、また機械の選定も大丈夫だと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて3つ目です。款55項10の教育総務費、教育指導費で、日本語教育が必要な外国人児童生徒の支援について、先ほどから青谷委員、五十嵐委員の質問に答えていただきましたけれども、令和6年度、令和7年度は分かりました。令和5年度、令和4年度、令和3年度、児童生徒がどのぐらいの数いたか教えてください。

**執行部** 過去5年間の児童生徒数の推移と指導の形態についてお答えをいたします。

これは、定点でございます。5月1日現在での数字でお答えをいたします。

学校基本調査によりますと、令和3年度は小学校1校で7名、中学校1校で1名、計8名でございます。

令和4年度は、小学校1校で11名、中学校1校で1名、計12名でございます。

令和5年度は、小学校3校で9名、中学校3校で3名、計12名でございます。

先ほどお伝えした令和6年度は、小学校3校で8名、中学校1校で2名、計10名、令和7年度は、小学校4校で12名、中学校1校で2名の計14名でございます。

ただし、これにつきましては、5月1日現在の数値でございまして、先ほどお話をさせていただいたときの数字は、令和7年度の3月の数値では、小学校6校で14名、中学校1校で2名の16名ということでございますので、時点が違うということをここでお伝えいたします。

次に、指導の形態でございます。

日本語指導教員につきましては、週に1回程度、別室で該当児童生徒の日本語能力に合わせ、日常生活や授業でよく使う語彙や表現、平仮名や片仮名、漢字の練習をしたり、授業に入り日本語や英語、母国語を用いて必要な場面で支援をしたりします。

ボランティアにつきましては、週に二、三回授業に入り、日本語や英語、母国語を用いて必要

な場面で支援をいたします。

また、授業の後に別室で補充学習を行うこともございます。

以上です。

**委 員（三好 保雄 君）**      ありがとうございました。

確認なのですが、宇部市で県の加配の先生が2人、そしてボランティアの方が2人ということですね。これは、かなり学校を回らないといけないわけですね。

私もずっと教員の時代、3年間ほど中国からのお子さんを担任しました。そのときは、もう宇部市はありがたいことで、その子にずっと朝から帰るまで全部ついてくれていました。おかげで日本語がすごく上手になって、今は成人しているぐらいになっているのだと思いますけれども、そういうことがありました。

現場の先生にとってはかなり大変だと、そのお子さんも絶対大切にしないといけないし、また日本の子供たちも絶対伸ばしていかないといけない。授業がやはり遅れていくとまたまずいよということがありますので、かなり海外からのお子さんが来られるということを大事にしながら、日本の子供たちを伸ばすということで、事前の準備とか対応をすごく考えていただけたらと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

**委員長（猶 克実 君）**      以上で、三好委員の質疑は終わりました。

これで教育費に対する質疑を終了します。

---

**委員長（猶 克実 君）**      次に、災害復旧費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで災害復旧費に対する質疑を終了します。

---

**委員長（猶 克実 君）**      次に、公債費・諸支出金及び予備費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで公債費・諸支出金及び予備費に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）**      以上で、一般会計当初予算歳出に対する質疑を終結します。

---

**委員長（猶 克実 君）**      以上で、本日の予定は終了しました。

明日18日（水曜日）は、午前10時に委員会を再開し、まず、一般会計当初予算歳入に対する質疑を、市税を除くその他の収入の順で行い、次いで一般会計当初予算継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用に対する質疑を一括で行い、次いで特別会計当初予算に対

する質疑を会計ごとに行います。

なお、一般会計当初予算歳入、一般会計当初予算継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用に対する質疑及び特別会計当初予算に対する質疑の通告受付時間は、明日 18 日 午前 8 時 30 分から午前 9 時 30 分までとなっています。

---

委員長（猶 克実 君） 本日は、これで散会します。

————— 午後 6 時 7 分散会 —————

令和8年3月18日

宇部市議会予算決算委員会  
後期全体会議録

宇 部 市 議 会



# 宇部市議会予算決算委員会後期全体会議録

- 1 日 時** 令和8年3月18日（水）  
午前9時56分から午後2時2分まで
- 2 場 所** 議場
- 3 事 件** （1）一般会計当初予算歳入に対する質疑  
（2）一般会計当初予算継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用に対する質疑  
（3）特別会計当初予算に対する質疑  
（4）企業会計当初予算に対する質疑  
（5）一般会計、特別会計及び企業会計当初予算の留保事項に対する質疑  
（6）一般会計、特別会計及び企業会計当初予算議案に対する討論、表決  
＜補正予算議案等審査＞  
（7）分科会会長報告、会長報告に対する質疑  
（8）補正予算議案等に対する討論、表決

## 4 出席委員（26名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 猶 克 実 君   | 副委員長 | 岩 村 誠 君   |
| 委員  | 青 谷 和 彦 君 | 委員   | 芥 川 貴久爾 君 |
| 委員  | 浅 田 徹 君   | 委員   | 荒 川 憲 幸 君 |
| 委員  | 五十嵐 仁 美 君 | 委員   | 射 場 博 義 君 |
| 委員  | 笠 井 泰 孝 君 | 委員   | 唐 津 正 一 君 |
| 委員  | 河 崎 運 君   | 委員   | 木 原 大 介 君 |
| 委員  | 鴻 池 博 之 君 | 委員   | 志 賀 光 法 君 |
| 委員  | 重 枝 尚 治 君 | 委員   | 城 美 暁 君   |
| 委員  | 真 宅 宣 昭 君 | 委員   | 時 田 洋 輔 君 |
| 委員  | 新 村 秀 雄 君 | 委員   | 西 村 享 平 君 |
| 委員  | 林 豊 廣 君   | 委員   | 早 野 敦 君   |
| 委員  | 松 岡 伸 一 君 | 委員   | 三 好 保 雄 君 |
| 委員  | 山 下 則 芳 君 | 委員   | 吉 松 剛 君   |

## 5 欠席委員（1名）

委員 甲 谷 理 温 君

## 6 その他の出席者（1名）

議 長 山 下 節 子 君

## 7 説明のため出席した者

|             |           |          |           |
|-------------|-----------|----------|-----------|
| 市 長         | 篠 崎 圭 二 君 | 副 市 長    | 藤 崎 昌 治 君 |
| 常勤監査委員      | 廣 中 昭 久 君 | 教 育 長    | 野 口 政 吾 君 |
| 水道事業管理者     | 秋 田 浩 二 君 | 交通事業管理者  | 大 谷 唯 輝 君 |
| 総 務 部 長     | 大 畑 秀 幸 君 | 総合政策部長   | 古 林 学 君   |
| 観光スポーツ文化部長  | 青 山 佳 代 君 | 市民環境部長   | 床 本 晋 二 君 |
| 健康福祉部長      | 中 村 淳 一 君 | こども未来部長  | 濱 田 修 二 君 |
| 産業経済部長      | 林 孝 之 君   | 都市政策部長   | 磯 中 克 文 君 |
| 土木建設部長      | 宗 野 行 展 君 | 教 育 部 長  | 濱 原 貴 宏 君 |
| 総合政策部       |           |          |           |
| 次 長         | 馬 場 葉 子 君 | 次 長      | 上 田 優 作 君 |
| 財 政 課 長     | 入 江 慎 一 君 | 移住定住推進課長 | 久 保 恵美子 君 |
| 移住定住推進課副課長  | 山 下 進 君   |          |           |
| 健康福祉部       |           |          |           |
| 次 長         | 島 田 伸 弘 君 | 次 長      | 内 田 明 美 君 |
| 高齢福祉課長      | 伊 藤 志奈子 君 | 高齢福祉課副課長 | 伊 藤 淳 君   |
| 産業経済部       |           |          |           |
| 次 長         | 村 岡 和 弘 君 | 卸売市場長    | 石 原 貴 裕 君 |
| 卸売市場副市場長    | 近 藤 孝 男 君 |          |           |
| 水道局         |           |          |           |
| 副 局 長       | 中 村 浩 二 君 | 次 長      | 石 川 一 清 君 |
| 次 長         | 濱 原 資 彦 君 |          |           |
| 交通局         |           |          |           |
| 次 長         | 八 木 巧 君   | 交通事業課長   | 古 谷 信 弘 君 |
| 交通事業課副課長    | 黒 田 寛 君   | 交通事業課副課長 | 河 内 厚 司 君 |
| 交通事業課総務財政係長 | 三 好 智 晴 君 |          |           |

## 8 事務局職員出席者

|        |           |          |           |
|--------|-----------|----------|-----------|
| 局 長    | 谷 寛 子 君   | 次 長      | 岩 崎 勝 君   |
| 議事総務課長 | 重 村 一 郎 君 | 議事総務課副課長 | 橋 本 佳 子 君 |
| 議事調査係長 | 木 村 美 紀 君 | 書 記      | 高 木 徹 也 君 |
| 書 記    | 真 鍋 幸 恵 君 |          |           |

委員長（猶 克実 君） おはようございます。ただいまから、委員会を再開します。

なお、甲谷委員は、欠席の旨の届出がありました。

次に、本委員会の傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

質疑に入る前に、委員の皆様申し上げます。

要望事項がありましたら、委員会終了時まで、委員長宛てに文書で御提出くださるようお願いいたします。

なお、報告事項とするかどうかは、正副委員長に御一任願います。

---

委員長（猶 克実 君） これより、一般会計当初予算歳入に対する質疑を行います。

質疑は、市税、市税を除くその他の収入の順に行います。

委員、執行部の皆様には、引き続き、的確に質疑、答弁されますようお願いいたします。

---

委員長（猶 克実 君） それでは、まず、市税について、質疑を行います。

市税についての質疑の通告はありません。

これで、市税に対する質疑は終わりました。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、市税を除くその他の収入について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、市税を除くその他の収入に対する質疑は終わりました。

これで、一般会計当初予算歳入に対する質疑を終結します。

---

委員長（猶 克実 君） 続いて、一般会計当初予算継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用に対する質疑を行います。

質疑の通告が1名あります。通告の第1位です。時田委員の発言を許可します。時田委員。

〔委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動〕

委 員（時田 洋輔 君） 皆さん、おはようございます。

早速ですが、お手元にあるように、債務負担行為のふるさと納税業務令和8年度分について、質疑いたします。

予算書の9ページには、議会として議決を求められている一般会計第1条から第6条がありまして、第3条に地方自治法が定める規定によるということで債務負担行為が掲載されています。

予算書の17ページに、今度は別表で、令和8年度分の債務負担行為、議決すべきもの、定めるものが載ってまして、私はその中の上から2つ目のふるさと納税業務令和8年度分について、

確認をしていきます。

趣旨としましては、あまり見ることがないのですが、限度額のところが具体的な額ではなく、「ふるさと納税事業に伴い、宇部市が事業者に支払う経費」ということで、審査するに当たって中身もよく分かりませんので、確認していきたいと思います。

地方自治法の施行令の中で様式があって、その中で限度額が定まらない場合は文章で示してもいいとなっていますので、限度額を示すのが困難だろうというのが推察できます。

では、第1点で、限度額の金額表示がなぜ困難なのかというのを確認します。

**執行部** お答えします。

限度額の金額表示が困難な理由についてですが、これはふるさと納税業務委託が寄附額に連動して支払う経費のため、令和9年度から3年度分の寄附額の想定をすることが困難であることから、限度額を表記せず、その内容を表記しております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** もう少し具体的に、その表記が困難というのは分かったのですが、なぜ困難なのかというところがあればお願いいたします。

**執行部** お答えいたします。

理由についてですが、令和2年9月1日から令和5年8月31日の3年間のふるさと納税業務委託契約について、債務負担行為限度額を今の文字表記ではなく、限度額を6,077万6,000円と当初予算で設定をさせていただきました。

ふるさと納税額が増額することに伴いまして、令和2年度補正をかけ、増額をさせていただきました。まして9,142万3,000円に増額をさせていただいたところです。

しかしながら、これは寄附額が増額したことに伴い、最終年度、令和5年度になりますが、その際に委託料が増額したため、令和5年度としまして835万6,000円、新たに債務負担行為を設定しました。

これに伴いまして、ふるさと納税の市場が年々拡大している中で、3年間の寄附額を想定することが非常に困難であったため、令和5年9月1日から令和8年8月31日の契約の債務負担から、限度額を金額から文字に変えております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、2点目なのですが、本当に想定が難しいというのがどうなのかなということで、特にこの文章では何を経費として扱って、債務負担行為としているかというのが分かりませんので、第2点目で、ふるさと納税業務に伴いと言っても広いですから、どの経費を債務負担行為とするのかというのを確認いたします。

**執行部** お答えいたします。

どの経費を債務負担行為とするのかについてですが、予算費目は委託料となり、内容は返礼品

の代金と送料、そして寄附額に連動する事務手数料になります。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 第2点、ちょっと確認なのですが、そのふるさと納税業務をするに当たって、それ以外の経費というのもどこかで発生して、それは債務負担行為には入っていないのか、それともその他の経費というのは全くない、全部これで債務負担行為で業務としては成り立つのか、確認をいたします。

**執行部** お答えいたします。

委託料以外の経費としまして、主には手数料がございます。ふるさと納税はポータルサイトに掲載しておりますので、ポータルサイトの掲載の手数料、それとクレジット決済手数料が入ってまいりますので、そちらの決済手数料として、これは単年度契約を結んでおりますので、債務負担行為は組まずに手数料で計上させていただいております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** ということは、明確にどの経費をというのが分かるわけですね。このざっくりとふるさと納税業務に伴いと言うとどこまで入ってくるのか分からないので、審査する私としてはどこの経費を審査しているのか、債務負担行為なのかと分からないままというところですので、その辺はできる限りやはり分かるなら具体的に掲載したほうがいいのではないかなと思いますので、指摘しておきます。

そして、その期間の間に設定した債務負担行為が、以前はオーバーして補正を組んだり、追加したりということですが、ではこの3年間の設定そのものが適切なのかどうかというところで、第3点ですが、3年間の設定理由についてお伺いいたします。

**執行部** お答えいたします。

受託事業者は、市と連携してふるさと納税の獲得に努めます。このため、成果を出すためには、単年度契約よりも一定の複数年契約、本市では3年が望ましいと判断をいたしました。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** では続けて、この文章で書かれていますので、大体どれぐらいになるのかなというのを知っておきたいので、第4点として、令和5年度分も文字で表記してですが、総額はまだ予定でしょうけれども、大体の年度ごとの実績についてお伺いいたします。

**執行部** お答えいたします。

令和5年度分の総額及び年度ごとの実績についてですが、令和5年度に設定した債務負担行為は、令和6年4月から令和8年8月までの委託料となり、年度ごとの実績額及び見込額としては、令和6年度5,702万2,474円、令和7年度見込額5,950万7,108円、令和8年度は4月から8月の5か月分となりますので、予算額1,745万5,698円を計上しており、現時点の総額の見込みは約1億3,400万円と考えております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** では、この今議案になっている令和8年度分というのは、それぐ  
らいを想定しておいたらいいか、それとも、今からまだ伸びそうなのでもう少しかかってしま  
うとか、その辺の想定があつてのことでしょうか。それとも、本当に文字で書いているように、  
全く分からないという感じでしょうか、確認いたします。

**執行部** 令和8年度分の債務負担行為に対する年度ごとの支出予定額についてですが、前回の  
契約が令和8年8月末までの契約ですので、今回の契約期間は令和8年9月1日から令和11年  
8月31日までとなります。ただし、令和8年9月1日から令和9年3月末までの、いわゆる令  
和8年度分については当初予算で7か月分として7,000万円を計上しております。この7か  
月分の7,000万円を踏まえると、令和8年度分の債務負担行為年度ごとの支出予定額として  
は、令和9年度8,700万円、令和10年度9,000万円、令和11年度は5か月分となり、  
2,400万円を現時点では見込んでおります。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** では、最後の6点目ですが、予算説明書の443ページを見ます  
と、財源内訳がありまして一般財源ということになっていますけれども、改めて3年間全部一般  
財源なのかということと、寄附金として入って使うと特定財源なのかなと思ったりするのですけ  
れども、その辺の財源についてお伺いいたします。

**執行部** 財源についてお答えいたします。

財源については一般財源としております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** すみません、その仕組みについて、寄附金で入ってきたものは返  
戻品や手数料で出ていくのでしょうかけれども、残った分が一般財源に入っていくのか、それとも、  
それとは全く別に一般財源として設定される予定なのかというのを、分からないのでもう一回お  
願いします。

**執行部** お答えいたします。

寄附額につきましては、使途というものを設けております。寄附を、ふるさと納税をされる際  
に寄附者様が使途を併せて申込みをされますので、その使途に基づいた事業に充当しております。

今回、うちの委託料につきましては、財源は一般財源とさせていただいております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** 分かりました。いずれにしろ質疑をしたのは、限度額を定めず文  
章であったため、どれくらいの経費がかかるかというのが分からないままなのでしたが、業務内  
容はもうはっきりしているというところですので、もう少し審査するに当たって、検討するのに  
分かりやすい表記がいいのではないのかなというところで質疑しました。よって、改めてそこは

お願いいたしまして、質疑を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、時田委員の質疑は終わりました。

これで、一般会計当初予算継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** 続いて、特別会計当初予算に対する質疑を行います。

質疑は、会計ごとに行います。

---

**委員長（猶 克実 君）** それでは、まず介護保険事業特別会計について質疑を行います。

質疑の通告が1名あります。五十嵐委員の発言を許可します。五十嵐委員。

**委 員（五十嵐 仁美 君）** おはようございます。

早速、質疑に入らせていただきます。

介護保険について3点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、家族介護支援経費、家族介護者への負担軽減等に要する経費についてです。

この事業の1番目、事業内容、そして2点目は、令和7年度の実績見込みと令和8年度の予定をお尋ねします。

**執行部** お答えします。

こちらの事業の内容としては、介護が必要な方を自宅で介護している家族の負担軽減を目的としたもので、2種類の支援がございます。

1つ目は、看護やりハビリ、介護の専門職が自宅を訪問して、家族に負担の少ない介護方法をアドバイスするアドバイス事業。2つ目は、家族が御自身の通院や美容院など必要な外出の時間を確保するため、ヘルパーが見守りや通院の付添いをしたり、家族介護者の相談を受けるサポート事業がございます。これらに係る費用を助成するものです。

続いて、令和7年度の実績見込みと令和8年度の予定です。

令和7年度は本事業を試行的に実施しておりまして、既に実施期間は終了しております。利用者数は、専門職によるアドバイス事業が4名、ヘルパーによるサポート事業が4名の計8名となっております。

令和8年度の予定ですが、令和7年度はアドバイス事業とサポート事業を合わせて30名の利用を見込んでおりましたが、8名の利用にとどまりました。そのため、改めて関係機関や利用者の御意見をヒアリングして、対象者の設定や支援内容などニーズに対応した見直しを行い、令和8年度も引き続き30名の利用を見込んで、試行事業を実施する予定としております。

以上です。

**委 員（五十嵐 仁美 君）** 事業内容で、専門職の方が来てアドバイスをしていたということですが、この専門職の方に来ていただくというのは、申告というか要望をその家庭の方がするというのでしょうか。

**執行部** 実施事業所が幾つかありまして、利用者様には申込みのときにどちらの事業所から専門職を派遣していただきたいというその希望は聞いて、そのアドバイスをしていただきたい内容に沿った専門職を派遣していただくということになっております。

以上です。

**委 員（五十嵐 仁美 君）** 思ったよりも利用者が少なかったということで、いろいろと働きかけをこれから取り組むということですので、ぜひ少しでも負担軽減になるように、またよろしくお願いします。

続きまして、2点目の質疑に入ります。

地域自立生活支援経費のうちの地域支援緊急ショートステイサービスについてです。

「緊急」とついていきますので、ちょっと様子がよく分かりませんので、まず1点目、事業内容。そして2点目、令和7年度の実績見込み、3点目、令和7年度当初予算との差額の理由をお尋ねします。

**執行部** お答えします。

こちらの緊急ショートステイサービスの内容なのですが、災害や虐待等の理由により、緊急に保護が必要な高齢者を特別養護老人ホーム等の施設で一時的に保護するサービスとなっております。

令和7年度の実績の見込みですが、令和7年度は2月末時点で4人が延べ48日間利用しております。こちら見込みということなのですが、緊急時に発生するサービスでございますので、見込みは立てにくいのですが、現時点では利用者はいらっしゃいません。

次に、令和7年度の当初予算との差額の理由ですが、令和8年度の予算は令和7年度の利用実績に基づいて積算しておりまして、令和7年度の利用実績が前年度と比べて減少したことが予算減の理由となっております。ちなみに、令和6年度は18人の方が445日利用されています。

以上です。

**委 員（五十嵐 仁美 君）** 緊急というのは、災害や虐待ということなのですが、災害は分かりますけれども、この虐待というのは、それもやはり御本人から申請するというわけにはいかないのでしょうか。

**執行部** お答えします。

虐待については、御本人からの申出もございますけれども、主には地域包括支援センターや、地域の御近所の方、それから民生委員さん、その周囲におられる方が、御本人の何らかの異変を察知して、市に御相談されるというケースが多い状況です。

以上です。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 本来ならばこの緊急ショートステイというのは、起こってほしくない状況ということなのでしょうけれども、やはり必要であるものですので、また丁寧にこれからやっていただくことをお願いいたします。

3点目の質疑に入ります。

見守り安心コールサービス経費についてですけれども、独り暮らしの高齢者に対する日常生活における見守り相談と体制の整備とあるのですが、見守り相談とはどのように行われているのか。あと、体制の整備というのは一体どういうことなのかということも含めまして、1点目で事業内容、そして2点目で令和7年度の実績見込み、3点目で令和8年度の見込みと経費の内訳をお尋ねします。

**執行部** お答えします。

まず、こちらの事業概要ですが、独り暮らしの高齢者などが急病時など緊急時に素早く対応できるように、緊急通報装置を貸与しまして、装置のボタンを押すと受診センターにつながって、24時間体制で緊急対応や相談ができるサービスです。こちらの見守り相談については、ボタンが相談ボタンと緊急のボタンと2種類ありまして、相談ボタンを押せば24時間すぐに看護職などの専門職につながってサービスができる。それから、月1回のお伺い電話というのがありまして、専門職が何も相談がなくても月に1回「何か変化はございませんか」、「御不安はございませんか」ということで見守りをさせていただくというものです。

それから体制整備ということについてなのですが、このサービスを持ち込まれるときに、緊急時にすぐに駆けつけることができる駆けつけ員を登録していただくようになっております。こちらの駆けつけ員がすぐに対応できなければ、委託先の事業所から御自宅にすぐに駆けつける、こういう体制を整えているものです。

続きまして、令和7年度の実績見込みですが、随時新規の利用申込みもありまして、また、利用者が施設入所またはお亡くなりになられるという利用廃止、そういう利用者の増減というのは常にありますけれども、令和7年度は令和8年2月末時点で今900人の方が利用をされております。

続いて、令和8年度の見込みと経費の内訳です。これまでの利用実績を見ると、900人から1,000人程度の利用を見込んでおります。予算額が2,302万8,000円。こちら主な内訳としては、委託料が2,275万2,000円、郵便料が22万円、電話料が3万2,000円、消耗品費が2万4,000円となっております。

以上です。

**委員（五十嵐 仁美 君）** 令和8年度の経費が増えているということでは、やはり利用度がかかなり増えている感じはします。本当に丁寧に、緊急と相談がきちんとボタンが分かれていて、

すぐに対応ができる体制ができているということはやはり高齢者にとってはとてもありがたいことだと思いますので、これからも取組を頑張ってもらえればと思います。

以上で、質疑は終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、五十嵐委員の質疑は終わりました。

これで、介護保険事業特別会計に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** 次に、国民健康保険事業特別会計について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、国民健康保険事業特別会計に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** 次に、後期高齢者医療特別会計について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、後期高齢者医療特別会計に対する質疑は終了いたしました。

---

**委員長（猶 克実 君）** 次に、中央卸売市場事業特別会計について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。時田委員の発言を許します。時田委員。

〔委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動〕

**委 員（時田 洋輔 君）** それでは、議案第5号令和8年度宇部市中央卸売市場事業特別会計予算についてお伺いいたします。

まず、予算説明書の601ページ。ここは歳入、事業収入のところですが、まずその第1点で、市場使用料についてお伺いしたいのですが。この間、物価高で青果は値上がりしていて、それに伴って市場での取扱金額が上がってきていると思います。それに係る部分というので、普通交付税の、一番上のところですが、この市場使用料が算出されていくわけですが、取扱金額が上がっているように感じるのですが、そういう中でも令和7年度のところで当初予算と比較してこの市場使用料が減となっています。これ切な算出なのか、そういう根拠等、減になった理由を含めてまずお伺いいたします。

**執行部** お答えします。

例年、予算に計上しています市場使用料につきましては、翌年度分の売上高を想定して算出しています。近年の野菜や果物の取扱いの状況としては、単価の高騰があるものの、取扱量は減少しています。単価に関しましては、天候や燃料費の高騰など様々な外的要因に左右されることがあることから、取扱量が年々減少していること、また、令和7年度の決算見込みを踏まえまして、売上高が前年度より下がる可能性を考慮し、予算を計上しております。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） その点については分かりました。

では第2点で、その下の施設使用料です。これは面積当たりでしたよね。この使用料になるのですが、この中の5個目の関連事業店舗使用料が令和7年度の当初予算と比較して増えています。今、その関連事業店舗は空きが多くて、新たな店舗が入るのかなと思ったりするのですが、令和7年度の当初予算と比較して、令和8年度予算が増額している理由について確認いたします。

執行部 お答えします。

関連事業店舗につきましては現在空き店舗となっているところが多く、市場内の業者に対して倉庫としてお貸ししている状況です。

令和8年度予算におきましては、この倉庫としてお貸しする件数が増額することから、使用料を増額させていただいております。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） 空き店舗を有効活用して収入につなげるというのはいいことだと思いますが、では令和8年度は、それでもう空きが埋まってしまう、それともまだ幾つかそれでも空きがあつてのこの使用料ということになるのでしょうか。令和8年度の空き状況の予定をお伺いいたします。

執行部 お答えします。

今の関連事業の空き店舗につきましては、現在5店舗ほど空いておりまして、先ほどお答えしましたお貸しする件数が増加するというのは、2件ほど今の時点で分かっておりますので、今、空き店舗としては3店ということになっております。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） 引き続き空き店舗の活用を取り組んでいただきたいと思いますし、本当は——後続きますけれども——大幅な再整備ではないのであれですけれども、市民の皆さんに開かれたというか、市民の皆さんが市場に行っても関連事業店舗で何かあつて買物できるとか、そういうのもあつたりすると活性化するのではないかなと思いますので、これは指摘しておきます。

次に、今度は歳出で、予算説明書613ページに調査測量設計委託料というのが真ん中あたりに2,600万円に掲載されています。令和8年度のこの実施内容について確認いたします。

執行部 お答えします。

この調査測量設計委託料につきましては、卸売場の耐震改修実施設計と、耐震性能が低かったことから、新たな事務所を整備することとなり、仲卸業者、卸売業者、市の管理事務所が入ります現在の建物の解体の実施設計の業務委託料になります。

委員（時田 洋輔 君） では、また確認なのですが、卸売場はその設計をした後に、

それ以降というのはどういうふうに、もう令和8年度で終わり、それとも実際の工事などはどうなるのかなというのを確認いたします。

**執行部** お答えします。

令和8年度の実施設計の後に、令和9年度から——ただ、卸売業務を継続しながら工事を行いますので——令和9年度から3から4の工区に分けて、耐震改修の工事を実施する予定にしております。

**委員（時田 洋輔 君）** 分かりました。

では、最後に予算説明書620ページの債務負担行為で、中央卸売市場、市・卸売事務所及び仲卸事務所リース契約の債務負担行為が出ています。

第1点として、このリース契約の内容について伺いいたします。

**執行部** 現在、市や卸売業者、仲卸業者などの事務所が入っている建物につきまして、耐震診断の結果、耐震性能が低く、耐震改修工事での性能回復が困難なことから、新たな事務所を整備する予定にしております。この新たに整備する建物のリース料になっております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** これはどの時期からでしょうか。債務負担行為としては令和9年度からということですが、契約業務とかというのは令和8年度中に動き出すのですか、それとも令和9年度になってということでしょうか。

**執行部** この債務負担行為につきましてはリース料になりますが、令和8年度はリースの受託者選定のためのプロポーザル審査を予定しております。

受託者の決定後に建設に入りますが、完成まで約1年必要となりますので、実際にリース料の支払いが発生するのは令和9年度からになることから、令和9年から令和19年を期間とした債務負担行為としております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** ということで、いよいよ再整備が始まっていくわけですが、具体的にどういうものにするとか、リースとか、契約する前に市場関係者の意見というのは聴取されて反映とかされていくのでしょうか、確認いたします。

**執行部** 整備の内容につきましては、卸売業者や仲卸業者などと一緒に、協議を随時実施しております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** ぜひ、そうされているということですので、市場関係者等が利用しやすいし使いやすい、そういうのを一緒に考えて進めていただきたいと思います。

第2点ですが、その財源を見ますと、特定財源その他となっていますが、この財源は何でしょうか、伺いいたします。

**執行部**     お答えします。

市卸売事務所及び仲卸事務所のリースによる再整備に関しましては、その財源を全額一般会計からの繰入金を予定しております。そのことから、債務負担行為の特定財源その他のほうに計上しております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）**     そうですね。ここで一般財源というのは市場使用料とかの市場内でお金になりますけれども、それでは到底賄えるはずありませんし、この令和8年度の市政方針でも「市民の台所として機能してきた中央卸売市場及び地方卸売市場については、施設の再整備に向けた設計等に着手し、円滑な流通と食の安心安全の確保を図ります」と述べていらっしゃいます。

やはり、そういう市民の台所として機能して、宇部市の円滑な流通、食の安心安全を確保するのに必要な整備だと思いますので、今おっしゃったように、一般会計から繰入れをということで、そこは財政当局もそういう立場で、一般会計からこのリース業務を進めていくというのをきちんとやっていただきたいというのを要望いたしまして、質疑を終わります。

**委員長（猶 克実 君）**     以上で、時田委員の質疑は終わりました。

これで、中央卸売市場事業特別会計に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）**     次に、地方卸売市場事業特別会計について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、地方卸売市場事業特別会計に対する質疑は終わりました。

これで、特別会計当初予算に対する質疑を終結します。

---

**委員長（猶 克実 君）**     この際、お諮りいたします。

本日の予定はここまでですが、これを変更し、引き続いて、次回に予定しています企業会計当初予算の審査ほかを順次繰り上げて行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）**     御異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、これより企業会計当初予算に対する質疑の通告を受け付けるため、休憩に入ります。通告の受付は、この後、委員会の休憩と同時に開始し、11時15分までとします。

それでは、暫時休憩します。

再開は、庁内放送でお知らせします。

———— 午前10時37分休憩 ————

---

——— 午後零時 58 分再開 ———

**委員長（猶 克実 君）** 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより、企業会計当初予算に対する質疑を行います。

質疑は、会計ごとに行います。

---

**委員長（猶 克実 君）** それでは、まず、農業集落排水事業会計について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、農業集落排水事業会計に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** 次に、下水道事業会計について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、下水道事業会計に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** 次に、水道事業会計について、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

これで、水道事業会計に対する質疑は終わりました。

---

**委員長（猶 克実 君）** 次に、交通事業会計について質疑を行います。

質疑の通告が 2 名あります。通告順に発言を許可します。

時田委員の発言を許可します。時田委員。

〔委員 時田 洋輔 君 質問席へ移動〕

**委員（時田 洋輔 君）** それでは、早速ですが交通事業会計についてお伺いいたします。

まず、交通事業会計予算書の 5 ページに第 2 条業務の予定量が掲載されています。

まず、ここについてですけれども、この算出の根拠をお伺いしたいとともに、令和 7 年度から小中学生のバス運賃無料化が始まって、その分、やはり利用者也増加してくるのではないかなと思います。そういうところも含めた適正な見込みとなっているのでしょうかというところで確認したいと思います。

**執行部** お答えします。

令和 8 年度の業務量のうち、稼働バス台数と走行キロ数につきましては、令和 8 年 4 月 1 日のダイヤ改正後の運行内容を維持するために必要となる量を基に算出したものです。

また、利用者数が伸び悩んでいる輸送人員につきましては、令和 7 年度に実施した乗降調査な

どの乗車実態に基づく見込みに、令和7年7月から開始した小中学生のバス運賃無料化による増加分を1年分に換算した人数を加えて見込んでおります。また、この取組により、令和8年度から高校生となる方につきましても、引き続きサバスク学割（特殊全線定期券）を利用していただく効果として5%の増加を織り込んで算出して見込んでいるものです。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** では、今のところで再質疑なのですが、利用者数が伸び悩んではいるけれども、小中学生のバス運賃無料化による増加分を換算したりとか、さらに、この取組によって高校生となった方たち、その方の5%の増加も織り込み、算出しているということなのですが、そういう増える要素はありながら、全体として令和7年度の当初予算と比較すると、輸送人員、減の予定ですが、要するに増えた部分以上に減る部分があるということなのでしょうけれども、どの部分が令和8年度は影響しているのだろうという見込みなののでしょうか。

**執行部** お答えします。

減る部分といたしましては、予算書9ページ、旅客運送収入、乗合自動車収入のうち、車内現金に当たる部分となります。ここの金額、令和8年度当初は8,797万9,000円としておりますが、令和7年度当初の予算では車内現金は1億510万2,000円と見込んでおまして、ここが1,712万3,000円減少しております。ここが減少の理由でございます。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** そこからもう一個、再質疑なのですが、そういう方がICカードに流れていくだろうというわけではなく、単純に乗ることが減っていくという……。令和8年度はどういう見方をしたらいいですか。確認です。

**執行部** お答えします。

先ほど委員がおっしゃったICカードへの移行というところですが、こちらについては、一定程度、車内現金の方がICを使うようになって移行するということは見込んでおります。同じく、予算書9ページ、車内現金の上段に、ICカード（SF）とございますが、こちらがICカードの中の電子マネーでバスに乗車された方の見込みになります。こちらが1億4,355万6,000円としておりますが、令和7年度当初では1億3,867万6,000円としておりました。これにつきましては、増額はしておるものの、車内現金の減に追いついていないといったところが要因でございます。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 分かりました。

なぜ減っていくのか、よく分かりませんが、そういう方たちも、どう取り込んでいけるのかというところで、また検討・取組をしていただきたいと思います。

では次、質問の2の自動車事業収益ですが、同じ5ページの第3条になります。

これについては、業務量に基づいて算出しているのだと思いますが、改めて、その業務量に基づいてきちんと算出しているのかどうかをお伺いいたします。

**執行部** お答えします。

こちら第3条の自動車事業収益につきましては、令和7年度の実績に令和8年度の事業内容による増減分を加味して算出したもので、考え方としては先ほどの業務量と同じように考えております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** では、ここでも再質疑なのですが、業務量については、輸送人員が令和8年度は令和7年度に比べて減るだろうという見込みですが、その一方で、営業収益のほうは令和7年度と比較して増加するという見込みですけれども、その要因は何でしょうか。

**執行部** お答えします。

自動車事業収益が令和8年度増えるというふうに見込んでおる理由としましては、予算書9ページ、乗合自動車収入のうち、小中学生無料化事業2,640万1,000円という部分が主な要因でございます。これは昨年度はありませんでしたので、こちらで増えると見込んでおります。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** ということは、この小中学生のバス無料化というのは、収益にも影響してきて、いい効果で、輸送人員のところで見ると、それを高校生にもまたつなげていけたらということ、効果が出るであろうという見込みということですね。分かりました。

では、質問の3ですが、今度は次の予算書6ページの第5条の継続費についてですが、新川営業所の建替工事とありますが、その目的や、どのように令和8年度から建て替えをこの継続費の中で進めていくのか、なぜ単年度ではなく継続費としたのか、その辺りをお伺いいたします。

**執行部** お答えいたします。

新川営業所の建て替えについては、現在の営業所が昭和31年に建てられており、老朽化や運転士の労働環境改善のために、今回、建て替えを行うものです。

現在、宇部新川駅ロータリー付近で、市の所有していた建物及び用地を令和7年度中に取得し、設計を行っているところです。今後は令和8年度中に取得した土地に現存する建物の解体後、新営業所の建設を開始し、令和9年度の上期に新営業所へ移転及び供用開始を予定しております。なお、現在の営業所については、新営業所への移転後、解体することとしております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** では、幾つか再質疑なのですが、1つは、具体的に市が所有していた建物・用地というのは、どこの辺りですか。そちらに移転ということですよ。お願いします。

**執行部** 今、新たに土地を取得しております用地の場所は、宇部新川駅前のJRのロータリー

があらうかと思います。UBE株式会社から真っすぐ入ってきたところから宇部新川駅のロータリーに入る、あの入り口付近のビジネスホテルの横、UBE株式会社から見て手前側の土地を現在取得しているところです。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** もう一点は、令和8年度中に建物の解体と新営業所の開始ということで、これが工事費として上がっているのですが、令和9年度は移転及び供用開始ということで、工事がなさそうに見えるのですが、令和8年度と令和9年度での継続費というのは、なぜなのでしょう。

**執行部** お答えします。

令和8年度中には、今取得している土地には、使われていた前の施設の建物がございまして、まずそちらを解体した上で、新しい新営業所の建設については、令和8年度中には終わる見通しが立っていませんので、令和9年度まで工事がかかるというふうに考えておりますので、継続費としております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** あと、もう一つですが、解体の工事費は、この継続費には含まれていないのでしょうか。

**執行部** お答えします。

解体費については、こちらの第5条には含まれておりません。こちらは新築の費用のみとなっております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 分かりました。ありがとうございます。

では、質問の4ですが、今度は予算書40ページの説明の中に、運賃水準の在り方を検討していくとありますけれども、この検討の理由や経緯、いつ頃運賃改定したことがあるのか、経営状況とか、そもそも運賃を見直さなければいけない理由など、検討の理由と経緯について伺いたします。

**執行部** お答えします。

交通局では、前回の運賃改定は平成5年でして、この平成5年以降、消費税の引上げによる、消費税転嫁による運賃改定を除き、運行経費に基づく本格的な改定というのは30年以上実施しておりません。この30年の間で、燃料費は約7割、車両価格は約4割と大きく上昇していることに加え、近年の全国的な運転士不足に対応するための処遇改善による人件費の増加に運賃収入の増加が追いついていないため、令和8年度当初予算では純損失を9,423万7,000円と見込んでおり、繰越利益剰余金が25万円となる大変厳しい状況でございます。

また、地域の重要なインフラである公共交通を将来にわたり安定的に維持していくためには、

受益者負担として利用者の皆様にも相応の御負担をお願いせざるを得ない状況と考えております。  
以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** ここでも幾つか再質疑なのですが、路線バスの赤字部分というのは補助金で賄えるのではないかなと、今回の3月補正とかでも補助金が入ったりしていると思うのですが、その点についてお伺いします。

**執行部** お答えします。

これまでこうした路線バスの赤字部分の補助金で賄っていただいている分の費用上昇分というのは、国・県・市からの路線維持費補助金等により補填を受けてきたところではございますが、今後も増加する費用を補助金等に依存し続けることには、やはり限界があると考えております。

また、運転士の処遇改善など、安全に必要なサービスを維持するための費用につきましては、一定の受益者負担をお願いする必要があると認識しております。

以上でございます。

**委 員（時田 洋輔 君）** 路線バスというのは公共の乗り物で、特に鉄道などが発達していない宇部市では、このバスというのが公共の乗り物としてやはり要になる部分で、移動手段としても福祉的な要素もありますし、まちづくりを進めていく上でも必要なものだと思うのです。だから、そういう中で、補助金というところは、依存という言い方をされていましたがけれども、そこは補助金で黒字になるわけなので、こういう地方では福祉的要素も含んだりとか、そこはしっかりと補助金で受けながらというのは遠慮せずにといいか、それがもう当たり前というか、しようがない部分と割り切っていただきたいなと思いますが、もう一点、改めてお伺いですが、運賃の額というのは、そういう中でどのように決められるのでしょうか。

**執行部** お答えします。

路線バスの運賃というのは、国土交通省の運賃認可制度で定められた計算方法により、バスを運行するのに必要な人件費、燃料費、車両費などの総費用を基に、その路線をどれだけ走り、どれだけの利用があるかというところから割り戻して計算することとなっております。その上で、事業者が適正に事業を続けられるための適正な利潤を加えたものが、国土交通省が認める運賃の上限となります。この範囲内で事業者が実際の運賃を設定し、地域の公共交通として維持される仕組みとなっております。

また、全国的に路線バス事業者の厳しい状況を踏まえ、国においても運賃認可制度の見直しにより、運行費用を運賃に適切に反映しやすい枠組みも整備されているところです。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 今までの御答弁だと、運賃を見直すといっても、値上げになっていくのではないかなというところなのではけれども、運賃の見直しだけで、値上がりしたというのは、市民の利用者は値上げされただけが残ってしまってなのではけれども、運賃の見直しに

見合うようなサービス向上とか、その辺りも、市長も施政方針の中で丁寧な検討を進めていきますということでしたので、丁寧な検討をお願いしたいと思います。

次は、質問の5ですが、最後です。

今度は19ページに戻っていただいて、車両の更新についてです。

第1点目として、建設改良費にノンステップ型路線バス3台とありますが、車両の更新というのはどのように進めていかれるか、お伺いいたします。

**執行部** お答えします。

車両の更新につきましては、国・県の補助金を活用し、毎年2台から3台の購入を予定しているところです。また、車両の耐用年数を延ばすために、法定よりも高い頻度で点検を行い、かつ、程度のよい中古車が市場に出た場合は購入するなどして経費削減にも取り組んでおります。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 第1点目で再質疑ですけれども、では毎年二、三台の購入を予定ということですが、ということは令和8年度も予定どおりに更新をする予定ということでしょうか。

**執行部** 委員のおっしゃるとおり、予定どおり更新をしていくものです。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** 次の第2点ですが、その1台当たりの購入額や購入される予定の車両の仕様というのはどうなっているのかを確認いたします。

**執行部** お答えいたします。

令和8年度当初予算では、中型路線バス車両1台当たり税込み2,772万円で予算計上しております。

また、購入する予定の車の仕様ですけれども、国内で運行されている路線バスは、国が定める保安基準に基づき、各メーカーが共通的な仕様で製造している標準的な仕様のものを基本としております。主な仕様としましては、車椅子の方が利用できるよう、ノンステップでスロープがついており、ドアが開くと車高が下がるニーリング機能や、アイドリングストップ機能のほか、近年は交通事故防止や乗客の安全確保のため、国が装備を義務化しているメーカー独自の安全支援システムを有する仕様となっております。

以上です。

**委 員（時田 洋輔 君）** ということは、経済的にも、環境的にも、福祉的にもどんどん進んでいくということ、安全性もですね。その中で、安全支援システムを有する仕様という御答弁でしたが、この安全支援システムとはどういうものか、お伺いします。

**執行部** お答えします。

安全支援システムといいますのは、その具体的な機能は、運転士の視線を検知し、座席を振動

させて異常を知らせる装置や、運転士が運転できない状況に陥った場合に、運転席や客席に設置してある非常停止スイッチを押すことで、自動的にバスを停止させる機能のことです。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** 分かりました。私も時々バスに乗るので、新しいバスには運転席のすぐ後ろの横に押すのがあって、多分そのことですね。そういうのがついている。ただ、何かあって押すのはちょっと勇気がいるのかな、押してもいいのかなと思ったり、その辺はやはり利用者にもお知らせしながら、こういう安全装置・安全システムを備えていますというのを知ってもらって、もしものときにはきちんと利用者が使えるようにというような、啓発とかお知らせもぜひしていただきたいということを要望しまして、質疑を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、時田委員の質疑は終わりました。

次に、順位第2番、西村委員の発言を許します。西村委員。

〔委員 西村 享平 君 質問席へ移動〕

**委員（西村 享平 君）** お疲れさまです。清志会の西村です。

では、交通事業について4点ほど伺うのですけれども、まず1つ目の継続費、新川営業所建替工事の内容につきましては、時田委員と質問が重複するところがありますので、省略させていただきます。

次に、予算書7ページ、第6条、企業債のバス更新事業の内容というところで、内容につきましても伺いました。その中で、再質疑を省略して伺います。例えばですけれども、今現在、物価高騰等の社会情勢の変化に伴って、例えば、バスの更新であったり、購入の予定が変動する、3台が2台になるとか、そういう変動する予定というのはありますか。

**執行部** このバス更新事業の企業債、それから資本的支出のバス購入費につきましては、予算編成時の状況や実績を踏まえまして、適正に算定しているものです。ただ、状況については、今後変わることがあれば、その都度、補正予算などでお諮りすることで適切に対応していくように考えております。

以上です。

**委員（西村 享平 君）** ありがとうございます。

もう一つ、再質疑なのですけれども、企業債のほうで6,000万円を上限にというところを編成されていると思うのですけれども、購入時のバランスというか、そちらのほうを分かる範囲で教えていただければ。

**委員長（猶 克実 君）** 先ほどの答弁で、1台の値段があった。3台と言われましたよね。その明細をお願いします。執行部。

**執行部** お答えします。

こちらの企業債のほうでは、今、限度額6,000万円というふうに設定しておりますが、こ

れはバス1台につき2,000万円の企業債で、3台購入予定ですので6,000万円という計算でございます。

以上です。

委員（西村 享平 君） よく分かりました。ありがとうございます。

続いての質疑になります。予算書15ページです。損害賠償保険料です。令和7年度よりも増額している理由につきまして教えてください。

執行部 お答えします。

予算書15ページの一番下にあります損害賠償保険料の、今、1,223万5,000円計上しておりますけれども、この内訳といたしましては、自賠責保険が251万8,000円、任意保険料が969万6,000円、残りはその他の保険となります。

御質問の、この金額が上がった理由なのですが、このうち任意保険料が令和7年度当初予算と比べて49万2,000円ほど増えております。この増えた理由といたしましては、この任意保険料の算出は、車の購入価格によって金額が算出されるものとなっており、現在、物価高騰等により、年々、車の購入価格が上がっていていることが主な原因で、この保険料が上がっております。

以上です。

委員（西村 享平 君） ありがとうございます。

前年度の、例えば損害保険を使ったことではなくて、購入価格によって損害賠償保険料が増額する見込みということですね。分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問です。続いてなのなのですが、予算書12ページになります。燃料費なのですが、令和7年度より減額していることについて確認したいです。

執行部 お答えします。

まず、この令和8年度の委員がおっしゃった減額というのは、令和7年度当初と比べて1,621万8,000円、令和8年度当初から減っているということかと思います。減額の大きな理由としましては、令和7年度当初予算では、軽油単価を1リットル120.5円で見込んでおりましたが、令和8年度当初におきましては、予算編成時の状況で、軽油単価1リットル96.5円で見込んだものです。軽油単価につきましては、できるだけ安価に燃料を調達できるように、毎月入札をしまして調達しているところであります。今後とも価格動向を注視しながら、安定かつできる限り安価な燃料調達に努めてまいります。

以上です。

委員（西村 享平 君） ありがとうございます。

電気自動車に変わったりとか、ハイブリッド車が増えるから減ったということではないということですね。あくまでも単価が増減で減る見込みということで予算を組まれたということですね。

分かりました。ありがとうございます。

確認できましたので、私の質問を終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、西村委員の質疑は終わりました。

これで、交通事業会計に対する質疑は終わりました。

これで、企業会計当初予算に対する質疑を終結します。

以上で、一般会計、特別会計及び企業会計当初予算に対する質疑は、全て終了しました。

---

委員長（猶 克実 君） なお、質疑の過程において留保事項はありませんでした。

---

委員長（猶 克実 君） 次に、一般会計、特別会計及び企業会計当初予算議案に対する討論、表決を行います。市長、副市長の出席を求めるため、ここで暫時休憩します。

再開は、午後１時４０分といたします。

———— 午後１時２７分休憩 ————

---

———— 午後１時３５分再開 ————

委員長（猶 克実 君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより一般会計、特別会計及び企業会計当初予算議案の討論、表決に入りますが、討論は慣例により省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

委 員（三好 保雄 君） 討論をしたいのですけれども。

委員長（猶 克実 君） 異議ありますか。

委 員（三好 保雄 君） 討論はやっただけいいですか。

委員長（猶 克実 君） 省略したいと思います。これに御異議ありませんか。異議ありますか。

委 員（三好 保雄 君） 異議ありません。

委員長（猶 克実 君） 異議理由を申し立ててください。

委 員（三好 保雄 君） 当初予算について異議があるので、言わせていただきたいのですけれども。

委員長（猶 克実 君） 討論があるわけですね。

委 員（三好 保雄 君） 討論があります。

委員長（猶 克実 君） はい、分かりました。

委 員（三好 保雄 君） 令和８年度の予算でいいのですよね。（発言する者あり）

委員長（猶 克実 君） 暫時休憩します。

———— 午後 1 時 3 6 分休憩 ————

———— 午後 1 時 3 8 分再開 ————

委員長（猶 克実 君） 委員会を再開します。

最終日に討論ができるので、討論を省略するということで御理解いただきましたので、討論を省略します。御異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

委員長（猶 克実 君） まず、議案第 1 号令和 8 年度宇部市一般会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 賛成多数です。

よって、議案第 1 号は、可決されました。

次に、議案第 2 号令和 8 年度宇部市介護保険事業特別会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 賛成多数です。

よって、議案第 2 号は、可決されました。

次に、議案第 3 号令和 8 年度宇部市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 賛成多数です。

よって、議案第 3 号は、可決されました。

次に、議案第 4 号令和 8 年度宇部市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 賛成多数です。

よって、議案第 4 号は、可決されました。

次に、議案第 5 号令和 8 年度宇部市中央卸売市場事業特別会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第 5 号は、可決されました。

次に、議案第 6 号令和 8 年度宇部市地方卸売市場事業特別会計予算について、賛成の方の挙手

を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第6号は、可決されました。

次に、議案第7号令和8年度宇部市農業集落排水事業会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第7号は、可決されました。

次に、議案第8号令和8年度宇部市下水道事業会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第8号は、可決されました。

次に、議案第9号令和8年度宇部市水道事業会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第9号は、可決されました。

次に、議案第10号令和8年度宇部市交通事業会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第10号は、可決されました。

以上で、本委員会に付託されました当初予算議案10件の審査は終了しました。

引き続き、補正予算議案等の審査に入りますが、この際、議事の都合により、暫時休憩します。  
再開は午後2時とします。

———— 午後1時41分休憩 ————

———— 午後1時47分再開 ————

委員長（猶 克実 君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、これより補正予算議案等の審査に入ります。

審査は、各分科会に送付した議案等に対する審査の概要について、分科会ごとに会長報告及び会長報告に対する質疑を行った後、各補正予算議案等に対する討論、表決を行います。

なお、分科会会長報告は演壇で行い、会長報告に対する質疑は、自席から行うものとします。

委員長（猶 克実 君） では、議案第 11 号から第 19 号まで及び報告第 1 号の 10 件を一括議題とします。

まず、総務財政分科会の会長報告を求めます。

時田総務財政分科会会長。

〔委員 時田 洋輔 君 登壇〕

総務財政分科会会長（時田 洋輔 君） 去る 3 月 6 日の予算決算委員会前期全体会において、総務財政分科会に送付されました議案第 11 号令和 7 年度宇部市一般会計補正予算（第 7 回）中、本分科会担当部分外 1 件について、3 月 10 日に本分科会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その概要を御報告申し上げます。

議案第 11 号令和 7 年度宇部市一般会計補正予算（第 7 回）中、本分科会担当部分について、審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、歳入について、国庫支出金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、約 2 億 5,600 万円の減額補正の理由をただしたところ、主な要因としては、この交付金を財源とした低所得者世帯支援及び定額減税補足給付金に係る経費を、国の算定基準に沿って、令和 7 年度一般会計補正予算（第 2 回）に計上したが、支給額の確定等により、約 2 億 4,900 万円の不用額が発生したこと等によるものとの答弁がありました。

次に、財産収入について、土地売却収入を約 8,000 万円増額補正する理由をただしたところ、小羽山地区に所在する旧大和店舗横の駐車場用地を売却したことが大きな要因であるとの答弁がありました。

次に、歳出について、公共施設マネジメント推進経費のうち、公共施設等保全管理基金積立金の目的についてただしたところ、公共施設の改築、大規模改修、修繕といった維持管理のための目的基金であるとの答弁がありました。

さらに、債務負担行為のうち奨学金返還支援補助金の限度額変更の理由について、当初見込みより少ない申請人数にとどまったためとのことであるが、その原因をただしたところ、周知不足もあるが、事業初年度で申請人数の想定が難しかったことが要因である。今後は、宇部市の特徴である、10 年間の返還金支援と満 30 歳未満まで申請可能というメリットをしっかりと周知していき、本市の定住につなげていきたいとの答弁がありました。

その他につきましては、本席から特に御報告申し上げる事項はありません。

以上、本分科会に送付されました案件に対する審査の概要を申し上げ、総務財政分科会の報告を終わります。

委員長（猶 克実 君） 以上で、総務財政分科会の会長報告は終わりました。

これより、総務財政分科会の会長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** ないようですので、総務財政分科会の会長報告に対する質疑を終結します。

次に、文教民生分科会の会長報告を求めます。

城美文教民生分科会会長。

〔委員 城美 暁 君 登壇〕

**文教民生分科会会長（城美 暁 君）** 去る3月6日の予算決算委員会前期全体会において、文教民生分科会に送付されました議案第11号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）中、本分科会担当部分外3件について、3月10日に本分科会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その概要を御報告申し上げます。

それでは、議案第11号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）中、本分科会担当部分についてです。

審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、文化芸術振興費補助金について、彫刻展の開催をはじめとする彫刻事業に関する文化庁からの補助金の配分がなかったため、当初予算に計上していた612万8,000円を減額補正しゼロになったことについて、過去にこのようなことがあったのか、またその理由についてただしたところ、昨年度までは補助があったが令和7年度は採択されなかったものであり、文化庁からは明確な理由を御教示いただけなかったとの答弁がありました。

その他につきましては、本席から特に御報告申し上げる事項はありません。

以上、本分科会に送付されました案件に対する審査の概要を申し上げ、文教民生分科会の報告を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、文教民生分科会の会長報告は終わりました。

これより、文教民生分科会の会長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** ないようですので、文教民生分科会の会長報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設分科会の会長報告を求めます。

志賀産業建設分科会会長。

〔委員 志賀 光法 君 登壇〕

**産業建設分科会会長（志賀 光法 君）** 去る3月6日の予算決算委員会前期全体会において、産業建設分科会に送付されました議案第11号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）中、本分科会担当部分外5件について、3月10日に本分科会を開催し、慎重に審査を行いましたの

で、その概要を御報告申し上げます。

まず、議案第11号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）中、本分科会担当部分についてです。

審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、動物園入園料の減額補正について、ときわ動物園の年間入場者数の減少理由をただしたところ、猛暑による外出控えに加え、動物の入替え要望があるものの、園舎のハード面に余力がなく対応が難しいことが要因であり、あわせて、無料開放時は入場者数が多いものの全体的には減少傾向であるとの答弁がありました。

現在、ときわ公園全体での民間活力の導入を検討中であり、動物園は専門性が高く民間参入が難しい状況ではあるが、入園者増加に向け、検討を進めていきたいとのことでした。

次に、議案第17号令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第2回）についてです。

審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、固定資産売却益が1億6,360万円あった土地についてただしたところ、玉川ポンプ場供用開始に伴い不要になった栄川ポンプ場と鶴の島ポンプ場の跡地であり、市で評価した妥当な価格で売却したとの答弁がありました。

次に、議案第19号令和7年度宇部市交通事業会計補正予算（第2回）についてです。

審査の過程でなされた質疑を申し上げますと、雑収入448万4,000円の内容についてただしたところ、主なものは自動販売機収入であるとの答弁がありました。

その他につきましては、本席から特に御報告申し上げる事項はありません。

以上、本分科会に送付されました案件に対する審査の概要を申し上げ、産業建設分科会の報告を終わります。

**委員長（猶 克実 君）** 以上で、産業建設分科会の会長報告は終わりました。

これより、産業建設分科会の会長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** ないようですので、産業建設分科会の会長報告に対する質疑を終結します。

---

**委員長（猶 克実 君）** これより、討論、表決に入ります。

まず、議案第11号令和7年度宇部市一般会計補正予算（第7回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（猶 克実 君）** ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第11号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第 11 号は、可決されました。

次に、議案第 12 号令和 7 年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第 12 号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第 12 号は、可決されました。

次に、議案第 13 号令和 7 年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第 13 号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第 13 号は、可決されました。

次に、議案第 14 号令和 7 年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第 14 号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第 14 号は、可決されました。

次に、議案第15号令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第15号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第15号は、可決されました。

次に、議案第16号令和7年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第16号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第16号は、可決されました。

次に、議案第17号令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算（第2回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第17号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第17号は、可決されました。

次に、議案第18号令和7年度宇部市水道事業会計補正予算（第4回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第18号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第18号は、可決されました。

次に、議案第19号令和7年度宇部市交通事業会計補正予算（第2回）を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第19号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、議案第19号は、可決されました。

次に、報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件（令和7年度宇部市一般会計補正予算（第6回））を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（猶 克実 君） ないので、討論を終結します。

これより、採決します。

報告第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（猶 克実 君） 全会一致です。

よって、報告第1号は、承認されました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算議案等10件の審査は終了しました。

これで、本委員会の日程は全部終了しました。

本委員会の委員長報告については、正副委員長に御一任くださるようお願いいたします。

---

委員長（猶 克実 君） 以上で、予算決算委員会後期全体会を散会します。

—— 午後2時2分散会 ——